

報告書

令和 6 年度ユニコーン創出支援事業 (リーガルサポート等による新事業創出に向けた 基盤に関する調査)

野村総合研究所

コンサルティング事業本部
社会システムコンサルティング部

2025年2月



Executive Summary

背景・目的

- ・ 新事業活動を進めるにあたり、立法当時には想定されていなかったために時代に適応していない規制が支障となることが考えられるため、様々な領域における既存の規制の見直しが求められている。
- ・ 経済産業省では、産業競争力強化法に規定される事業者単位の規制改革ツールであるグレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス制度（三制度）の運用により、事業者単位の規制改革を推進している。
- ・ 本事業では、三制度の利用を促進するとともに、個別分野の規制改革に向けた先見的な法的課題の探索及び、先進的な規制改革制度の導入を目的として調査を実施した。

三制度の利用促進

- ・ 過年度調査で明らかになった三制度の利用促進に関する課題等に対応すべく、本事業では、スタートアップの事業環境整備に向け、官民が知見の共有・議論を行う「サポートコミュニティ懇談会」の開催及びスタートアップが弁護士に無償で規制に関する相談を行うことができる「スタートアップ新市場創出タスクフォース」の実施サポートを行った。
 - ・ 後者について、本事業期間内に10件の相談があり、新事業創出に繋がった事例も確認された。
- （１）サポートコミュニティ懇談会の開催・（２）スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施

個別分野の規制改革

- ・ 経済産業省が政策支援を行っているGX・AI分野について、規制改革を通じて更なる成長・発展を図るために、国内外の先進的な規制・制度の調査や国内法令の法的課題の探索を実施した。
 - ・ GXについて、規格等を活用して性能規定化を行い、国際的なルールメイキングを図る諸外国の事例や地方公共団体のローカルルールを監督・公表する、また、必要に応じて国に事務を移管する国内事例等が確認された。
 - ・ AIについて、個人情報保護法や著作権法等の法令の見直し・解釈の明確化に向け、規制所管省庁と民間事業者が意見交換する環境等が求められていることが明らかとなった。
- （３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革

諸外国の規制改革制度

- ・ 過年度調査で、日本に存在していない先進的な規制改革制度が諸外国に存在することが明らかになっており、本年度事業では、諸外国の規制改革制度の体系的な整理・個別事例が産業創造に繋がった要因の調査を通じて、日本においてさらなる規制改革を推進するための示唆の抽出を試みた。
 - ・ その結果、韓国・台湾において、オンラインプラットフォームを通じて、国民らが規制改革の提案を行い、規制所管省庁が回答する制度やオーストラリア等を中心に規制影響評価等のツールを活用して、既存の規制があることを是とせず、規制管理を行う潮流等が確認された。
 - ・ これらの取組は日本の規制改革促進においても有効な手段となりうる。
- （３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ②諸外国の規制改革制度

目次 (1/3)

Executive Summary	p. 1
目次	p. 2
本調査の背景・目的及び実施内容	p. 5
（１）サポートコミュニティ懇談会の開催	p. 10
（２）スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施	p. 12
（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア）GX 性能規定化に関する調査	p. 15
1. 性能規定化に関する調査	p. 17
Ⅰ GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理	p. 18
Ⅱ デスクトップ調査実施方法	p. 27
Ⅲ 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況	p. 30
Ⅲ－ⅰ 水素製造に関する法令の性能規定化状況	p. 33
Ⅲ－ⅱ 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況	p. 80
Ⅲ－ⅲ 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況	p. 85
Ⅳ 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況	p. 90
Ⅴ 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況	p. 93
2. 取りまとめ	p. 97

目次 (2/3)

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX ローカルルールに関する調査	p. 109
1. ローカルルールに関する調査	p. 111
Ⅰ 調査方針・調査対象分野の整理	p. 112
Ⅱ 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理	p. 115
Ⅲ 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール	p. 132
Ⅲ－ⅰ 温対法に関連するローカルルール	p. 132
Ⅲ－ⅱ 高圧ガス保安法に関連するローカルルール	p. 144
Ⅲ－ⅲ 消防法に関連するローカルルール	p. 148
Ⅲ－ⅳ 環境影響評価法に関連するローカルルール	p. 152
2. 取りまとめ	p. 157
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 イ) AI	p. 164
1. AIの法的課題・政策オプション仮説の構築	p. 166
2. AIの法的課題・政策オプション仮説の検証	p. 171
3. 取りまとめ	p. 173

目次 (3/3)

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ②諸外国の規制改革制度	p. 180
1. 海外規制改革制度の調査	p. 182
Ⅰ デスクトップ調査実施方法	p. 183
Ⅱ 調査結果：韓国の規制改革制度	p. 187
Ⅲ 調査結果：台湾の規制改革制度	p. 219
Ⅳ 調査結果：シンガポールの規制改革制度	p. 235
Ⅴ 調査結果：スウェーデンの規制改革制度	p. 248
Ⅵ 調査結果：オーストラリアの規制改革制度	p. 257
2. 制度活用事例の調査	p. 273
3. 取りまとめ	p. 284

本調査の背景・目的及び実施内容

- 昨今の急速なデジタル化の進展等により、新たなテクノロジーやビジネスモデルが日々生まれている。そのような新事業活動を進めるにあたり、立法当時には想定されていなかったために時代に適応していない規制が支障となることが考えられるため、様々な領域における既存の規制の見直しが求められている。また電動キックボードの事例のように、「ルールメイキング」による市場創出を図る形態が、日本企業の新たな成長の姿として期待されている。
- 経済産業省では、産業競争力強化法に規定される事業者単位の規制改革ツールであるグレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス制度の運用により、事業者単位の規制改革を推進している。また、過年度調査で明らかになった三制度の利用促進に関する課題等に対応すべく、スタートアップ新市場創出タスクフォース・サポートコミュニティ懇談会を運営し、更なる規制改革を図っている。
- 他方で、規制所管省庁のリソースが不足していることもあり、新市場の創出にあたり必要な規制改革は途上にある。新事業に挑む事業者が、複数の法的課題に直面している。
- そこで本事業では、昨年度に引き続きサポートコミュニティ懇談会の開催・スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施サポートにより、三制度の利用を促進するとともに、個別規制の改革に向けたデスクトップ調査による先見的な法的課題の探索・民間との意見交換による法的課題の把握、及び、先進的な規制改革制度の導入に向けた諸外国の規制改革制度の調査を実施した。

事業内容と実施内容（1/3）

事業内容（仕様書の記載項目）

（１）サポートコミュニティ懇談会の開催

実施内容（詳細は後頁に記載）

1. 事前準備

【イベント運営】

- ・ 会場手配
- ・ 備品準備・ロジ管理 等

【コミュニケーション】

- ・ 日程調整
- ・ 委嘱手続き
- ・ 開催案内連絡 等

2. 当日運営

【イベント運営】

- ・ 会場準備・撤収
- ・ 資料投影
- ・ マイク運搬 等

【コミュニケーション】

- ・ 受付
- ・ 議事録作成
- ・ 緊急連絡対応 等

3. 事後対応

【イベント運営】

- ・ 議事録修正

【コミュニケーション】

- ・ 参加御礼連絡
- ・ 謝金支払い

×2（第1回サポートコミュニティ懇談会・第2回サポートコミュニティ懇談会で各々実施）

（２）スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施

1. 事前準備

【コミュニケーション】

- ・ 委嘱手続き

2. 当日運営

【コミュニケーション】

- ・ 議事録の受領

3. 事後対応

【コミュニケーション】

- ・ 謝金支払い
- ・ 活用したスタートアップの業種や事業内容、規制内容などの集計

事業内容と実施内容 (2/3)

事業内容 (仕様書の記載項目)

(3) 事業者単位の規制改革 制度に関する国内外の 実態調査

①個別分野の規制改革

ア) GX

性能規定化に関する調査

(3) 事業者単位の規制改革 制度に関する国内外の 実態調査

①個別分野の規制改革

ア) GX

ローカルルールに関する調査

(3) 事業者単位の規制改革 制度に関する国内外の 実態調査

①個別分野の規制改革

イ) AI

実施内容 (詳細は後頁に記載)

1. 性能規定化に関する調査

【デスクトップ調査】

- ・ 既存規制の見直し・新たな規制の導入が求められているGXの取組分野を特定
- ・ 上記の取組分野に関連する国内外の法令について、条項レベルで規定手法を調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III - i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III - ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III - iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

2. 取りまとめ

【取りまとめ】

- ・ デスクトップ調査結果を基に、諸外国の性能規定手法・安全管理の考え方を類型化
- ・ 日本においても適用しうる性能規定化に向けた流れ・考え方を抽出

1. ローカルルールに関する調査

【デスクトップ調査】

- ・ 新技術の導入が進められているGXの取組分野を整理し、関連する法律を特定
- ・ 地方公共団体の条例・規則等を調査し、事業展開の妨げとなりうるローカルルールを整理

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III - i 温対法に関連するローカルルール

III - ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III - iii 消防法に関連するローカルルール

III - iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

2. 取りまとめ

【取りまとめ】

- デスクトップ調査結果を基に、事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因を整理
- 国内の検討状況を踏まえ、取りうるローカルルールの防止策を整理

1. AIの法的課題・政策オプション 仮説の構築

【デスクトップ調査】

- ・ AI開発のデータ取得局面において、事業者が抱えている法的課題、法的課題解決に繋がる政策オプションの仮説を構築

2. AIの法的課題・政策オプション 仮説の検証

【ヒアリング調査】

- ・ 有識者ヒアリング及び事業者ヒアリングを実施
- ・ 事業者ヒアリングで、法的課題仮説・政策オプションの仮説の検証を実施

3. 取りまとめ

【取りまとめ】

- ・ ヒアリング調査結果等を基に、AI開発のデータ取得局面における法的課題・政策ニーズ・政策オプションを整理

事業内容と実施内容 (3/3)

事業内容（仕様書の記載項目）

(3) 事業者単位の規制改革
制度に関する国内外の
実態調査

②諸外国の規制改革制度

実施内容（詳細は後頁に記載）

1. 海外規制改革制度の調査

【デスクトップ調査】

- 先進的な規制改革制度を導入している可能性のある国について、各国の規制改革制度を体系的に調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

2. 制度活用事例の調査

【ヒアリング調査】

- 制度活用により、産業創造につながった個別事例に関する情報収集を実施

3. 取りまとめ

【取りまとめ】

- デスクトップ調査結果等を基に国毎の規制改革制度及び、規制改革に関する考え方を整理
- 上記を通じて、日本においてさらなる規制改革を推進するための必要な要素を整理

(4) 報告書の作成

- (1) ～ (3) の実施内容について、本報告書に取りまとめ



(1) サポートコミュニティ懇談会の開催

事業概要

事業の背景及び目的

- スタートアップによる新市場創出を促進するため、スタートアップ関連団体や専門家等との知見の共有を行い、よりスタートアップがルールメイキングをしやすい環境を整備する必要がある。
- 令和5年度より、2つのワーキンググループ（WG）が立ち上がり、スタートアップ創出に向けた環境整備・規制改革制度の導入に向けて検討が進められている。
- そこで、本事業ではスタートアップが抱える法的課題解決のための規制見直しに向けた提言・必要な規制改革制度の提案を行ってもらうことを目指し、闊達な意見交換が行われる環境を整備した。

業務内容および事業実施方法

1. 事前準備

2. 当日運営

3. 事後対応

イベント運営



- 会場手配
- 備品準備・ロジ管理
（資料の印刷、名刺フォルダー）等

- 会場準備・撤収
- 資料投影
- マイク運搬 等

- 議事録修正

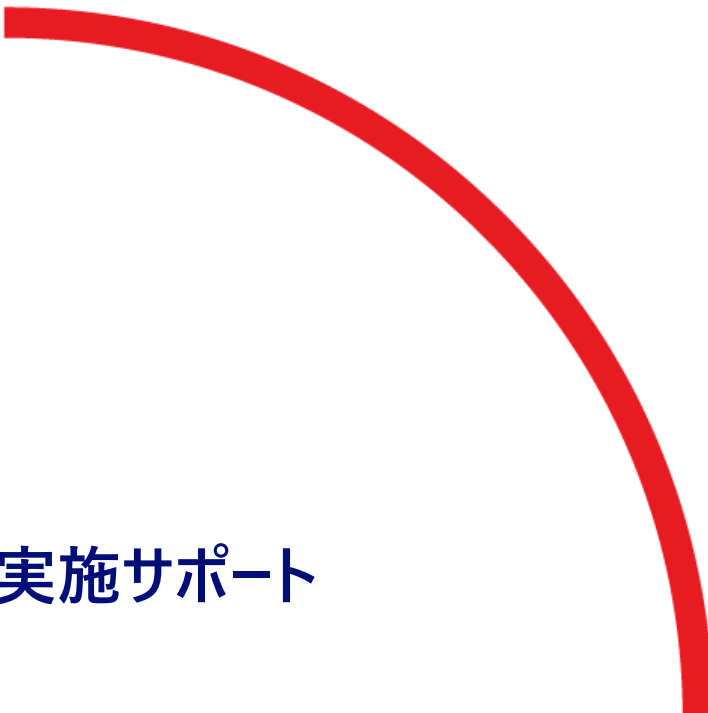
コミュニケーション



- 日程調整
- 委嘱手続き
- 開催案内連絡 等

- 受付
- 議事録作成
- 緊急連絡対応 等

- 参加御礼連絡
- 謝金支払い



(2) スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施サポート

事業概要

事業の背景及び目的

- スタートアップの新市場創出の推進に向け、規制に関する相談対応、グレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス制度等の規制対応の制度の活用促進を行うため、専門の弁護士からなる「スタートアップ新市場創出タスクフォース」が設置されている。
- スタートアップ新市場創出タスクフォースの支援対象は、事業環境が急速に変化するスタートアップであるため、速やかに相談できる環境を整える必要がある。
- それゆえ、事業開始と同時に実施サポート業務を開始した。
- また、スタートアップ新市場創出タスクフォースの活用結果を集計し、事業者の新事業創出に繋がっているかを確認した。

業務内容および事業実施方法

1 | 事前準備

コミュニケーション



- 委嘱手続き

2 | 当日運営

- 議事録の受領

3 | 事後対応

- 謝金支払い
- 活用したスタートアップの業種や事業内容、規制内容などの集計

（２）スタートアップ新市場創出タスクフォースの実施サポート

スタートアップ新市場創出タスクフォース（TF）の実施状況

- 本事業期間において、10件の新規事業に関する相談があった。
- 労働関連・医療関連の法令に関する相談が多くみられた。
- スタートアップ新市場創出タスクフォースに相談が為された事業のうち、3件についてサービスの実施がデスクトップ調査で確認された。
本取組が新事業創出に繋がっているといえる。

TFで議論の対象となった法令

TF	相談回数
労働者派遣法	3
職業安定法	2
労働基準法	2
薬機法	2
個人情報保護法	2
空き家対策特別措置法	1
フリーランス法	1
薬剤師法	1
厚生労働省通知	1
保険業法	1
弁護士法	1
資金決済法	1
所得税法	1
特定商取引法	1
地方自治法	1

TFの実施結果

TFにおける結論の分類*	該当する件数**	サービス実施が確認された件数
法的論点が解消	1	0
中央省庁相談窓口・弁護士等への確認を推奨	7	3
法的論点が解消したが、事業実施のリスクが高い	2	0
合計	10	3

* 複数の法的論点について相談し、論点毎に結論が異なる場合は、事業実施に向けて最も障壁が高い結論を引用

** 現在、結論が出ていない事業については、件数に含めていない

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査
①個別分野の規制改革 ア) GX 性能規定化に関する調査

（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア）GX 性能規定化に関する調査

事業概要

事業の背景及び目的

- GX実現に向け、規制影響評価等を基に、既存規制の見直し・新たな規制の導入することが国際的な潮流となっており、その一環として、規制に柔軟性を持たせる性能規定化が進められている。
- 日本においても、現在、仕様規定となっているが、性能規定化することにより、新技術の開発・導入において有利に働く規制も存在することが考えられる。
- そこで、今後の新技術の開発・導入を見据え、性能規定化する上での必要な規定の考え方（性能規定自体の規定の仕方等）・安全管理の方法等を諸外国との比較により、整理した。

業務内容および事業実施方法

1. 性能規定化に関する調査

デスクトップ調査



- 既存規制の見直し・新たな規制の導入が求められているGXの取組分野を特定した。
- 性能規定化が進んでいる諸外国で、上記の取組分野に関連する法令について、条項レベルで性能規定の有無・規定手法をデスクトップ調査した。

2. 取りまとめ

取りまとめ



- デスクトップ調査結果を基に、諸外国の性能規定手法・安全管理の考え方を類型化した。
- また、日本においても適用しうる性能規定化に向けた流れ・考え方を抽出した。

1. 性能規定化に関する調査

【デスクトップ調査】

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

GX実現に向けた政策動向

- OECDのレポートによれば、GX実現に向け、規制影響評価や予防原則、リスクベースアプローチ等を基に、既存規制の見直し・新たな規制の導入を行うことがトレンドとなっている。

GX実現に向けたよりよい規制（better regulation）を導入するための考え方

環境に対する規制の影響評価

- 規制を導入することによる費用対効果を、経済的影響だけでなく、環境への影響も含めて評価を行う。
- 定期的に評価を行うことで、不要な規制が導入された状態が続くことを防ぐ。

予防原則（PP）

- 推定できないリスクが存在する場合やリスクベースアプローチを適用することができるか判断する場合に使用する。
- 避けるべき脅威がある場合には、徹底的に予防を行い、脅威を回避する。

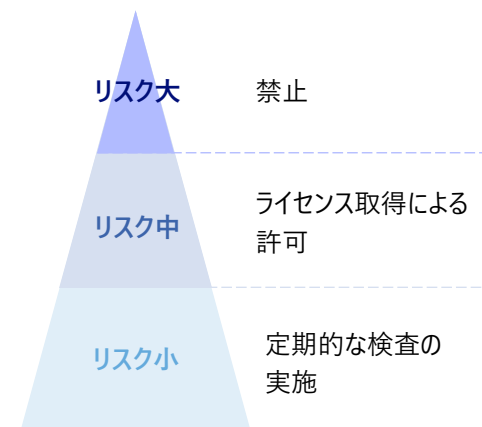
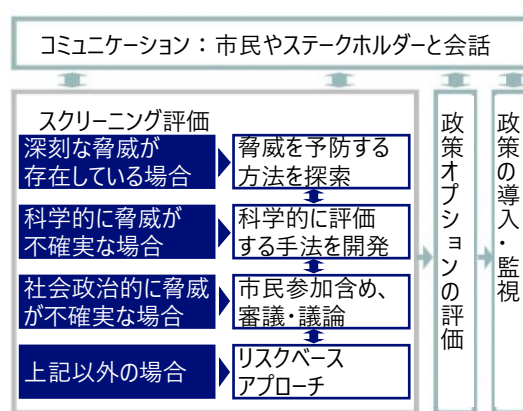
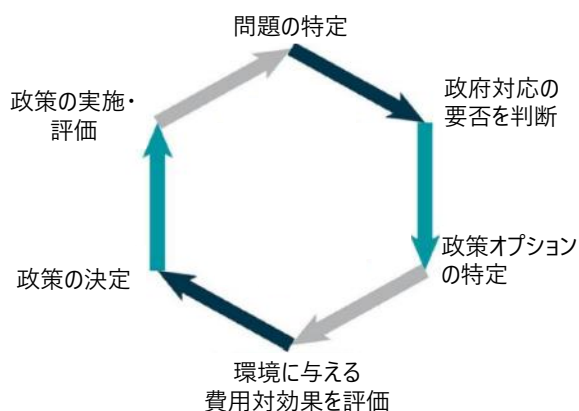
リスクベースアプローチ

- 規制を導入しないことで環境負荷が高まるリスク及び、規制を導入することで経済的不利益が生じるリスク、規制を緩和することで事故等により人間に危害をもたらすリスク等を、トレードオフを含めて重みづけし、政策を決定する。
- 既存規制の見直し・新たな規制の設計

考え方の概要

考え方を活用する場面

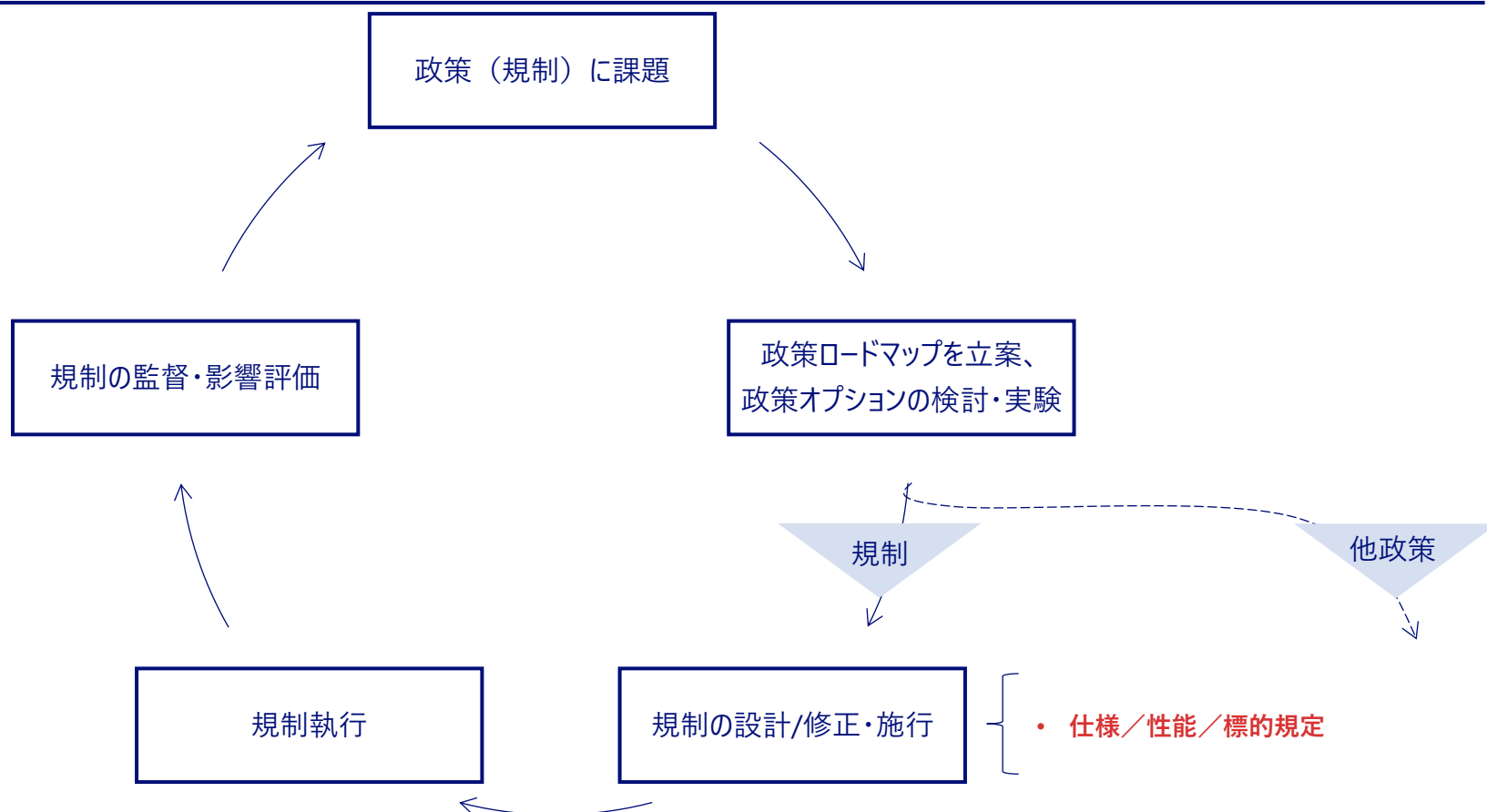
検討プロセス（イメージ）



規制ガバナンスサイクルと政策アプローチの整理

- イノベーションに向け、目的に合った規制を選択する、規制ガバナンス強化の1つのアプローチとして、規制における規定手法を見直すことが挙げられる。
- 規定手法としては、仕様規定／性能規定／標的規定が挙げられる。

規制ガバナンスサイクルと政策アプローチ



規定手法別の特徴

- 規制の設計において、規定の選択は重要なファクターであるが、いずれの規定手法においても危害を防止できない可能性や経済活動の幅を狭める可能性があり、時と場合に応じて使い分けことが重要であり、執行プロセスと併せて検討することも重要がある。

	規定の特徴	危害の防止効果	経済活動の自由度
仕様規定 “Specification” norms	事業活動がどのように実行されるべきかを指定する 例) 使用する管材は、国の規格を満たしたものであること	- 規制当局と事業者の双方が、共通認識を得やすく、執行しやすい - 一方、規定の遵守と目標とする成果の達成との間に潜在的な不一致が生じる	- 望ましい事業活動を抑制したり、望ましくない事業活動を排除できなかったりする - 技術的な硬直性が高く、現場での管理によってのみ遵守を測定することが可能な場合がある
性能規定 “Performance” norms	事業活動の直接的な成果であるべきものを規定する 例) 防火設備は、火熱が加えられた場合にも、加熱開始後二十分間は、当該加熱面以外の面に火炎を出さない	規範が軽減を目指している最終的な害に焦点を当てていないため、害の防止や軽減に失敗する可能性がある	- 中間的な成果に焦点を当てるため、事業の詳細は規定しない - それゆえ、事業者の事業活動に確実性を保証する一方で、技術革新と柔軟性のための大きな余地を残している
標的規定 “Target” norms	特定の危害（harms）の発生源を違法とする 例) 化学物質製造設備が、周囲に有害な影響を与えないこと	企業がどのように活動を実施すべきかを示しておらず、また、達成すべき中間的な成果について言及していないため、危害を防止できない可能性が高い	事業者に対する負担が最も少なく、経済効率性とイノベーションの観点からより魅力的であると同時に、最大の柔軟性ももたらす

国内での性能規定化の状況①：容器保安規則等

- 日本でも事業者要望等を基に、海外比較を行い、性能規定化が進められてきた。
- 容器保安規則等における、特定不活性ガスの定義は、事業者要望を受け、諸外国の規格を参考に、日本においても仕様規定から性能規定への見直しが行われた。

特定不活性ガスの性能規定化

仕様規定により生じていた問題

- ・ 地球温暖化対策の一環として、民間企業において地球温暖化係数の低い新冷媒（不活性ガス）の開発が進められてきた。
- ・ 一方、冷凍保安規則等では、特定不活性ガスが掲名（仕様規定）により定義されており、新たに開発された新冷媒は、規則が変更されるまで使用において制約がある（可燃性ガスとして取り扱う必要がある）状態となっていた。

性能規定化の内容及び検討

- ・ 掲名による列挙ではなく、特定不活性ガスの定義（性能規定化）を定めることで、新冷媒が開発された場合にも迅速に普及できる環境を整えた。
- ・ 性能規定の定義は、諸外国の規格を参考に、既存の特定不活性ガスの爆発・燃焼実験を行うことで、検査方法を定めることにより行った。

（参考） 条文の 変更内容

（用語の定義）

三の二 特定不活性ガス

不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ フルオロオレフィン 千二百三十四 y f

ロ フルオロオレフィン 千二百三十四 z e

ハ フルオロカーボン 三十二

（用語の定義）

三の二 特定不活性ガス

不活性ガスのうち、フルオロカーボンであって、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの

出所）「特定不活性ガスの性能規定化に関わる省令等の改正について」等を基にNRI作成

国内での性能規定化の状況②：建築基準法

- 建築基準法は、平成10年に改正され、性能規定化された。
- これまでの建築基準法関連法令の仕様規定を残しつつ、建築基準法及び政令で性能基準を定めることで、事業者がこれまでの仕様に基づく建築方法だけでなく、より自由度のある建築方法を選択することが可能となった。

建築基準（例：耐火建築物・防火設備）に関する主な法令と記載例・概要

	要求性能	性能基準	例示仕様
建築基準法	主要構造部は、屋内において発生が予測される火災による火熱に耐えること 等		
建築基準法施行令	政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備とする 等	防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないもの 等	
建設省告示 第千三百六十号 防火設備の構造方法を定める件			鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの 等

【参考】建築基準法施行令における防災設備に関する性能規定の記載

■ 建築基準法施行令では、防火設備に係る関係条文等として以下の記載がある。

(遮炎性能に関する技術的基準)

第百九条の二 法第二条第九号の二ロの政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

(防火区画)

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計千五百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。（2～13略）

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

※一部抜粋

出所) 建築基準法施行令

【参考】建築基準法関係告示における防災設備に関する仕様規定の記載

■ 建設省告示第 1360 号防火設備の構造方法を定める件では、防火設備に係る関係条文等として以下の記載がある。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二のロの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する建築基準法施行令第百十二条第十六項に規定する構造とすること。

二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの

ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの

ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの

ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの

ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

四 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

出所）建設省告示第 1360 号防火設備の構造方法を定める件

諸外国での建築基準に関する性能規定化の状況

- 性能規定化に関する検討は、諸外国では1990年代より建築物において進んでいる。背景として、用途や規模等多様な設計要件があるため、技術革新のスピードに比較的早期から追い付けなかったことが挙げられる。
- 性能規定化の進捗は国毎に異なる。進捗は、執行主体や法体系に依存すると考えられる。
- 建築基準に関して、米国は国主導で性能規定をガイドライン（モデルコード）で定めたが、執行主体が州であり、強い権限を持つため、性能規定の導入が進まなかった。

建築基準に関する性能規定化状況

	アメリカ	イギリス	オーストラリア	ニュージーランド
法体系	各州法（モデルコード有）	- 建築法 - 建築規則	各州法（モデルコード有）	- 建築法 - 建築コード
執行主体 規制主体	各州政府	- 国 - 地方自治体	- 各州政府 - 国・州の共同設立機関	- 国 - 地方自治体
性能規定が定められた時期	2001年（モデルコード）	1985年	1996年（モデルコード）	1992年
性能規定化状況	各州でほとんど導入されず	全国的に採用	全国的に採用	全国的に採用

出所) 国土交通省「諸外国の建築基準体系」等を基にNRI作成

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

1. 性能規定化に関する調査 II デスクトップ調査実施方法

調査方法

- 同じGXの取組分野でも、国毎に法体系は異なり、法令を1対1で比較できない。
 - 例えば、水素分野に関して、韓国では水素経済促進・安全法（Hydrogen Economy Promotion and Hydrogen Safety Act）が水素を利用する広範囲の場面をカバーするが、オーストラリアでは利用する場面毎に法律が異なる等、同一の取組分野でも法体系が異なるため、法律を1対1で比較することはできない。
- それゆえ、調査するGXの取組分野に優先順位を付けながら、各国の関連する法令を調査・整理した上で、条項レベルで性能規定を調査した。
- また、性能規定化に至る経緯には、各国の政策目標・方針関連していることが考えられるため、各国の政府資料についてもレビューを行った。

水素分野に関する各国の法体系

	イギリス	韓国	オーストラリア	オランダ
水素製造	ATEX Workplace Directive ATEX Equipment Directive Environmental Impact Assessments	Korea Gas Safety Corporation Codes Hydrogen Economy Promotion and Hydrogen Safety Act	AS 22734 Hydrogen generators using water electrolysis AS 16110.1 Hydrogen generators using fuel processing technologies AS 16110.2 Hydrogen generators using fuel processing technologies	Besluit risico's zware ongevallen Wet ruimtelijke ordening Wro Wet algemene bepalingen omgevingsrecht Wabo
輸送パイプライン	Pipeline Safety Regulations Environmental Impact Assessments	Hydrogen Economy Promotion and Hydrogen Safety Act	Transportable gas storage devices	Pipelines External safety Decree
道路運搬（トンネル含む）	International Carriage of Dangerous Goods by Road Pressure Equipment Regulations 2016	Hydrogen Economy Promotion and Hydrogen Safety Act	Basic considerations for the safety of hydrogen systems Gaseous hydrogen – Land vehicle fuel containers	Transport on hazardous substances Wet vervoer gevaarlijke stoffen Regeling energie vervoer Energy for Transport Registry
水素ステーション	Hazardous Substances Act COMAH (2015) Regulations	Hydrogen Economy Promotion and Hydrogen Safety Act	Gaseous hydrogen – Fuelling stations Amendment 1 Gaseous hydrogen – Fuelling stations	Besluit infrastructuur alternatieve brandstoffen Wet ruimtelijke ordening Wro
家庭利用	Gas Safety (Management) Regulations 1996 1990 Gas Appliance Directive	Korea Gas Safety Corporation Codes		Regeling energie vervoer Energy for Transport Registry

出所) OECD「Risk-based Regulatory Design for the Safe Use of Hydrogen」等を基にNRI作成。オーストラリアについては、国単位の法令・モデルコードを整理している。

調査対象分野／調査対象国

■ 調査対象分野：水素・再生可能エネルギー（洋上風力）・CCS

- GXに向けた脱炭素の取組方針が個別分野毎にまとめられているGX推進戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）では、再生可能エネルギー・水素・CCS分野について既存規制の見直し・新たな規制の導入を進める旨が記載されており、該当分野を調査することで、今後の法改正の議論等の参考にできる可能性があるため、調査対象とした。

■ 調査対象国：韓国・オーストラリア・オランダ・フランス

- GX政策に積極的であり、高圧ガス総体としての規制ではなく、水素利用に関する個別の安全規制を敷いている、または建築分野等で積極的に性能規定化を推進している4か国を調査対象とした。

GX推進戦略における分野別の取組方針における規制改革に関する記載

取組分野*	既存規制の見直し・新たな規制の導入に関する記載
省エネルギーの推進・製造業の燃料転換	－（記載なし）
再生可能エネルギーの主力電源化	● <u>陸上風力等に関する規制の合理化</u> に向けた取組を進める旨が記載
原子力の利用	－（記載なし）
水素・アンモニアの導入促進	● 諸外国と比較し、 <u>水素等に関する規制の合理化・適正化</u> を図る旨が記載
カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備	－（記載なし）
蓄電池産業	－（記載なし）
資源循環	－（記載なし）
運輸部門のGX	－（記載なし）
住宅建築物	● 建築基準の合理化を促進する旨が記載
カーボンリサイクル／CCS	● <u>CCSについて、法整備・制度的措置整備の検討</u> を進める旨が記載
食料・農林水産業	－（記載なし）

* 新技術の開発・導入が前提であるため、カーボンプライシング、国際協力等枠組みの整理について取組分野に含んでいない。

出所）GX実行会議「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」を基にNRI作成

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

調査対象国の水素関連政策の動向

- 日本・韓国が年間水素供給量を目標とするのに対し、オーストラリア、フランスは、水素生産量に関する目標を掲げている。
- いずれの国においても、水素生産・供給拡大等に向け、規制の見直しに取り組むことが政府方針として明記されている。

	水素関連政策文書	水素に関する政策目標	政府資料における規制に関する記載（抜粋）
日本	水素基本戦略 (2023年)	2040年までに年間水素供給量： 1,200万トン	安全の確保を前提とし、検査・試験方法の見直しを含む合理化・適正化を進め、更なる規制見直しを通じて水素ステーションの整備費、運営費の低減に努める
韓国	水素経済 活性化ロードマップ Hydrogen Economy Roadmap 2040 (2019年)	2040年までに年間水素供給量： 526万トン	水素製造・貯蔵・輸送・利用のサイクル全体を通して安全管理基準および部品・製品の安全性評価を強化し、安全管理法を制定
オーストラリア	2024年 国家水素戦略 National Hydrogen Strategy 2024	2050年までに年間水素生産量： 1,500万トン	安全に関する全国的に一貫したベストプラクティス規制を提供することに取り組む
オランダ	国家水素戦略 Government Strategy on Hydrogen (2020年)	2030年までに水電解装置の導入量： 3～4GW	（将来の輸送ネットワークの運用に向け、）パイロットテストを実施するための法定を行い、規制上の柔軟性を創出することに取り組む
フランス	国家水素戦略 NATIONAL HYDROGEN STRATEGY (2020年)	2030年までに脱炭素水素年間生産量： 60万トン	（欧州での水素生産・利用のリーダーとして）持続可能で回復力のある欧州のバリューチェーンの出現を促進するために、様々な障壁（規制、規範等）を取り除く作業に関与する

調査対象国における水素バリューチェーン毎の規制状況

- 水素製造・供給・利用の規制の充実度合いは、国により異なり、性能規定化の状況も異なると考えられた。
- いずれの国においても規制が存在するが、国毎に規制の状況が異なる「水素製造」・「水素パイプライン」・「水素ステーション」について、性能規定を調査した。

水素バリューチェーンと各工程における規制の状況

	つくる	はこぶ		つかう	
	水素製造	水素パイプライン	道路輸送	水素ステーション	家庭利用
日本	高圧ガス（可燃ガス）として水素製造を許可	高圧ガス輸送として輸送を許可*	可燃ガスのために策定された規制で許可	水素ステーションについて個別規定を定め許可	燃料電池の家庭利用に関する規制あり
韓国	水素専用の規制で水素製造を許可	高圧ガス輸送として輸送を許可	可燃ガスのために策定された規制で許可	可燃ガスのための規制で許可	燃料電池の家庭利用に関する規制あり
オーストラリア	ガス設備として水素製造を許可	天然ガスパイプラインでの水素輸送を許可	可燃ガスのために策定された規制で許可	可燃ガスのための規制で許可	規制なし
オランダ	有害物質として水素製造を許可	有害物質の輸送として水素輸送を許可	可燃ガスのために策定された規制で制限	可燃ガスのための規制と個別のソフトローで制限	規制なし
フランス	無機化学物質として水素製造を許可	有害物質の輸送として水素輸送を許可	可燃ガスのために策定された規制で許可	水素ステーションについて個別規定を定め許可	規制なし

※規制なしは、赤字、水素専用の規制／規定がある場合は、青字

* 日本の水素パイプラインの規制については、高圧ガス保安法の適用を受ける場合、ガス事業法・電気事業法の適用を受ける場合があり、上記は高圧ガス保安法の適用を前提に記載。

出所) OECD「Risk-based Regulatory Design for the Safe Use of Hydrogen」等を基にNRI作成

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

日本の水素製造に係る法令と性能規定化の状況

- 日本では、高压ガス保安法で、水素製造のための技術上の基準を一般高压ガス保安規則において定める旨が、記載されている。
- 一般高压ガス保安規則では、性能基準が示され、さらに客観的かつ具体的な例示仕様が一般高压ガス保安規則関係例示基準に示されており、性能規定化が進められている。
- 後段に述べる通り、完成検査等によりその基準を満たすことを担保することで、製造施設の構造・製造方法等は性能規定化されていると考えられる。

水素製造（例. 定置式製造設備である製造施設）に関する主な法令と性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様・例示基準
高压ガス保安法	- 製造のための施設の位置、構造及び設備・製造方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合する - 製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない		
一般高压ガス保安規則	- 製造設備が定置式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（性能基準参照）を掲げる - 経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない	- 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げる - 液化ガスの貯槽の周囲には、漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずる 等	
一般高压ガス保安規則 関係例示基準			- 事業所の境界線は、壁、門、柵等を設置するか又は地上にペイントで線を引く - ガス漏えい時に速やかに遮断する措置（装置）は、液圧・気圧等を動力源とし、JIS規格の検査に合格すること 等

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の要求性能に関する記載

■ 高圧ガス保安法では、製造に関する許可の基準として以下の記載がある。

(許可の基準)

第八条都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。

一製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第三十九条の十五第一項第一号及び第二項、第三十九条の二十第一項第四号、第三十九条の二十二第一項、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）[のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合する](#)ものであること。

二製造の方法が[経済産業省令で定める技術上の基準に適合する](#)ものであること。

三その他製造が[公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない](#)ものであること。

※一部抜粋

出所) 一般高圧ガス保安規則

【参考】日本 | 一般高圧ガス保安規則における水素製造の要求性能・基準に関する記載 (1/2)

- 一般高圧ガス保安規則では、定置式製造設備に係る技術上の基準として以下の記載がある。

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあっては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。

二 製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備の外側から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。

三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）は、その外側から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外側から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第四十三号に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

五 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外側から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

七 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（可燃性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が千トン以上のもの、毒性ガスの液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が五トン以上のものに限る。）の周囲には、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。

※一部抜粋

出所）一般高圧ガス保安規則

【参考】日本 | 一般高圧ガス保安規則における水素製造の要求性能・基準に関する記載 (2/2)

■ 一般高圧ガス保安規則では、定置式製造設備に係る技術上の基準として以下の記載がある。

八 前号に規定する措置のうち、防液堤を設置する場合は、その内側及びその外面から十メートル（毒性ガスの液化ガスの貯槽に係るものにあつては、毒性ガスの種類及び貯蔵能力に応じて経済産業大臣が定める距離）以内には、当該貯槽の付属設備その他の設備又は施設であつて経済産業大臣が定めるものの以外のを設けないこと。

九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

十 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とすること。

十一 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備（特定設備検査規則第三条に規定する特定設備をいう。以下同じ。）又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十二 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十三 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること

※一部抜粋

出所）一般高圧ガス保安規則

【参考】日本 | 一般高圧ガス保安規則関係例示基準における例示基準に関する記載 (1/2)

■ 一般高圧ガス保安規則関係例示基準では、防火設備に係る関係条文等として以下の記載がある。

1. 境界線・警戒標等標識

高圧ガス製造事業所等の境界線及び警戒標は、次の各号の基準によるものとする。

1. 事業所の境界線は、次の基準によるものとする。

事業所の境界線は、壁、門、柵等を設置するか又は地上にペイントで線を引くこと等により明示すること。

2. 事業所等の警戒標は、次の各号の基準によるものとする。

2.1 事業所の警戒標は、当該事業所の境界柵、塀等に設けられている出入口それぞれの付近で外部から見やすい場所に掲げること。

2.2 事業所内の施設の一部のみが高圧ガス保安法の適用を受ける施設である場合には、2.1 の警戒標のほか、事業所内の当該施設が設置されている区画、建物又は建物内の区画等の出入口の付近で外部から見やすい場所に掲げること。この場合、当該施設に立入り又は近接できる方向が数方向ある場合には、そのそれぞれの方向に対して掲げること。ただし、冷凍設備、低温液化炭酸ガス貯蔵設備等のうち、単体設備となっているもの（例えば、ユニット型冷凍設備等）については、その設備の外面の見やすい場所に表示することができる。（以下略）

19. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置（緊急遮断装置等）

可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積が5,000ℓ未満の貯槽を除く。）、第6条の2第2項第6号に規定するコールド・エバポレータの貯槽、第8条第3項第2号の酸素の移動式製造設備の容器及び特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管に講じるガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

1. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置とは緊急遮断装置（ガスを受け入れるためのみに用いられる配管にあっては逆止弁をもって替えることができる。）とし、緊急遮断装置又は逆止弁の取付け位置は、次の各号の基準によるものとする。

1.1 貯槽の元弁の外側のできる限り貯槽に近い位置又は貯槽の内部に設けるものとし、貯槽の元弁と兼用しないこと。

1.2 貯槽の沈下又は浮上、配管の熱膨張、地震及びその他の外力の影響を考慮すること。

1.3 容器にあっては、容器のバルブを兼用し、又はその近傍に取り付けること。

※一部抜粋

出所）一般高圧ガス保安規則関係例示基準

【参考】日本 | 一般高圧ガス保安規則関係例示基準における例示基準に関する記載 (2/2)

■ 一般高圧ガス保安規則関係例示基準では、防火設備に係る関係条文等として以下の記載がある。

19. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置（緊急遮断装置等）

可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積が5,000ℓ未満の貯槽を除く。）、第6条の2第2項第6号に規定するコールド・エバポレータの貯槽、第8条第3項第2号の酸素の移動式製造設備の容器及び特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管に講じるガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

1. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置とは緊急遮断装置（ガスを受け入れるためのみに用いられる配管にあっては逆止弁をもって替えることができる。）とし、緊急遮断装置又は逆止弁の取付け位置は、次の各号の基準によるものとする。

1.1 貯槽の元弁の外側のできる限り貯槽に近い位置又は貯槽の内部に設けるものとし、貯槽の元弁と兼用しないこと。

1.2 貯槽の沈下又は浮上、配管の熱膨張、地震及びその他の外力の影響を考慮すること。

1.3 容器にあっては、容器のバルブを兼用し、又はその近傍に取り付けること。

2. 緊急遮断装置の遮断の操作機構は、次の各号に適合するものとする。

2.1 緊急遮断装置の操作機構には、遮断弁の構造に応じて、液圧、気圧、電気（いずれも停電時等において保安電力等により使用できるものとする。）又はバネ等を動力源として用いること。

2.2 緊急遮断装置の遮断操作を行う位置は、当該貯槽から5 m以上離れた位置（防液堤を設けてある場合にあっては、その外側）であり、かつ、予想されるガスの大量流出に対し十分な場所にあること。

また、上記の位置のほか、周辺の状況に応じて遮断操作を行う機構を設ける場合は、当該緊急遮断装置の遮断操作を速やかに行うことができるような位置とする。

2.3 遮断操作は、簡単であるとともに確実、かつ、速やかに行うことができるものであること。

3. 緊急遮断装置の遮断性能等は、次の各号の基準によるものとする。

3.1 緊急遮断装置を製造し、又は修理した場合は、製造者又は修理施工者において、JIS B 2003(1994)バルブ検査通則の定めによる弁座の漏れ検査を行い、漏れ量が当該JISで定める許容量を超えないこと。（以下略）

※一部抜粋

出所）一般高圧ガス保安規則関係例示基準

日本の水素製造に係る法令と安全管理の状況

- 日本では、高圧ガス保安法で、高圧ガス（水素ガス）を製造する際に、都道府県知事の許可または届出が求められ、許可を受ける場合は、完成検査を受ける必要がある。これにより、一般高圧ガス保安規則に定められた技術上の基準に適合していることが担保される。
- また、許可を受けた場合には継続的に自主保安を行うことが求められ、法に違反した場合には、懲役または罰金が科せられる。

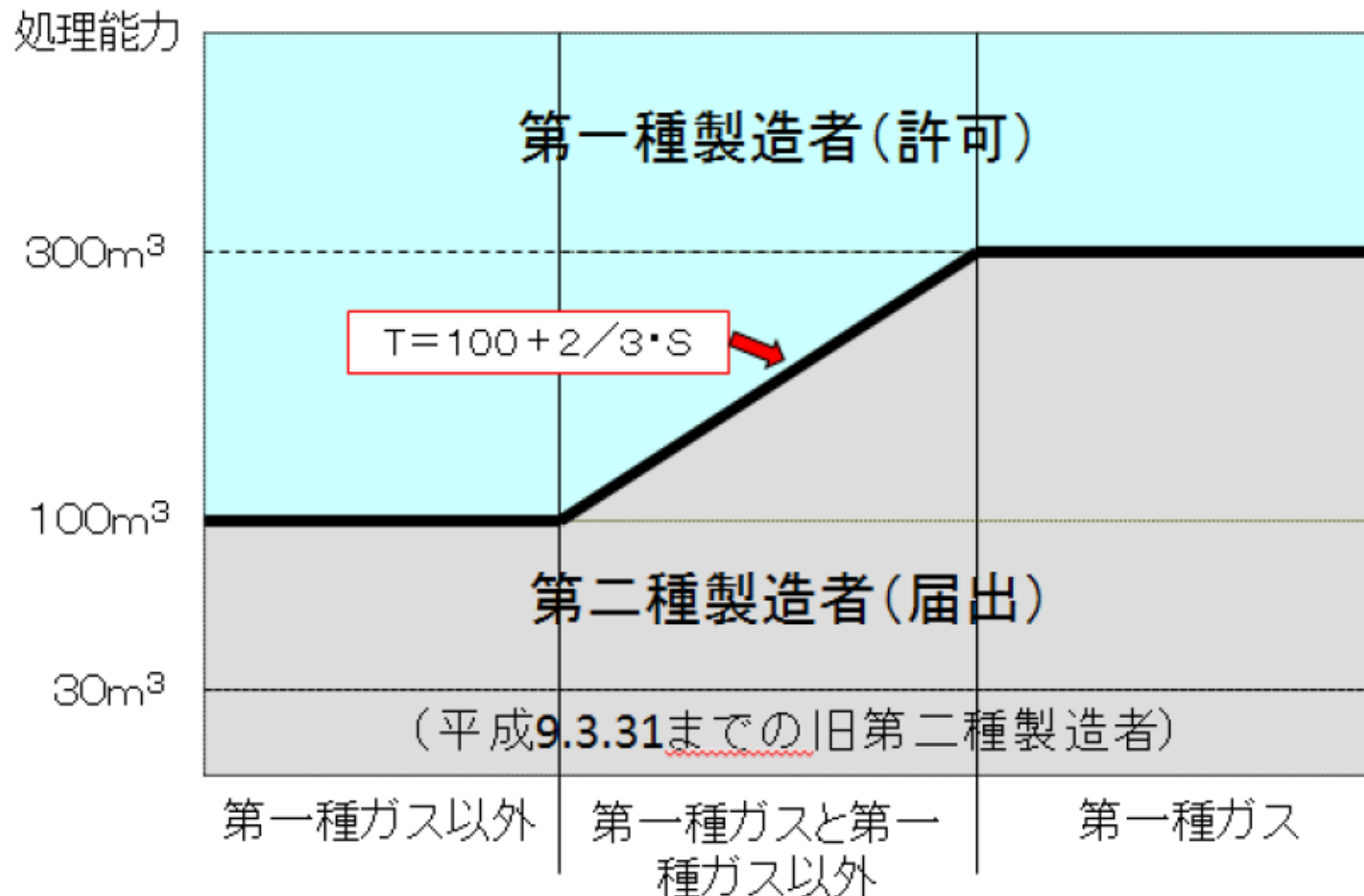
水素製造に関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要*

	主に水素製造開始前		主に水素製造開始後		
	許可・届出	完成検査	保安検査	自主保安	製造停止・罰則
高圧ガス保安法・ 高圧ガス保安法施行令	以下の者は都道府県知事の許可を受ける必要がある ・ 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者等 以下の者は、製造をする高圧ガスの種類等を届け出る必要がある ・ 上記以外で高圧ガスの製造の事業を行う者等	許可を受けた者は、 ・ 都道府県知事が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していることの確認を受ける必要がある ・ 経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う完成検査を受け、都道府県知事に届け出ることもできる等	許可を受けた者は、 ・ 定期的に、都道府県知事が行う保安検査で技術上の基準に適合しているかどうかの確認を年に1回受けなければならない ・ ただし、指定保安検査機関が行う保安検査や経済産業大臣の認定を受け、自ら保安検査を行う場合には、検査結果を届け出ることで代替できる等	許可を受けた者は、 ・ 危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない ・ 従業員に対する保安教育計画を定めなければならない ・ 保安統括者・保安技術管理者・保安係員等を定める必要あり、その役割によっては、試験に合格する必要がある。ただし、法人委託することもできる等	許可を受けた者に対し、 ・ 都道府県知事は、製造の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造の停止を命ずることができる ・ 最大一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又、またはその両方が科せられる等

* 変更工事及び高度な認定制度等、上記以外の水素製造事業実施の流れもあるため、正確な記載は高圧ガス保安法・ガス事業法等を参照いただきたい。

また、水素製造事業者は、高圧ガス保安法の水素の「製造」に関する規定だけでなく、「貯蔵」等の規定にも該当することが考えられ、別途規制の適用を受ける点に留意が必要である。
 出所）高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令を基にNRI作成

【参考】日本 | 高压ガス製造の許可・届出の区分



【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (1/6)

■ 高圧ガス保安法では、製造の許可等に関して以下の記載がある。

(製造の許可等)

第五条次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）が一日百立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに百立方メートルを超える政令で定める値）以上である設備（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値）以上のもの（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造をしようとする者

2 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 高圧ガスの製造の事業を行う者（前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者を除く。）事業開始の日

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。）製造開始の日

3 第一項第二号及び前項第二号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

出所）高圧ガス保安法

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (2/6)

■ 高圧ガス保安法では、完成検査に関して以下の記載がある。

(完成検査)

第二十条第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第二号の規定による検査の記録の届出をした場合にあっては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4 協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第一項及び第三項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

出所）高圧ガス保安法

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (3/6)

■ 高圧ガス保安法では、保安検査に関して以下の記載がある。

(保安検査)

第三十五条第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2 前項の保安検査は、特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 協会又は指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。

出所) 高圧ガス保安法

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (4/6)

■ 高圧ガス保安法では、自主保安に関して以下の記載がある。

(危害予防規程)

第二十六条第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができる。

3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守っていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

(保安教育)

第二十七条第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という。）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

出所) 高圧ガス保安法

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (5/6)

■ 高圧ガス保安法では、製造許可の取り消し・製造停止等に関して以下の記載がある。

(許可の取消し等)

第三十八条都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一 第十一条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四 第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項（第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項若しくは第二項又は第二十七条の四第一項の規定に違反したとき。

五 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

六 第七条第二号から第六号までに該当するに至つたとき。

(緊急措置)

第三十九条経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

※一部抜粋

出所) 高圧ガス保安法

【参考】日本 | 高圧ガス保安法における水素製造の安全管理に関する記載 (6/6)

■ 高圧ガス保安法では、罰則に関して以下の記載がある。

第八十条次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の許可を受けずに高圧ガスの製造をしたとき。

二 第三十八条第一項の規定による製造の停止の命令に違反したとき。

三 第三十九条第一号の規定による製造のための施設の使用の停止の命令又は同条第二号の規定による製造の禁止若しくは制限に違反したとき。

三の二 第四十九条の三十又は第四十九条の三十五の規定による命令に違反したとき。

四 第五十三条の規定による命令に違反したとき。

第八十条の二 第五十八条の三十（第五十八条の三十の二第二項、第五十八条の三十の三第二項、第五十八条の三十一第二項、第五十八条の三十二第二項、第五十八条の三十三第二項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条の三次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の二第二項の規定に違反して、免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第五十八条の十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第八十条の四 第五十八条の十五第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条の五 第五十九条の二十六の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※一部抜粋

出所) 高圧ガス保安法

【参考】日本 | 性能規定化状況と大臣特認制度

(参考) 高圧ガス保安法における自主保安の促進と機動的な制度

- 高圧ガス保安法では基準の性能規定化（新技術や民間における創意工夫の導入促進のため、安全確保上必要な要件について、具体的な手段、材料、方法で規定するのではなく、必要な安全上の性能のみを規定）を図っており、法令改正を要望されるものの多くは、既存法令の機動的な制度を活用すれば、対応が可能なものとなっている。

- 大臣特認制度：関係規則（省令）に定められている規定によることができない場合に、事業者の申請により、同等の安全性が担保できるものと大臣が認めた代替措置をもって、例外が認められる制度（KHKによる特定案件事前評価が必要）。事業者の創意工夫により、規定されている規則以外の措置が可能。

- これまでの活用事例（水素関係）：
 - ・火気との距離、粗暴な取り扱い、容器の刻印方法等

例示基準は、各規則の性能規定化された技術上の基準（機能性基準）を満たす技術的な内容を例示したものである。なお、十分な保安水準を確保できるものとして、機能性基準を満たす場合には例示基準によらない方法も認められている。

例示基準によらない方法については、以下の制度により審査が可能となっている。

- 自治体への審査等申請時に事業者の創意工夫により、安全性を立証するための規格、試験データを添付する。
- 詳細基準事前評価制度：例示基準によらない方法について、事業者の申請により、機能性基準に適合することをKHKが評価する制度。
- 一般詳細基準審査：例示基準の追加・改正を目的に、事業者等からの申請を受け、KHKが申請内容の機能性基準への適合性を評価する制度。
- これまでの適用事例（水素関係）
 - ・材料、敷地境界との距離、障壁の構造等

(参考) 詳細基準事前評価制度のスキーム



韓国の水素製造に係る法令と性能規定化の状況

- 韓国では、水素経済の推進及び水素の安全管理に関する法律（水素法）及び関連政令・省令が定められており、燃料電池を除き、水素に関しては高圧ガス保安法の適用を受けず、水素法及び関連政省令の基準を遵守することで、事業が実施できるような形となっている。
- 但し、法令では比較的抽象的な性能基準が示されるのみとなっており、詳細な性能基準・例示仕様、別途ガス安全公社を含む産官学の専門家からなるガス技術基準委員会が定めるKGSコードに記載される形をとっている。水素製造（製造方法によりコードが異なる）に特化したものとなっている。

水素製造（例. 水電解水素製造）に関する主な法令と性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様・例示基準
수소경제 육성 및 수소 안전관리에 관한 법률 (水素法)	事業の開始または変更が、人々の生命の保護、財産の被害の防止および災害の防止に支障を及ぼさない ※詳細は、地方公共団体条例で規定		
	- 水素法施行規則で定める設備基準及び技術基準を遵守している - ガス技術基準委員会は、別途詳細基準（KGSコード）を定めることができる等		
수소경제 육성 및 수소 안전관리에 관한 법률 시행규칙 (水素法施行規則)	水素製造のための施設・技術・検査基準を別紙に掲げる	水素用品の材料は、その水素用品の安全のために使用する温度及び環境に適したものであること等	
수전해설비 제조의 시설·기술·검사 기준 (KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準)	本基準は、「水素経済育成及び水素安全管理に関する法律施行規則」第二条第三項第二号に係る水電解設備のうち水電解設備に該当する製造の設備・技術・検査の基準について適用する ※水電解設備に関するKGSコード	ガスの種類・性質・温度及び圧力等の使用条件により次に定める規格の材料又はこれと同等以上の機械的性質及び化学的成分を有する材料を使用すること (1)管材 (1-1)KS D3562(圧力管用炭素鋼配管) (1-2)KS D3563(ボイラーおよび熱交換器用炭素鋼管)等 ※水電解設備のKGSコード。性能基準の記載と例示仕様（規格）が併記されている。	

出所）水素法・水素法施行規則・KGSコードを基にNRI作成。

【参考】韓国 | 水素法における目的・他の法律との関係に関する記載

■ 水素法の適用範囲として以下の記載がある。

第1条（目的）

この法律は、水素経済の実施を促進するための基盤を整備し、水素産業の組織的発展を促進し、水素の安全管理に関する事項を定めることにより、国民経済の発展及び公共の安全の発展に寄与することを目的とする。

第4条(他の法律との関係)

(1) 水素事業及び水素の安全管理については、高圧ガス保安管理法、都市ガス事業法及び液化石油ガス保安管理事業法に規定する事項については、この法律は適用しない。

(2) この法律の規定は、燃料電池の製造及び検査については、液化石油ガス保安管理及び事業法の適用を受けない場合であっても、第一項の規定にかかわらず適用するものとする。

※一部抜粋

出所）水素法（翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意）

【参考】韓国 | 水素法における水素製造に関する要求性能

■ 水素法では、水素製造の許可等に関して以下の記載がある。

第36条 (水素製品製造事業の許可)

(1) 水素製品を製造しようとする者は、通商産業資源部令で定めるところにより、特別自治市長、特別自治州知事又は地区長(自治区長、以下「市区郡長」という)の許可を受けなければならないほか、通商産業資源部令で定める重要事項の変更についても、同様とする。ただし、通商産業資源部令で定める事項に些細な変更が生じたときは、市区郡長に報告しなければならない。

(2) 市区郡長は、(1)項に基づく許可の申請または許可の変更があった場合、次のいずれかの場合を除き、許可を与えるものとする。この場合において、第一号及び第二号の要件の内容は、当該地方公共団体の条例で定める。

1. 事業の開始または変更が、人々の生命の保護、財産の被害の防止および災害の防止に支障を及ぼすと判断される場合
2. 業務を適切に遂行するために必要な資金力・技術力の不足
3. 高圧ガス保安管理法第28条に基づく韓国ガス安全公社(以下「韓国ガス安全公社」という)の技術審査の結果、安全性が確保されなかった場合
4. その他、法令に基づく制限に違反した場合

(3) 第1項の許可を受けた者は、第1項により水素製品製造事業(以下「水素製品製造事業」という)の許可を受けた者は、通商産業資源部令で定める設備基準及び技術基準を遵守しなければならない。

(4) 第1項から第3項までに規定する事項のほか、許可に要する事項は、大統領令で定める。

第38条 (外国水素製品の製造及び登録等)

(1) 外国から韓国に輸出する水素製品を製造しようとする者は、通商産業資源部令で定めるところにより、通商産業資源部長官に登録しなければならない。また、登録事項のうち通商産業資源部令で定める重要事項を変更する場合も同様とする。ただし、その他通商産業資源部令で定める事項を変更しようとするときは、通商産業資源部長官に届け出なければならない。

(2) 第1項により登録をした者(以下「外国水素製品製造業者」という)は、通商産業資源部令で定める期間、定期的に再登録しなければならない。

(3) 第1項に基づく登録または第2項による再登録をしようとする者の技術的能力を含む登録の基準及び範囲は、大統領令で定める。

(4) 第1項から第3項に定める事項のほか、水素製品の製造のための設備基準及び技術基準その他登録に必要な事項は、通商産業資源部令で定める。

※一部抜粋

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法施行規則別紙における水素製造の性能基準に関する記載 (1/2)

■ 水素法施行規則別紙「水素用品及び外国水素用品製造の設備・技術・検査基準」では、水素製造施設・技術・検査基準に関して以下の記載がある。

1. 設備基準

水素用品を製造しようとする者は、第2号の技術基準に従って水素用品を製造するのに必要な製造設備を備えること。ただし、許可官庁が部品の品質向上のために必要と認める場合には、その部品を製造する専門生産業者の設備を利用したり専門生産業者が製造した部品を使用することができ、この場合、許可官庁はその必要性を認める前に韓国ガス安全公社に検討を要請しなければならない。

水素用品を製造しようとする者は、製品の性能を確認・維持できるように次の基準に合う検査設備を備えること。ただし、設計段階検査項目の検査設備について韓国ガス安全公社または「国家標準基本法」に基づく該当公認試験・検査機関に依頼して試験・検査をする場合、または検査設備の賃貸借契約を締結した場合には検査設備を備えたものとみなす。

- 1) 安全管理規程に基づく自主検査を行うことができること
- 2) 当該事業所の製品生産能力に見合った処理能力を有すること

2. 技術基準

水素用品の材料は、その水素用品の安全のために使用する温度及び環境に適したものであること。

水素用品の構造及び寸法は、その水素用品の安全性・利便性及び互換性を確保するため、その水素用品の材料及び使用する環境に適したものであること。

水素用品の性能は、その水素用品の安全性と利便性を確保するためにその水素用品の材料および使用する環境に適した性能を備えたものであること。

水素用品には、その水素用品を安全に使用できるようにするために使用する環境に応じて、水素用品の製造者、水素用品及びその水素用品の使用に関する情報等について適切な表示をすること。

水素製品の安全な使用を確保するため、必要に応じて使用環境に適した取扱説明書を添付すること。

水素製品は、その製品の安全な使用のために必要な場合には、使用される環境に適した安全規則を示すこと。

水素用品には、その安全な使用のために、必要に応じて配管表示及び施工表示板を取り付けること。

熱処理が必要な材料で製造された水素製品の場合、その熱処理は安全のためにその水素製品の材料と厚さに応じた適切な方法で行うこと。

水素用品には、その水素用品の安全性と利便性を確保するため、その水素用品の種類と使用する環境に適した装置を備えること。

※一部抜粋

出所) 水素用品及び外国水素用品製造の施設・技術・検査基準 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法施行規則別紙における水素製造の性能基準に関する記載 (2/2)

■ 水素法施行規則別紙「水素用品及び外国水素用品製造の施設・技術・検査基準」では、水素製造施設・技術・検査基準に関して以下の記載がある。

1. 設備基準

水素製品の検査は、第2号の技術基準に適合していることを確認するために、設計段階検査と生産段階検査に分けて行うこと。

1) 設計フェーズの確認

次のいずれかに該当する場合は、設計段階の検査を受けること。ただし、韓国ガス安全公社や公認試験・検査機関が部品の性能を認証した試験成績書を提出した場合には、その部品に対する設計段階検査を免除することができる。

イ) 水素用品製造者がその事業所で一定形式の製品を初めて製造する場合、又は水素用品輸入者が一定形式の製品を初めて輸入する場合

ロ) 製品の材料や構造が変更されたために、設計段階で検証された製品の性能が変更された場合

2) 生産段階の検査

イ) 設計段階検査に合格した水素用品について、その水素用品を生産する場合に行うこと。

ロ) 自己検査能力と品質管理能力に区分された次表の検査終了のいずれかに該当する検査を行うこと。

※一部抜粋

出所) 水素用品及び外国水素用品製造の施設・技術・検査基準 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造に関する要求性能

■ 水素法では、水素製造に係る基準について以下の記載がある。

第48条(細則基準)

(1) ガス技術基準委員会は、高压ガス保安管理法第33条第2項の規定により、次に掲げる基準のいずれかの範囲内において、当該基準を満たすための細則基準、具体的値及び具体的な試験方法を定めた基準(以下「詳細基準」という)を定めることができる。

1. 第36条第3項に基づく水素製品の製造に関する設備基準及び技術基準
2. 第38条第4項に基づく水素製品の製造に関する設備基準及び技術基準
3. 第43条第2項に基づく完成検査の基準
4. 第44条第4項に基づく水素製品の検査基準
5. 第47条第1項に基づく水素燃料利用施設の設備基準及び技術基準
6. 第47条第4項に基づく完成検査及び定期検査の基準

(2) 詳細な基準は、第1項に基づくガス技術基準委員会の審議及び決議の後、大統領令で定めるところにより、通商産業資源部長官が承認するものとする。

(3) 第1項のガス技術基準委員会が第2項の承認を得た場合には、詳細な基準の内容を遅滞なくインターネットウェブサイト等を通じて公衆に周知するとともに、通商産業資源部長官は、その承認を官報に掲載しなければならない。

(4) 詳細基準が満たされた場合、第1項の基準のうち詳細基準は、対応する基準に従っているものとみなす。

(5) 第1項から第4項に定める事項のほか、細則の制定及び改正の手続は、通商産業資源部令で定める。

※一部抜粋、ガス技術基準委員会は、ガス安全公社を含む産官学の専門家により、成り立っている。

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準における水素製造に関する性能基準・例示規定 (1/2)

■ KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準では、水素製造に係る基準について以下の記載がある。

1. 一般

1.1 カバレッジ

1.1.1 この基準は、「水素経済育成及び水素安全管理に関する法律施行規則」(以下「規則」という)第二条第三項第二号に係る水電解設備のうち次のいずれかに該当する水電解設備及びその附帯設備(以下「水電解設備」という)製造の施設・技術・検査の基準について適用する。

- (1) 酸性および塩基性の水溶液を利用する水電解設備
- (2) AEM(陰イオン交換膜)電解質を利用した水電解設備
- (3) 陽イオン交換膜(PEM)電解質を使用した水電解装置

2. 製造施設基準

2.1 製造設備

水電解設備を製造しようとする者は、この製造基準に従って水電解設備を製造するために次の製造設備(製造する水電解説費に必要なもののみをいう)を備える。ただし、許可官庁が部品の品質向上のために必要と認める場合には、その部品を製造する専門生産業者の設備を利用したり、彼が製造した部品を使用したりすることができる。この場合、許可官庁はその必要性を認める前に法28条に基づき韓国ガス安全公社(以下「韓国ガス安全公社」という)に検討を要請しなければならない。

- (1) 穴加工機・プレス・管曲げ・曲げ加工・鋳物加工設備
- (2) 表面処理および塗装設備
- (3) ガス溶接機または電気溶接機および動力用組立治具・工具
- (4) セルおよびスタック製造施設
- (5) 電気回路基板回路プリント、部品挿入、はんだ付け設備
- (6) その他製造に必要な加工設備

※一部抜粋

出所) KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準における水素製造に関する性能基準・例示規定 (2/2)

■ KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準では、水素製造に係る基準について以下の記載がある。

3.1 マテリアル

水電解設備は安全性を確保するために次の基準に従った材料を使う。

3.1.2 水素および酸素配管

水素および酸素が通る配管・管継手・バルブ(以下「配管等」という)に使用する材料は、ガスの種類、性質、状態、温度および圧力などで安全性を確保できるように、そのガスを取り扱うのに適した機械的性質および化学的成分を有するものであって、次の基準に適合するものとする。

3.1.2.2 高入配管

3.1.22.1

輸送流体が気体の場合、常用圧力が1MPa(輸送流体が液体の場合は0.2MPa)以上の配管等(以下「高圧配管等」という)に使用する材料は、ガスの種類・性質・温度及び圧力等の使用条件により次に定める規格の材料又はこれと同等以上の機械的性質及び化学的成分を有する材料を使用すること。

(1) 管材

(1-1) KS D3562(圧力管用炭素鋼配管)

(1-2) KS D3563(ボイラーおよび熱交換器用炭素鋼管)

(1-3) KS D3564(高圧排寛容炭素鋼管)

(1-4) SPS KOSA0013D3570 5078(高温配管用炭素鋼管)

(1-5) SPS KOSA0015D3573 5079(配管用合金鋼管)

(1-6) KS D3576(配管用ステンレス鋼管)

※一部抜粋

出所) KGSコード：水電解水素発生装置に関する設備・技術・検査基準 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

韓国の水素製造に係る法令と安全管理の状況

- 韓国では、水素法で、水素を製造する際に、特別自治市長、特別自治州知事又は地区長の許可を受け、完成検査を受ける必要がある。これにより、水素法施行規則に定められた基準に適合していることが担保される。ガス安全公社が完成検査等を担っている。
- また、許可を受けた場合にも継続的に安全教育等を行うことが求められ、法に違反した場合には、懲役または罰金が科せられる。

水素製造に関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要*

	主に水素製造開始前		主に水素製造開始後		
	許可	完成検査	自主保安	保険加入義務	製造停止・罰則
수소경제 육성 및 수소 안전관리에 관한 법률 (水素法)	水素製造事業者は、 市区郡長の許可を受けなければならない等	水素製造事業者は、 市区郡長等による完成検査を受け、設備基準・技術基準に適合していることの確認を受ける必要がある等 ※水素製造事業者における定期検査について記載なし。但し、水素燃料使用施設については、定期検査があり、水素製造施設に関しても、水素燃料を使用する場合、該当の条文が適用されうる	水素製造事業者は、 - 安全管理者を選任し、その旨を市区郡長に報告する - 市区郡長が行う教育を受けなければならない - その雇用者のうち、教育を受けるべき者に対し、安全教育を受けることを義務付けなければならない等	水素製造事業者は、 事故により他人の生命、身体又は財産に生じた損害を補償するために保険に加入しなければならない ※保険の種類、加入手続等は、大統領令で定められる	水素製造事業者に対し、 - 市区郡長等は、免許を取り消し、又は六月を超えない期間の事業の休止若しくは制限を命ずることができる - 法令に違反した場合、最大で5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する等
				※保険金は、保険事業者より、事故防止実施事業のために提供させることができる。	

出所) 水素法を基にNRI作成

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (1/6)

■ 水素法では、水素製造の許可等に関して以下の記載がある。

第36条 (水素製品製造事業の許可)

(1) 水素製品を製造しようとする者は、通商産業資源部令で定めるところにより、特別自治市長、特別郡知事又は地区長(以下「市区郡長」という)の許可を受けなければならないほか、通商産業資源部令で定める重要事項の変更についても、同様とする。ただし、通商産業資源部令で定める事項に些細な変更が生じたときは、市区郡長に報告しなければならない。

(2) 市区郡長は、(1)項に基づく許可の申請または許可の変更があった場合、次のいずれかの場合を除き、許可を与えるものとする。この場合において、第一号及び第二号の要件の内容は、当該地方公共団体の条例で定める。

1. 事業の開始または変更が、人々の生命の保護、財産の被害の防止および災害の防止に支障を及ぼすと判断される場合
2. 業務を適切に遂行するために必要な資金力・技術力の不足
3. 高圧ガス保安管理法第28条に基づく韓国ガス安全公社(以下「韓国ガス安全公社」という)の技術審査の結果、安全性が確保されなかった場合
4. その他、法令に基づく制限に違反した場合

(3) 第1項の許可を受けた者は、第1項により水素製品製造事業(以下「水素製品製造事業」という)の許可を受けた者は、通商産業資源部令で定める設備基準及び技術基準を遵守しなければならない。

(4) 第1項から第3項までに規定する事項のほか、許可に要する事項は、大統領令で定める。

第38条 (外国水素製品の製造及び登録等)

(1) 外国から韓国に輸出する水素製品を製造しようとする者は、通商産業資源部令で定めるところにより、通商産業資源部長官に登録しなければならない。また、登録事項のうち通商産業資源部令で定める重要事項を変更する場合も同様とする。ただし、その他通商産業資源部令で定める事項を変更しようとするときは、通商産業資源部長官に届け出なければならない。

(2) 第1項により登録をした者(以下「外国水素製品製造業者」という)は、通商産業資源部令で定める期間、定期的に再登録しなければならない。

(3) 第1項に基づく登録または第2項による再登録をしようとする者の技術的能力を含む登録の基準及び範囲は、大統領令で定める。

(4) 第1項から第3項に定める事項のほか、水素製品の製造のための設備基準及び技術基準その他登録に必要な事項は、通商産業資源部令で定める。

※一部抜粋

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (2/6)

■ 水素法では、完成検査に関して以下の記載がある。

第43条 (水素製品製造施設の完成検査)

- (1) 水素製品製造施設の設置又は改造工事が完了したときは、施設を使用する前に市区郡長による完成検査を受け、通過後に使用しなければならない。
- (2) 第1項による完成検査の基準その他必要な事項は、通商産業資源部令で定める。

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (3/6)

■ 水素法では、自主保安に関して以下の記載がある。

第42条 (安全管理者)

- (1) 水素製品製造業者は、水素製品の安全性の確保及び危害の防止に関する職務を遂行するため、通商産業資源部令で定めるところにより、事業開始前に安全管理者を選任し、その旨を市区郡長に報告しなければならない。
- (2) 第1項により選任された安全管理者を解任し、又は安全管理者を退職したときは、遅滞なくその旨を市区郡長に報告するとともに、解任又は退職の日から30日以内に他の安全管理者を選任しなければならない。ただし、30日以内に任命ができない場合は、市区郡長の承認を得て期間を延長することができる。
- (3) 第一項の規定により安全管理者を選任する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定める安全管理者の職務を臨時で行う代行者を選任しなければならない。
 1. 安全管理者の身体が、旅行疾病その他の事由により一時的にその職務の執行ができなくなった場合
 2. 安全管理者の解任または退職と同時に他の安全管理者を選任しなかった場合
- (4) 保安責任者は、その職務を誠実に遂行し、水素製品製造者及び従業員は、安全管理者の安全に関する意見を尊重し、勧告に従う。
- (5) 市長は、大統領令で定める安全管理者がその職務を誠実に行わない場合、当該安全管理者を選任した水素製品製造業者に対し、安全管理者の解任を請求することができる。
- (6) 安全管理者の種類、資格、人員、職務範囲、安全管理者の行動期間その他必要な事項は、大統領令で定める。

第46条 (安全教育)

- (1) 水素製品製造事業の安全管理に関する業務を行う者は、市区郡長が行う教育を受けなければならない。
- (2) 水素製品製造業者は、その雇用者のうち、第一項の規定による教育を受けるべき者に対し、安全教育を受けることを義務付けなければならない。
- (3) 第1項及び第2項による安全教育の対象者の範囲、研修期間、カリキュラムその他研修に必要な事項は、通商産業資源部令で定める。

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (4/6)

■ 水素法では、製造の一時停止・許可の取り消しに関して以下の記載がある。

第49条 (許認可及び登録の取消し等)

(1) 市区郡長は、次に掲げる場合には、水素製品製造業者の免許を取り消し、又は六月を超えない期間の事業の休止若しくは制限を命ずることができる。ただし、第1号、第2号又は第7号に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

1. 第36条に基づく許可を偽りその他の不正の手段により取得する行為
2. 正当な理由なく許可を受けた日から1年以内に事業を開始しない場合、または1年以上継続して事業を行わないとき
3. 故意または過失により、公衆または利用者に著しい損害を与える行為
4. 第36条第1項の規定に違反して変更の許可を得ない場合
5. 第36条第2項の許可基準を満たさない場合
6. 第36条第3項に違反し、施設基準及び技術基準を遵守しなかった場合 ※一部抜粋、例外規定あり

(3) 通商産業資源部長官は、外国の水素製品製造業者又は第38条第2項の規定により再登録を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合、又は水素製品の輸入を6ヶ月を超えない期間制限する場合には、その登録を抹消することができる。ただし、第1号の場合、登録は抹消されるものとする。

1. 第38条第1項に基づく虚偽の手段その他の不正の手段による登録
2. 第38条第3項に基づく登録の基準を満たさない場合
3. 第44条第1項に違反して、検査を受けずに販売または使用した場合
4. 第45条第1項に基づく回収、交換、返金及び公表の命令に違反した場合
5. 第45条第3項の規定に違反して製造された水素製品に表示すべき事項を示さなかった場合

(4) 第1項に基づく違反行為ごとの処分基準は、違反行為の理由及び程度を勘案して、通商資源省令で定める。

※一部抜粋

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (5/6)

■ 水素法では、保険加入に関して以下の記載がある。

第51条 (保険)

- (1) 水素製品の製造業者及び水素製品の輸入業者は、事故により他人の生命、身体又は財産に生じた損害を補償するために保険に加入しなければならない。
- (2) 第1項の規定による保険の種類、加入手続その他必要な事項は、大統領令で定める。
- (3) 通商産業資源部長官は、金融委員会と協議の上、3年ごとに、第3事業年度終了後3か月以内に、水素事業に係る事故防止事業を実施する者に対し、第1項に基づく保険金の一部を保険事業者に提供させることができるものとし、その必要事項は大統領令で定める。

出所) 水素法

■ 水素法施行令では、保険加入に関して以下の記載がある。

第51条 (保険)

- (1) 水素製品の製造者及び水素製品の輸入業者は、法第51条第1項の規定により、ガス事故賠償責任保険又はこれを含む保険に加入しなければならない。ただし、通商産業資源部令で定める試験や研究開発のために輸入される者は除く。
- (2) 法第51条第1項の規定による保険の額は、通商資源省令で定める。
- (3) 通商産業資源大臣は、法第51条の規定による保険関係事務の状況を把握するため、必要があるときは、金融委員会等の設置に関する法律第24条の規定により、金融監督院長に対し、当該資料の提出を求めることができる。

出所) 水素法施行令

■ 水素法施行規則別紙7では、保険加入に関して以下の記載がある。

第51条 (保険)

ガス事故賠償責任保険の保険金額は次の各目の区分による金額とする。

- ・ 死亡や負傷の場合には「高圧ガス安全管理法施行規則」第53条第2項(第4号は除く)に基づく金額
- ・ 財産被害の場合は、事故当たり1億ウォン以上。ただし、支給保険金額は実損害額を超過することはできない

出所) 水素法施行令 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】韓国 | 水素法における水素製造の安全管理に関する記載 (6/6)

■ 水素法では、罰則に関して以下の記載がある。

第58条 (罰則)

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第45条第4項に違反して、水素製品を改造して販売し、又は販売の目的で改造した者
2. 第52条第1項に違反し、水素を定量化されていない量で販売した者
3. 第52条第2項に違反し、不当に水素を増量して販売する者
4. 第52条第3項に違反して、数量を下回る販売若しくは不当に増量して販売する目的で営業施設を設置・改修し、又は設置・改修した営業施設を賃貸して使用する者

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または3,000万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第52条第4項に違反して、水素の製造を停止若しくは減量し、又は水素の輸出販売を制限した者
2. 第52条第5項に違反し、分配の秩序を害する行為をした者

第59条 (罰則)

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金に処する。<2022年改訂。6. 10.>

1. 虚偽その他不正の手段により、第25条第2項第1号に基づくクリーン水素の認証を受けた者
2. 第25条第2項第7号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避する者
3. 第25条第4項第1号の規定により、偽りその他不正の手段により認証機関に指定された者
4. 第25条第4項第1号の認証機関の指定を受けていない者で、クリーン水素の認証を受けている者
5. 第25条第5項第2号に基づくクリーンな水素の販売及び使用の報告を怠った者
6. 第36条第1項の規定により許可を得ずに水素製品の製造事業を行った者

※一部抜粋、他にも上記より軽微な罰則がある。

出所) 水素法 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

オーストラリアの水素製造に係る法令と性能規定化の状況

- オーストラリアでは、ほぼ全ての州・準州で水素規制の見直しが進められている。特に南オーストラリア州では、2023年に既存のガス規制の枠組みを拡張し、水素にも適用できるように見直しが進められてきた。
- 法令の見直しに先んじて、政府は、Standards Australia（オーストラリア規格協会）と協力して、国際規格と整合した水素に関する新たな基準を開発し、施行されている。
 - 例）AS 22734 水電解を用いた水素発生装置－産業、商業および住宅用途（ISO 22734: 2019準拠）
- 水素製造に関しては、これまで2012年のNational Gas Regulation（2012年ガス規則）により規制されており、法の下でSA等が開発したAS／NZS 5601 gas installation（ガス設備）等に性能基準・例示仕様が示されてきた。

水素製造（例. 水電解水素製造）に関する主な法令と性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様・例示基準
National Gas Regulation (2012年ガス規則)	ガス設備は、ガス供給条件およびガス設備が稼働する物理的環境に対して安全であり、かつ以下の該当する要件に適合するように、設計、設置、運転および維持されなければならない等 ・ 液化石油ガス設備の場合：AS/NZS 5601およびAS/NZS 1596; ・ その他の場合：AS/NZS 5601		
AS／NZS 5601 gas installation (ガス設備)		性能要件に従って設計される場合、安全性、利便性および運転効率のレベルは、適合手段（以下一例）に従って実施される設備以上でなければならない ・ ガス設備に使用される材料、取付具および構成部品は、次のものとの使用に適しているものとする 等 (a)搬送されるガスの種類	民生用配管材料について、 ・ オーストラリアでは、配管材料および継手は、表に掲げる適切な基準を満たすものとし、同表の制限に従うものとする 等

出所）2012年ガス規制等を基にNRI作成。

【参考】オーストラリア | 2012年ガス規則における水素製造に関する要件

■ 2012年ガス規則では、ガスインフラ・設備に関する一般要件に関して以下の記載がある。

ガスインフラまたは設備に関する一般要件

第55条(1)

- a. ガスインフラは、ガス供給条件およびガス設備が稼働する物理的環境に対して安全であり、AS/NZS 4645、AS/NZS 1596およびAS 2885の該当する要件に適合するように、または技術規制当局が満足するように、同等以上の安全および技術的成果を達成するように、設計、設置、運転および維持されなければならない。
- b. ガス設備は、ガス供給条件およびガス設備が稼働する物理的環境に対して安全であり、かつ以下の該当する要件に適合するように、設計、設置、運転および維持されなければならない。
 - i. 液化石油ガス設備の場合:AS/NZS 5601およびAS/NZS 1596;
 - ii. その他の場合:AS/NZS 5601

出所) 2012年ガス規則 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】オーストラリア | AS/NZS 5601 ガス設備における水素製造の性能基準に関する記載

■ AS/NZS 5601 ガス設備では、ガス設備の性能に基づく設計に関して以下の記載がある。

第2節 性能に基づく設計及び必須要件

2.1 一般

ガス設備が3節から6節に基づく適合手段を用いるのではなく、本項の性能要件に従って設計される場合、安全性、利便性および運転効率のレベルは、3節から6節に従って実施される設備以上でなければならない。かかる設計は文書化され、7年間保存されなければならない。

注:

- 1 技術規制当局は、作業開始前に協議を受けることを要求することができる。
- 2 技術規制当局は、適合手段の逸脱の正当な理由とともに、設計仕様書および図面を要求することができる。
- 3 設置が複雑な性質の場合、技術規制当局は、適切な資格を有する専門技術者による設計の検証を要求することができる。

2.2 一般的な作業および安全要件

2.2.1 ガス供給の検証

設置を開始する前に、ガスの種類および圧力を検証して、ガスが次の状態であることを確認するものとする。

- (a) 設置されるガス器具および構成部品に対して適切かつ安全であること
- (b) メーターおよび既存の配管の耐えうる最大負荷に対して適切な流量であること

2.3 材料、取付具および構成部品

2.3.1 材料

ガス設備に使用される材料、取付具および構成部品は、次のものとの使用に適しているものとする。

- (a) 搬送されるガスの種類
- (b) 運転条件および故障条件の両方で受ける圧力
- (c) インストールされている環境

※一部抜粋

出所) AS/NZS 5601 ガス設備 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】オーストラリア | AS/NZS 5601 ガス設備における水素製造の例示基準に関する記載

■ AS/NZS 5601 ガス設備では、ガス設備の性能に基づく設計に関して以下の記載がある。

第3節 適合性手段 一般要件と安全作業の実践

3.1 ガス供給

設置を開始する前に、以下のすべてを確立するものとする。

- (a) 利用可能なガスの種類
- (b) ガス供給が、予想される同時需要またはピーク負荷を満たすのに十分であること
- (c) ガス測定システム (GMS)、メーターまたはシリンダー供給の容量が、予想される最大需要を満たすのに十分であること
- (d) 消費者配管の入口で利用可能なガスの圧力
- (e) 供給レギュレータまたはコントロールの故障時にGMS、メーターまたはシリンダーの出口から供給される最大圧力
- (f) GMSまたはメーターの位置

4材料、取付具および構成部品

4.2 民生用配管材料

オーストラリアでは、配管材料および継手は、表4.1に掲げる適切な基準を満たすものとし、同表の制限に従うものとする。

※一部抜粋

出所) AS/NZS 5601 ガス設備 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

オーストラリアの水素製造に係る法令と安全管理の状況①

- これまでオーストラリアでは、水素製造自体ではなく、ガス事業を行う事業体として許認可を受けることで、水素製造を実施することができた。
- ガス事業として許認可を受けた後、事業を行うにあたり、計画策定義務・事故時の報告義務等を負い、法令に違反した場合に罰則を受けることになる。

水素製造に関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要

	主に水素製造開始前		主に水素製造開始後	
	ガス事業の許認可	自主保安	事故に関する報告	罰則
National Gas Regulation (2012年ガス規則)	ガス事業の許認可について、 2012年ガス規則及び2002年エッセンシャルサービス委員会法*に基づく委員会の定めた要件を満たすことを技術規制当局・委員会が認めたときに得られる - 発電プラントの運転を行うための1996年電気法に基づく免許を保有している場合等で本法に基づく許可を受ける必要はない等	事業実施に当たり、 - 安全性、信頼性、保守及び技術管理計画を作成し、維持し、定期的に改訂する - 上記について技術規制当局の承認を得る必要がある等	ガス事業者は、 - 技術規制当局に事故の詳細を報告しなければならない。 (a) 事故による死亡の場合 - 直ちに電話 等	特定の罰則が規定されていない本規則の規定に違反する者は、有罪となる。 - 最大罰則：\$5,000 - 失効手数料：\$315
AS/NZS 5601 gas installation (ガス設備)		ガス設備の建造に当たり、 設計は文書化され、7年間保存されなければならない等		

*Essential Services Commission Act 2002。ガス・電気等の生活インフラの価格等を決定し、公平な市場競争を促すことを目的とした委員会の設立根拠となっている。
 出所) 2012年ガス規則等を基にNRI作成

【参考】オーストラリア | エッセンシャルサービス委員会” Licensing arrangements for the electricity and gas supply industries” (電力・ガス供給産業のための許認可の取決め) (1/2)

■ 電力・ガス供給産業のための許認可の取り決めでは、ガス設備の性能に基づく設計に関して以下の記載がある。

1.3 申請と共に提出する情報

ライセンス申請者は、申請書と共に、申請者が要求されたライセンスを保有するのに適しているかどうかを委員会が評価できるように十分な情報を提供しなければならない。申請書には、提出すべき情報が記載されている。申請者は、最低限、以下の事項に関する情報を提出する必要がある。

1.3.1 企業および法的情報

- 申請者の身元に関する詳細(例えば、主要株主(該当する場合)及び求められているライセンスに基づいて業務を遂行する個人又は団体の詳細)
- 許可を求める事業の性質および範囲に関する詳細
- 委員会が、審査基準を用いて、申請者およびその役員が要求された許可証を保有するのに適しているかどうかを評価できるようにするのに十分な情報

1.3.2 規制情報

- 申請者が関連する許可条件を満たすことができ(例えば、電気法の第21-24A条およびガス法の第25-26A条を参照)、確実にするための強固なコンプライアンス・プログラムを実施している(または実施する予定である)ことを委員会が納得する情報
- 許可証の発行が2002年エッセンシャルサービス委員会法第6条に規定されている委員会の目的に合致していることを委員会が納得する情報

1.3.3 技術および人的資源に関する情報

- 許可の条件を遵守する申請者の技術的能力に関する詳細
- 申請者が許可によって認可された事業を適切かつ安全に遂行できるという証拠(エネルギー市場における経験の詳細、リスク管理戦略およびコンプライアンス・プログラム)等

※一部抜粋

出所) 電力・ガス供給産業のための許認可の取り決め(翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】オーストラリア | エッセンシャルサービス委員会“ Licensing arrangements for the electricity and gas supply industries”（電力・ガス供給産業のための許認可の取決め） (2/2)

■ 電力・ガス供給産業のための許認可の取決めでは、ガス設備の性能に基づく設計に関して以下の記載がある。

1.5 評価

電気およびガスの認可機能を遂行する際、委員会は、電気およびガス供給の価格、品質および信頼性に関する南オーストラリアの消費者の長期的利益の保護を第一の目的としなければならない、また2002年エッセンシャルサービス委員会法第6条に概説されている要因も考慮しなければならない。これらの要因には、以下の必要性が含まれる。

- 競争的かつ公正な市場行動を促進する
- 独占または市場支配力の悪用を防止する
- 関連市場への参入を促進する
- 経済効率を促進する
- 消費者が競争と効率から利益を得ることを確保する
- 規制対象企業の財務的存続可能性と長期投資のインセンティブの維持を促進する
- 他の法域との規制の一貫性を促進する

上記の要素に従うことを条件として、電気およびガスの免許申請の主要な審査基準は、それぞれ電気法およびガス法の第3部に概説されており、以下が含まれる。

- 申請者およびその役員が免許を保有するのに適した人物であり、実行可能な事業を運営する能力を有している
- 送電、配電ネットワーク、またはガス配電システムの運営を認可する免許の場合-ネットワークまたはシステムは、電気またはガスを安全に送電または配電するために必要な能力を有している
- 電気又はガスの小売を認可する免許の場合には、申請者は、電気又はガスの販売に関する合理的に予見可能な契約上の義務を履行することができる
- いずれかの種類の免許の場合には、免許の付与は、関連する種類の免許のために規則で定められた基準（もしあれば）に合致する

※一部抜粋

出所）電力・ガス供給産業のための許認可の取決め（翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意）

オーストラリアの水素製造に係る法令と安全管理の状況②

- オーストラリアでは、水素製造に関する規制として、新たに“Hydrogen and Renewable Energy Act 2023”（水素・再生可能エネルギー法）及び“Hydrogen and Renewable Energy Regulation 2024”（水素・再生可能エネルギー規則）が設けられ、水素製造のためにはライセンスの取得が求められることになった。
- 国家単位の法令で水素製造に関する性能基準や仕様規定は確認できなかったが、許可に当たっては、環境影響評価基準に適合することが求められ、事業実施に当たっては公的責任保険への加入も求められる。

水素製造に関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要*

主に水素製造開始前

申請・環境影響評価・許可

エネルギー・鉱業省大臣より、水素製造許可を得ることで以下が可能になる

- ・ 許可区域内（最大5km²）で水素製造施設の建設・設置・運転等
- ・ 商業目的での水素製造

事業者は申請に当たって、以下が求められる

- ・ 運用管理計画を定める
- ・ 環境目標書（建設等に当たり達成すべき環境目標等を記載する）の作成*

大臣は許可を与えるにあたり、以下が求められる

- ・ 運用管理計画の承認
- ・ 環境目標書の承認
- ・ 水素製造施設の位置・面積・アクセス方法の把握

* 大臣が定めた環境影響評価基準に則り、環境影響評価を実施し、それを基に策定された環境影響報告書への対応事項を記載する

主に水素製造開始後

公的責任保険への加入・罰則

許可を受けた者は、

- ・ 認可された事業を開始する前に、ライセンスの種類、ライセンスに基づいて実施される事業の性質と範囲に沿った公的責任保険契約に加入し、事業期間中維持しなければならない等

上記に違反した場合は、以下の罰則がある

- ・ 最大で20,000豪ドルの罰金等

※罰則は、公的保険加入以外にも存在し、例えば許可した事項に違反した場合最大25,000豪ドルの罰金が科せられる。

Hydrogen and Renewable
Energy Act 2023
(2023年水素・再生可能エネルギー法)

Hydrogen and Renewable
Energy Regulation 2024
(2024年水素・再生可能エネルギー規則)

出所) 水素・再生可能エネルギー法等を基にNRI作成

【参考】オーストラリア | 水素・再生可能エネルギー法の環境影響評価基準 (1/4)

- オーストラリアの環境影響評価では、まず施設等を建造することにより影響しうるステークホルダーを整理した上で、具体的にどのような影響が及ぼされうるかを、発生源・経路・環境受容体（影響を受けるステークホルダー）の組み合わせで明らかにすることが求められる。

水素・再生可能エネルギー法 環境影響評価基準記載抜粋

1. 環境の要素

法4条32項に従い、ライセンサーは、提案された活動によって影響を受けることが合理的に予想される環境要素を特定しなければならない。（省略）

以下の環境要素は、ほとんどの業務に共通しており、対処/考慮すべき最低限のものである。

- 生物的・物理的環境
- 気候
- 公衆衛生と安全
- 遺産（アボリジニおよび非アボリジニ）
- 土壌等（省略）

2. 潜在的な影響事象

環境影響評価の目的において、潜在的影響事象は発生源、経路および環境受容体の組み合わせである。

各潜在的影響事象の発生源、経路および環境受容体は、管理措置を実施する前に特定されなければならない。

特定された各潜在的影響事象について、申請者は以下を提供しなければならない。

2.1. 発生源

潜在的影響事象の発生源の説明

2.2. 経路

特定された環境受容体が曝露される可能性のある経路の説明

2.3. 環境受容体

規制措置の実施前に、発生源によって悪影響を受けることが合理的に予想される環境受容体の説明

2.4. 不確実性の記述

発生源、経路および環境受容体の評価に関連する重大な不確実性の説明（以降、省略）

出所）水素・再生可能エネルギー法 環境評価基準（翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意）

【参考】オーストラリア | 水素・再生可能エネルギー法の環境影響評価基準 (2/4)

- オーストラリアの環境影響評価では、潜在的な影響事象を確認した上で、不完全な連鎖（影響事象が発生しないこと）の場合には、そのエビデンスを揃えることが求められる。その上で発生する影響事象を抑制・管理するための戦略を策定することが求められる。

水素・再生可能エネルギー法 環境影響評価基準記載抜粋

3. 影響事象の確認

各影響事象について、発生源、経路及び環境受容体の完全な連鎖を確認することは、それらのうちのどれがその後の制御及び管理戦略を必要とするかを示す。発生源、経路及び環境受容体の連鎖の評価は、発生源、経路及び受容体の存在及び相互作用の科学的根拠に基づく分析を通じて達成されるべきである。影響の確認は、すべての潜在的な影響が適切に特定され評価されることを確実にするために、適切な資格を有する者によって行われるべきである。

発生源、経路及び環境受容体の連鎖が不完全であると考えられる場合には、その結論を明確に示す正当性及び証拠を提供しなければならない。発生源、経路及び環境受容体の連鎖は、発生源、経路又は受容体の少なくとも1つが除去されているか、又は有害性を引き起こす可能性が低いと考えられる場合には、不完全であると考えられる。例えば、環境要素について懸念される受容体が特定されていない場合や、発生源/有害性が受容体に有害性を引き起こす可能性が低いほど強度又は濃度が低い場合である。（以下、省略）

4. 影響事象の抑制・管理戦略と不確実性評価

4.1 影響事象の抑制・管理戦略

環境への影響を最小化または防止するためにどのような手段が講じられるべきかを説明する。

抑制手段は、

- 影響の大きさに即したものでなければならない（影響が大きければ、強い抑制手段でなければならない）
- 他の法的要件に準拠したものでなければならない
- 技術的・経済的に達成可能なものであり、その範囲で最良の手段でなければならない

「抑制のヒエラルキー」に応じて以下の順序でアプローチすることが求められる。

- 排除・防止（例. 発生源の排除）⇒代替（例. 材料やプロセスの変更）⇒設計/エンジニアリング（物理的）による抑制（例. 工場・設備の場所）
⇒マネジメントシステム（手順）による抑制（例. 原生植生の伐採が承認された伐採許可に従っていることを保証するための伐採許可システム）
（以下、省略）

出所）水素・再生可能エネルギー法 環境評価基準（翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意）

【参考】オーストラリア | 水素・再生可能エネルギー法の環境影響評価基準 (3/4)

- オーストラリアの環境影響評価では、影響事象を抑制・管理するための戦略の策定にあたり、不確実な部分については仮定を置くことができる一方、仮定の感度及び仮定が正しくない場合に生じる重大なリスクを特定することが求められる。
- また、環境影響事象が、抑制・管理戦略を実施した上で、有意な影響を及ぼすかを評価することが求められる。

水素・再生可能エネルギー法 環境影響評価基準記載抜粋

4. 影響事象の抑制・管理戦略と不確実性評価

4.2 不確実性評価

(抑制・管理戦略において) 関連する情報または不確実性の程度が著しく不足している事項、仮定の変更に対する感度、および仮定が後で正しくないことが判明した場合に発生する可能性のある重大なリスクを特定する必要がある。

- 制御戦略の不確実性と仮定の記述
- 仮定の感度

5. 環境有意性評価

潜在的な影響事象については、受容環境に対するこれらの影響の有意性のレベルを考慮しなければならない。影響の有意性は、抑制・管理戦略を考慮して評価されるべきである。潜在的な環境影響の有意性を決定する際の主要な要素は、以下のとおりである。

- 潜在的な影響を排除または回避できるか
ー例. 燃料流出による土壌汚染は、土壌肥沃度の低下をもたらす可能性がある。地域環境への影響が、プロジェクトエリア内で燃料を補給しないなどの回避措置によって管理されている場合には、潜在的影響を回避できると言える。管理措置が潜在的影響を排除すると考えられる場合には、潜在的影響事象をさらに評価する必要はない
- 潜在的影響が発生する頻度はどれくらいか
- 潜在的影響が発生する期間はどれくらいか
- 潜在的影響が発生する可能性がある予測される地理的範囲はどれくらいか
- 潜在的な影響の深刻度はどの程度か
- 累積的な影響があるか

出所) 水素・再生可能エネルギー法 環境評価基準 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

【参考】オーストラリア | 水素・再生可能エネルギー法の環境影響評価基準 (4/4)

- オーストラリアの環境影響評価では、最終的に環境の要素への影響を制限する範囲についてコミットメント（環境目標）を定め、それが達成されたかを確認するための評価基準を定めることが求められる。これらを環境目標の記述と呼び、この内容を踏まえて事業実施の許可の判断が規制当局で行われる。

水素・再生可能エネルギー法 環境影響評価基準記載抜粋

6. 環境目標の記述

環境目標と評価基準は、環境影響評価プロセスを通じて決定されたすべての潜在的影響について策定しなければならない。（省略）

環境目標は、事業が環境の特定の要素への影響（影響がない場合もある）を制限する範囲に関するコミットメントであるべきである。適切な目標の作成では、管理措置の実施を考慮して、環境受容体に予想される影響のレベルを考慮する必要がある。これらの環境目標は、合理的かつ現実的に達成可能であり、影響を受ける当事者に受け入れられ、その他の適用可能な法的要件を満たす必要がある。

環境目標の文言は、各目標が評価できるように、明確で曖昧さが無いことを目指すべきである。目標は、以下に従って作成する必要がある。

- 要求される内容と適切な影響レベルについて、明確な用語を使用する
- 影響がすべてのフェーズに適用されない場合は、目標が適用されるプロジェクトの特定のフェーズを参照する
- 影響の尺度、受容体および経路（該当する場合）の説明を記載する。例えば、発生した騒音による公共の迷惑への影響を記載する（省略）

特定のケースにおいて規定された環境目標が達成されたかどうかを判断するために適用される基準（評価基準）を定義しなければならない。評価基準は、定量的または定性的な用語で表現することができるが、何が許容され、何が許容されないかを明確に定義する必要がある。

評価基準は、以下を考慮しなければならない。

- 測定される目的の説明、および使用される測定の方法と形式
- 関連する測定が行われる場所、またはそのような場所がどのように決定されるか
- 測定またはモニタリングの頻度、使用されるバックグラウンドまたはコントロールデータ、またはデータが取得される方法 等

オランダの水素製造に係る法令と性能規定化の状況

- オランダでは、水素・高圧ガスに関する包括的な規制が存在しておらず、有害物質規制（環境計画法）と一般許可法で水素製造が規制が行われており、国家単位の法令で水素製造に関する性能基準や仕様規定は確認できなかった。（地方公共団体の条例で、環境許可要件が定められる）
 - 一般許可法（“Wabo”）では、住宅の建設及び有害物質を発生しうる工場の建設等、環境に影響を与える幅広い建設・空間形成において求められる法令・地方公共団体の命令のもとでの許可を、一元的に受けられることが定められている。これにより、事業者は1つの申請で事業に求められる複数の許可を同時に得ることができる。
- オランダ政府は、エネルギーキャリアとしての水素（工業用の水素ではないという趣旨）の安全性に関する法規制は不足している認識を持っており、規制の策定に向けて、パイロットプロジェクトを実施しながら、ガイドライン（“Generiek richtsnoer waterstofveiligheid, eerste versie”（一般的な水素安全ガイドライン））を策定している。
 - なお、ガイドラインによれば、現状は天然ガスの安全管理基準を参照しながら、今後定量的な基準を策定する方針となっている。
- 具体的な性能基準は定められていないが、個々の州・市町村における環境影響評価を経て、水素製造が許可されている。

“Generiek richtsnoer waterstofveiligheid, eerste versie”における記載（抜粋）

導入

- 本ガイドラインは政策文書であり、法律や規制ではない。水素の安全性に関する法律や規制が不足している状況に対するガイダンスを提供することを目的としている。
- 再生可能水素は、エネルギー転換において明確な役割を果たす。オランダでは産業レベルでの水素に関する豊富な経験がすでにあるが、新しい小規模な用途には、潜在的な安全リスクに対処するためのさらなる規制と政策が必要である。
- 水素リスクに対処するための政策原則を説明すること及び、パイロットプロジェクトで水素を取り巻くリスクと不確実性に対処できる一時的な政策の枠組みを提供することを目的としている。

基準

- 環境安全のために定められたものなど、最大許容安全リスクに関する既存の基準が引き続き水素に適用される。
- そのような基準が存在していない場合、その基準は、化石エネルギー源に基づく同等の技術と少なくとも同じくらい安全でなければならないということである。水素の場合、参照基準はほとんどの場合天然ガスである。ライセンスに使用できる安全レベルの下限となる。
- この参照基準との比較が（当面は）不可能であることが判明した場合には、どのようなリスク低減措置を適用するかを検討することで、十分なレベルのリスク管理を妥当なものにすることができる。
- 中央政府は長期的に定量的な基準を目指して取り組む。これを達成するには、水素に関する知識の構築が現在よりもさらに進む必要がある。

出所）“Generiek richtsnoer waterstofveiligheid, eerste versie”等を基にNRI作成。翻訳に当たり、原文の文意が適切に反映されていない可能性があることに留意。

オランダの水素製造に係る法令と安全管理の状況

- オランダでは、水素プロジェクトの許認可権限は、水素貯蔵量が5トン以上の施設に関しては州が、それ未満の小規模な施設については市町村が持つことがガイドラインで示されている。一方、多くの場合、従事環境・大気環境の監督等、環境サービスを提供する専門機関（omegevingdienst）に、評価・検査・監督が委託されている。専門機関における基準等は確認できなかった。
- 行政機関が環境計画法に基づき、公法上の権限または任務の合法的な行使において損害を引き起こした場合は、補償を行う旨記載がある。

水素製造に関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要*

	主に水素製造開始前		主に水素製造開始後		
	許可	評価・検査	立入検査	自主保安	罰則
Omgevingswet (環境計画法)	地方公共団体の環境許可なしに以下の活動を行うことはできない ・ 建設 ・ 環境に有害な活動 等	地方公共団体は、 ・ 環境に有害な活動に対して環境影響評価を行い、環境許可の付与または拒否を判断する			事業者に対し、 ・ 州、市町村等は、不法行為により汚染、劣化、破壊、損害を引き起こした場合に賠償を求めることができる ・ 許可取り消しができる 等
Besluit risico's zware ongevallen 2015 (2015年重大事故リスク法令)			監督者は、 ・ 事業所の種類ごとに立入検査の頻度を指定することができる 等	事業者は有害物質によるリスク低減のため以下を有するべきである ・ 重大事故リスク管理のための予防方針を記載した文書 ・ 現状の安全報告書 ・ 事業所内の緊急時対応計画 ・ 有害物質のリスト	事業者に対し、 ・ 労働条件法に違反した場合、罰金が科される（12,500€超） 等

出所）” Omgevingswet”, “Besluit risico's zware ongevallen 2015”等を基にNRI作成。なお、Omgevingswetは、2024年に改正されており、関連する手続きは見直しの段階にある。

フランスの水素製造に係る法令と性能規定化・安全管理の状況

- フランスでは、“Ordonnance n° 2021-167 du 17 février 2021 relative à l’hydrogène”（水素に関する2021年2月17日の政令第2021-167号）により、“code de l’énergie”（エネルギー法）が改定されたが、製造については対象外であり、Code de l’environnement（環境法）*に規定されている。
- 水素製造は、「無機化学物質の化学的または生物学的変換による工業量製造」等に該当し、製造施設は、ICPE（環境保護のために分類された施設）として、大臣または地方政府が定める一般的要件に適合することが求められるが、国家単位の法令で水素製造に関する性能基準や仕様規定は確認できなかった。
 - 水素ステーションについては、大臣の命令により定められた一般要件が存在している。
- 安全管理の観点では、ICPEとして、製造を開始する前の段階で地方政府の認可を受け、5年を超えない範囲で定期検査を受けること等が求められる。

環境法における記載（抜粋）

立法部

第L511条1項

- 本巻の規定は、近隣の利便性のため、公衆衛生、安全または公衆衛生のため、農業のため、自然、環境および景観の保護のため、自然、農業または林業の土壌の経済的利用のため、エネルギーの合理的利用のため、または遺跡および記念物および考古学的遺産の要素の保全のために危険または不利益をもたらす可能性のある、公私を問わず自然人または法人によって運営または所有される工場、作業場、倉庫、建設現場、および一般に施設に適用されるものとする。

第L512条8項

- 第L511条1項で言及されている利益に重大な危険または不便をもたらさない場合でも、施設は、当該部局における第L511条1項で言及されている利益の保護を確保するために地方政府が定める一般的な要件に適合しなければならない。

第L512条10項

- 第L511条1項にいう利益の保護のため、分類された施設を担当する大臣は、関係大臣及び技術リスク防止高等評議会と協議の上、報告対象施設の特定のカテゴリに適用される一般要件を命令により定めることができる。

第L512条11項

- 本条の対象となる特定の種類の設備であって、それらが提示するリスクに基づいて州議会の法令によって定義されるものは、事業者がその設備が規則によって要求される条件の下で動作することを保証することを可能にする定期検査の対象とすることができる。これらの検査は、承認された機関によって事業者の費用で実施されるものとする。

*環境法は、EU “DIRECTIVE 2012/18/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”に準拠する。

出所） Code de l’environnement （翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意）

【参考】フランス | 2021年2月17日の政令第2021-167号に基づくエネルギー法における 条文の追加

■ 2021年2月17日の政令第2021-167号で、エネルギー法に以下の内容が追記された。

5条

第I章の定義

エネルギー法 第L811-1条-この規範の目的上、「水素」とは、エネルギー大臣の命令により決定された水素分子の割合で、工業プロセスの実施後に得られる水素分子から構成されるガスをいう。再生可能水素とは、第L.211-2条に定義されている再生可能エネルギー源からの電気を使用して電気分解することによって製造された水素、またはこれらの同じ再生可能エネルギー源の1つ以上のみを使用し、他の用途と競合せず、直接回収を可能にする他の技術によって製造された水素である。いずれの場合も、その製造プロセスは、製造された水素のキログラムあたり、閾値以下の二酸化炭素換算量を排出する。低炭素水素とは、製造過程で再生可能水素の認定に使用されるしきい値以下の排出量が発生する水素であり、他の基準を満たしていないため、後者の認定を受けることができない。カーボン水素とは、再生可能でも低炭素でもない水素である。この水素を得ることを機能しない工業プロセスで共同生産され、同じプロセス内で自己消費された水素は、第L.813-2条でこの用語に与えられた意味の範囲内で、このコードの意味における低炭素水素とは見なされない。これは、L.100-4のIの10°に定められた脱炭素化目標にはカウントされない。この条の適用に必要なすべての条件、特に閾値と手続きの定義は、エネルギー大臣の命令によって指定されるものとする。

エネルギー法 第L.851-1条-再生可能水素の製造および最終消費者への販売は、競争市場内で行われ、本規制の下では規制されない。

※一部抜粋

出所) 2021年2月17日の政令第2021-167号 (翻訳のため、原文の趣旨に沿わない可能性があることに留意)

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX 性能規定化に関する調査

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

日本の水素パイプラインに係る法令と性能規定化の状況

- 日本では、パイプラインによる水素供給事業を行う際にプロジェクトにより、適用される法令が異なることが考えられる。
 - 東京都の選手村地区エネルギー事業における水素導管供給事業では、ガス事業法の適用を想定した技術仕様の検討が行われた。他に高圧ガス保安法・電気事業法の適用が考えられる。
- 高圧ガス保安法・ガス事業法・電気事業法のいずれにおいても関連法令で性能基準が定められ、例示仕様に関する記載がある。

水素パイプラインに関する主な法令と性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様・例示基準
高圧ガス保安法 関連法令 (一般高圧ガス保安規則・ 例示基準)	・ 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない ・ 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってその導管を設置する等	・ 充填容器等は、その温度を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること等	・ 温度計は、以下の者を使用できる ・ JIS B 7411-1(2014)一般用ガラス製温度計－第1部：一般計量器 ・ JIS B 7411-2(2014)一般用ガラス製温度計－第2部：取引又は証明用等
ガス事業法関連法令 (ガス工作物の技術上の 基準を定める省令・ ガス工作物技術基準の 解釈例等)	・ ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない等 ※ガス小売事業者として適用を受ける場合	・ ガスの使用者及びガスを供給する事業を営む者に供給されるガスは、容易に臭気によるガスの感知ができるように、付臭されていなければならない等	・ パネル法においては、あらかじめ選定された正常な嗅覚を有する臭気の判定者4名以上によりにおいの有無を判定し、感知できた希釈倍数から各パネルの感知希釈倍数を求め、ガスの臭気濃度を求めること等

出所) 高圧ガス保安法等を基にNRI作成。上記はあくまで各法令の記載例・記載概要であることに留意。

日本の水素パイプラインに係る法令と安全管理の状況

- 先述の通り、日本では、パイプラインで水素を供給する場合、高圧ガス保安法または、ガス事業法、電気事業法の適用を受けることが考えられる。
- ガス事業法では、供給を開始する前の段階で事業の登録を行い、使用前検査を受けること等が求められる。

ガス事業法（小売事業）における安全管理に関する記載例・概要*

	主に水素供給開始前		主に水素供給開始後		
	事業の登録	使用前検査	自主保安	自主検査	罰則
ガス事業法	以下事業を営もうとする者は経済産業大臣に届け出る必要がある - 小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く）等 なお、以下の場合等に登録を拒否できる - 供給能力が、小売供給先の需要を満たす見込みがない - 本法律等に違反し、罰金刑に処せられて2年を経過していない等	ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置等を行う場合、 - 工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない - 自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受ける等	ガス小売事業者は、 - ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、事業開始前に、保安規定を経済産業大臣に届け出なければならない - ガス主任技術者を選任し、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない等	ガス小売事業者は、 ガス小売事業の用に供するガス工作物であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない	法令に違反した場合、 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられる等 ※違反内容で罰金刑は変わる

* 小売事業者として法令の適用を受ける場合であることに留意。
 出所）ガス事業法を基にNRI作成

オーストラリアの水素パイプラインに係る性能規定化・安全管理の状況

- オーストラリアでは、“National Gas Rules”（国家ガス規則）と“Energy Resources Act 2000”（2000年エネルギー資源法）に基づき、水素を天然ガスパイプラインを介して輸送することができる（現在、最大10%の割合で水素が天然ガスに混合され、輸送されている）。
- 国家単位の法令で水素のパイプラインでの供給に関する性能基準や仕様規定は確認できなかったが、2000年エネルギー資源法に基づき、許可に当たって環境影響評価基準に適合すること及び、運用に当たって適宜目的適合性評価を行うことが求められる。
 - 国家ガス規則は、主にパイプラインガス供給網に、新たに事業者がアクセスする際の取り決め等が記載されており、技術的な安全規定は確認できなかった。

水素パイプラインに関する主な法令と安全管理に関する記載例・概要*

Energy Resources Act 2000
(2000年エネルギー資源法)

主に水素製造開始前	主に水素製造開始後
申請・環境影響評価・許可	目的適合性評価・罰則
エネルギー鉱業省大臣より、パイプライン許可を得ることで以下が可能になる。 ・ パイプラインの建設・設置・運用・保守等 事業者は申請に当たって、以下が求められる。 ・ 環境目標書（建設等に当たり達成すべき環境目標等を記載する）の作成* 大臣は許可を与えるにあたり、以下が求められる。 ・ 環境目標書の承認 * 大臣が定めた環境影響評価基準に則り、環境影響評価を実施し、それを基に策定された環境影響報告書への対応事項を記載する。	許可を受けた事業者は、運用に当たり ・ 公衆の健康と安全の確保及び環境への影響を図ること等を目的に適合性評価を行うことが求められる 等 上記に違反した場合は、以下の罰則がある ・ 最大で120,000豪ドルの罰金 等 ※罰則は、目的適合性評価以外にも存在する

出所）2000年エネルギー資源法を基にNRI作成

その他の国における水素パイプラインに係る法令と性能規定化・安全管理の状況

- 韓国では、高圧ガス保安法に基づき水素供給事業を実施することができるが、法令では比較的抽象的な性能基準が示されるのみとなっており、実態としては性能基準（検査方法等）・例示仕様が、別途ガス技術基準委員会が定めるKGSコードに記載され、それを遵守することが求められる。
- オランダでは、これまで化学製品として水素がパイプラインを介して、輸送されてきた歴史があり、Bevb（パイプライン外部安全令）が適用されてきたが、2024年1月より、水素製造と同様に環境計画法に基づいて、環境影響評価を経て許可を得ることで事業を実施できるように変更された。国家単位の法令での性能基準や仕様規定は確認できなかった。
- フランスでも、水素製造と同様に環境法に基づき、水素供給事業を実施することができる。環境法では、「有害物質の輸送のためのパイプライン」に関する規制の対象として、天然ガスまたは類似の炭化水素または化学製品の輸送のためのパイプラインが定められ、水素供給パイプラインもその一環として地方政府の認可を受け、供給を開始することができる。なお、国家単位の法令での性能基準や仕様規定は確認できなかった。

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

日本の水素ステーションに係る法令と性能規定化・安全管理の状況

- 日本では、水素ステーションは、高圧ガス保安法に基づき、技術上の基準を満たすこと及び安全管理が求められる。
- 一般高圧ガス保安規則では「圧縮水素スタンドに係る技術上の基準」・「顧客が自ら圧縮水素を充填し、遠隔監視下で水素スタンドを運転できる圧縮水素スタンドの技術基準」等が個別に定められ、例示基準でも圧縮水素スタンドの例示基準が個別に示されている。

水素ステーション（例. 圧縮水素スタンド）に関する主な法令と性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様
高圧ガス保安法	- 製造のための施設の位置、構造及び設備・製造方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合する - 製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがない		
一般高圧ガス保安規則	- 製造設備が定置式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（性能基準参照）を掲げる - 経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない	充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること等	
一般高圧ガス保安規則 関係例示基準			圧力上昇率及び圧力許容範囲は、「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2014)」又は「圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）JPEC-S 0003(2016)」に従いあらかじめ設定すること等

【参考】日本 | 圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係） JPEC-S 0003（2012）

■ 一般財団法人石油エネルギー技術センターが制定した圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）では、以下のような記載がある。

規則関係条項及び例示基準

一般高压ガス保安規則

第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、例示基準55の2

第7条の3第3項第4号、例示基準59の4

コンビナート等保安規則

第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、例示基準62の2

第7条の3第3項第4号、例示基準66の4

1. 燃料装置用容器に充填する圧縮水素の温度

一般則例示基準55の2第3項及びコンビ則例示基準62の2第3項における燃料装置用容器に充填する圧縮水素の温度は、プレクール種類に応じ次表の温度範囲内を維持するよう制御するものとし、当該温度範囲を逸脱した場合には、これを異常と判定すること。

プレクール種類	充填する圧縮水素の温度範囲（T _{fuel} ）
-40℃プレクール	-40℃ ≤ T _{fuel} ≤ -33℃
-20℃プレクール	-22.5℃ ≤ T _{fuel} ≤ -17.5℃

※一部抜粋

出所）圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）

オランダの水素ステーションに係る法令と性能規定化・安全管理の状況

- オランダでは、水素製造と同様に環境計画法に基づいて、環境影響評価を経て許可を得ることで水素ステーションに関する事業を実施することができる。
- 2020年に産業界と規制所管当局を含む政府の代表者のプロジェクトチームによって策定された、ガイドライン“PGS35 Waterstofinstallaties voor het afleveren van waterstof aan voertuigen en werktuigen”（車両および装置への水素供給のための水素設備）は、水素に関する法的枠組みが変更された現在も引き続き有効である。このガイドラインには、環境許可を得る上で必要な措置と同等の措置が記載されており、それらの措置を満たす規格等も例示的に整理されている。
- PGS35は、発生しうる中～高程度のリスクがあるシナリオを整理し、それらを防ぐための措置を取りまとめたものであり、リスクベースアプローチが取られている。

水素ステーションに関連するガイドラインと性能規定に関する記載例・概要

	要求性能・要求事項等	性能基準	例示仕様
PGS 35	・ 圧力装置及び水素供給が不良となることを回避することが求められる ・ 圧力装置は、圧力装置指令 (PED) 附則1の関連する基本要件D10、D15に適合するものとする	・ 圧力装置は、想定される外部圧力（物理的圧力・炎）に耐える上で十分な強度がある ・ 圧力装置を安全に運転するための措置が講じられている ・ 圧力装置は、安全に点検できるように設計されている 等	・ PED 97/23/ECまたは、PED 2014/68/EUに適合したCEマークが貼付された圧力装置の使用 等

出所) PGS35を基にNRI作成

その他の国における水素ステーションに係る法令と性能規定化・安全管理の状況

- 韓国では、水素製造と同様で水素法に基づき事業を実施することができるが、法令では比較的抽象的な性能基準が示されるのみとなっており、実態としては性能基準（検査方法等）・例示仕様が、別途ガス技術基準委員会・韓国規格協会が定めるコード・規格に記載され、それを遵守することが求められる。
- オーストラリアでは、水素ステーションが普及していないこともあり、国際規格と整合した水素に関する基準は施行されている一方、規制における水素ステーションの取り扱いは明確に確認できなかった。一方、ガス設備として、水素製造の一部と同様に、2012年ガス規則に基づいて規制されることが考えられる。
- フランスでは、水素製造と同様で環境法に基づき、一般要件を満たすことで地方政府の認可を受け、水素ステーションの建設・水素供給が実施できる。水素ステーションについては、環境法に基づき、大臣の命令により定められた一般要件が存在しており、実態としては仕様規定となっている。

1998年2月12日の政令*における記載（一部抜粋）

2.1 - 設置規則

2.1.2 - 液体水素の特定要件

貯蔵設備は、少なくとも次の距離に配置する必要がある。:

- 屋外または天蓋の下にある場合、敷地境界線または建物から8メートル、
- 設備を含む部屋が閉鎖されている場合は、敷地境界線または建物から5メートル

2018年10月22日の政令**における記載（一部抜粋）

水素供給エリアは外部に配置するものとし、水素を含む可能性のある機器は、ホースが破裂した場合に備え、水素ステーションの外部との境界、換気装置、水素以外の可燃性または酸化性物質の貯蔵設備から、最大流量120 g/sの場合は14 m、最大流量60 g/sの場合は10 mの最小距離を保つこと。

* Arrêté du 12 février 1998 relatif aux prescriptions générales applicables aux installations classées pour la protection de l'environnement soumises à déclaration sous la rubrique n° 4715

** Arrêté du 22 octobre 2018 relatif aux prescriptions générales applicables aux installations classées pour la protection de l'environnement soumises à déclaration sous la rubrique n° 1416 (station de distribution d'hydrogène gazeux) de la nomenclature des installations classées et modifiant l'arrêté du 26 novembre 2015 relatif aux prescriptions générales applicables aux installations mettant en œuvre l'hydrogène gazeux dans une installation classée pour la protection de l'environnement pour alimenter des chariots à hydrogène gazeux lorsque la quantité d'hydrogène présente au sein de l'établissement relève du régime de la déclaration pour la rubrique n° 4715 et modifiant l'arrêté du 4 août 2014 relatif aux prescriptions générales applicables aux installations classées pour la protection de l'environnement soumises à déclaration sous la rubrique n° 4802

出所) 各国法令を基にNRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX 性能規定化に関する調査

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

調査対象国における二酸化炭素貯留に関する規制状況

- いずれの国でも、二酸化炭素の貯留を許可なく実施することは法律において禁止されている。
- 二酸化炭素貯留（探査・試掘の実施、貯留事業の実施）に関する各国の規制において、性能規定は確認できなかった。

二酸化炭素貯留に関連する法令と試掘・貯留に係る許認可（許認可の有無・主体・基準等）

	二酸化炭素貯留に関係する主な法令	探査・試掘の実施に係る許認可の内容	貯留事業の実施に係る許認可の内容
日本	二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (CCS事業法)	- 貯留層の試掘・探査は、経済産業大臣の許可が求められる - 許可の基準は経理基礎・技術的能力を有すること等であり、例示を示す訓令がある	- 貯留事業の実施は、経済産業大臣の許可が求められる - 許可の基準は経理基礎・技術的能力を有すること等である
韓国	이산화탄소 포집・수송・저장 및 활용에 관한 법률 (二酸化炭素の貯蔵および利用法)	- 貯留層の探査は、通商産業資源大臣の許可が求められる - 許可に当たり、大統領令に定める基準を満たす必要があるが、2024年現在未公示	- 貯留事業の実施は、通商産業資源大臣の許可が求められる - 許可に当たり、大統領令に定める基準を満たす必要があるが、2024年現在未公示
オーストラリア	Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act 2006 (2006年海洋石油・温室効果ガス貯蔵法)	- 貯留層の探査は、連邦担当大臣（州により異なる）の許可が求められる - 許可に当たり、石油事業の実施状況等が考慮されるが、技術的基準は確認できない	- 貯留事業の実施は、連邦担当大臣の許可が求められる - 許可に当たり、探査結果等を考慮の対象とするが、技術的基準は確認できない
オランダ	Mijnbouwwet (鉱業法)	－（CO2貯留に係る探査・試掘について記載を確認できず）	- 貯留事業の実施は、鉱業担当大臣・欧州委員会の許可が求められる - 許可に当たり、求められる申請項目は定まっているが、技術基準は確認できない
フランス	Code de l'environnement (環境法)	- 貯留層の探査は、地方知事・鉱山担当大臣が確認に関わる許可が求められる - 許可に当たり、技術的能力の証明が必要（過去の採掘研究実績等）	- 貯留の事業の実施は、地方知事・鉱山担当大臣・欧州委員会が確認に関わる許可が求められる - 許可に当たり、環境影響評価等が必要

出所）各国法令を基にNRI作成。

【参考】日本 | CCS事業法における禁止規定

■ CCS事業法には、以下のような記載があり、鉱物の掘採に伴う貯蔵を除き、許可なしの二酸化炭素の貯留は禁止されている。

第三款 禁止規定

第十三条 貯留事業の許可（第四条第一項若しくは前条第一項の許可（貯留事業に係るものに限る。）又は第十条第一項の許可をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「貯留事業者」という。）でなければ、貯留層における二酸化炭素の貯蔵を行ってはならない。ただし、鉱物の掘採に伴うものその他の経済産業省令で定める二酸化炭素の貯蔵については、この限りでない。

2 試掘の許可（第四条第一項又は前条第一項の許可（試掘に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「試掘者」という。）でなければ、試掘を行ってはならない。

※一部抜粋

出所) CCS事業法

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX 性能規定化に関する調査

1. 性能規定化に関する調査

I GXに関する規制の動向と性能規定の位置づけの整理

II デスクトップ調査実施方法

III 調査結果：水素に関する法令の性能規定化状況

III – i 水素製造に関する法令の性能規定化状況

III – ii 水素パイプラインに関する法令の性能規定化状況

III – iii 水素ステーションに関する法令の性能規定化状況

IV 調査結果：二酸化炭素貯留に関する法令の性能規定化状況

V 調査結果：再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

再生可能エネルギーに関する調査対象

- 再生可能エネルギーを利用した発電所等について、調査対象国の法規制では、具体的な基準はほとんど確認されなかった。
 - 日本においては、電気事業法の電気工作物等として性能規定化された基準が策定されている。
- EUでは、洋上風力設備について、国際規格を流用したEU規格で第三者機関によって適合性評価が行われ、その評価結果を基に許認可が行われている。
- 規格を活用した性能規定化、及びそれに基づく許認可の仕組みは、日本では浸透していないため、今後、参考にすることができる可能性がある。
- 上記を踏まえ、調査対象国の洋上風力発電設備の設置に関する法令及び、法令と規格の関係性について調査を実施した。

日本と欧州の洋上風力発電設備に関する規格・技術的基準・適合性評価に関する比較（抜粋）

	欧州	日本
規格の採用	・ IEC規格の80%超がEN規格に直接統合 ・ ほとんどの国で洋上風力に関する具体的な基準がない	・ IEC規格を基にした国内JIS規格 ・ 洋上風力規格の詳細「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」
規格・規制の策定	・ ISO/IECへの直接参加による開発	・ IECへの参加 ・ 国の事情に合わせた具体的な規格を策定 ・ 経済産業省・国土交通省の専門委員会
プロジェクト認証・許認可	・ IEC 61400シリーズ等に基づく適合性評価 ・ 適合性評価の実施は第三者機関が実施 ・ 第三者機関が発行する認証書に基づく許認可 ・ 様々な認証機関が存在	・ IEC 61400シリーズに基づき適合性評価 ・ 第三者認証機関と国土交通省の登録機関が協働して適合性評価を実施、別途経済産業省も適合性評価を実施 ・ 2つの認証機関が活動

出所) European Commission 「Standards, technical regulation and conformity assessment in the Japanese and European offshore wind power market: current implementation and best practices」を基にNRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX 性能規定化に関する調査

1. 性能規定化に関する調査 V. 再生可能エネルギー（洋上風力発電設備）に関する法令の性能規定化状況

調査対象国における洋上風力発電設備の設置に関する性能規定化・安全管理の状況

- 法令（下位法令を含む）において、洋上風力発電設備の設置に関する具体的な技術基準（性能規定）が確認されたのは、日本・韓国のみであった。
- オランダ・フランス等では、法令で技術基準が具体的に定められていないだけでなく、どのような技術基準を採用・参照するかも法令で明記されていないかった。
- なお、建設の前段階である建設サイトの選定に当たっては、国または民間企業が環境影響評価を、各国の法令に基づき、別途実施している。

洋上風力発電設備の設置に関連する法令と法令等で確認された性能規定・安全管理の状況

	関連する主な法令*	性能規定の有無	安全管理の状況
日本	電気事業法	・ 経済産業省令（発電用風力設備に関する技術基準を定める省令等）で技術基準（性能規定）が定められている ・ 上記基準で、民間規格等を引用している	・ 設備の設置／変更に当たり、経済産業省大臣の許可が求められる ・ 許可に係る審査は、経済産業省に登録された適合性確認機関が実施する
韓国	전기사업법（電気事業法）	・ 該当法令で、電気工作物設置の技術基準を別途、定めることが明記されている ・ 下位規則（韓国電気設備規制、KEC）で、具体的な技術基準が定められている	・ 設備の設置／変更に当たり、通商産業資源部大臣の許可が求められる ・ 許可に係る審査は、登録された許可証保有者が実施する
オーストラリア	Offshore Electricity Infrastructure Act 2021（2021年洋上風力発電設備法）	・ 下位法令（Offshore Electricity Infrastructure Regulation 2022）で、「免許で認可される業務及び工事を遂行する能力」があることを求めているが、具体的な基準はない	・ 設備の建設に当たり、規制所管大臣より商業ライセンス等を獲得する必要がある ・ 但し、現時点でガイダンスが整備されておらず、商業ライセンスの申請はできない
オランダ	Wet windenergie op zee（洋上風力に関する法律）	・ 該当法令で、「申請内容が技術的に実現可能である」等の根拠で規制所管大臣が許可を与える記載があるが、具体的な基準はない	・ 設備の建設・運転に当たり、規制所管大臣より、許可が求められる ・ 許可は、左記のような建設・運転の信用に足る根拠がある場合に与えられる
フランス	Code de l'énergie（エネルギー法）	・ 該当法令で、「申請者又は申請者の技術的、経済的及び財政的能力」等の基準で行政当局が許可を与える旨の記載があるが、具体的な基準はない	・ 操業に当たり、行政当局より操業許可を取得する必要がある ・ 許可は、エネルギー需給に与える影響・左記の申請者の能力等で判断される

出所）各国法令を基にNRI作成。 * 洋上風力発電は、例えば日本で、港湾法・船舶安全法・建築基準法等も関係するが、設備設置に関する法令の例示として電気事業法を記載していることに留意。

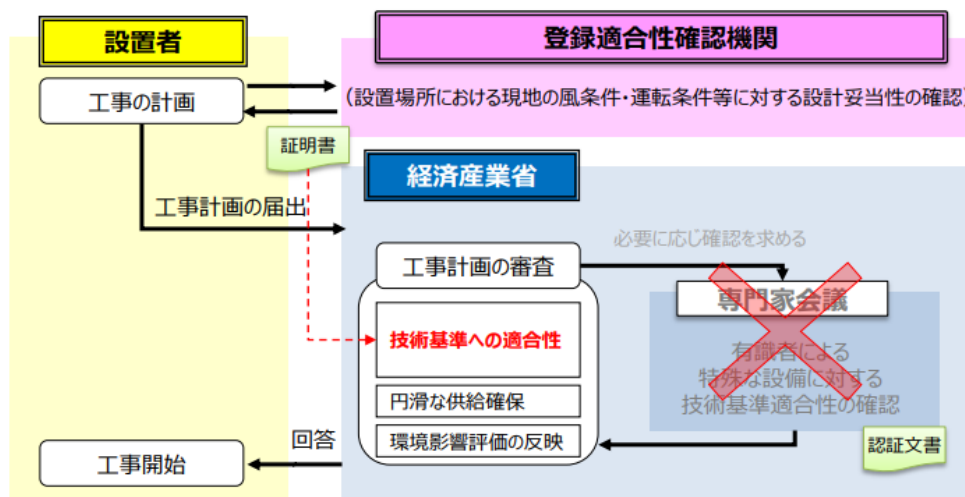
【参考】日本 | 電気事業法改正による登録適合性確認機関制度の創設

- 電気事業法の改正により、認証機関と経済産業省が設置する専門家会議で重複していた審査手続きが一本化され、経済産業省が認定した「登録適合性確認機関」が、電気事業法関連法令で定める技術基準への適合性を確認し、その証明書を基に工事の許可を行う形式になった。

登録適合性確認機関制度の創設

- 今般の電気事業法の改正により、専門的知見を有する事業者を「登録適合性確認機関」と位置づけ、電気工作物の設置者が経産省へ工事計画を届け出る前に、当該機関が技術基準への適合性を事前に確認する制度（登録適合性確認機関制度）を創設。
- 本制度の対象は、当面は風力発電設備に限定。登録適合性確認機関は、風力発電に特有の設備（ナセル、支持物、基礎等）に係る技術基準適合性を確認し、適合する場合にはその旨を記載した証明書を発行。

<風力発電設備の工事計画確認の流れ>



出所) 経済産業省「登録適合性確認機関に係る制度設計について」

2. 取りまとめ

調査対象国における水素に関する法令・ガイドライン等の性能規定化状況まとめ

- 日本・韓国・オーストラリア・オランダにおいては、性能規定が確認された。
- 日本においては、性能基準・例示基準が法令（法律・政令・省令）で完結する構造となっていたが、その他の国では、国以外の組織により、または産官学が連携することにより、策定されたコード・規格・ガイドライン等により性能基準が示される形式となっている。

水素に関する各工程の規制・ガイドライン等における性能規定の有無

	つくる	はこぶ	つかう
	水素製造	水素パイプライン	水素ステーション
日本	- 法令（法律及び下位法令）において性能規定あり - 対象は高圧ガス	- 法令（法律及び下位法令）において性能規定あり - 対象は高圧ガス*	- 法令（法律及び下位法令）において性能規定あり - 対象は水素（ステーション）
韓国	- 法令において性能規定あり - コードにおいて詳細な性能規定あり - 対象は水素	- 法令において性能規定あり - コードにおいて詳細な性能規定あり - 対象は高圧ガス	- 法令において性能規定あり - コードにおいて詳細な性能規定あり - 対象は水素
オーストラリア	- 法令において規格の遵守を要求 - 規格において性能規定あり - 対象はガス一般	性能規定は確認されず	- 法令において規格の遵守を要求 - 規格において性能規定あり - 対象はガス一般
オランダ	性能規定は確認されず	性能規定は確認されず	- 法令において性能規定は確認されず - ガイドラインにおいて性能規定あり
フランス	性能規定は確認されず	性能規定は確認されず	性能規定は確認されず

※性能規定が確認された箇所に○を付している。

* 日本の水素パイプラインの規制については、高圧ガス保安法の適用を受けるか、ガス事業法・電気事業法の適用を受ける場合があり、上記は高圧ガス保安法の適用を前提に記載。
出所） 各国法令等を基にNRI作成

2. 取りまとめ

調査対象国における水素関連規制等の仕組みの類型化

- 水素関連規制を、性能規定の規定の仕方、安全・安心の確保の方法、政府・事業者のリスク分担で類型化を実施した。
- なお、いずれの国においても行政罰は必須であり、事故等の場合は別途、損害賠償請求が事業者に対して行われるとみられるため、その点は省略している。

性能規定の規定の仕方		安全・安心の確保の方法			リスク分担	事例
		許認可を行う主体	許認可等の対象	確認手法	損害賠償の記載	
性能規定あり	法令のみで性能規定 ・ 法律・政令・省令で性能基準が記載	主に地方公共団体	主に建造 ・ 水素製造施設・水素パイプライン・水素ステーションを建造するたびに許認可が必要	届出のみ	水素関連規制で記載は確認できず	・ 日本 水素製造（低リスク*）
	法的根拠のある規格等で性能規定 ・ 法律等で基準を定めることが認められた規格・コードで性能基準が記載			性能基準への適合性検査		・ 日本 水素製造（高リスク*）
					保険加入義務が法律に記載	・ 韓国 水素製造
		州政府（規制所管省庁）	主に事業体 ・ 小売事業体を認可	書面等での評価 ・ 供給能力等で評価	水素関連規制で記載は確認できず	・ 南オーストラリア州 水素ステーション
性能規定なし	法的根拠なしでガイドラインで性能規定	主に地方公共団体	主に建造 ・ 水素製造施設・水素パイプライン・水素ステーションを建造するたびに許認可が必要	環境影響評価 ・ 国・地方公共団体で定めた基準を基に周囲環境への影響を評価	許可に伴う損害の補償が法律で記載	・ オランダ 水素ステーション
	標的規定のみ ・ 性能基準等は示されていない				水素関連規制で記載は確認できず	・ フランス 水素製造
		州政府（規制所管省庁）			保険加入義務が法律に記載	・ 南オーストラリア州 水素製造
		主に地方公共団体			許可に伴う損害の補償が法律で記載	・ オランダ 水素製造

* 第一種製造者を高リスク・第二種製造者を低リスクと記載。

2. 取りまとめ

水素関連規制に関する性能規定の海外比較に基づく示唆

- 海外では、民間事業者や研究機関・国際標準化機構と連携した規格協会等により策定された規格・コードにおいて性能規定が定められ、その規格等を遵守することが法律で求められる場合が確認された。
- また、安全管理の観点で損害賠償保険への加入が義務付けられている場合も確認された。

	性能規定の規定の仕方	安全・安心の確保の方法			リスク分担	事例
		許認可を行う主体	許認可等の対象	確認手法	損害賠償の記載	
国内外の性能規定 類型	法令のみで性能規定	主に地方公共団体	主に建造	届出のみ	水素関連規制で 記載は確認できず	・ 日本 水素製造 (低リスク)
				性能基準への 適合性検査		・ 日本 水素製造 (高リスク)
	法的根拠のある規格 等で性能規定	州政府 (規制所管省庁)	主に事業体	書面等での評価	保険加入義務が 法律に記載	・ 韓国 水素製造
					水素関連規制で 記載は確認できず	・ 南オーストラリア州 水素ステーション
	法的根拠なしでガイド ラインで性能規定	主に地方公共団体	主に建造	環境影響評価	許可に伴う損害の 補償が法律で記載	・ オランダ 水素ステーション

海外比較 に基づく 示唆

規格協会が策定した規格等で性能基準を定める場合が確認された
⇒国内外の最新の知見を基準に反映すると同時に、国際的なルールメイキングを企図（後頁）

地方公共団体が許認可を与える場合が多かった
※オーストラリアに関しては、地方政府である点に留意

建造する度に許認可を与える場合が多かった
※オーストラリアに関しては、法改正の過渡期にある点に留意

建造した際に性能基準等への適合性評価する場合が多かった
⇒日本は、リスク別に異なる確認手法があり、柔軟
※オーストラリアは左記の通り

新しい法律で水素を規定した韓国等では、損害賠償保険への加入が義務化
⇒事故等で事業者が多額の損害賠償責任を負うリスクを前提

2. 取りまとめ

調査対象国の水素関連規制の動向

- 日本やオランダ、フランスでは、主に高压ガス・化学物質として規制されているが多いが、オーストラリア・韓国では、水素専用の法令が近年整備されている。
- オランダ、オーストラリアでは、水素製造施設の建造・水素製造事業の実施等を環境影響評価により許可する形式へと変更がなされている。

水素関連規制の直近の動向

日本

- ・ 高压ガス安全法は、[水素を高压ガス・可燃性ガスとして規定](#)し、水素に関する安全規制として中心的な役割を果たしている。
- ・ より詳細な内容は、一般高压ガス保安規則に規定され、より具体的な数値を示した規定は例示基準に示されている。
- ・ 一般高压ガス保安規則では、圧縮水素ステーションを対象とした水素に特化した規定がいくつかある。
- ・ 水素パイプラインに関する複数の法律の関与・低压水素の取扱い等に関して現在議論がなされている。（後頁参照）

韓国

- ・ 韓国の水素経済移転のための戦略的計画は、水素経済ロードマップに示され、ロードマップに従い、[水素専用の法整備が進められている](#)。
- ・ 水素経済促進および水素安全法では、水素関連の事業許可、製造施設、製品検査、水素発電設備の完成/保守検査などの[安全管理ツールの法的根拠](#)が示されており、[適切な罰則と強制的な保険適用](#)によって安全性を担保する形式となっている。

オーストラリア

- ・ エネルギー規制枠組みにおいて、水素利用の包含を強化するための一連の改革法が、国家水素戦略に基づき進行している。
- ・ 連邦政府は各州および準州の立法機関と協力して、国家ガス法および下位文書の改正が行われてきたが、先んじて[オーストラリア規格協会において水素の製造、貯蔵、輸送、使用に関する一連の基準が発表され、適用](#)されている。
- ・ 水素製造・水素パイプラインに関しては、新たな法令が設けられ、[環境影響評価により、事業を許可する形式へと変更](#)された。

オランダ

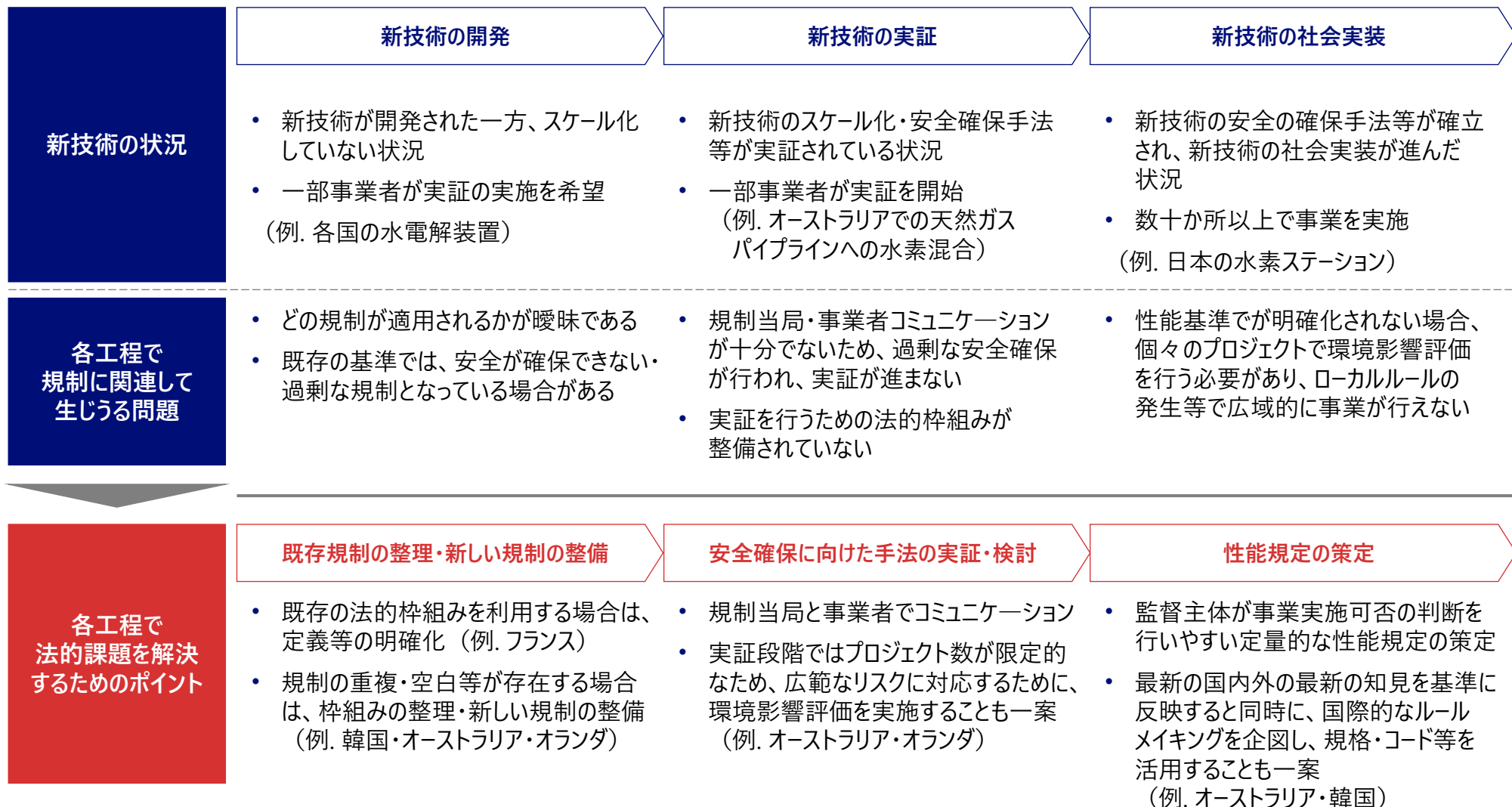
- ・ [明確な基準を持たなかったため、新しい水素ガスステーションを建設する場合には、個別の自治体にリスク分析を行うことが求められており、自治体での許認可が保留されてきた経緯があり、水素ステーションに関するガイドラインが定められた](#)。
- ・ 2024年に新しい環境計画法が定められ、水素に関する事業は、[環境影響評価により、事業を許可する形式へと変更](#)された。水素利用を推進するために、[パイロットプロジェクトを通じてガイドラインを取りまとめる](#)ことで、安全基準の明確化を図っている。

フランス

- ・ 2030年までの国家水素戦略目標を達成するために、エネルギー転換のための水素利用計画に基づいて、規制の枠組みが急速に改革され、2021年2月17日の政令に基づいて、関係する法律（環境法等）で、水素が規制対象として明示されるようになった。

各国の規制動向を踏まえた性能規定化に至るまでの流れと法的課題解決に向けたポイント

- 新技術が開発された場合には、既存規制を整理した上で、安全確保のために実証等を行い、性能規定を策定することが求められる。
- 性能規定化に当たっては、法令だけでなく規格等を活用することで、民間の技術動向を反映する・国際的なルールメイキングに活かすことが考えられる。



2. 取りまとめ

日本 | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）の概要

- 日本においては水素社会推進法が令和6年10月に施行され、低炭素水素等の供給・利用の促進を目的に、高圧ガス保安法等に関して特例措置が講じられることとなった。
- この新しい枠組みの下、水素等供給事業者による低炭素水素等の供給の状況等を踏まえ、事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる方針となっている。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】の概要

<

2. 取りまとめ

【参考】水素社会推進法における低炭素水素等供給等事業計画の認定・判断基準の策定

■ 水素社会推進法には、以下の記載がある。低炭素水素等供給等事業計画の認定は、経済産業大臣が一元的に実施する。

第七条 低炭素水素等供給事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等供給事業者」という。）又は低炭素水素等利用事業を行い、若しくは行おうとする者（以下「低炭素水素等利用事業者」という。）は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画（以下「低炭素水素等供給等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 低炭素水素等供給等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 低炭素水素等供給等事業の目標

二 低炭素水素等供給等事業の内容及び実施期間

三 低炭素水素等供給等事業の実施体制

四 低炭素水素等供給等事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による助成金の交付を受けようとする場合にあっては、その旨

六 低炭素水素等供給等事業の用に供する施設の規模及び場所に関する事項その他の主務省令で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、低炭素水素等供給等事業に関し必要な事項

（省略）

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素水素等供給等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が基本方針及び第三十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであること。

二 当該低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該低炭素水素等供給等事業計画に第三項に規定する事項が含まれている場合にあっては、同項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 当該低炭素水素等供給等事業計画の内容が経済的かつ合理的であり、かつ、我が国全体における低炭素水素等の供給又は利用の促進に資するものその他の我が国における低炭素水素等の供給又は利用に関係する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

（省略）

第三十二条 経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等の供給を行う事業を行う者（以下「水素等供給事業者」という。）が低炭素水素等の供給を促進するために取り組むべき措置に関し、当該水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、水素等供給事業者による低炭素水素等の供給の状況、低炭素水素等の供給、貯蔵、輸送及び利用に関する技術水準、低炭素水素等の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はその改定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※一部抜粋

出所）水素社会推進法

2. 取りまとめ

【参考】水素社会推進法における高圧ガス保安法の特例

■ 水素社会推進法には、以下の記載があり、高圧ガス保安法の特例として、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可・検査等を実施する。

第二十五条 承認製造者は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定にかかわらず、その特定製造期間において、同項の許可を受けないで、第十二条第一項の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を行うことができる。

2 特定製造期間における承認製造者についての高圧ガス保安法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条の二第一項、第二十条の四（第二号を除く。）、第二十条の五第一項及び第二十三条第三項の規定の適用については、当該承認製造者は、第一種製造者（同法第九条に規定する第一種製造者をいう。次項において同じ。）とみなす。この場合において、同法第十五条第一項ただし書、第十六条第一項ただし書、第十七条の二第一項ただし書及び第二十三条第三項ただし書中「第五条第一項の許可」とあるのは、「水素等供給等促進法第十二条第一項の承認」とする。

3 第十二条第一項の承認に係る高圧低炭素水素等ガスの製造を開始した日から二年を経過した日以後特定製造期間を経過した日の前日までの間における承認製造者についての高圧ガス保安法第三十九条の二及び第三十九条の四第二項の規定の適用については、当該承認製造者は、第一種製造者とみなす。この場合において、同法第三十九条の二中「第五条第一項の許可」とあるのは「水素等供給等促進法第十二条第一項の承認」と、同項中「第十条第一項」とあるのは「水素等供給等促進法第十三条第一項」と、「第二十一条第一項」とあるのは「水素等供給等促進法第十五条」とする。

4 承認製造者は、その特定製造期間を経過した日において、高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該承認製造者が第十四条第一項の承認を受けていたときは、同日において同法第十四条第一項の許可を受けたものと、第十四条第二項又は第十五条の規定による届出をしていたときは、同日において同法第十四条第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をしたものと、第十六条第一項において準用する同法第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けて同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められていたときは、同日において同法第二十条第一項又は第三項の完成検査を受けて当該基準に適合していると認められたものと、第十六条第一項において準用する同法第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（第十六条第一項において準用する同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六項（第十六条第一項において準用する同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第一項ただし書の規定による届出をしていたときは、同日において同法第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（同法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六項（同法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第一項ただし書の規定による届出をしたものとみなす。

5 前項の場合における高圧ガス保安法第三十四条、第三十八条第一項第一号及び第七十六条第二項の規定の適用については、同法第三十四条中「この法律若しくはこの法律」とあるのは「この法律若しくは水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。）若しくはこれらの法律」と、同号及び同項中「第三十四条」とあるのは「第三十四条（水素等供給等促進法第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

6 承認製造者は、その特定製造期間において、第三項の規定により読み替えて適用する高圧ガス保安法第三十九条の二の規定により認定を受けたときは、当該承認製造者は、当該認定を受けた日において、その特定製造期間を経過したものとみなして、第四項の規定を適用する。

（省略）

※一部抜粋

出所）水素社会推進法

2. 取りまとめ

南オーストラリアにおける天然ガスパイプラインへの10%水素混合に関する実行可能性調査

- 南オーストラリア州のHydrogen Park（水素パーク）で製造された再生可能水素は、天然ガスに5%の割合で混合して天然ガスパイプラインを通じて供給されてきたが、2024年3月よりその割合が10%へと引き上げられた。
- 水素混合割合の引き上げに当たっては、オーストラリア再生可能エネルギー庁（Australian Renewable Energy Agency）の出資の下、官民のジョイント機関であるオーストラリア水素センター（The Australian Hydrogen Centre; AHC）が実行可能性調査（feasibility study）を行った。
- AHCは、引き上げのための技術的な要件の整理とともに規制・法律・標準との整合性の検証も実施している。引き上げ自体に基準・規格等の見直しは必要ではないという結論であったが、調査結果を踏まえ、規制の枠組みの見直し等について規制当局と合意している。

AHC 10%水素供給ネットワーク南オーストラリア州実行可能性調査

調査主体	オーストラリア水素センター（The Australian Hydrogen Centre; AHC） • The State of South Australia（南オーストラリア州） • The State of Victoria（ビクトリア州） • AusNet Transmission Group Pty Ltd and AusNet Gas Services Pty Ltd. • Australian Gas Networks Ltd • ENGIE Services • Neoen Australia Pty Ltd.
調査内容	• 現在のガス消費量の調査と今後のガス消費量の予測 • 水素貯蔵・伝送要件の整理 • 初期コスト・運用コストの見積り • 規制・法律・標準に関する考慮事項の整理 • 財務モデリング・経済的便益の整理 等
規制・法律・標準に関する考慮結果	• 規制当局は、南オーストラリア州の天然ガスパイプラインに10%水素を供給できるようにするため、国家ガス規制枠組みの改革について合意する、あるいは、見直しについて検討することとなった。具体的には、以下の取組が含まれる。 a. 「天然ガス」の定義を変更し、混合ガスに該当の定義がどのように適用されるかを明確にした。 ⇒これにより、天然ガス単体とは異なる、混合ガスが満たすべき品質仕様・基準を順守する必要があることが明確になる。 b. 南オーストラリア州の流通システムへの混合ガスの導入を妨げる障壁がないことを保証するため、国家ガス規則を変更する。 • 10%水素は小売ガスの規則、基準、免許に準拠しており、重大なコンプライアンス上の問題は発生しないと予想される。 • 今後、販売または設置されるすべての電化製品に水素対応を義務付けることで早期の確実性を提供し、10%から100%への円滑な移行を可能にするために必要な顧客の取り込み（インセンティブ）設計、基準の更新、スキル能力開発等を促進する。

出所）Australian Hydrogen Centre「10% Hydrogen Distribution Networks South Australia Feasibility Study」

2. 取りまとめ

韓国・オーストラリア | 水素関連規制における規格・コードの活用

- 韓国及びオーストラリア*では、法律で規格協会等が定めた規格・コードを遵守することを求められている。
- 上述の規格協会等は、非営利組織として、国内外の最新の知見を基に規格・コードの開発を行うとともに、国際的なルールメイキングを図っている。
 - 国内の民間事業者や研究機関と意見交換を行い、国内の最新の知見を踏まえた基準を定めた規格・コードを開発し、その内容を踏まえ、国際的な規格の開発に取り組んでいる。
 - 国際標準化機構（ISO）の動向を監視、必要に応じてミラーリングした規格・コードを国内向けに開発することで、過剰なコンプライアンスコストをかけることなく、世界的な技術の進歩・ルールと足並みを揃えることができる。また、国際市場への新規参入を促すことができる。

韓国・オーストラリアの規格協会等の役割・課題意識

Standards Australia ME-093（水素技術委員会）の役割

- ・ 関連する国際委員会に参加し、これらの委員会と連携して、国際標準の策定にオーストラリアの意見を提供する。
- ・ ME-093がミラーリングしているIECおよびISO委員会への参加により、オーストラリアは水素および関連技術の進歩に遅れを取らず、最良の運用慣行を監視することができる。これにより、過剰なコンプライアンスコストをかけずに、オーストラリアで安全に技術を導入することができる。

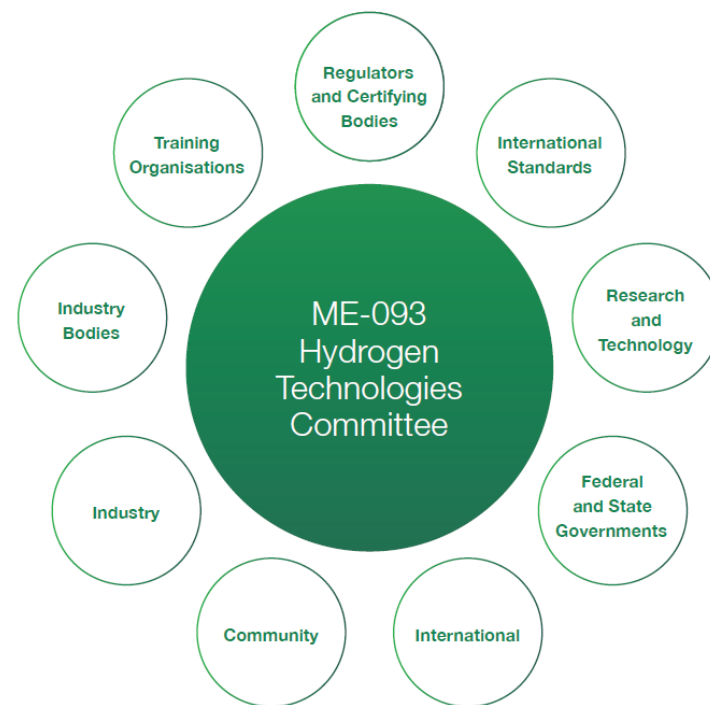
韓国ガス安全公社（KGS）の課題意識

- ・ 水素用品のKGSコードは、国内製造会社の技術水準および危険要素に対する安全対策などを反映して制定された世界初の基準である。
- ・ 海外水素安全専門機関との協力拡大および国際標準委員会であるISO/IEC専門委員会の委員長としての活動等を通じて国内水素用品安全基準が国際標準に指定されるようにしてグローバル標準市場を先行獲得するよう努力しなければならない。

出所) Standards Australia「ME-093 Hydrogen Technologies Strategic Work Plan」、
KGS「Establishment of Korea Gas Safety Standards for Hydrogen Appliance
Inspection in Accordance with Hydrogen Law」の記載を抜粋してNRI作成

* Standards Australia（オーストラリア規格協会）が開発した水素関連の規格は、現時点で法的な裏付けを持っておらず、ガス器具の取扱い等の規格のみが法的な裏付けを持っている点に留意。

Standards Australia ME-093のステークホルダーマップ



出所) Standards Australia「ME-093 Hydrogen Technologies Strategic Work Plan」

2. 取りまとめ

EU | 洋上風力発電関連の法令と規格の関係性と公共調達における規格への準拠

- 法令で国の技術基準を詳細・説明的に定めるのではなく、国際規格（IEC規格・ISO規格）や欧州規格（EN規格）を参照することで、規格が定期的に更新される際に法律を最新の状態に保つことが期待されている。
- フランスやオランダでは、IEC規格及びISO規格、EN規格で洋上風力発電に関するプロジェクト認証を第三者機関より受け、法的な許可を得ることができる。
- また、オランダやフランス等のEU各国では、公共調達（政府の支援スキームを通じた競争入札等）で洋上風力発電が実施されている場合が多い。
- 調達時の仕様書において、EN規格等への適合が求められることで、国・地方公共団体はプロジェクトの安全管理が可能となる。
 - 公共調達に関する EU 指令では、欧州の建設業界におけるすべての入札公告とすべての公共契約はユーロコードを受け入れなければならない旨が、定められている。
 - 2015 年の調査では、分析対象国の 41%で公共調達におけるユーロコードの使用を義務付ける規制的枠組みが存在していたとされている。
 - 代替設計を提案する場合、ENユーロコードの解決策と技術的に同等であることを証明しなければならないとされている。

出所) European Commission 「Standards, technical regulation and conformity assessment in the Japanese and European offshore wind power market: current implementation and best practices」を基にNRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査
①個別分野の規制改革 ア) GX ローカルルールに関する調査

（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア）GX ローカルルールに関する調査 事業概要

事業の背景及び目的

- 先述の通り、GX実現に向けた新事業創造のために既存規制を見直すことが国際的な潮流となっている。
- 昨年度の調査で、新技術の開発・導入等の広域的な事業展開の妨げとなるローカルルールが存在することが明らかになっている。
- そこで、GX分野における今後の新技術の開発・導入を見据え、事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因の特定及び、防止策（政策オプション）の整理を行った。

業務内容および事業実施方法

1. ローカルルールに関する調査

デスクトップ調査



- 新技術の導入が進められているGXの取組分野について、条令制定・手続き等が自治体に委ねられている法律の規定を探索した。
- 上記の規定により地方公共団体で定められている条例・規則等を調査し、事業展開の妨げとなりうるローカルルールを調査した。

2. 取りまとめ

取りまとめ



- デスクトップ調査結果を基に、事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因を整理した。
- 国内の検討状況を踏まえ、ローカルルールの発生防止策を整理した。

1.ローカルルールに関する調査

【デスクトップ調査】

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III – i 温対法に関連するローカルルール

III – ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III – iii 消防法に関連するローカルルール

III – iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

昨年度の振り返り及び調査方針

- 昨年度調査の結果、広域的な事業展開の妨げとなるローカルルールの発生要因は、以下図の通り、法律において自治体で条例・規則等を定めることができ、上乗せに関する上限がない場合や手続き等が自治体に委ねられており、その標準が国から示されていない場合が多かった。
- 上記を踏まえ、GXに関する法律で、上乗せ規定を認める・手続きを自治体に委ねる法律の規定がないかを確認することで、事業展開の妨げとなるローカルルールを探索した。

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因/防止策・見直しの妨害要因/改善策

発生要因・妨害要因

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因／防止策

【条例等の規定】

- ・ 法律において上乗せ規定が認められており、上乗せに関する上限は定められていない

【基準の策定・運用】

- ・ 条例等で明確な基準が定められていない

【手続き・様式】

- ・ 法律等で手続きが自治体に委ねられており、手続き・様式の標準が国から示されていない

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルール見直しの妨害要因／改善策

【条例等の規定】

【手続き・様式】

- ・ 一度定められた規定・手続きの見直しを行うインセンティブが地方自治体の担当者にはない

【基準の策定・運用】

- ・ 担当者レベルで発生しており、感知できない

防止策・改善策

【国主体】

- ・ 法令解釈のガイドライン等での周知及び必要に応じた法令の制定／改正
- ・ 過去の事例に基づき、不利益となりうるローカルルールが生じるポイントの整理、指導
- ・ 書式・様式、システムの標準化

【地方自治体主体】

- ・ 住民・事業者からの意見・要望の拾い上げ
- ・ 住民・事業者起点の規制改革制度の創設

【国主体】

- ・ 地方自治体の規制改革を促進するインセンティブ設計
- ・ 規制所管省庁から自治体への指導・措置（防止策と同様の取組）

1. ローカルルールに関する調査 Ⅰ 調査方針・調査対象分野の整理

調査対象分野

- GX関連事業に影響する法律は幅広いため、取組分野を絞り、上乘せ規定を認める・手続きを自治体に委ねる法律の規定を探索することとした。
- 現在進行形で新技術を社会実装している分野では、これまで広域で事業を展開する事業者が少なかったため、露見してこなかったローカルルールに関する問題が、今後露見することが予想される。
- 上記を踏まえ、GX推進戦略で、新技術の社会実装を進めている以下の分野・法律について調査を行った。
 - 全分野共通：地球温暖化対策の推進に関する法律
 - 再生可能エネルギーの主力電源化：環境影響評価法
 - 水素・アンモニアの導入促進：高圧ガス保安法・消防法
 - 運輸部門のGX：道路運送車両法

GX推進戦略の取組分野別に関連する法律／GX推進戦略における地方公共団体との役割分担に関する記載

取組分野**	GX推進戦略における取組方針の要約	関連する主な法律（略称）
省エネルギーの推進・製造業の燃料転換	・ 家庭・業務・産業・運輸の各分野で省エネ設備等の導入をさらに進める	・ 省エネ法
再生可能エネルギーの主力電源化	・ 地域との共生を図りながら、主力電源として最大限再エネ導入を進める	・ 環境影響評価法
原子力の利用	・ 審査・検査の合格を経て、地元の理解を得ながら原子炉の再稼働を進める	・ 原子力基本法
水素・アンモニアの導入促進	・ 製造・利用の開発に投資すると同時に、 生産・供給に向け、インフラ整備を進める	・ 高圧ガス保安法、消防法
カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備	・ 予備電源や電力系統、海底直流送電の整備を進める	・ ガス事業法
蓄電池産業	・ 蓄電池・部素材の製造工場への投資や可視化を行う	・ 電気事業法
資源循環	・ 動静脈連携による資源循環を加速し、市場創出に向けた支援を行う	・ 資源有効利用促進法
運輸部門のGX	・ 次世代自動車・ゼロエミッション船舶について、普及を支援する	・ 道路運送車両法
住宅建築物	・ 住宅の省エネ性能を向上すると同時に、省エネ改修に対する支援を行う	・ 建築基準法
カーボンリサイクル／CCS	・ SAFや合成燃料、CCSについて、実装に向けた支援を行う	・ 環境影響評価法
食料・農林水産業	・ 農林漁業における脱炭素化、吸収源の機能強化等に投資を行う	・ みどりの食料システム法

出所）GX実行会議「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」を基にNRI作成。社会実装に関する内容を青太字で記載。

* 新技術の開発・導入が前提であるため、カーボンプライシング、国際協力等枠組みの整理については含まない。

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III – i 温対法に関連するローカルルール

III – ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III – iii 消防法に関連するローカルルール

III – iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

各法律における主な法定受託事務と自治事務の整理

- 調査対象とした法律において、法定受託事務が含まれていたのは、地球温暖化対策の推進に関する法律と道路運送車両法、環境影響評価法であった。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する事務が法定受託事務となっている。
 - 道路運送車両法では、自動車登録番号標の封印・臨時運行の許可・許可基準が法定受託事務となっている。
 - 環境影響評価法では、免許等を行う者等への送付が法定受託事務となっている。
 - その他関連法令・政令で、自治事務が定められている場合がある。

各法律における主な法定受託事務／自治事務の概要

法律名	法定受託事務の概要	自治事務の概要
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	● 地域脱炭素化促進事業計画の認定*（二十二条の二）	● 地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定（二十一条） ● 地方公共団体実行計画協議会の組織（二十二条） ● 地球温暖化防止活動推進員の委嘱（三十七条） ● 地域地球温暖化防止活動推進センターの指定（三十八条）
高压ガス保安法	－（なし）	● 高压ガスの製造許可（五条） ● 製造開始・廃止の届出（二十一条） ● 製造許可の取消し（三十八条） ● 公共の安全のための緊急措置（三十九条）等
消防法	－（なし）	● 火災予防条例の制定（九条） ● 消防用設備等の設置基準の条例制定（十七条） ● 消防水利の設置・管理（二十条） ● 火災警報の発令（二十二条）等
道路運送車両法	● 自動車登録番号標の封印等（11条） ● 臨時運行の許可・許可基準（34・35条）	－（なし）
環境影響評価法	－（関係法令により第一号法定受託事務で、免許等が必要である場合に、その事務を実施することが求められる。対象が広いため、今回調査の対象外とする）	● 配慮書の確認（4条） ● 方法書についての都道府県知事等の意見（10条） ● 準備書についての関係都道府県知事等の意見（20条） ● 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（38条の6）

* 地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定（二十二条の三）等についても、二十二条の規定を準用する場合は、法定受託事務となる。

【参考】法定受託事務と自治事務の違い

- 法定受託事務とは、国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるものを指し、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。
- 自治事務とは、地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたものを指し、原則として、国の関与は是正の要求までとなっている。
- なお、法定受託事務は、個別法に加え、地方自治法の別表において該当する法律とともに事務が記載されている。

法定受託事務と自治事務

法定受託事務

自治事務

説明

- ・ 国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

- ・ 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

具体的な事務の例

- ・ 第一号法定受託事務：国が本来果たすべき役割のもの
例）国政選挙、旅券の交付、生活保護、補助国道の管理
- ・ 第二号法定受託事務：都道府県が本来果たすべき役割のもの
例）都道府県議会選挙・知事選挙に関し、市町村が処理することとされている事務

- ・ 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの
例）介護保険サービス、国民健康保険の給付

- ・ 法律・政令に基づかずに任意で行うもの
例）各種助成金等の交付、公共施設の管理

国の関与

- ・ 関与の基本類型：
助言・勧告、資料の提出の要求、協議・同意、許可・認可・承認、是正の要求
- ・ 個別法に基づく関与：
協議（一定の場合に限定）、その他の関与（できる限り設けない）

- ・ 関与の基本類型：
助言・勧告、資料の提出の要求、協議、是正の要求
- ・ 個別法に基づく関与：
協議、同意、許可・認可・承認、指示（一定の場合に限定）
その他の関与（できる限り設けない）

【参考】地方自治法の別表第一における温対法の記載

■ 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二十二條の二第四項第三号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあっては、森林法第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 二 第二十二條の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。） 三 第二十二條の二第四項第七号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 四 第二十二條の二第四項第八号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の三の三第一項に係るものに限る。） 五 第二十二條の二第九項第二号（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 六 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二條の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務 七 第二十二條の二第十五項（第二十二條の三第五項及び第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二條の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三條第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

【参考】地方自治法の別表第一における道路運送車両法の記載

■ 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
道路運送車両法 （昭和二十六年法律第百八十五号）	第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項並びに第三十四条第二項及び第三十五条第四項（これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務

【参考】地方自治法の別表第一における環境影響評価法の記載

■ 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
環境影響評価法 （平成九年法律第 八十一号）	一 第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二條第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者（地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。）が、この法律の規定により行うこととされている事務（当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第二項第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第一号法定受託事務である場合に限る。） 二 第四条第一項第二号又は第二十二條第一項第三号に定める者（都道府県の機関に限る。）が、この法律の規定により行うこととされている事務

温対法に基づく主な法定受託事務と自治事務

- 都道府県及び、市町村は、地球温暖化対策計画に即した、地方公共団体実行計画を策定すること及び、事業者が提出する地域脱炭素化促進事業計画の認定及び関連する事務を行うことが定められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律における主な法定受託事務／自治事務の業務内容

法定受託事務 ／自治事務	事務の実施主体	関連する条文	業務内容
法定受託事務	・ 市町村	・ 二十二条の二	地域脱炭素化促進事業計画の認定 ・ 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者により申請された「地域脱炭素化促進事業計画」を、当該法で掲げられる要件に該当すると認められるときに認定を行う ＜認定要件＞ ✓ 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合する ✓ 地域脱炭素化促進事業計画に記載の地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれる ✓ その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合する ・ 認定をしようとする場合において、当該法で掲げられた行為に該当する場合、関係者に協議し、同意を得る必要がある等
	・ 都道府県	・ 二十二条の二	地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る事務 ・ 地域脱炭素化促進事業計画の認定にあたり、市町村から協議を受けたときに、当該法で掲げられる要件に該当すると認められるときに同意する等
自治事務	・ 都道府県及び市町村 (単独または共同して実施)	・ 二十一条	地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定 ・ 地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定する等
		・ 二十二条	地方公共団体実行計画協議会の組織 ・ 地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる等
	・ 都道府県知事及び指定都市等の長	・ 三十七条	地球温暖化防止活動推進員の委嘱 ・ 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること等の活動を行う 地球温暖化対策防止活動推進員を委嘱することができる等
		・ 三十八条	地域地球温暖化防止活動推進センターの指定 ・ 地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人等を地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定することができる等

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX ローカルルールに関する調査

1. ローカルルールに関する調査 II 法令において生じうる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

温室効果ガス排出量等の報告に関する行政手続きコスト

- 国においては、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス）」が令和4年より運用されており、地球温暖化対策推進に関する算定・報告・公表の電子化が行われてきた。
- 一方、地方公共団体により、独自の地球温暖化対策計画書制度（主に独自の地球温暖化対策条例等を根拠にする）が定められており、温室効果ガス排出量の削減に繋がることが期待される反面、報告様式のバラつき等が広域的な事業の展開において引き続き課題となっている可能性がある。
- なお、環境省は、地球温暖化対策計画制度に関するガイドラインを定めており、ガイドラインでは報告様式の見直し等が論点として記載されている。

1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（1）効果と導入状況

- 地球温暖化対策計画書制度とは、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求め、計画と報告を通じて、温室効果ガスの排出抑制への計画的な取組を促す制度です。以下に示すような効果が期待されます。
- 名称や具体的な制度内容は各地方公共団体で異なりますが、30都道府県、13市・区で導入されています。（2019年2月末時点）

<地球温暖化対策計画書制度導入によって期待される効果>

- ・事業者における排出削減の
PDCAサイクルの確立
- ・域内の大規模排出事業者(所)の
排出データの把握
- ・事業者と地方公共団体の間の
コミュニケーションツールとしての活用
- ・評価・表彰を通じた、事業者への
排出削減インセンティブの付与
- ・助言・指導を通じた、
事業者の排出削減活動の支援

※具体的な制度内容によって、期待される効果は異なります。

<地球温暖化対策計画書制度を導入している地方公共団体>

都道府県		市・区
北海道	三重県	札幌市
岩手県	滋賀県	さいたま市
秋田県	京都府	横浜市
茨城県	大阪府	川崎市
栃木県	兵庫県	相模原市
群馬県	和歌山県	名古屋市
埼玉県	鳥取県	京都市
東京都	岡山県	広島市
神奈川県	広島県	川崎市
石川県	徳島県	柏市
山梨県	香川県	戸田市
長野県	長崎県	白山市
岐阜県	熊本県	千代田区
静岡県	宮崎県	
愛知県	鹿児島県	

（出典）環境省（2015）「計画書制度による排出削減モデル自治体の支援について」、環境省「自治体の温暖化計画書制度」、各地方公共団体ウェブページ等より作成。

出所）環境省「地球温暖化対策計画書制度ガイドライン」

資料2-2 別添

地球温暖化対策条例関係自治体各位

事務連絡
平成31年3月18日
経済産業省・環境省

温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例における
事業者の行政手続きコスト削減について（依頼）

標記の件については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）や内閣府の「規制改革ホットライン」において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、地球温暖化対策条例に係る報告様式等の整合性が規制改革事項・要望の一つとして取り上げられており、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、地球温暖化対策条例について、可能な範囲で省エネ法及び温対法との整合に留意するよう、別添の事務連絡（平成23年4月28日付け・平成26年6月20日付け）により、関係自治体へ依頼を行いました。

これらに加え、昨年6月25日付けで内閣府の「行政手続部会」より、省エネ法・温対法と地球温暖化対策条例の報告における「報告様式の標準様式化・電子化の実現」について指摘を受けており、今後、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、当該報告を共通のインターフェースで行うことができるシステムの構築及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討しているところです。他方、当該システムの設計及び構築には時間を要するため、それまでの間の措置として、地球温暖化対策条例の関係自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮していただくよう今年度中に協力を依頼することといたしました。

つきましては、条例は地方自治法における自治事務として制定されているものではありませんが、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例について、引き続き、次の点について御留意下さいようお願いいたします。

【留意点】

・事業者負担の軽減に配慮すること（対応例1・2については、電子的な提出についても検討すること）
（対応例1）条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については、当該報告書を添付すればよいこととする（重複しない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）（※1）。
（対応例2）アプリを活用し、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする（それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）。【別紙参照】

・既存の法体系との整合性を確保すること（※2）

・必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること

※1 省エネ法・温対法の様式だけでなく、他の自治体条例の様式についても同じ。

※2 既存の法体系との整合性を確保するに当たり留意する点

報告対象者の要件、報告事項・報告様式、報告時期、算定方法・排出係数 等

出所）経済産業省・環境省「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例における事業者の行政手続きコスト削減について（依頼）」

高圧ガス保安法に基づく主な自治事務

■ 都道府県知事が製造許可や設置許可等を与えることとなっている。

高圧ガス保安法に関する法律における主な自治事務の業務内容

自治事務	事務の実施主体	関連する条文	業務内容
自治事務	・ 都道府県知事	・ 第五条	高圧ガスの製造許可 ・ 第一種製造者に対し、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する場合、許可を与える等
		・ 第十六条	貯蔵所の設置許可 ・ 第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合する場合、許可を与える等
		・ 三十八条	製造許可の取消し ・ 第一種製造者等が、制限、規定、条件を違反、許可を受けない、完成検査を行わないときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる等
		・ 三十九条	公共の安全のための緊急措置 ・ 施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずる ・ 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する等
		・ 六十一条	業務に関する報告の徴収 ・ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、業務に関し、報告をさせることができる等
		・ 第六十二条	製造所、貯蔵所等への立入検査 ・ 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認め、講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、事業所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる等
		・ 七十四条	許可の発行・取消し等の通報 ・ 規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会、消防長又は管区海上保安本部長へ通報する等
		・ 第七十四条の二	試験事務の実施等の公示 ・ 協会又は指定試験機関に試験事務を行わせることとしたときに公示する等

消防法に基づく主な自治事務

- 市町村で火災予防条例を制定すること及び、都道府県で傷病者の搬送の受入れの実施に関する基準を策定することが定められている。

消防法に関する法律における主な自治事務の業務内容

自治事務	事務の実施主体	関連する条文	業務内容
自治事務	・ 市町村	・ 第九条 ・ 第九条の二 ・ 第九条の三 ・ 第九条の四	火災予防条例の制定 ・ 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める ・ 危険物、指定可燃物について、物品の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準、市町村条例でこれを定める
		・ 第二十条	消防水利の設置・管理 ・ 消防に必要な水利施設は、当該市町村が設置し、維持し及び管理する
	・ 都道府県知事 ・ 市町村長	・ 第二十二条	火災警報の発令 ・ 都道府県知事は、通報を受けたときは、直ちに市町村長に通報する ・ 市町村長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する
	・ 都道府県知事	・ 第十三条の三	危険物取扱者試験の実施 ・ 危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う ・ 危険物取扱者試験は、前項に規定する危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年一回以上、都道府県知事が行う
		・ 三十五条の九	救急業務の要請・実施 ・ 都道府県知事は、交通事故により必要とされる救急業務を、市町村の意見を聴いて、実施するよう要請することができる ・ 要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行うことができる
	・ 都道府県	・ 三十五条の五	実施基準の策定・変更 ・ 都道府県は、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定める ・ 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに定める ・ 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法に規定する医療計画との調和が保たれるように定める

道路運送車両法に基づく主な法定受託事務

■ 市町村庁は、例外はある一方、具体的な基準（試運転等）の下、臨時運行の許可を行うことが定められている。

道路運送車両法における主な法定受託事務の業務内容

法定受託事務 ／自治事務	事務の実施主体	関連する条文	業務内容
法定受託事務	・ 政令で定める 離島の市町村長	・ 第11条	自動車登録番号標の封印等 ・ 政令で定める離島の市町村長は、封印の取付けを行う ・ 自動車登録番号標が滅失し、毀損し、様式に適合しなくなった、識別困難、交換を認めたとき、政令で定める離島の市町村長は、封印を取り外す ・ 政令で定める離島の市町村長は、自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があったとき、認める ・ 国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又は自動車登録番号標を取り外してはならない 等
	・ 市町村長	・ 第34条・第35条	臨時運行の許可 ・ 市町村長は、自動車の試運転、自動車の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、5日を超えない有効期限を附して、臨時運行の許可を行う等

環境影響評価法に基づく主な法定受託事務と自治事務

■ 環境影響評価法では、事業者が行う環境影響の手法・評価等（評価配慮書・方法書・準備書）に対して都道府県知事等が意見を述べられる。

環境影響評価法における主な法定受託事務／自治事務の業務内容

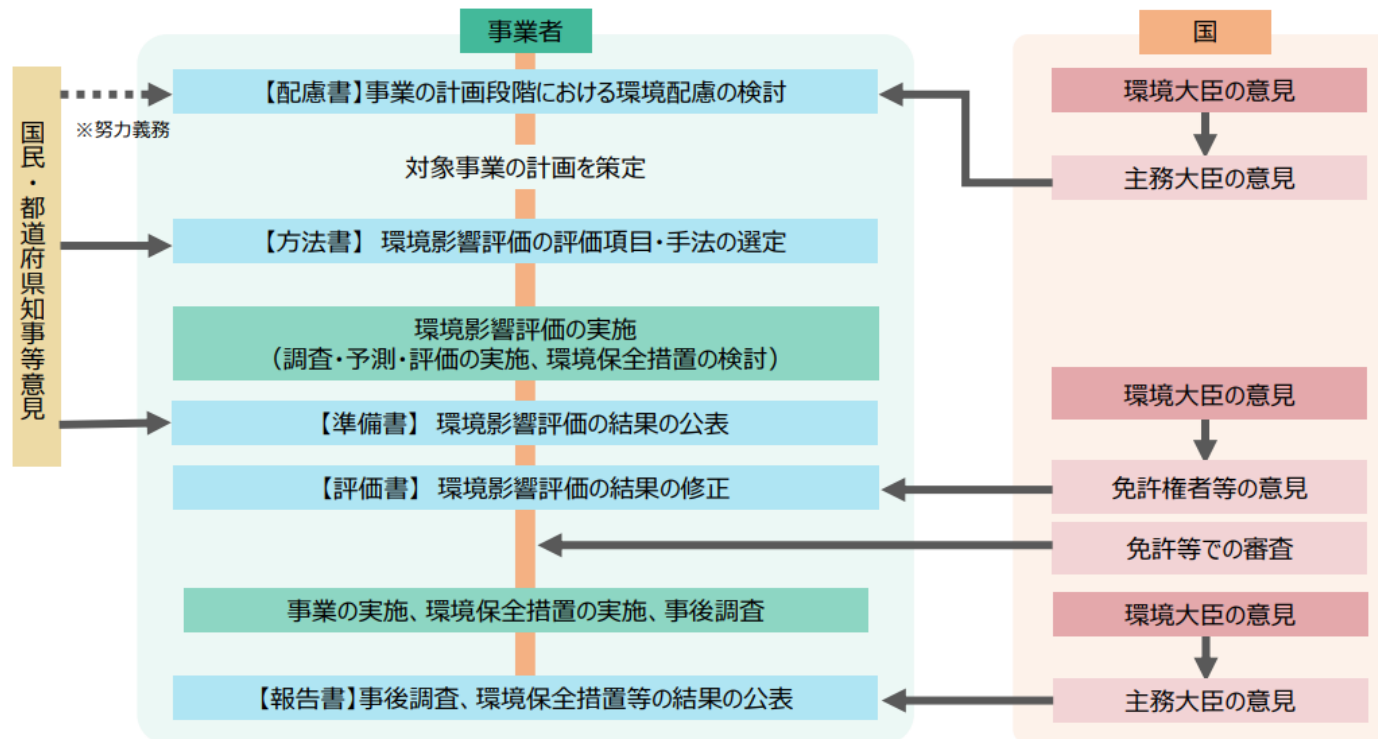
法定受託事務 ／自治事務	事務の実施主体	関連する条文	業務内容
自治事務	・ 都道府県知事	・ 第4条	配慮書についての都道府県知事の意見 - 第二種事業を実施しようとする者は、事業の種類ごとに氏名及び住所並びに第二種事業の種類及び規模、実施されるべき区域その他の概要を書面により届け出る - 都道府県知事に届出に係る書面の写しを送付し、環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及び理由を求める ⇒都道府県知事は、配慮書の送付を受けたとき、環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる（事業者は意見を勘案して事業を実施する必要がある）等
	・ 都道府県知事 ・ 市町村長	・ 第10条	方法書についての都道府県知事等の意見 都道府県知事・市町村長は、方法書の送付を受けたとき、環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる（事業者は意見を勘案して事業を実施する必要がある）等
		・ 第20条	準備書についての都道府県知事等の意見 都道府県知事・市町村長は、準備書の送付を受けたとき、環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる（事業者は意見を勘案して事業を実施する必要がある）等
		・ 第38条の6	都市計画に定められる対象事業等に関する特例 - 都市施設に係る第一種事業は、行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び環境影響評価その他の手続は、都市計画の決定又は変更をするものが第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行う - 都市施設に係る第二種事業は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、都市計画に係る都市計画決定権者が第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う等

【参考】環境影響評価制度の流れ

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続



- **環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、国、自治体、国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくための手続**を定めたもの。



出所) 環境省「環境影響評価制度の現状等について」

環境影響評価条例の制定状況

- 公害に関する問題が生じる中で、環境影響評価法制定前の段階から、事業者環境アセスメントの実施を位置づける動きが起こった。
- 環境影響評価法制定後も、法的に位置づけられていない規模等での環境アセスメント実施等を義務付ける条例が制定されてきた。
- 地理的条件等により地域毎の差異を設けることが妥当と考えられる一方、差異を設けることが妥当でなく、広域的な事業展開を阻害している可能性がある。

地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況



- 各地方公共団体が制定する**環境影響評価条例**では、**地域の実情に応じ**、法対象事業の規模要件を満たさない事業や、法対象となっていない事業種を含めた、**幅広い事業が手続の対象とされている**。このように、我が国の環境影響評価制度は、**国と地方公共団体の適切な役割分担の下、法と条例が一体となって、適正な環境配慮の確保に貢献**してきた経緯がある。
- 現在までに、**全ての都道府県と21の政令で定める市※において、環境影響評価条例が制定**されている。

(※) 事業者に対して直接意見を述べる事ができる市として、政令で定められた市を指す。

制定時期	都道府県	市
平成9年6月以前 (環境影響評価法制定前)	北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、 兵庫県 (6都道県)	川崎市 (1市)
平成9年6月～平成13年3月末 (環境影響評価法制定直後)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、 新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (40府県)	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、 京都市、大阪市、吹田市、神戸市、広島市、 北九州市、福岡市 (12市)
平成14年4月～平成23年3月末	石川県 (1県)	さいたま市、新潟市、堺市、尼崎市 (4市)
平成23年4月以降 (環境影響評価法改正以降)	—	相模原市、静岡市、浜松市、岡山市 (4市)

法令別に生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント（調査内容）

- 条令や計画の規定及び認定等の基準のバラつきが広域的な事業展開の妨げとなりうると考えられるため、これらについて地方公共団体別に確認した。
- なお、地域毎に差異があることが妥当な内容もあるため、本事業では条令や基準等を比較・整理するに留め、妥当性の評価を行わなかった。

法令別に生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント

法律	事務の実施主体	事務の分類	生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント
温対法	・ 都道府県及び市町村	・ 条例等の規定	地方公共団体実行計画の策定状況のバラつき ・ 地球温暖化対策計画に即して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定することが求められている（地域脱炭素化促進事業計画の前提となる）が、策定されていない等
		・ 基準の策定・運用	地域脱炭素化促進事業計画の認定基準のバラつき・曖昧さ ・ 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者により申請された「地域脱炭素化促進事業計画」を認定するための基準が、地域毎に妥当ではない差があるまたは、基準が曖昧であり、担当者等により認定されるかにバラつきがある等
		・ 条例等の規定	地方公共団体独自の条例に基づく計画・報告制度の手続き・様式のバラつき ・ 計画・報告制度（地球温暖化対策計画書制度）の手続きにバラつきがある等
高圧ガス保安法	・ 都道府県知事	・ 基準の策定・運用	高圧ガスの製造許可・貯蔵所の設置許可に係る基準のバラつき・曖昧さ ・ 第一種製造者等に対して経済産業省令で定める技術上の基準に適合するかを判断する現場の基準（運用）が自治体毎・担当者毎にバラつきがある等
消防法	・ 市町村	・ 条例等の規定	火災予防条例の規定のバラつき ・ 市町村で火災予防条例を定めることとなっているが、物品の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準等に、地域毎に妥当ではない差がある等
環境影響評価法	・ 都道府県知事 ・ 市町村長	・ 基準の策定・運用*	都道府県知事等の意見のバラつき ・ 環境影響評価の手法等に対する意見に、地域毎に妥当ではない差がある等
	・ 都道府県	・ 条例等の規定	地方公共団体独自の環境影響評価条例による法律からの上乗せ・手続きのバラつき ・ 地域性として妥当ではない過剰な規制を伴う・地域毎に妥当でない差がある等

* 意見の対象となる事業・意見の公表状況が地方公共団体に依存し、比較は困難であった。

調査対象（都道府県・市町村）

- 都道府県については人口で、市町村については地方公共団体の区分を基に調査対象を選定した。
- なお都道府県については、昨年度調査を基に積極的に規制改革を進める地方公共団体を調査対象として含めている。（*を付している）
- 市町村については、都道府県との関連性を踏まえて調査するというという観点で、調査都道府県に含まれる市町村を調査対象としている。

調査対象都道府県

調査対象市区町村

大規模
(人口上位10位の都道府県
／政令指定都市)

- ・ 東京都
- ・ 兵庫県*
- ・ 神奈川県
- ・ 愛知県

- ・ 千代田区
- ・ 神戸市
- ・ 川崎市
- ・ 名古屋市

中規模
(人口上位11～30位の
都道府県／施行時特例市)

- ・ 静岡県*
- ・ 茨城県*
- ・ 三重県

- ・ 富士市
- ・ つくば市
- ・ 四日市市

小規模
(人口上位31～47位の
都道府県/その他の市)

- ・ 鳥取県*
- ・ 徳島県*
- ・ 秋田県

- ・ 鳥取市
- ・ 鳴門市
- ・ 大湊村

【参考】積極的に規制改革を進める地方公共団体

- 昨年度調査では、①改革派首長のリーダーシップ及び②地方版規制改革推進会議等の導入により、積極的に規制改革を推進している地方公共団体が存在していることが分かっている。
- 上記、地方公共団体では規制緩和がなされ、事業展開の妨げとなるローカルルールを排除する動きもあるため、他の地方公共団体との差異も出やすい可能性がある。

条例に関する規制改革制度の運用に向けた課題

【地方自治体トップのリーダーシップ】

地方自治体で事業者単位の規制改革制度を設けられた背景には、都道府県知事等の意向が反映されている場合が多く、トップのリーダーシップが一定程度求められる。

【リソース面での支援】

制度を運用する上では、人材（特に法務人材）が不足することが考えられる。国で条例に関する規制改革制度を推進する場合には、理念等を策定した上で、地方自治体の規制改革に関する取組をリソース面から支援することが求められる。

地方公共団体における規制改革会議・規制改革の推進

都道府県名	制度・組織
静岡県	“ふじのくに”規制改革会議
静岡県	産業成長のための規制緩和推進会議
兵庫県	兵庫県規制改革推進会議
徳島県	徳島県規制改革会議
鳥取県	鳥取県協働連携会議（手続き見直し提案ポスト）
富山県	規制緩和に関する取り組み状況等について
茨城県	関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート
千葉県	産業界の県に対する規制緩和・手続の見直しの要望一覧
栃木県	独自規制の見直し検討結果について
長野県	規制改革提案ボックス受付状況
岡山県	規制改革等に関する提案

出所）「令和5年度ユニコーン創出支援事業（リーガルサポート等による新事業創出に向けた基盤に関する調査）」報告書を基にNRI作成

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じうる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III - i 温対法に関連するローカルルール

III - ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III - iii 消防法に関連するローカルルール

III - iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

温対法 | 地域脱炭素化促進事業計画の概要

■ 事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることで、様々な法令に関する許可をワンストップで得ることなどができる。

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにおける特例の記載（抜粋）

5-1-1. 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることによるワンストップ化の特例の対象となる行為は、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の一部の許可等です（表5-1）。

なお、地域脱炭素化促進事業のうち、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、廃掃法については、地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（促進区域内で実施するものに限る。）が対象になり、河川法については地域脱炭素化促進施設が対象となります。

また、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合、都道府県基準が定められた区域においては、環境影響評価法の配慮書手続は省略されます。

認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の詳細については第9章で解説します。

対象	対象となる行為	許可権者等
自然公園法	国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用 ※地域脱炭素化促進施設のみ対象	河川管理者※への登録 ※国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃掃法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

表 5-1 ワンストップ化の特例の対象となる許可等手続の概要

対象	対象となる行為	許可権者等
温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	都道府県知事等の許可

5-1-2. 農山漁村再工ネ法に関する特例

市町村が、地域における再工ネ設備の整備を含めた温室効果ガス排出削減の取組を促進するための基本的なスキームたる地方公共団体実行計画を定めた場合、当該地方公共団体実行計画により農山漁村再工ネ法に基づく各種の特例を適用できます。

この特例を利用する場合、市町村は地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定め、かつ当該事項が農山漁村再工ネ法第5条第5項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに地域脱炭素化促進事業に係る記載事項が基本方針に適合するように記載する必要があります。

温対法 | 地方公共団体実行計画策定～地域脱炭素化促進事業計画認定に至る流れ

- 事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける上で、地方公共団体において事前に地方公共団体実行計画を策定することが求められる。



温対法 | 地方公共団体実行計画の策定状況

- 環境省において、地方公共団体における地域温暖化対策の推進に関する法律施行状況を、監督・公表している。
- 調査対象都道府県・市町村においても、地方公共団体実行計画について、事務事業編は全ての地方公共団体で、区域施策編は鳴門市・大湊村を除き、策定されていた。

地方公共団体実行計画策定状況

地方公共団体実行計画策定状況（令和5年10月時点）

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,505	92.0%	575	35.1%
計（都道府県・市区町村）	1,788	1,657	92.7%	727	40.7%
一部事務組合及び広域連合	1,508	632	41.9%		
合計	3,296	2,289	69.4%		

出所）環境省「令和5年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」

調査対象地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況

調査対象	事務事業編策定状況	区域施策編策定状況
東京都	○	○
兵庫県	○	○
神奈川県	○	○
愛知県	○	○
静岡県	○	○
茨城県	○	○
三重県	○	○
鳥取県	○	○
徳島県	○	○
秋田県	○	○
千代田区	○	○
神戸市	○	○
川崎市	○	○
名古屋市	○	○
富士市	○	○
つくば市	○	○
四日市市	○	○
鳥取市	○	○
鳴門市	○	
大湊村	○	

出所）環境省HP「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を基にNRI作成

【参考】温対法 | 地方公共団体実行計画 事務事業編・区域施策編

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるもの。
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。

地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に係る法的根拠

【温対法】

（地方公共団体実行計画等）第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

※他に地方自治法の特別区も根拠法となる。

地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に係る法的根拠

【温対法】

（地方公共団体実行計画等）第21条 1, 2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。（略）

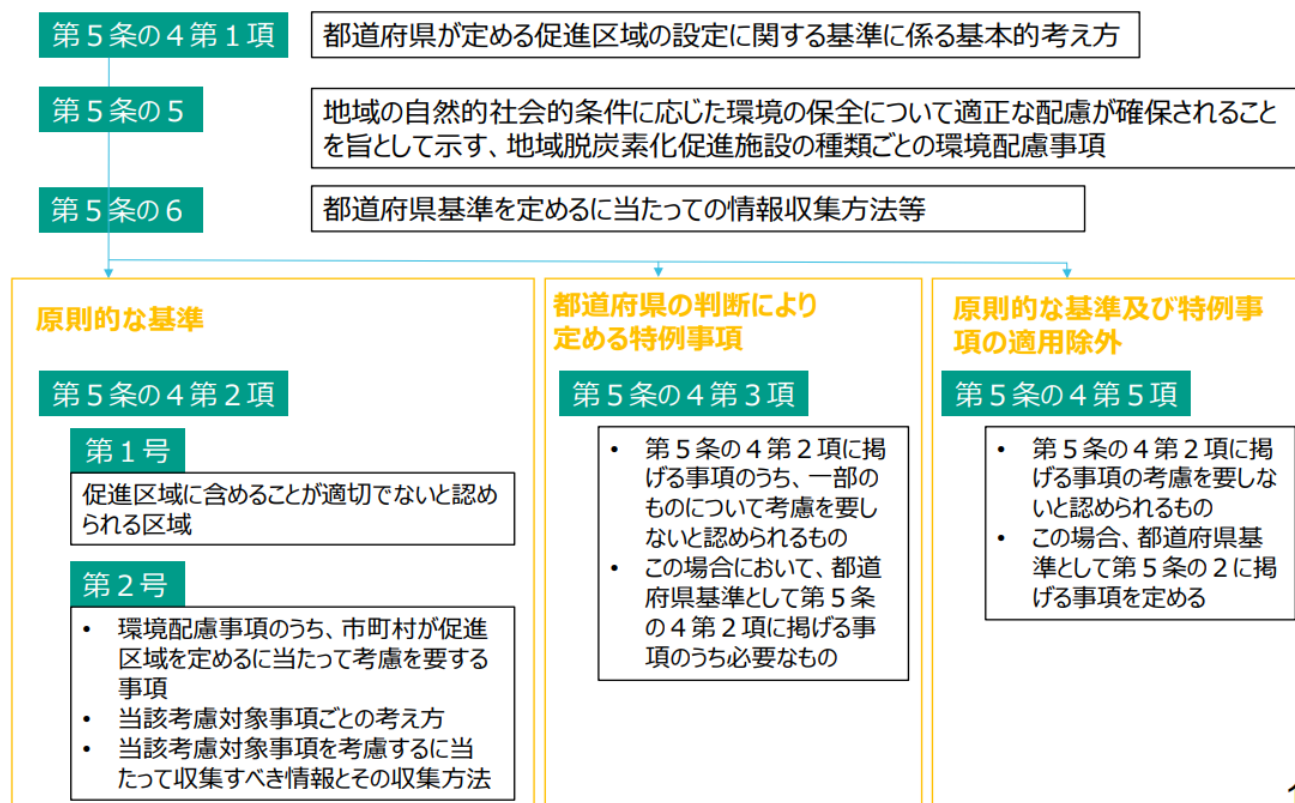
4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。（略）

温対法 | 地域脱炭素化促進事業計画に関する都道府県基準

- 都道府県は、地方公共団体実行計画において、市町村による促進区域の設定に関する基準として、環境省令で定めるところにより、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮することを確保するための基準（都道府県基準）を定めることができる。これは、温対法第21条及び、温対法施行規則第5条を根拠とする。

都道府県基準の定め方に係る省令事項の関係性（概念図）



温対法 | 地域脱炭素化促進事業計画に関する都道府県基準の策定状況

- 調査対象10都道府県のうち、6都道府県で都道府県基準が定められていた。東京都・鳥取県は今後も策定する予定はないとされている。
- 策定内容が詳細に確認することができた都道府県基準では、促進区域に含めない区域及び、促進区域への設定に当たり考慮する事項ともに、都道府県毎に大きな差異はなく、都道府県毎の条例で定められた保護区の違い等のみが確認された。

調査対象地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況

調査対象	都道府県基準の策定状況	都道府県基準の内容					
		対象施設（発電施設）				促進区域に含めない区域 （例：鳥獣保護区関連）	促進区域設定に考慮を要する事項 （例：騒音）
太陽光*	風力	水力	バイオマス				
東京都	今後も策定する予定はない	－					
兵庫県	まだ検討を開始していない	－					
神奈川県	策定が完了している	○				鳥獣保護区内特別保護地区	－
愛知県	策定が完了している	○	○	○		鳥獣保護区特別保護地区	騒音による生活環境への影響
静岡県	まだ検討を開始していない	－					
茨城県	策定が完了している	○	○	○	○	鳥獣保護区特別保護地区	騒音による影響
三重県	策定が完了している	○				三重県指定鳥獣保護区の特別保護地区	騒音による生活環境への影響
鳥取県	今後も策定する予定はない	－					
徳島県	策定が完了している	○				国指定剣山山系鳥獣保護区	騒音による生活環境への影響
秋田県	策定が完了している	○	○			国指定鳥獣保護区特別保護地区	騒音による影響

* 屋根への設置等は対象外とする場合が多いことに留意

※対象となる施設に○を付している

出所) 環境省HP「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を及び各都道府県HP（2025年1月時点）を基にNRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 ア) GX ローカルルールに関する調査

1. ローカルルールに関する調査

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III - i 温対法に関連するローカルルール

温対法 | 都道府県基準の策定に関するマニュアル

- 先述の通り、温対法施行規則において策定する際の考え方が定められていること、マニュアルにおいて都道府県基準で定めるべき内容・イメージが詳細に記載されていること等が不適切な差異の防止に繋がっていることが考えられる。

地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにおける都道府県基準のイメージ（抜粋）

【参考】都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ

A 県地方公共団体実行計画

■ A 県の促進区域設定に関する基準（A 県基準）

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定すること。

1. 太陽光発電（〇kW 以下のものについては特例都道府県基準として別に定める基準に基づき促進区域を設定すること。）
- (1) 次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと（地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の環境省令で促進区域に含めないこととされた区域以外を対象とする）。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・ A 県水源保護条例で定める水源域、水源保護地域	・ A 県水源保護条例
土地の安定性への影響	・ 砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 地すべり防止区域 ・ △△保安林 ・ □□保安林	・ 砂防法 ・ 急傾斜地法 ・ 地すべり等防止法 ・ 森林法 ・ 森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・ 種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ラムサール条約湿地 ・ 国指定鳥獣保護区 ・ A 県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・ 生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・ ラムサール条約 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・ 世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・ A 県自然環境保全地域	・ 世界遺産条約 ・ 自然環境保全法、A 県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園区域 ・ A 県立自然公園の特別地域 ・ 風致地区	・ 自然公園法 ・ 自然公園法、A 県条例 ・ 都市計画法
その他 A 県が必要と判断するもの	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害防止法

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・ 急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- ・ 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・ 種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・ ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
- ・ 鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・ 世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

(2) 次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。
また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
騒音による生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの騒音を X メートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
水の濁りによる影響	・ 取水施設の状況	・ EADAS ・ A 県県民生活課 WEB サイト	・ 沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び地質への影響	・ 「A 県重要地形レトリスト」に掲載されている情報	・ A 県自然保護課 WEB サイト	（促進区域に当該区域を含む場合） ・ 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による生活環境への影響	・ 保全対象施設（学校、病院等）の種類 ・ 住宅の分布状況	・ EADAS ・ 関係部局が示す情報	・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 植生自然度の高い地域	・ EADAS	・ 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 特定植物群落	・ EADAS	・ 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・ 巨樹・巨木林	・ EADAS	・ 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ A 県レッドリスト	・ 地方環境事務所に聴取 ・ A 県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置 [※] を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
動物の重要な種	・ A 県指定鳥獣保護	・ EADAS	（促進区域に当該区域を含む場合）

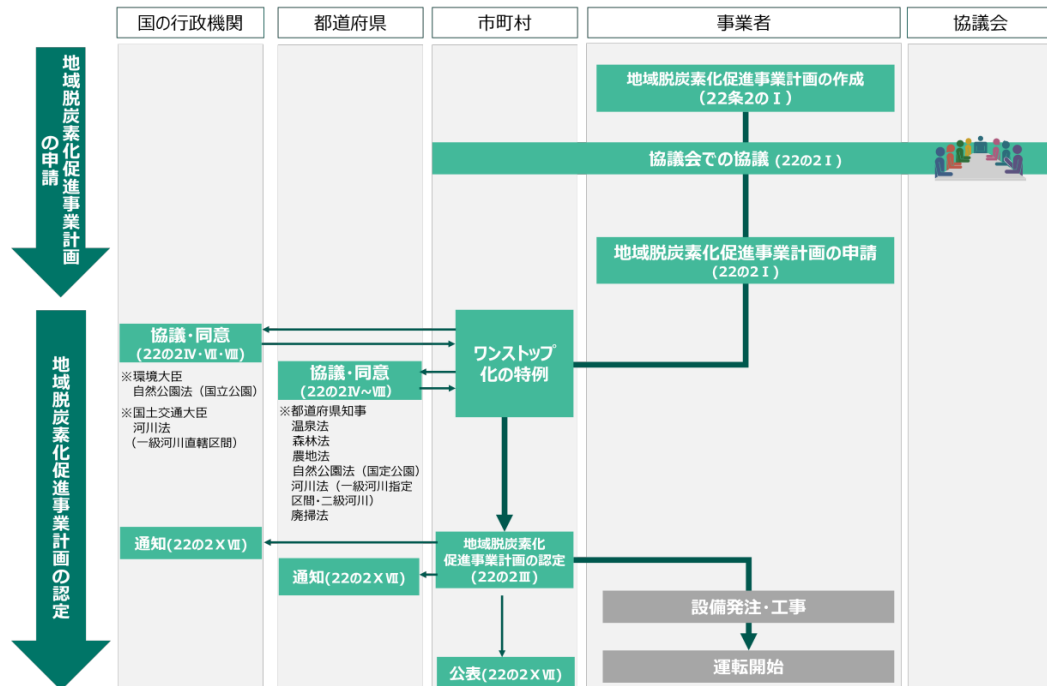
及び注目すべき生息地への影響	・ 護区（特別保護地区以外の区域） ・ 環境省レッドリスト ・ A 県レッドリスト	・ A 県ハンターマップ ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A 県自然保護課に聴取	・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置 [※] を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響	・ 自然再生の対象となる区域 ・ 重要里地里山 ・ 重要湿地	・ EADAS ・ 地方環境事務所 WEB ページ ・ 自然再生協議会に聴取 ・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取	・ 事業の実施に当たって、必要な措置 [※] を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。 ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置 [※] を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園、A 県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・ 長距離自然歩道 ・ A 県立自然公園区域の普通地域 ・ 風致保安林	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A 県自然保護課に聴取 ・ EADAS ・ 地方環境事務所 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置 [※] を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。 （促進区域に当該区域を含む場合） ・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや附属設備の色彩とすること。 ・ 事業終了後は撤去し、リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ A 県自然保護課 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	（促進区域に当該歩道や区域を含む場合） ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。

出所）環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

温対法 | 地域脱炭素化促進事業計画の認定

- 事業者の地域脱炭素化促進事業計画の認定は市町村が行う。認定に当たり、温対法第22条の2第3項に定める認定要件を満たすことが求められる。
 - 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること
 - 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
 - その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること
- 先述のマニュアルにおいて、より詳細な認定時の確認事項及びポイントがまとめられている。
- 各地方公共団体のは認定状況等は確認できなかった。

地域脱炭素化促進事業計画の認定手順フロー



() : 地球温暖化対策の推進に関する法律の条文番号

地方公共団体実行計画への適合に関する主な確認事項とポイント

主な確認事項	主なポイント
地域脱炭素化促進事業の目標	地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の目標と整合しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容	地方公共団体実行計画に定めた促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模と対応しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、地方公共団体実行計画に定めた地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設等を整備する土地の所在	地方公共団体実行計画に定めた促進区域内の中に地下部も含めて整備することとされているかを確認。
地域の環境の保全のための取組	地方公共団体実行計画に定めた地域の環境の保全のための取組と対応しているかを確認。特に、再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認。
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	地方公共団体実行計画に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組と対応しているかを確認。

温対法 | 温室効果ガス排出量等の報告に関する行政手続きコスト

再掲

- 国においては、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（通称：EEGS（イーグス）」が令和4年より運用されており、地球温暖化対策推進に関する算定・報告・公表の電子化が行われてきた。
- 一方、地方公共団体により、独自の地球温暖化対策計画書制度（主に独自の地球温暖化対策条例等を根拠にする）が定められており、温室効果ガス排出量の削減に繋がることが期待される反面、報告様式のバラつき等が広域的な事業の展開において引き続き課題となっている可能性がある。
- なお、環境省は、地球温暖化対策計画制度に関するガイドラインを定めており、ガイドラインでは報告様式の見直し等が論点として記載されている。

1-1. 地球温暖化対策計画書制度の概要：（1）効果と導入状況

- 地球温暖化対策計画書制度とは、地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求め、計画と報告を通じて、温室効果ガスの排出抑制への計画的な取組を促す制度です。以下に示すような効果が期待されます。
- 名称や具体的な制度内容は各地方公共団体で異なりますが、30都道府県、13市・区で導入されています。（2019年2月末時点）

<地球温暖化対策計画書制度導入によって期待される効果>

- ・事業者における排出削減の
PDCAサイクルの確立
- ・域内の大規模排出事業者(所)の
排出データの把握
- ・事業者と地方公共団体の間の
コミュニケーションツールとしての活用
- ・評価・表彰を通じた、事業者への
排出削減インセンティブの付与
- ・助言・指導を通じた、
事業者の排出削減活動の支援

※具体的な制度内容によって、期待される効果は異なります。

<地球温暖化対策計画書制度を導入している地方公共団体>

都道府県		市・区
北海道	三重県	札幌市
岩手県	滋賀県	さいたま市
秋田県	京都府	横浜市
茨城県	大阪府	川崎市
栃木県	兵庫県	相模原市
群馬県	和歌山県	名古屋市
埼玉県	鳥取県	京都市
東京都	岡山県	広島市
神奈川県	広島県	川崎市
石川県	徳島県	柏市
山梨県	香川県	戸田市
長野県	長崎県	白山市
岐阜県	熊本県	千代田区
静岡県	宮崎県	
愛知県	鹿児島県	

（出典）環境省（2015）「計画書制度による排出削減モデル自治体の支援について」、環境省「自治体の温暖化計画書制度」、各地方公共団体ウェブページ等より作成。

出所）環境省「地球温暖化対策計画書制度ガイドライン」

資料2-2 別添	
地球温暖化対策条例関係自治体各位	事務連絡 平成31年3月18日 経済産業省・環境省
温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例における 事業者の行政手続きコスト削減について（依頼）	

標記の件については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）や内閣府の「規制改革ホットライン」において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、地球温暖化対策条例に係る報告様式等の整合性が規制改革事項・要望の一つとして取り上げられており、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、地球温暖化対策条例について、可能な範囲で省エネ法及び温対法との整合に留意するよう、別添の事務連絡（平成23年4月28日付け・平成26年6月20日付け）により、関係自治体へ依頼を行いました。

これらに加え、昨年6月25日付けで内閣府の「行政手続部会」より、省エネ法・温対法と地球温暖化対策条例の報告における「報告様式の標準様式化・電子化の実現」について指摘を受けており、今後、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、当該報告を共通のインターフェースで行うことができるシステムの構築及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討しているところです。他方、当該システムの設計及び構築には時間を要するため、それまでの間の措置として、地球温暖化対策条例の関係自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮していただくよう今年度中に協力を依頼することといたしました。

つきましては、条例は地方自治法における自治事務として制定されているものではありませんが、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例について、引き続き、次の点について御留意下さいようお願いいたします。

【留意点】

- ・事業者負担の軽減に配慮すること（対応例1・2については、電子的な提出についても検討すること）
（対応例1）条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については、当該報告書を添付すればよいこととする（重複しない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）（※1）。
 - （対応例2）アプリを活用し、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする（それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）。【別紙参照】
 - ・既存の法体系との整合性を確保すること（※2）
 - ・必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること
- ※1 省エネ法・温対法の様式だけでなく、他の自治体条例の様式についても同じ。
※2 既存の法体系との整合性を確保するに当たり留意する点
報告対象者の要件、報告事項・報告様式、報告時期、算定方法・排出係数 等

出所）経済産業省・環境省「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例における事業者の行政手続きコスト削減について（依頼）」

温対法 | 地方公共団体独自の地球温暖化対策計画書制度の導入状況・報告内容

- 調査対象の都道府県全て及び、千代田区・川崎市・名古屋市において、条例に基づく地球温暖化対策計画書制度等が確認された。
- 制度を導入している全ての地方公共団体で、一定規模以上の工場等を管理する事業者・自動車運送事業者が対象となっていた。
- 一部の地方公共団体では、事業者の取組の評価・優良な取組事例の公表等が実施されていた。

調査対象地方公共団体における地球温暖化対策計画書制度の策定状況*

調査対象	地球温暖化対策計画書制度の策定状況*	地球温暖化対策計画書制度の概要				
		名称・通称等	根拠条例	排出削減目標・計画・排出状況等の報告	事業者の取組実績の評価	優良な取組事例の公表
東京都	○	地球温暖化対策計画書	○	○		
兵庫県	○	特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画	○	○		
神奈川県	○	事業活動温暖化対策計画書制度	○	○	△	
愛知県	○	地球温暖化対策計画書制度	○	○	○	
静岡県	○	温室効果ガス排出削減計画書・報告書	○	○		
茨城県	○	特定事業場定期報告	○	○		○
三重県	○	地球温暖化対策計画書制度	○	○		
鳥取県	○	温室効果ガス排出抑制等のための取組計画作成等について	○	○		
徳島県	○	温室ガス排出抑制のための計画書・報告書	○	○		
秋田県	○	計画書制度	○	○		
千代田区	○	温暖化配慮行動計画書制度	○	○	○	○
神戸市				—		
川崎市	○	事業活動温暖化対策計画書制度	○	○		
名古屋市	○	地球温暖化対策計画書制度	○	○		
富士市				—		
つくば市				—		
四日市市				—		
鳥取市				—		
鳴門市				—		
大湊村				—		

* WEBページ上で確認できたもののみであり、別途類する制度が存在している可能性はある。○は制度・根拠条例等が存在することを、△は今後導入予定であることを指す。

温対法 | 地方公共団体毎の地球温暖化対策計画書の提出方法・報告事項

- オンライン（申請・届出システム等）での提出が主になりつつあるものの、郵送・持参での提出を主とする地方公共団体も確認された。
- 共通する報告事項は多いものの、計画書等の様式は地方公共団体毎に異なっていた。
 - 茨城県等では、国の算定・報告制度（温対法等）に基づく報告様式での提出も認められていた。
- 温対法改正等を踏まえ、国の算定・報告制度と一致するように報告事項・様式の見直しが実施されている地方公共団体も多かった。

地球温暖化対策計画書の提出方法・報告事項

地方公共団体	調査した計画書等の名称・対象*	計画書等の提出方法			計画書等における報告事項			
		郵送	メール	オンライン	基本方針	排出量・目標	取組・措置	その他
東京都	地球温暖化対策計画書	○	○	○	○	○	○	推進体制、自己評価 等
兵庫県	(様式第1号) 特定物質排出抑制（変更）計画書（工場・事業場）			○	○	○	○	推進体制、製造工程 等
神奈川県	第1号様式（特定大規模事業者用）			○	○	○	○	地域への貢献 等
愛知県	計画書(2024年度用)			○	○	○	○	クレジット等の利用 等
静岡県	計画書の様式（R6に提出する事業者用）（1～3号事業者用）	○		○		○	○	エネルギー別使用状況 等
茨城県	省エネルギー推進業務状況報告書	○	○			○	○	エネルギー別使用状況 等
三重県	地球温暖化対策計画書（様式1）	○	○		○	○	○	化学製品の使用量 等
鳥取県	事業者取組計画書					○	○	推進体制 等
徳島県	（様式第2・1号）気候変動対策計画書様式	○			○	○	○	推進体制 等
秋田県	【様式第1号】温室効果ガス抑制計画書	○	○		○	○	○	
千代田区	温暖化配慮行動計画書兼報告書		○	○			○	
川崎市	支援シートver1.2	○		○		○	○	クレジット等の利用 等
名古屋市	令和6年度計画書・令和6・7・8年度実施状況書	○	○		○	○	○	クレジット等の利用 等

* 計画書と報告書で分かれている場合や事業者の規模等で異なる様式での提出が求められている場合が多い。今回は、各地方公共団体の提出様式のうち、大規模事業者が対象となる提出様式を中心に選定・比較を行っている。また、一部の都道府県では、提出方法が確認できなかった場合もあり、全ての提出方法を網羅できていない点に留意。

※該当する提出方法・報告事項が確認された場合に○を付している。

出所）各地方公共団体HP（2025年1月時点）を基にNRI作成

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III – i 温対法に関連するローカルルール

III – ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III – iii 消防法に関連するローカルルール

III – iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

高圧ガス保安法 | 都道府県毎の認定・運用基準

- 高圧ガス保安法における製造許可等の都道府県毎の認定・運用方法について、明確な差異を確認することはできなかった。
- 一方、水素バリューチェーン推進協議会が公表した水素関連事業者へのアンケート・ヒアリング調査によれば、自治体毎に運用基準が異なるケースが散見されるとしており、認可判断基準の統一に関する問題提起・提案がなされている。

水素バリューチェーン推進協議会の課題・提案

現行の水素保安規制における課題



・カーボンニュートラル化に向け、新たな技術進展が著しい水素分野において、現行法体系下では保安基準整備が円滑に対応できず、グリーン成長による新産業創出が滞りかねない。

従来；工業利用（製油所における脱硫等）

今後；エネルギー利用が主流（FCモビリティ・民生・発電等）

・国際的に標準となっている「適正なリスクベースの評価基準」になっておらず、水素保安規制が「ガラパゴス化」している。過剰な保安規制と思われる事例が散見される一方、必要にも関わらず保安が行き届いていない可能性もあり得る。

・許認可権限が委譲された各自治体では、個別の裁量の範囲で運用基準が異なるケースが散見される。加えて、新たな技術導入を図る際、現行法体系で安全基準が明確化されていないような場合は自治体レベルで判断できず、許認可に多くの時間を要する。

・高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法等の多法律が入り組んでおり、分かり難い保安規制になっている。「新規事業者の参入」および「事業者から消費者に対する円滑なリスクコミュニケーション」の阻害要因となる。

9

法規制仕組み・体制提案③ 供給・需要共通



「認可判断基準の統一～第三者認証機関の活用」

問題提起・提案(例) ～アンケート・ヒアリング結果より

	認証・許可に関する課題・提案
A社	提案:第三者認証制度（装置、機器等）の創設。水素製造装置、消費装置等について、第三者認証機関にある一定の認証権限を与え、現行の適用技術基準を一定程度軽減するか、適用除外にするなどの制度設計について検討する。
B社	提案:保安検査第三者認証制度の創設 効果:水素ステーション事業者運営の安定
C社	課題:高圧ガス保安法一般則第37条に関して自治体間で火気に対する指導に差がある。過度と思われる自主的ルールもある。
D社	課題:環境アセスの要否、内容が不明瞭（基地設置、PL設置、水素発電化への改造等）。 提案自治体毎に判断が異なる様に、統一された基準等が必要。 効果:申請等に伴う各種確認期間の削減

<イメージ>



提案:

・水素保安に関する第三者検査・認証を制度化し、当該機関にある程度の権限と責任を負わせることにより、自治体による検査の負担と判断のバラつきを軽減し、かつ、手続き期間を最適化することで、水素利活用拡大の円滑・迅速化を図る。

12

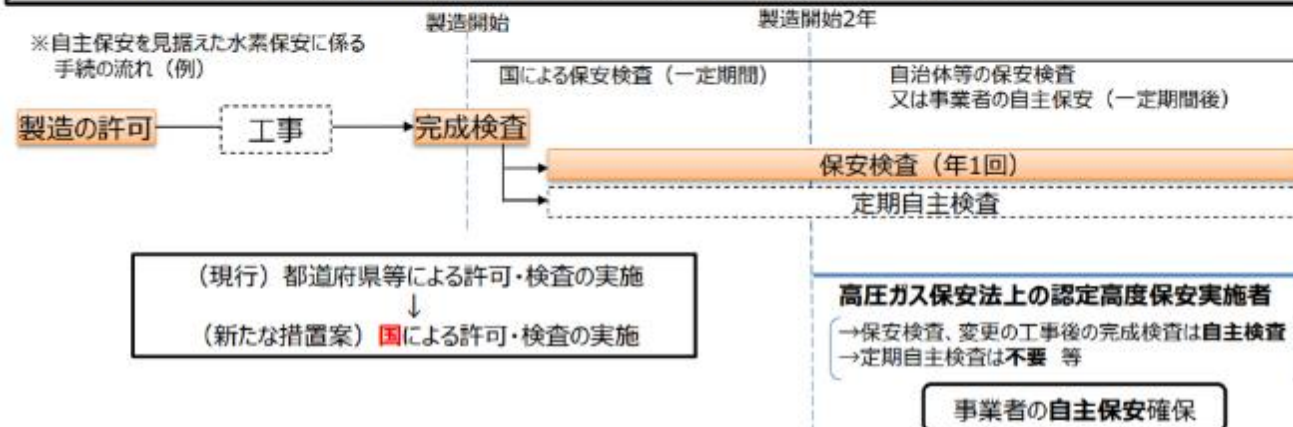
出所) 水素バリューチェーン推進協議会「水素バリューチェーン構築に向けた保安規制・制度の課題と提案」

高圧ガス保安法 | 国主導のローカルルール解消に向けた措置の検討

- 低炭素水素等の大規模供給・利用という水素関連事業の大きな転換点を踏まえ、都道府県等による許可・検査の実施から国による許可・検査の実施により、事業の迅速化を図り、合理的・適正な技術基準の適用を図る方針が検討された。

水素等の保安における新たな措置

- **高圧ガス保安法に基づく製造の許可、各種検査（完成検査・保安検査等）**は、国が定める技術基準に基づいて都道府県等が実施している。
- 低炭素水素等の大規模供給・利用については前例のないものであり、製造の許可・その後の完成検査、製造等の開始から一定の期間の保安検査等について、**国が自ら全般的に実施することが事業の迅速化にとって有効**である。その中で、国は、**より合理的・適正な技術基準の適用**を図り、安全を確保することが求められる。
- その際、**事業者による自主保安**（事業者によるリスクに応じた柔軟で高度な保安）を確保するため、国が保安検査等を行う一定の期間を経過した後は、事業者が高圧ガス保安法上の認定高度保安実施者に移行することが考えられる。また、国が許可・検査を行う際や、事業者が保安管理を行う中で、必要に応じて、技術的知見を有する第三者機関を活用することが重要である。



高圧ガス保安法 | 水素社会推進法に基づく高圧ガス保安法の特例措置

- 水素社会推進法が令和6年10月に施行され、低炭素水素等の製造について計画が認定された設備等について、高圧ガス保安法の特例措置として、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に許可や検査等を行う形式となった。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】の概要

背景・法律の概要

✓ 2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野におけるGXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。

✓ このため、国が前面に立ち、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。

1. 定義・基本方針・国の責務等

(1) 定義

・「低炭素水素等」：水素等であって、
①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの
※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

(2) 基本方針の策定

・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた基本方針を策定。
・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する意義・目標、②GX実現に向けて重点的に実施すべき内容、③低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組等を記載。

(3) 国・自治体・事業者の責務

・国は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有し、規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置を講じる。
・自治体は、国の施策に協力し、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を推進する。
・事業者は、安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する設備投資等を積極的に行うよう努める。

2. 計画認定制度の創設

(1) 計画の作成

・低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。

(2) 認定基準

・先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大に向けて、以下の基準を設定。
①計画が、経済的かつ合理的であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する我が国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。
②「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」を希望する場合は、
(i)供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画であること。
(ii)低炭素水素等の供給が一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれること。
(iii)利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。
③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切であること。等

(3) 認定を受けた事業者に対する措置

①「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」
(JOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)
(i)供給事業者が低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、
(ii)認定事業者の共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。

②高圧ガス保安法の特例
認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。
※一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。

③港湾法の特例
認定計画に従って行われる港湾法の許可・届出を要する行為（水域の占用、事業場の新設等）について、許可はあったものとみなし、届出は不要とする。

④道路占用の特例
認定計画に従って敷設される導管について道路占用の申請があった場合、一定の基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。

3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

・経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。

・経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

出所) 資源エネルギー庁「水素社会推進法について」

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III - i 温対法に関連するローカルルール

III - ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III - iii 消防法に関連するローカルルール

III - iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

消防法 | 消防法に基づく火災予防条例の制定

■ 消防法に基づき、市町村条例で、以下の事項（基準等）を定めることができる。

- 火を使用する設備（かまど・風呂場等）及びその位置、構造、管理・火を使用する器具（コンロ・こたつ）及び器具の取扱い等の事項
- 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
- 政令で定める数量未満の危険物、指定可燃物（わら製品・木毛等）及びそれに類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
- 政令で定める数量未満の危険物、指定可燃物及びそれに類する物品の貯蔵及び取扱う場所の位置、構造、設備の構造上の基準等

消防法第9条の記載

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第9条の2 住宅の用途に供される従い市町村条例で定める。

防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

第9条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。

消防法 | 火災予防条例で定められた技術上の基準等

- 各市町村で火災予防条例を制定している場合が多かったが、一部市町村では、より広域で条例を制定していた。
- 火災予防条例で定められた技術上の基準については、多くの地方公共団体で共通しているものがあった。
- 他方、祭礼・花火大会等屋外の催しに係る防火管理等について、地方公共団体毎に異なる規定が含まれていた。

調査対象地方公共団体における火災予防条例に記載の技術上の基準の差異*

調査対象	各市区町村における火災予防条例の制定	火を使用する設備及びその位置、構造に関する技術上の基準（一部抜粋）			消防法で定めることを規定されていない一方、火災予防条例に含まれる章立て
		燃料タンクの板厚（5I以下）	温風暖房機と可燃性物品の距離（風道：上方）	屋外の急速充電設備の建築物からの距離	
千代田区	—（東京都に委託）				
神戸市	○	0.6mm以上	L*×0.70 cm	3m以上（例外あり）	避難管理・防火管理等
川崎市	○	0.6mm以上	L*×0.70 cm	3m以上（例外あり）	避難管理等・指定催しに係る防火管理
名古屋市	○	0.6mm以上	（定性を含む複数の基準）	3m以上（例外あり）	避難及び防火の管理等
富士市	○	0.6mm以上	L*×0.70 cm	3m以上（例外あり）	避難管理・屋外催しに係る防火管理
つくば市	○	0.6mm以上	L*×0.70 cm	3m以上（例外あり）	避難管理・屋外催しに係る防火管理
四日市市	○	0.6mm以上	L*×0.007 m	3m以上（例外あり）	避難管理・屋外催しに係る防火管理
鳥取市	—（広域市町で制定）				
鳴門市	○	0.6mm以上	L*×0.70 cm	3m以上（例外あり）	避難管理・屋外催しに係る防火管理・防火対象物の消防用設備等の状況の公表
大潟村	—（※1）				

* 風道の断面が円形の場合は直径、長方形の場合は長辺の長さを指す。

※火災予防条例の制定が確認された場合に○を付している。

※1広域市町村で制定されていると考えられるが、具体的な条文について確認できなかった。

出所）各地方公共団体HP（2025年1月時点）を基にNRI作成

【参考】消防法 | 消防の設備等に関する基準の公開・統一

- 行政手続法に基づき、消防法第9条に基づき市町村条例で定める技術基準等に関する行政指導指針に相当するものを消防本部が策定・公表することが求められているが、一部の地方公共団体では策定・公表がなされておらず、現在、消防庁がフォローアップを行っている。

規制改革推進会議による消防分野での取り組み

(4) 消防の設備等に関する基準の公開・統一について

消防用設備等や危険物施設の設置等に関する行政指導指針に相当するもの（以下、「指針等」）を公開していない地方公共団体が存在しており、これらに関する事業を行う者の負担となっている。そのため、消防庁に対し、地方公共団体における指針等の策定公表状況の把握、その結果も踏まえた公表の助言、及び助言後のフォローアップを求めた。また、地方公共団体ごとの危険物に関する基準に係る運用の差異の見直しに向けた必要な措置（危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の規定に関する省令改正等）を講じることを求めた。

出所）規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」

消防庁による調査結果（一部抜粋）

1 消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針について

(1) 策定団体数

①法第17条第1項関連のもの	256 団体/751 団体 (34%)
②法第17条第2項関連のもの	56 団体/751 団体 (7%)

(2) 公表状況

	公表している*	公表していない
①法第17条第1項 関連のもの	147 団体/256 団体 (57%)	109 団体/256 団体 (43%)
②法第17条第2項 関連のもの	34 団体/56 団体 (61%)	22 団体/56 団体 (39%)

※ 公表している団体には、一部公表の団体（①14 団体、②4 団体）を含む。

(3) 公表方法

	インターネット	事務所備付け・閲覧	その他*
①法第17条第1項 関連のもの	53 団体/147 団体 (36%)	118 団体/147 団体 (80%)	28 団体/147 団体 (19%)
②法第17条第2項 関連のもの	17 団体/34 団体 (50%)	25 団体/34 団体 (74%)	5 団体/34 団体 (15%)

※ 事業所にあらかじめ配布、求めに応じて交付など

出所）消防庁「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表状況等に関する調査の結果について（令和5年7月1日時点）」

1. ローカルルールに関する調査

I 調査方針・調査対象分野の整理

II 法令において生じる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント・調査対象地方公共団体の整理

III 調査結果：地方公共団体におけるローカルルール

III – i 温対法に関連するローカルルール

III – ii 高圧ガス保安法に関連するローカルルール

III – iii 消防法に関連するローカルルール

III – iv 環境影響評価法に関連するローカルルール

環境影響評価法 | 環境影響評価条例の制定状況

再掲

- 公害に関する問題が生じる中で、環境影響評価法制定前の段階から、事業者に環境アセスメントの実施を位置づける動きが起こった。
- 環境影響評価法制定後も、法的に位置づけられていない規模等での環境アセスメント実施等を義務付ける条例が制定されてきた。
- 地理的条件等により地域毎の差異を設けることが妥当と考えられる一方、差異を設けることが妥当でなく、広域的事業展開を阻害している可能性がある。

地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況



- 各地方公共団体が制定する**環境影響評価条例**では、**地域の実情に応じ**、法対象事業の規模要件を満たさない事業や、法対象となっていない事業種を含めた、**幅広い事業が手続の対象とされている**。このように、我が国の環境影響評価制度は、**国と地方公共団体の適切な役割分担の下、法と条例が一体となって、適正な環境配慮の確保に貢献**してきた経緯がある。
- 現在までに、**全ての都道府県と21の政令で定める市※において、環境影響評価条例が制定**されている。

(※) 事業者に対して直接意見を述べる事ができる市として、政令で定められた市を指す。

制定時期	都道府県	市
平成9年6月以前 (環境影響評価法制定前)	北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、 兵庫県 (6都道県)	川崎市 (1市)
平成9年6月～平成13年3月末 (環境影響評価法制定直後)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、 新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (40府県)	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、 京都市、大阪市、吹田市、神戸市、広島市、 北九州市、福岡市 (12市)
平成14年4月～平成23年3月末	石川県 (1県)	さいたま市、新潟市、堺市、尼崎市 (4市)
平成23年4月以降 (環境影響評価法改正以降)	—	相模原市、静岡市、浜松市、岡山市 (4市)

環境影響評価法 | 環境影響評価条例に基づき求められる手続き

- 環境影響評価条例は一部の地方公共団体で制定されており、配慮書～報告書等の提出が求められる地方公共団体が多かった。
 - 環境影響評価法より前に条例が制定された地方公共団体では、手続きの名称等は法令の手続き名と異なる場合が多かった。
 - なお、地方公共団体での事後調査の義務付けを受けて、環境影響評価法が改正されている等、地方公共団体の動きが法令に影響している。
- 条例が制定された地方公共団体では、事業者が事業が影響する地域住民向けに、事業に関する説明会を実施することが義務づけられていた。

調査対象地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況と条例に基づく手続き*

調査対象	環境影響評価条例 の制定状況	環境影響評価に関する手続き*					
		配慮書の提出	方法書の提出	準備書の提出	評価書の提出	報告書の提出	地域住民向け方法書説明会等の実施
国*	—	○	○	○	○	○	—
東京都	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	○	○	○	○
千代田区	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○
富士市	—	—	—	—	—	—	—
つくば市	—	—	—	—	—	—	—
四日市市	—	—	—	—	—	—	—
鳥取市	—	—	—	—	—	—	—
鳴門市	—	—	—	—	—	—	—
大湊村	—	—	—	—	—	—	—

* 国は、環境影響評価法に基づく手続きを指す。条例の手続きは、名称は同じでない場合でも環境影響評価法の手続き（次頁参照）に類するものが存在する場合○を付している。

都道府県民向け説明会については、条例または、手続フロー等で記載があった地方公共団体について、○を付している。

出所）各地方公共団体HP（2025年1月時点）を基にNRI作成

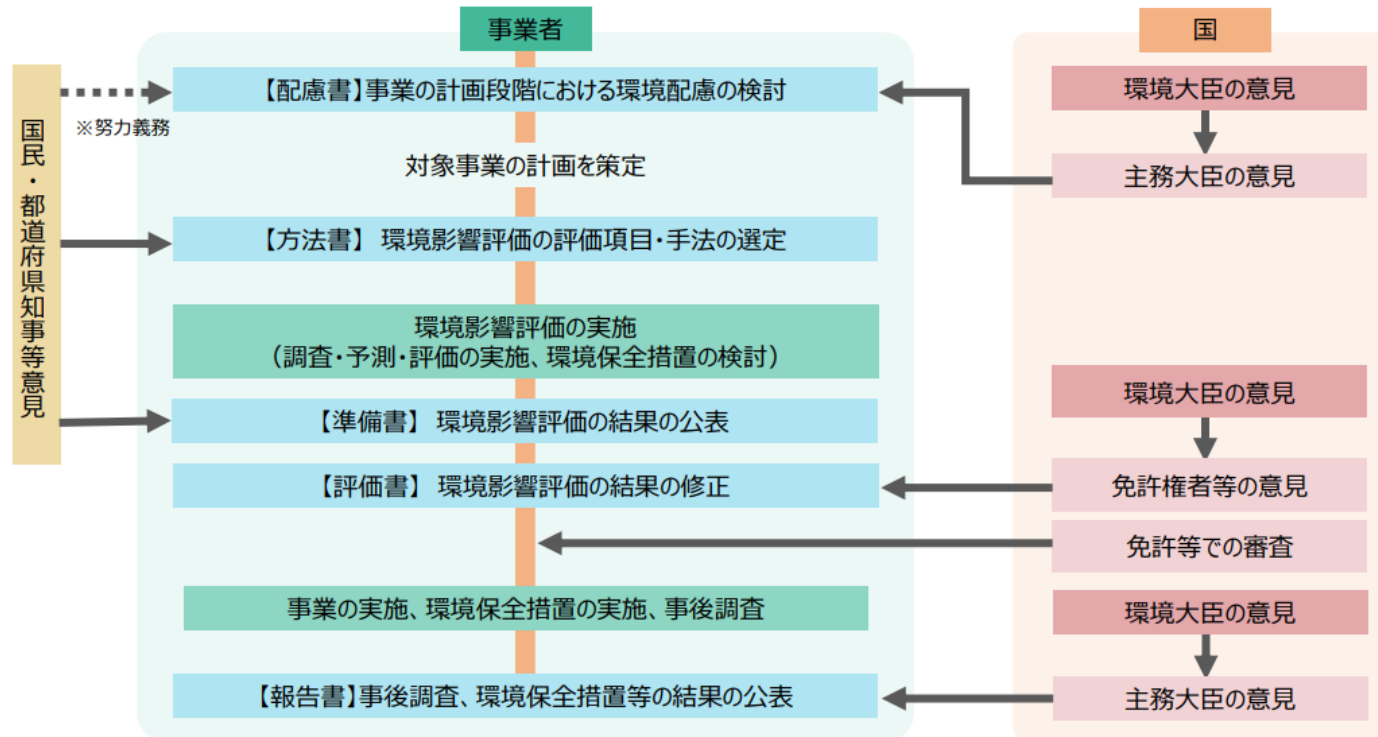
【参考】環境影響評価制度の流れ

再掲

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続



- 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、国、自治体、国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、**環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくための手続**を定めたもの。



出所) 環境省「環境影響評価制度の現状等について」

3

環境影響評価法 | 環境影響評価条例に基づき環境影響評価の対象となる事業

- 環境影響評価の対象事業の要件は、記載ぶり（出力・面積いずれを要件とするか等）を含めて国及び地方公共団体毎に異なっていた。
 - 一部の地方公共団体では、法律の対象事業の要件と条例の対象事業の要件の整理がパンフレット等で実施されていた。
- 法改正を受け、条例制定以降も対象事業の要件（太陽光発電所に関する要件の新設等）を変更している地方公共団体が多かった。
- 法律の対象となる事業について、法律と重複して条例に基づく計画書等の提出を求める地方公共団体と、法律に基づく対応のみを求める地方公共団体に分かれていた。

調査対象地方公共団体における環境影響評価条例の対象事業*

調査対象	対象事業の要件（一部抜粋）				環境影響評価法に記載のない対象事業
	一般国道（自専以外）	最終処分場	太陽光発電所	土地区画整理事業	
国	4車線以上 〓 10km以上	埋立処分面積30ha以上	出力4万kW以上	造成面積100ha以上	—
東京都	4車線以上 〓 1km以上	埋立面積1ha以上 等	—	事業区域面積40ha以上	高層建築物、卸売市場 等
兵庫県	4車線以上 〓 10km以上	敷地面積15ha以上	面積5ha以上	造成面積100ha以上	下水道、港湾計画、畜産施設 等
神奈川県	幅員5m以上 〓 2km以上	敷地面積3ha以上 等	出力5,000kW以上 等	施行区域の面積40ha以上	高層建築物、下水道 等
愛知県**	4車線以上 〓 7.5km以上	埋立処分面積25ha以上	出力3万kW以上	造成面積75ha以上	下水道終末処理場、農用地 等
静岡県	4車線以上 〓 10km以上	埋立処分面積30ha以上	敷地面積50ha以上	造成面積100ha以上	高層建築物、農用地の造成、土石の採取 等
茨城県	4車線以上 〓 7.5km以上	埋立面積10ha以上	出力3万kW以上	施行区域の面積75ha以上	下水道終末処理場、岩石等採取事業 等
三重県	4車線以上 〓 5km以上	敷地面積2.5ha以上	—	面積20ha以上 等	農用地の造成、土石の採取 等
鳥取県	4車線以上 〓 10km以上	埋立処分面積25ha以上	敷地面積20ha以上	造成面積75ha以上	岩石等採取事業、ゴルフ場 等
徳島県	4車線以上 〓 7.5km以上	埋立処分面積25ha以上	出力3万kW以上	造成面積75ha以上	岩石又は砂利の採取、畜産施設の設置 等
秋田県	4車線以上 〓 7.5km以上	埋立面積3ha以上	—	面積75ha以上	農用地造成事業、土石の採取 等
神戸市	4車線以上 〓 3km以上	埋立処分面積10ha以上	面積5ha以上	造成面積20ha以上	レクリエーション施設、下水終末処理場 等
川崎市	5km以上	敷地面積9,000㎡以上 等	—	—	高層建築物、下水道終末施設 等
名古屋市	4車線以上 〓 1km以上	面積3ha以上 等	出力5万kW以上	面積50ha以上	大規模建築物の建築、レクリエーション施設 等

* 国については、環境影響評価法に基づく第1種事業。地方公共団体によっては、複数の設定があるうちの1事例（国立公園等ではなく一般地域の条件かつ第1種事業に類する条件を可能な限り抽出したもの）であることに留意。

* * 正確には、国の対象事業に満たない範囲が条例の対象（一般国道であれば、7.5km以上10km未満）であることに留意。

出所）各地方公共団体HP（2025年1月時点）を基にNRI作成

2. 取りまとめ

広域的な事業展開の妨げとなりうるポイントの調査結果

- GX関連分野では、法律において、条例の上乗せを規定することが定められていない一方、特定の法律に類する（温対法・環境影響評価法）独自の条例が複数の地方公共団体において定められている場合が確認された。
- 上記の条例に基づき、事業を行う地域により異なる対応を求められるため、広域的な事業展開を行う上では負担となる可能性がある。
- 但し、地方自治法に基づき、法律に反しない範囲で条例を制定することができ、地域毎の差を設けることが妥当な場合もあることに留意が必要である。

法令別に生じうる広域的な事業展開の妨げとなりうるポイント

法律	事務の実施主体	事務の分類	広域的な事業展開の妨げとなりうるポイントの確認結果
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	・ 都道府県及び市町村	・ 条例等の規定	地方公共団体実行計画の策定状況のバラつき ・ 地方公共団体実行計画は、全ての都道府県で策定されていた
		・ 基準の策定・運用	地域脱炭素化促進事業計画の認定基準のバラつき・曖昧さ ・ 都道府県基準は一部の地方公共団体で策定され、その内容に関して大きな差異は確認されなかった ・ 事業者の計画に対する認定状況については確認できなかった
		・ 条例等の規定	地方公共団体独自の条例に基づく計画・報告制度の手続き・様式のバラつき ・ 地球温暖化対策計画書制度が一部の地方公共団体で策定されていた ・ 報告事項は概ね一致しているものの、手続き・様式が異なっていた ⇒ 広域的な事業展開を行う上で、異なる報告が求められる
高圧ガス保安法	・ 都道府県知事	・ 基準の策定・運用	高圧ガスの製造許可・貯蔵所の設置許可に係る基準のバラつき・曖昧さ ・ 自治体毎に認可判断基準の統一に関する問題提起等がなされてきたが、水素社会推進法に基づき、低炭素水素等の製造については、特例措置として都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に許可等を行う形式となった
消防法	・ 市町村	・ 条例等の規定	火災予防条例の規定のバラつき ・ 火災予防条例の内容に関する地方公共団体毎の大きな差異は確認されなかった
環境影響評価法	・ 都道府県	・ 条例等の規定	地方公共団体独自の環境影響評価条例による法律からの上乗せ・手続きのバラつき ・ 環境影響評価条例が一部の地方公共団体で策定されていた ・ 地方公共団体毎に、環境影響評価の対象となる事業が異なっていた ⇒ 広域的な事業展開を行う上で、異なる対応が求められる

本年度調査で確認された、広域的事業展開の妨げとなりうるローカルルールの新たな発生要因

- 独自の条例は、国際的な潮流（環境影響評価をはじめとした環境課題への取組等）あるいは国の制度設計を踏まえ、個々の地方公共団体で先進的に制定したことに由来し、最終的に法律制定に繋がるまたは法律に影響を与える等、ポジティブな側面も確認された。

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因/防止策・見直しの妨害要因/改善策

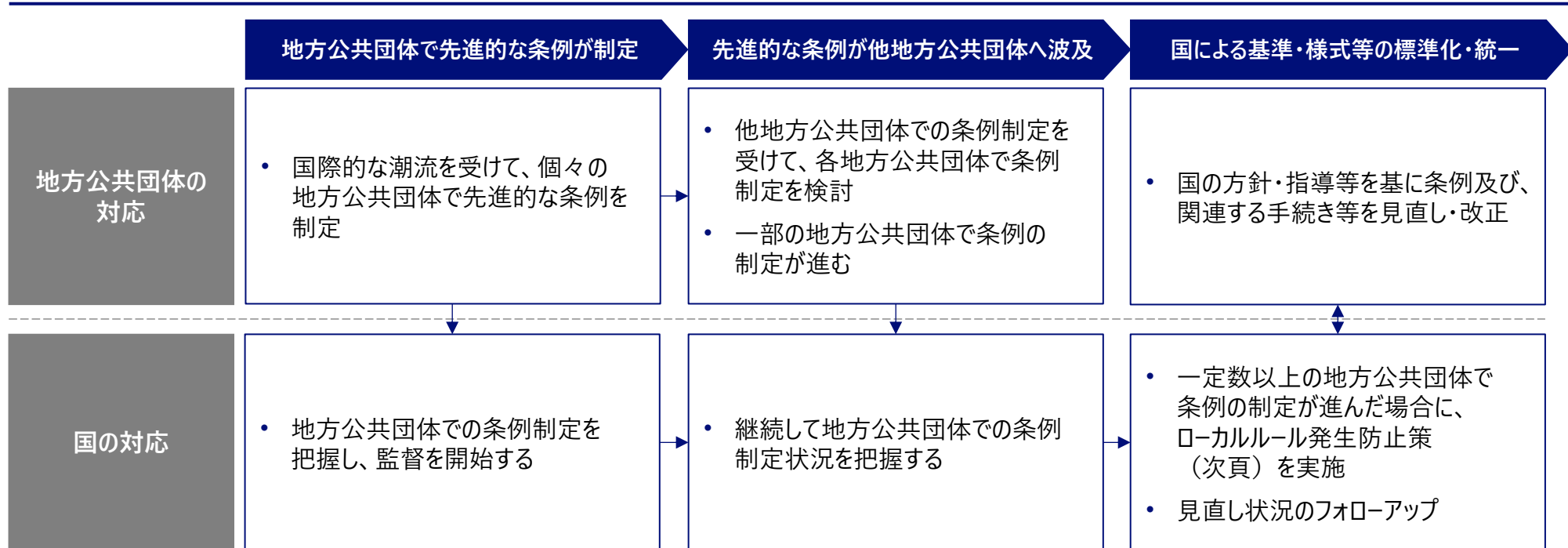
	発生要因・妨害要因	防止策・改善策
広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因／防止策	【条例等の規定】 ・ 法律において上乗せ規定が認められており、上乗せに関する上限は定められていない ・ 国際的な潮流・国の制度設計を踏まえ、個々の地方公共団体で先進的な条例を制定 【基準の策定・運用】 ・ 条例等で明確な基準が定められていない 【手続き・様式】 ・ 法律等で手続きが地方公共団体に委ねられており、手続き等の標準が国から示されていない	【国主体】 ・ 法令解釈のガイドライン等での周知及び必要に応じた法令の制定／改正 ・ 過去の事例に基づき、不利益となりうるローカルルールが生じるポイントの整理、指導 ・ 書式・様式、システムの標準化
広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルール見直しの妨害要因／改善策	【条例等の規定】 【手続き・様式】 ・ 一度定められた規定・手続きの見直しを行うインセンティブが地方自治体の担当者にはない 【基準の策定・運用】 ・ 担当者レベルで発生しており、感知できない	【地方自治体主体】 ・ 住民・事業者からの意見・要望の拾い上げ ・ 住民・事業者起点の規制改革制度の創設 【国主体】 ・ 地方自治体の規制改革を促進するインセンティブ設計 ・ 規制所管省庁から自治体への指導・措置（防止策と同様の取組）

※昨年度からの更新箇所を赤字で示している

地方公共団体独自の条例に起因する広域的事業展開の妨げとなりうるローカルルールの防止策

- 個々の地方公共団体の先進的な取組自体は望ましいものであることから、国が地方公共団体の取組の動向を監督し、制度が広域的に広がった段階で基準や様式等の標準化・統一を図ることが求められる。
- 国による広域的事業展開の妨げとなりうるローカルルールの防止を図る上では、その監督の必要性を規制所管省庁に周知するとともに、昨年度調査結果を踏まえ、規制所管省庁へのインセンティブ設計が求められると思料する。

地方公共団体独自の条例に起因する広域的事業展開の妨げとなりうるローカルルール防止の流れ



本年度調査で確認された、広域的事業展開の妨げとなりうるローカルルールの新たな防止策

- 地方公共団体取組状況の監督・公表及び、地方公共団体が行う事務の国への移管といった防止策が、本年度新たに確認された。(次頁参照)
- また、昨年度確認された防止策である、法令解釈のガイドラインでの周知は、温対法に基づく都道府県基準の策定等においても有効であったと考えられる。

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因/防止策・見直しの妨害要因/改善策

発生要因・妨害要因

広域的な事業展開の妨げとなりうるローカルルールの発生要因／防止策

【条例等の規定】

- ・ 法律において上乗せ規定が認められており、上乗せに関する上限は定められていない
- ・ 国際的な潮流・国の制度設計を踏まえ、**個々の地方公共団体で先進的な条例を制定**

【基準の策定・運用】

- ・ 条例等で明確な基準が定められていない

【手続き・様式】

- ・ 法律等で手続きが地方公共団体に委ねられており、手続き等の標準が国から示されていない

【条例等の規定】

【手続き・様式】

- ・ 一度定められた規定・手続きの見直しを行うインセンティブが地方自治体の担当者にはない

【基準の策定・運用】

- ・ 担当者レベルで発生しており、感知できない

防止策・改善策

【国主体】

- ・ **地方公共団体取組状況の公表**
- ・ 法令解釈のガイドライン等での周知及び必要に応じた法令の制定／改正
- ・ 過去の事例に基づき、不利益となりうるローカルルールが生じるポイントの整理、指導
- ・ 書式・様式、システムの標準化
- ・ **地方公共団体が行う事務の国への移管**

【地方自治体主体】

- ・ 住民・事業者からの意見・要望の拾い上げ
- ・ 住民・事業者起点の規制改革制度の創設

【国主体】

- ・ 地方自治体の規制改革を促進するインセンティブ設計
- ・ 規制所管省庁から自治体への指導・措置（防止策と同様の取組）

※昨年度からの更新箇所を赤字で示している

温対法 | 地方公共団体実行計画の策定状況

再掲

- 環境省において、地方公共団体における地域温暖化対策の推進に関する法律施行状況を、監督・公表している。
- 調査対象都道府県・市町村においても、地方公共団体実行計画について、事務事業編は全ての地方公共団体で、区域施策編は鳴門市・大湊村を除き、策定されていた。

地方公共団体実行計画策定状況

地方公共団体実行計画策定状況（令和5年10月時点）

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,505	92.0%	575	35.1%
計（都道府県・市区町村）	1,788	1,657	92.7%	727	40.7%
一部事務組合及び広域連合	1,508	632	41.9%		
合計	3,296	2,289	69.4%		

出所）環境省「令和5年度 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書」

調査対象地方公共団体における地方公共団体実行計画策定状況

調査対象	事務事業編策定状況	区域施策編策定状況
東京都	○	○
兵庫県	○	○
神奈川県	○	○
愛知県	○	○
静岡県	○	○
茨城県	○	○
三重県	○	○
鳥取県	○	○
徳島県	○	○
秋田県	○	○
千代田区	○	○
神戸市	○	○
川崎市	○	○
名古屋市	○	○
富士市	○	○
つくば市	○	○
四日市市	○	○
鳥取市	○	○
鳴門市	○	
大湊村	○	

出所）環境省HP「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を基にNRI作成

高圧ガス保安法 | 水素社会推進法に基づく高圧ガス保安法の特例措置

再掲

- 水素社会推進法が令和6年10月に施行され、低炭素水素等の製造について計画が認定された設備等について、高圧ガス保安法の特例措置として、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に許可や検査等を行う形式となった。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律【水素社会推進法】の概要

背景・法律の概要

✓

2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野におけるGXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。

✓

このため、国が前面に立ち、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。

1. 定義・基本方針・国の責務等

(1) 定義

・「低炭素水素等」：水素等であって、
①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの

※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

(2) 基本方針の策定

・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた基本方針を策定。
・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する意義・目標、②GX実現に向けて重点的に実施すべき内容、③低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組等を記載。

(3) 国・自治体・事業者の責務

・国は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有し、規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置を講じる。
・自治体は、国の施策に協力し、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を推進する。
・事業者は、安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する設備投資等を積極的に行うよう努める。

2. 計画認定制度の創設

(1) 計画の作成

・低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。

(2) 認定基準

・先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大に向けて、以下の基準を設定。
①計画が、経済的かつ合理的であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する我が国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。
②「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」を希望する場合は、
(i)供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画であること。
(ii)低炭素水素等の供給が一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれること。
(iii)利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。
③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切であること。等

(3) 認定を受けた事業者に対する措置

①「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」
(JOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)
(i)供給事業者が低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、
(ii)認定事業者の共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。

②高圧ガス保安法の特例
認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。
※一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。

③港湾法の特例
認定計画に従って行われる港湾法の許可・届出を要する行為（水域の占用、事業場の新設等）について、許可はあったものとみなし、届出は不要とする。

④道路占用の特例
認定計画に従って敷設される導管について道路占用の申請があった場合、一定の基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。

3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

・経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。
・経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

出所）資源エネルギー庁「水素社会推進法について」

1

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査
①個別分野の規制改革 イ) AI

事業概要

事業の背景・目的

- AIの活用が進めていく上では、大規模な学習データを用いることが必要になる。上記学習データの活用において個人情報保護・著作権等の観点で配慮することは、もちろん必要である一方、これらに関係する規制が本来の目的と異なる形で、学習データを取得・提供に際して障壁となり、事業者が新事業を実施できなくなることが考えられる。
- そこで、本事業では、AI活用のうち、データの取得に係る局面に限定して、事業者が抱える法的課題を明確化することを目指し、ヒアリング調査を実施した。
- また、法的課題を解消するために、どのような政策オプションが求められるかを、事業者ヒアリングを通じて検証した。

業務内容・事業実施方法

1. AIの法的課題・政策オプション仮説の構築

デスクトップ調査



- ヒアリング調査に向け、①事業者が現在抱えていると考えられる法的課題、②法的課題解決に繋がる政策オプションの仮説を構築した。

2. AIの法的課題・政策オプション仮説の検証

ヒアリング調査



- 事業者ヒアリングを実施する前に、有識者とディスカッションを行うことで、事業者を確認する調査項目を明確化した。
- 事業者ヒアリングでは、法的課題仮説・政策オプションの仮説の検証を実施した。

3. とりまとめ

デスクトップ調査



- ヒアリング調査で事業者から挙げた、事前に想定していなかった内容については、デスクトップで事例調査を実施した。

取りまとめ



- AI開発のデータ取得局面における、法的課題の明確化・課題解決に資する政策オプションの整理を行った。

1. AIの法的課題・政策オプション仮説の構築

【デスクトップ調査】

課題仮説①：既存法令の見直し

- 経団連の意見書では、第三者提供における本人同意がデータ利活用を阻害している等、法令の解釈に留まらない法令の見直しに関する指摘も挙がっている。
- AIの活用が想定されていなかった時代にできた法令の条項については、AIの活用を前提とした見直しを進めていく必要があると思料する。

経団連「個人情報保護法の3年ごと見直しに対する意見」要望④抜粋

要望④：本人同意を要しない第三者提供・利活用

【現状／課題】

- 同意取得の例外が認められる範囲が極めて限定的。契約履行・不正利用防止・公益等が目的でも本人同意が求められることから、データ利活用を著しく阻害

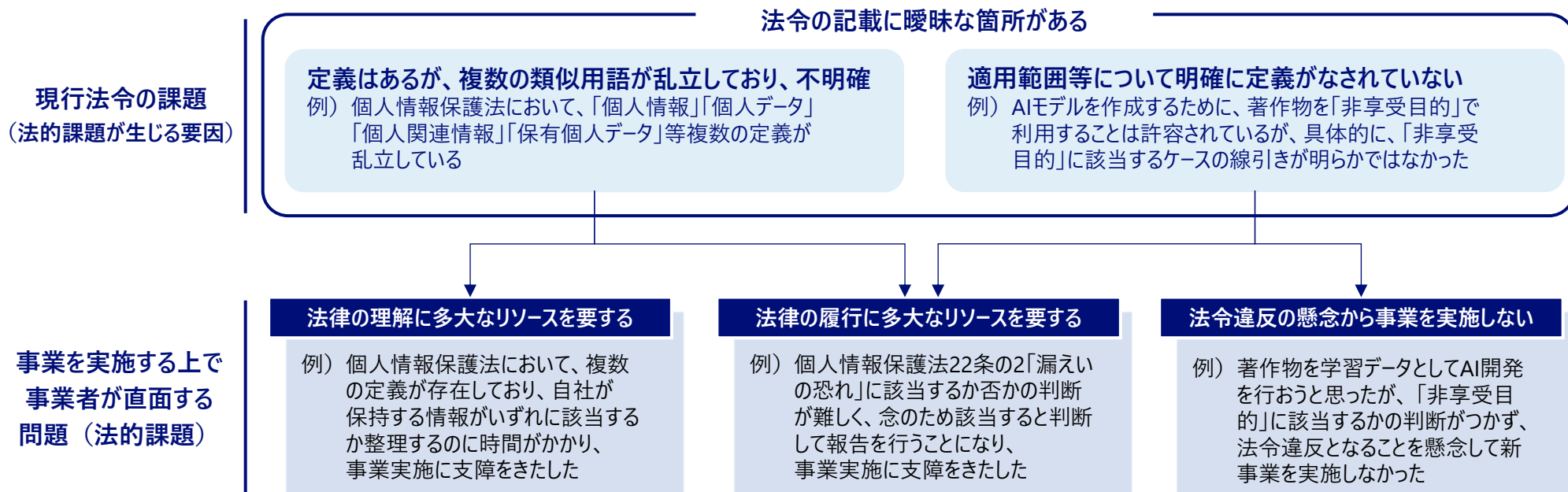
【要望】

- 同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
- 例えばEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人情報保護する制度の在り方も検討すべき

課題仮説②：法令解釈の明確化

- 前頁に記載した法令におけるデータ取得・提供段階の法的リスク（論点）に共通する内容として、「定義に該当するか否か」「何らかの権利を侵害するか否か」が挙げられる。事業者が事業を実施する上で、この点を回避することが求められる。
- 一方、法令の記載に曖昧な箇所があるため、事業者は上記の判断に苦慮し、法令違反の懸念から事業を実施しないといった問題が生じていると考えられる。（結果として、事業者が事業を行う上での法的課題となっている）
- これらの問題を解決するためには、類似用語の統一や適用範囲の明確化等で法令の解釈を明確化することが必要となる。

事業者が事業を実施する上で直面する問題とそれを生み出す現行法令の課題



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査 ①個別分野の規制改革 イ) AI

1. AIの法的課題・政策オプション仮説の構築

【参考】関連法案における動き

- 「個人情報保護法の3年ごと見直し」に対する経団連の意見書では、個人データの定義の明確化等に関する要望が記載されている。
- また、文化審議会著作権分科会法制度小委員会では、「AIと著作権に関する考え方について」として法令の解釈を明確化する動きも進められている。

「個人情報保護法の3年ごと見直し」に対する経団連の意見書（抜粋）

要望①：個人データ等の定義の明確化

【現状／課題】

- 個人情報保護法においては、「個人情報」「個人データ」「個人関連情報」「保有個人データ」「匿名加工情報」「仮名加工情報」等、複数の定義が乱立
- 取扱事業者等は、「個々の情報がどれに該当するか」「規律の何が重複し、何が違うのか」など、必要な対応の峻別・判断に苦慮。取扱いに当たって混乱が発生
- 加えて、先般の改正電気通信事業法において、特定利用者情報に関する規律等も創設されるなど、一つの情報に複数のラベリングがなされている場合、管理が煩雑になり、理解も困難

【要望】

- 個情委は、国民・利用者の視点に立って、一層複雑に錯綜する「個人データ」等の定義を整理、明確化すべき

漏えい等報告等の負担軽減

目的と効果が不明

漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否かを判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生

【要望】

- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らしつつ、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込むなど、現在の報告・通知の在り方を見直すべき

「非享受目的」（著作権法30条の4）に該当する場合の考え方（抜粋）

文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（19-22頁）

一個の利用行為には複数の目的が併存する場合もあり得るところ、法第30条の4は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定していることから、この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなる。（19頁）

○ ある利用行為が、情報解析の用に供する場合等の非享受目的で行われる場合であっても、この非享受目的と併存して、享受目的があると評価される場合は、法第30条の4は適用されない。

○ ……生成AIの開発・学習段階における著作物の利用行為における、享受目的が併存すると評価される場合について、具体的には以下のような場合が想定される。（19-20頁）

……既存の学習済みモデルに対する追加的な学習（そのために行う学習データの収集・加工を含む）のうち、意図的に、学習データに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、著作物の複製等を行う場合（20頁）

……既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに含まれる著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させることを目的として、これに用いるため著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合（20頁）

出所）「AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」

政策オプション仮説：規制所管省庁と民間事業者が意見交換を行う仕組み

- 技術の進展とともに法令・ガイドラインは陳腐化するため、民間との意見交換を継続して行う仕組みが必要とされることが考えられる。EUでは、規制のサンドボックス制度を通じ、更新を図っている。
 - 民間の最新技術を基にガイドラインを策定して禁止されたAIシステムについても、技術の進展とともに安全措置が施されることで、個人情報や著作権を保護した状態で使用できるようになることも考えられる。
 - EUでは、AI法に関するガイドライン策定にあたり、規制のサンドボックス制度（パイロット）が設けられた。AI法施行後も各国で規制のサンドボックス制度を設け、民間事業者の革新的な技術開発を観察しながら、AIシステムのリスクを見定め、ソフトローの更新を逐次行う方針である。
 - 経団連の「個人情報保護法の3年ごと見直しに対する意見」で、法令見直しに当たり、「（事業者にとって）透明性の高い検討」が求められており、内閣府「AI制度研究会」の構成委員からも「民間側が最新の情報・知見を提供し、それに行政側が応答しながら改善を進める仕組みを制度化」することが提案されている。

EU Spanish AI Sandbox pilotの概要

制度の目的

- AI法の関連規則で制定される可能性のある運用要件を検討し、**実行・監督のための技術ガイドライン等を作成すること**
- 事業者は、参加することで事前に今後求められる要件を予測することができる

申請対象

- ハイリスクなAIシステム
- 基盤モデル

制度の内容

- 申請者は、管理・監督された実験環境において、AI開発を行うことができる
- AI法の関連規則で導入されるであろう、要件を基に、申請されたAIを評価される
- ユーザー及びサプライヤーも、申請することでテスト環境にアクセスすることができる

EU AI法における規制のサンドボックス制度の記載（一部抜粋）

第4章：イノベーション支援策

第57条：AI規制のサンドボックス制度

- 加盟国は、国レベルで1つ以上の「AI規制のサンドボックス制度」を設ける 等

第58条：AI規制のサンドボックス制度の詳細な規定と機能

- 規制のサンドボックス制度に参加することで、事業者は規制を遵守した状態で、AIエコシステムの関係者と協力しながら、革新的なAI開発に取り組むことができる

- **AIシステムのテスト・評価のためのツールの開発を促進する**

第59条：AI規制のサンドボックス制度公共の利益となる特定AIを開発する上での個人データの処理

- 公共の利益に資する場合、AIシステムの開発・強化・テストのために、**外部から遮断された環境下で「個人データ」を使用することを許可する** 等

- 通常では認められない「個人データ」の使用を安全な実験環境下に限定して認め、**AIシステムのリスクを見定め、ソフトローの逐次更新**（上記のツール開発）**を目指している**

2. AIの法的課題・政策オプション仮説の検証

【ヒアリング調査】

ヒアリング調査実施方法

- 有識者ヒアリングで、網羅的に法的課題を整理し、事業者を選定した上で、事業者ヒアリングを行った。
- 事業者ヒアリングは、前半実施分については法的課題等の仮説検証を目的として、後半実施分については政策オプションの構築等を目的として実施した。

	有識者ヒアリング	事業者ヒアリング（前半）	事業者ヒアリング（後半）
ゴール	法的課題仮説精緻化・調査対象の選定 - 事業者毎に抱えている法的課題は異なると考えられるため、まず網羅的に法的課題を整理する。 - 上記の法的課題を抱える事業者をディスカッションを踏まえて整理する。	法的課題・政策ニーズの仮説検証 - 事業者が現在行っている、AI開発に係るデータ収集・提供に関する事業内容を把握する。 - 上記、事業において抱えている法的課題・政策ニーズを把握する。	政策オプションの構築・規制影響の把握 - 法的課題・政策ニーズを整理し、取りうる政策オプションを検討する。 - また、規制が影響する内容についてより詳細に整理し、規制見直し等の効果を整理する。
ヒアリング対象	AI事業関連法務を扱う弁護士	事業者6者	事業者5者
アジェンダ	本事業の趣旨の説明 - 本事業の対象範囲の説明 (AI開発におけるデータ取得・提供) - 本事業のGOAL 事業者が抱えている法的課題に関する議論 ヒアリング調査対象の検討 - 法的課題を抱えている事業者の整理	本事業の趣旨の説明 - 本事業の対象範囲の説明 (AI開発におけるデータ取得・提供) - 直近の国の検討状況 - 本事業のGOAL 事業者より、AIに関する事業・課題の説明及び、ディスカッション ラップアップ	本事業の趣旨の説明 (前半と同様) 事業者より、AIに関する事業・課題の説明及び、ディスカッション - 有用な政策オプションの整理 - 規制見直し等が求められる背景・規制が影響する内容・コストの整理 ラップアップ

3. 取りまとめ

3. 取りまとめ

法的課題に対する政策ニーズ

- AI開発事業者・データ提供事業者において、個人情報保護法（特例としての次世代医療基盤法を含む）・著作権法に関連して課題意識があることが明らかになった。
- 法的課題等に対する政策ニーズとしては、大きく①既存規制の見直し、②法解釈の明確化、③ルールの周知・モデル形成の3点が挙げた。

法令・契約の課題に関する政策ニーズ

法律	法的課題等	政策ニーズ分類	政策ニーズ
個人情報保護法	仮名加工・匿名加工の制限が厳しい	①既存規制の見直し	AI開発目的での個人情報取得の例外措置 （要配慮個人情報取得、第三者同意取得）
	学習データに要配慮個人情報を含む場合の基準が不明確かつ除外によるAIの精度低下		
	（要配慮個人情報・第三者同意取得の）公衆衛生に関する例外規定が非実用的		
	（要配慮個人情報・第三者同意取得の）学術利用に関する例外規定が非実用的		
	要配慮個人情報の除外が困難	②法解釈の明確化	要配慮個人情報の機械的除外に係る基準の設定
	仮名加工・匿名加工の基準が不明確		仮名加工・匿名加工基準の明確化
著作権法	第三者同意取得の対象範囲が不明確		第三社同意取得の対象範囲の明確化
	「非享受目的」に該当する基準が不明確	③ルールの周知・モデル形成	「非享受目的」の基準の明確化
契約	「情報解析の用」に該当する基準が不明確		「情報解析用」の基準の明確化
	データ売買の契約金額目安等が不明確		契約金額目安の策定

出所）デスクトップ調査・ヒアリング調査結果等を基にNRI作成

3. 取りまとめ

開発するAI分類別に事業者が抱える法的課題

- 開発するAI別に、求められる学習データやその利用方法が異なり、事業者が抱える法的課題も異なると考えられる。
- 個人情報や著作物が含まれるデータを利用しない・契約関係のある対象以外にAIモデルを提供しないBtoBのビジネスモデルや、AI開発においても著作物を著作物として利用する場合等では、事業者は法的課題はあまり抱えていないと考えられる。なお、後者について、契約に関する課題を抱えている可能性がある点に留意。

AIの分類	主な事業内容・AIの特徴	学習データの内容・利用目的	事業者が抱える法的課題等
LLM	- LLM（大規模言語モデル）を開発し、一般人を含め、幅広い対象に提供 - 幅広い分野の単語や文章のつながりを適切に予測し、高精度なテキスト生成等を行うことができる	（膨大な）文章データ等 ⇒学習データに著作物・個人情報が含まれている可能性あり。他方、個人情報・著作物として利用することを目的としない	個人情報保護法 - 仮名加工・匿名加工の制限が厳しい - 学習データに要配慮個人情報を含む場合の基準が不明確かつ除外によるAIの精度低下 （要配慮個人情報・第三者同意取得の）公衆衛生に関する例外規定が非実用的 （要配慮個人情報・第三者同意取得の）学術利用に関する例外規定が非実用的 - 要配慮個人情報の除外が困難 - 仮名加工・匿名加工の基準が不明確 - 第三者同意取得の対象範囲が不明確 著作権法 「非享受目的」に該当する基準が不明確 「情報解析の用」に該当する基準が不明確 契約 - データ売買の契約金額目安等が不明確
AIエージェント	事業者（顧客）の専門的な業務で、目標から自律的にタスクを構築・処理できるAIを開発し、事業者を提供	顧客データ ⇒顧客の機密情報が存在するが、AIモデルも顧客限り	
医療AI	X線の医療画像の解析や電子カルテの情報抽出等により、診断や治療の意思決定のサポートや病気の早期発見を行える	- 医療データ - X線等の医療画像 - 電子カルテ等 ⇒患者の個人情報が存在。他方、個人情報として扱うことは目的としない	
教育AI	生徒の学習状況を踏まえ、適切な教材を提案できるAIを提供	教材データ ⇒著作物が存在し、著作物として利用	

3. 取りまとめ

「政策ニーズ：①既存規制の見直し」と取りうる政策オプション

- 既存規制の見直しに関するニーズは、個人情報保護法の要配慮個人情報の取得や第三者同意の取得に関するものが主であった。
- 安全保障・国際競争力等の背景で見直しが求められる一方、悪意のある者による個人情報漏えい等のリスクから規制の見直しを行う上での問題もある。
- 技術進展の早いAI分野においては、民間事業者の技術動向を把握するため、規制所管省庁と民間事業者が意見交換を行える環境を整えることで、必要に応じて既存規制の見直しを図ることが求められる他、データ利用を促進するような環境整備も求められる。

「政策ニーズ：①既存規制の見直し」と取りうる政策オプション

既存規制の見直しが求められる主な背景	安全保障・国際競争力の強化に繋がる	- 悪意のある海外産のLLMに対抗していく上では、国産のLLMが求められるが、要配慮個人情報等を除外することで、犯罪等に関する知識に乏しいLLMになってしまう - 医療データは充実しているが、法規制により活用が進まず、競争力の乏しいAI開発しかできない
	個人情報としての活用を企図していない	- LLM開発・医療に関するAI開発等で、個人データを含むデータを学習に使ったとしても、それ自体は個人情報として活用することを企図したものではない - 個人の権利・利益保護の観点では、利用段階での漏えい等に対しての規制を行うべきではないか
既存規制の見直しを行う上での問題	個人情報としての活用を企図しているか不明	- 個人情報としての活用を目的とした悪意のある者が紛れていないことを担保する術がない - 一方、AI開発自体を許可制にすること等は、自由な開発をより狭めることに繋がるため、望ましくない
	利用段階で個人情報が増えたりするリスクがある	学習データとして個人データを取得し、AIモデルの学習に使用した時点で、AI利用段階において、複数の情報を組み合わせることで、個人情報が漏えいするリスクがある
上記を踏まえた政策オプション	規制所管省庁と民間事業者が意見交換する環境の整備	- 悪意のある者に対する防御手段として秘密計算や連合学習、AI利用段階での漏えい対策として差分プライバシー等のプライバシー強化技術（PETs）の研究開発が進んでいる - これらの民間技術の動向に即して、適宜既存規制の見直しを進める環境が求められる
	データ利用促進環境の整備	- 国際競争力強化に向け、データ利用に対する国民理解の醸成・データ基盤の整備も求められる - EUでは、AI法でAIに対する規制を強化するだけでなく、データ法・データガバナンス法を通じ、データ利用促進も図っている（後頁）

3. 取りまとめ

「政策ニーズ：②法解釈の明確化」と取りうる政策オプション

- 法解釈の明確化に関するニーズは、個人情報保護法・著作権法で確認されたが、著作権法については「AIと著作権に関する考え方」が示されていることを評価する声も挙がった。
- 必要に応じて、上述のような、ガイドラインを定めることに加え、国際的なルールを活用すること・協調すること、さらにガイドライン更新や事業者が事業を行う上での法的予見可能性を高めるためにも、規制所管省庁と民間事業者が意見交換する環境を整備することが求められる。

「政策ニーズ：②法解釈の明確化」と取りうる政策オプション

法解釈の明確化が求められる主な背景	不平等な競争環境となっている	事業者により法解釈が異なることで、法令に忠実な解釈を実施した事業者が、より進取的な解釈を行った事業者と比較して、競争力の低い事業実施に留まってしまう
	事業の予見可能性が低い	法解釈が正しいか不明なまま事業を実施し、遡って行政罰を与えられる（すでに構築したモデルの学習に特定のデータが含まれていたという理由でモデルが使えなくなる等）可能性があることは、事業実施上望ましくない
法解釈の明確化を行う上での問題	事業領域が狭まる可能性がある	事業環境・技術発展とともに、規制すべき対象・内容が変化するため、一時的に法解釈を明確化し、規制したことにより、将来技術発展し、規制の必要がなくなった場合でも、規制が足枷となることや、現在実施している事業が規制対象となり、事業領域が狭まる可能性がある
上記を踏まえた政策オプション	国際的なルールの活用・協調	- 匿名加工に関しては、国際規格（ISO/IEC 20889:2018等）で基準が定められており、このような国際的なルールを国の基準として活用することが考えられる - 国際的に共通認識が取れているルールを導入しない場合、国際展開を図る企業の障壁となりうる
	ガイドラインの整備	「AIと著作権に関する考え方について」のように、AI開発を行う上で必要な法解釈の明確化は事業者の新事業実施において、予見可能性を高めることに繋がる
	規制所管省庁と民間事業者が意見交換する環境の整備	- 民間技術の動向に即して、適宜、法解釈の明確化・基準の更新を行う環境が求められる - 法的予見可能性を高めるためにも、規制所管省庁に相談することができる場が求められる（既存のグレーゾーン解消制度の活用促進も含む）

EU | AI法に基づく規制所管省庁と民間事業者が意見交換を行う仕組み

再掲

- EUでは、AI法に関するガイドライン策定にあたり、規制のサンドボックス制度（パイロット）が設けられた。AI法施行後も各国で規制のサンドボックス制度を設け、民間事業者の革新的な技術開発を観察しながら、AIシステムのリスクを見定め、ソフトローの更新を逐次行う方針である。

EU Spanish AI Sandbox pilotの概要

制度の目的	- AI Actの関連規則で制定される可能性のある運用要件を検討し、<u>実行・監督のための技術ガイドライン等を作成すること</u> - 事業者は、参加することで事前に今後求められる要件を予測することができる
申請対象	- ハイリスクなAIシステム - 基盤モデル
制度の内容	- 申請者は、管理・監督された実験環境において、AI開発を行うことができる - AI Actの関連規則で導入されるであろう、要件を基に、申請されたAIを評価される - ユーザー及びサプライヤーも、申請することでテスト環境にアクセスすることができる

EU AI法における規制のサンドボックス制度の記載（一部抜粋）

第4章：イノベーション支援策

第57条：AI規制のサンドボックス制度

- 加盟国は、国レベルで1つ以上の「AI規制のサンドボックス制度」を設ける 等

第58条：AI規制のサンドボックス制度の詳細な規定と機能

- 規制のサンドボックス制度に参加することで、事業者は規制を遵守した状態で、AIエコシステムの関係者と協力しながら、革新的なAI開発に取り組むことができる

- AIシステムのテスト・評価のためのツールの開発を促進する

第59条：AI規制のサンドボックス制度 公共の利益となる特定AIを開発する上での個人データの処理

- 公共の利益に資する場合、AIシステムの開発・強化・テストのために、外部から遮断された環境下で「個人データ」を使用することを許可する 等

- 通常では認められない「個人データ」の使用を安全な実験環境下に限定して認め、AIシステムのリスクを見定め、ソフトローの逐次更新（上記のツール開発）を目指している

出所）欧州委員会・スペイン経済・デジタルトランスフォーメーション省「BRINGING THE AI REGULATION FORWARD」等を基にNRI作成

3. 取りまとめ

EU | Data Governance法・Data法に基づくデータ利用促進

- EUデータ戦略に基づき、2023年にデータガバナンス法が施行され、それを補完する法律としてデータ法が成立し、2025年に施行される予定となっている。
- データ収集・保有・共有を行う事業者に規制をかけることで、データ共有・データ利用の促進を図っている。

EU Data Governance法の概要

目的

- データ仲介者を規制することで、データ共有を促進し、利他的な目的でのデータ共有を奨励する

章構成

- 総則
- 公的機関が保有するデータの二次利用
- データ共有サービスプロバイダに適用される要件
- データ利他主義
- 監督当局及び手続きの規定
- 欧州データイノベーション会議
- 常駐代表委員会と委任
- 最終規定

主な仕組み

- 公的機関が保持するデータを二次利用できるようにするための仕組み
- データ共有を担う「データ共有サービスプロバイダー」の信頼性を確保する仕組み（届出制等）
- 市民・企業が社会的な利益のためにデータを提供できるようにするための仕組み
- 目的に合致したデータを業界・国境を越えて利用できるようにするための仕組み 等

EU Data 法の概要

目的

- データ（特に産業データ）をよりアクセスしやすく、使いやすくすることで、データドリブンなイノベーションを促進し、データの可用性を高めることで、EUのデータ経済を強化し、競争力のあるデータ市場を育成する

章構成

- 総則
- IoTの文脈での企業間・企業消費者間データ共有
- 企業間データ共有
- 不公正な契約条件
- 企業政府間データ共有
- データ処理サービス間の切り替え
- 違法な第三国政府によるデータへのアクセス
- 相互運用性
- 執行

主な仕組み

- IoT製品のユーザーは、製品・関連サービスの使用を通じて生成したデータにアクセスすることができる仕組み
- データ保有者に対して第三者とデータ共有することを要求することができる仕組み
- （データ共有のインセンティブとして、）データ所有者は、データ受信者に「合理的な報酬」を要求することができる仕組み
- IoT製品のユーザーが、IoT製品関連サービス事業者を自由に切り替えることを可能にする仕組み 等

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査
②諸外国の規制改革制度

事業概要

事業の背景・目的

- 日本では産業競争力強化法に規定される事業者単位の規制改革ツールであるグレーゾーン解消制度・新事業特例制度・規制のサンドボックス制度等の運用により、規制改革を推進している。
- 他方、諸外国において日本に存在していない先進的な規制改革制度の事例があることが昨年度調査等から明らかになっている。
- 先進的な規制改革制度を導入している国を対象に、その国の規制改革制度を体系的に把握し、制度を活用した個別事例が産業創造に繋がった要因を調査することで、“規制改革に向けた考え方”（なぜその規制改革制度が導入できたか等）を取りまとめた。
- また、上記を通じて日本においてさらなる規制改革を推進するための必要な要素を整理した。

業務内容および事業実施方法

1. 海外規制改革制度の調査

デスクトップ調査



- 先進的な規制改革制度を導入している可能性がある国について、各国の規制改革制度を体系的に調査した。

2. 制度活用事例の調査

デスクトップ調査



- 制度活用により、産業創造につながった個別事例に関する情報収集を実施した。

3. 取りまとめ

取りまとめ



- 調査結果を基に国毎の規制改革制度及び、規制改革に関する考え方を整理した。
- 上記を通じて、日本においてさらなる規制改革を推進するための必要な要素を整理した。

1. 海外規制改革制度の調査

【デスクトップ調査】

1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 I デスクトップ調査実施方法

調査対象国の選定

- 調査対象は、先行調査を鑑みて深掘りの余地があり、かつイノベーションが起きている（≡先進的な規制改革制度が充実している）と考えられる国・地域を想定する。
- 経済産業省との協議を踏まえ、調査対象国は韓国・台湾・シンガポール・オーストラリア・スウェーデンとした。これらの国は日本には無い先進的な規制改革制度があると見込まれ、イノベーションに関する様々なレポートにおいてランキングの上位に位置しているため、調査対象国として適切であると考えられる。

対象5か国におけるイノベーションに関するランキングの状況

国名	Global Competitiveness Report 2019の Innovation capabilityにおける ランキング	Global Innovation Index 2023におけるランキング	Ease of Doing Business Index 2020におけるランキング
韓国	6	10	5
台湾	4	－（集計対象外）	15
シンガポール	13	5	2
オーストラリア	18	24	14
スウェーデン	5	2	10

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 I デスクトップ調査実施方法

規制政策に関するOECDレポートのレビュー

- OECDレポートでは、複雑化・国際化した課題に取り組む上で、規制影響評価等ツールを活用して規制管理を行い、機動的な規制アプローチをとると同時に、先見的に法的課題を探索し、データ駆動型で即応性の高い規制執行を行うといった、規制ガバナンス強化の重要性が記載されている。

レポートタイトル

レポートの概要

Regulatory Policy and Governance

OECDが欧州委員会と協力して実施してきた規制政策に関するプロジェクト（2011年頃）の知見を取りまとめ、「経済成長や社会目標の達成を果たす上での公共政策の課題に、規制政策がどのように対応できるか」について枠組みを整理したもの。

- ・ 規制政策は、規制緩和・規制改革という段階を経て、規制管理という考え方に発展しており、規制影響評価、規制代替案の検討、行政手続きの簡素化、規制の透明性の確保、事後評価といったツールが活用されている。
- ・ 規制ガバナンスを強化する上では、政治的コミットメント・中央省庁同士及び、地方政府・独立した規制当局が連携した包括的なアプローチ、事後対応的な規制を回避するためのリスク管理が求められる。
- ・ 規制政策は、経済成長やイノベーション促進に寄与しており、今後は、国際協力・環境政策への適用が求められる。

G20 Survey on Agile Approaches to The Regulatory Governance of Innovation

2021年のG20議長国であるイタリアより、イノベーションとデジタル技術に対する機動的な規制アプローチに関する調査を、OECDが委託を受けて取りまとめたもの。

- ・ 規制の枠組みは、技術開発の速いペースに対応するには十分に機敏ではなく、既存のルールは時代遅れかつ不適當なものとなりうるため、既存の規制が最良のものではないという考え方にに基づき、目的に合ったよりよい規制を目指すことが求められる。
- ・ 規制に関するアジャイルなアプローチをとる上では、規制管理ツールの適応（規制影響評価、事後評価、利害関係者の関与）、政府内（地方レベルを含む）および国境を越えた規制システムの調整、機敏で将来を見据えた規制の策定を可能にするガバナンスと制度（先見的イノベーション等）の整備、データ駆動型で即応性の高い規制執行が求められる。

OECD Regulatory Policy Outlook 2021

2021年までのOECD加盟国の規制政策に関する取組・成果を振り返り、国境を越えた流れ（環境問題、リスク、イノベーション）を踏まえた先見的な政策の検討を進めるための、規制の設計と実施、規制政策の考えについてまとめたもの。

- ・ 政府は従来の「規制して忘れる」という考え方を捨て、よりよい規制のために機敏に「適応して学ぶ」アプローチを開発することが求められており、規制影響評価、利害関係者の関与、事後評価等の従来ツールに加え、データやナッジの活用が求められる。
- ・ 国際的な課題に対しては、国際的な規制協力が求められる。
- ・ リスクに基づく規制アプローチは、客観的かつデータ駆動型の方法で評価されるべきである。

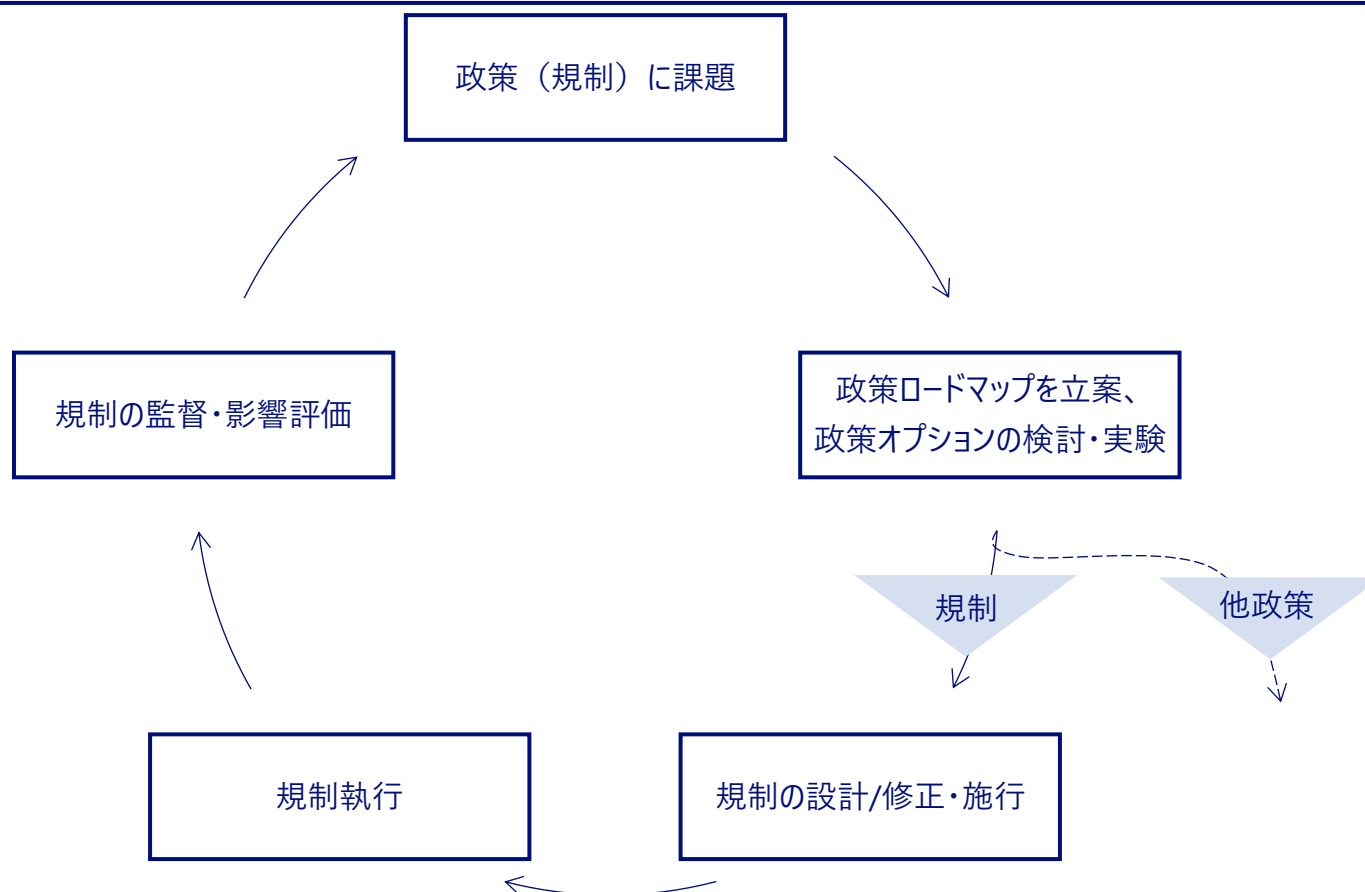
（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 I デスクトップ調査実施方法

規制ガバナンスサイクルと政策アプローチの整理

- 規制ガバナンスを強化する上で、規制改革・よりよい規制を志向する組織や規制影響評価を始めとしたツール等が、各国で導入されている。
- 規制ガバナンスサイクルの各段階で当てはまる政策アプローチを、韓国・台湾・オーストラリア・スウェーデン・シンガポールで広く探索した。

規制ガバナンスサイクルと政策アプローチ



1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

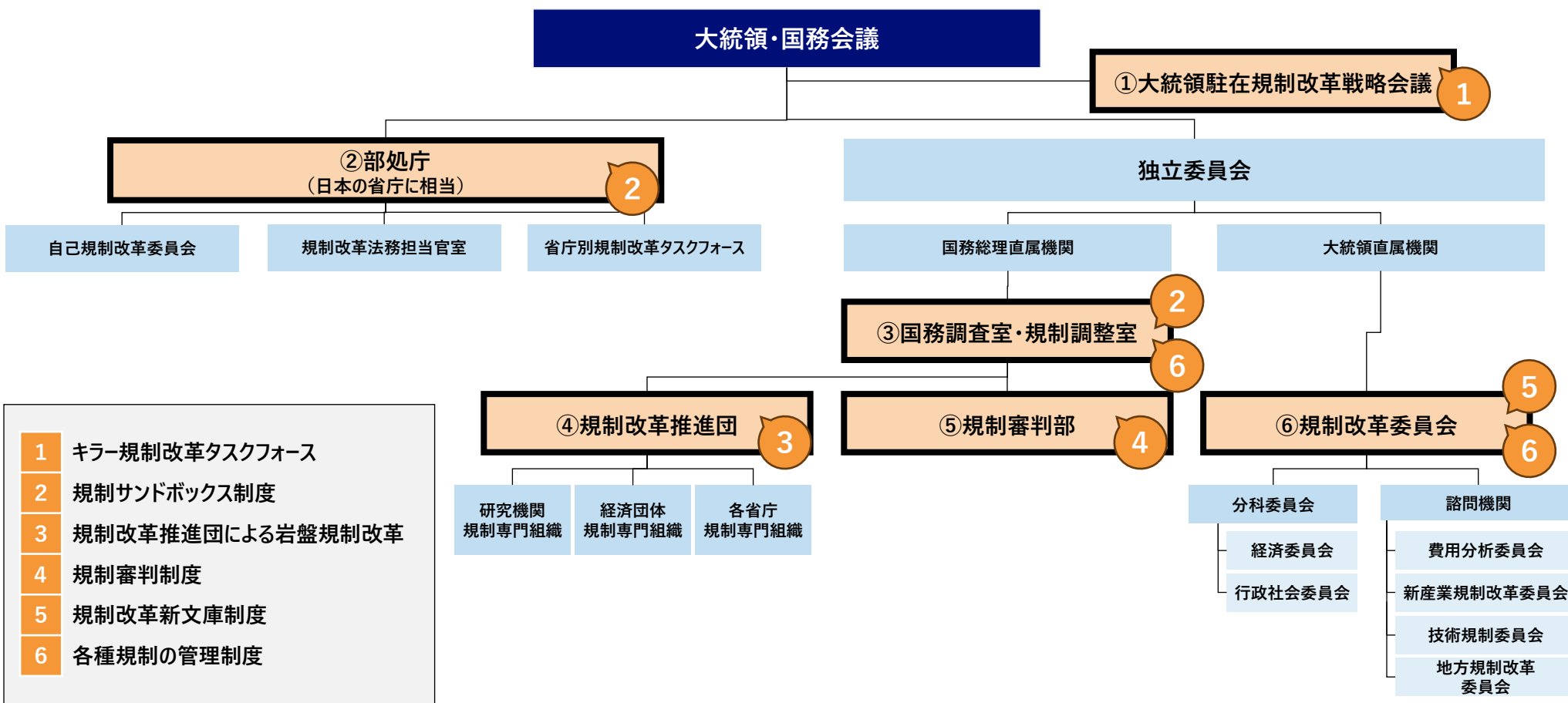
VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | 全体像

- 韓国では大統領・首相駐在の「規制革新戦略会議」、民・官・連合同「規制革新推進団」、民間専門家主導の「規制審判部」など、強固な規制改革推進体系を構築している。



（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ①大統領駐在規制改革戦略会議

- 大統領駐在規制改革戦略会議は、核心的な規制改革課題を公論化することで、現場中心の解決を促進する規制改革の最高意思決定機構である。
- 非常設会議として大統領または国務総理が駐在し、関係省長官、自治体、企業・経済団体および専門家など民官が共同で参加して規制を改善する。規制改革戦略会議は、強力な推進基盤を土台に社会的に葛藤がある規制、長期未解決規制など象徴的で高質な規制改革課題を検討・改善している。
- 現場の強い規制改善要求にもかかわらず、立地、環境、グリーンベルトなど企業活動に大きな影響を及ぼす「象徴的規制」に対する規制改善は不十分な状況であったところで、ユン・ソクヨル新政府発足し、大統領の強力な改善意志を基に、象徴的規制を改革する規制改革戦略会議を創設した（2022年）。
- 2023年には、規制改革戦略会議を積極的に運営し定着させ、長期間解決できず持続してきた規制を改革するなど、可視的な成果を創出した。

（３）事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ②部処庁

- 部処庁は日本における省庁に相当する組織。各所管省庁において、独自に自己規制改革委員会・規制改革法務担当官室・省庁別規制改革タスクフォースの３つの組織を運営している。

部処庁における規制改革体制

自己規制改革委員会

- 各中央行政機関は、規制改革の基本方向及び政策の策定、行政規制の新設・強化、既存行政規制の改善、省庁別規制改革推進状況の点検及び評価等に関する事項を審議・議決するため、**独自の規制改革委員会を設置・運営している。**
- 各省庁は、省庁別の自律規定により自主規制改革委員会、規制審査委員会、自主規制審議会、規制改善委員会など自由に委員会の名称を定めている。委員会の構成は、民間人、専門家および公務員などで構成され、省庁別の自律規定により、7～40人の委員で構成されている。

規制改革法務担当官室

- 各中央行政機関では、機関の所管規制を効率的に管理・改善し、関連業務を効果的に遂行するために規制改革法務担当官室を運営している。
- 規制改革法務担当官は課長級であり、主要業務は**主要規制改革課題の発掘及び企画、課題履行及び点検、規制審査業務、自主規制改革委員会の運営、規制影響評価**などで所管省庁の規制関連業務を総括する。
- 中央行政機関別に規制改革法務担当官室という名称以外に、革新行政法務担当官室、行政法務担当官室、法務監査担当官室など多様な名称を使用している。
- 国務調整室では、各省庁の規制改革制度及び成果の効果的な伝播と推進のため、規制改革法務担当官を構成員とする規制改革政策・広報協議会を定期的に開催・運営中である。

省庁別規制改革タスクフォース

- ユン政府の発足後、各省庁が自律的な規制改革基盤を造成し、規制改革課題を積極的に発掘し、被規制者の立場から前向きに改善するため、**省庁別規制改革TF構成などを要請した**（国務総理、2022年5月24日規制イノベーション大臣会議）。
- これに伴い、**39の部・処・庁では、長・次官または室・局長が担当する規制改革TFを設置し、省庁所管規制改革課題および他省に関連した岩盤規制の発掘・改善などの業務を重点推進している。**また、省庁内規制法務担当官室と実務部署間の有機的な協力を支援するなど、省庁内の規制改革総括調整を担当している。

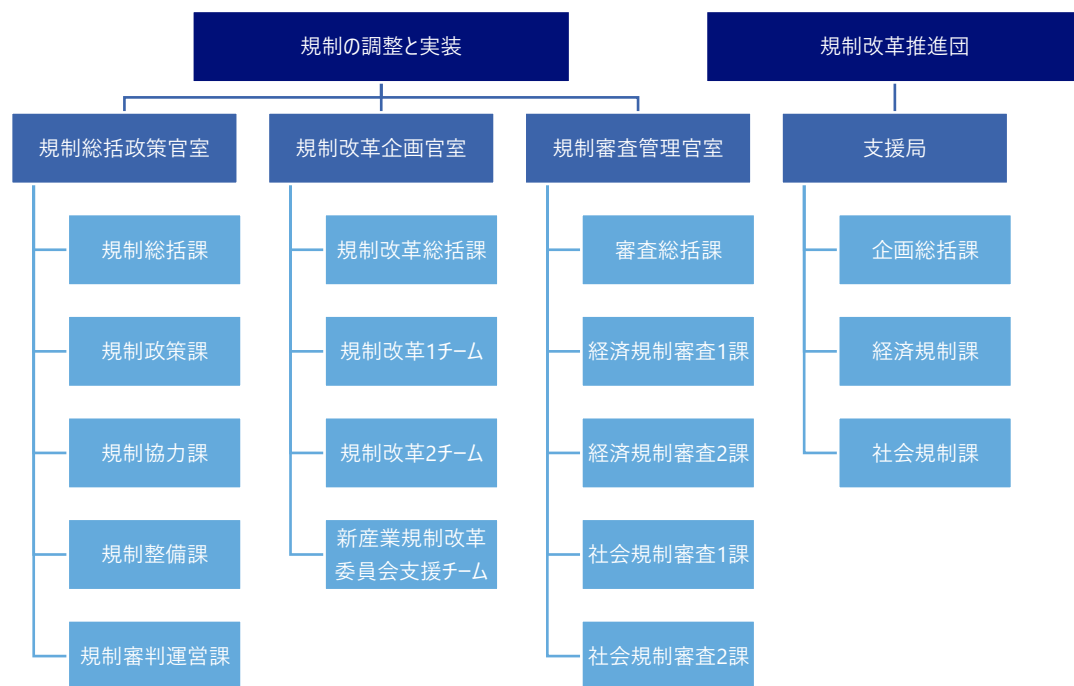
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ③ 国務調整室・規制調整室

- 国務調整室・規制調整室は、規制改革委員会の事務処理を専担する事務局の役割をするとともに、規制改革制度管理、規制改革新文庫運営など主要規制改革推進体系の調律および各省庁の規制改革政策推進支援などを総括することが行政規制基本法第36条等に定められている。
- 規制調整室は規制総括政策官室、規制革新企画官室、規制審査管理官室の3室14課および規制革新推進団(団長国務総理)の体制で運営されている。(2023年12月末時点)

国務調査室・規制調査室の体制



規制総括政策官室

規制調整室の業務と規制改革政策の企画・推進を総括している。また、2022年に新設された規制改革戦略会議と規制審判制度を運営し、省庁別の規制改革課題を発掘・管理する。
行政規制基本法令管理とともに規制改革の広報及び教育、規制改革文庫運営、積極的行政調整・協議、規制改革の評価及び褒賞などを主管している。

規制改革企画官室

新産業規制整備基本計画及び規制改革ロードマップ樹立、規制サンドボックス制度運営、ネガティブ規制システム転換、新産業企業への規制改善など、新産業分野の規制改革政策を総括的に樹立・調整する役割を持っている。

規制審査管理官室

規制改革委員会本委員会及び分科委員会の運営と新設・強化規制について規制改革委員会審査を支援する業務を担当する。
また、新設・強化規制の規制影響分析、中小企業・競争制限・技術規制影響評価、規制費用削減制度、事後規制影響分析、規制サンセット制度などを企画・運営をしている。

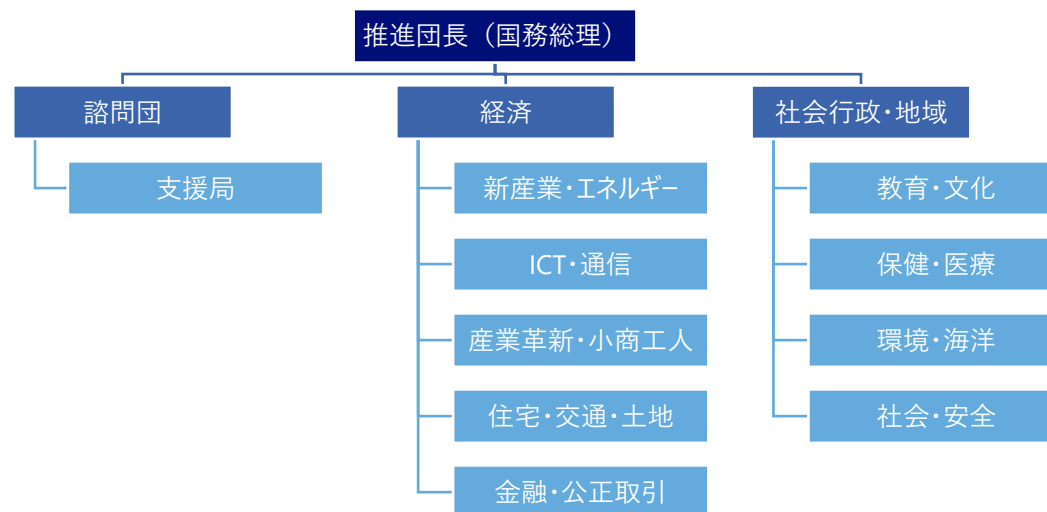
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ④規制改革推進団

- 多数の省庁と法律、複雑な利害関係が絡み合っている「岩盤規制」は、企業活動を含め、韓国国民の生活に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、個々の省庁単位のアプローチでは革新的な解決が難しいことから、状況を打破すべく国務総理を団長として民間専門家、元公務員、国策研究機関など民・官・連合同で構成された規制改革推進団が2022年に発足した。
- 規制改革推進団の発足は、2022年7月20日施行の「規制改革推進団の設置及び運営に関する規定」に基づく。この省令は事業活動及び経済活動に対する過度又は不合理な規制の発見、審査及び改善を通じて、政府の規制革新を組織的かつ専門的に支援するため、規制革新推進団を設立し、その構成及び運用に必要な事項を定めることを目的として定められている。
- 規制改革推進団は、発足以来、経済・社会2つの分科別専門委員（元公務員、経済団体、研究機関）と支援局（省庁、自治体派遣人材など）で構成（合計140人余り）、運営されている。
- 規制改革推進団は規制改善課題別に専任チームを構成し、各構成員は多数のプロジェクトに参加する方式でマトリックス組織として柔軟に運営されてきた。一方、推進団は長・次官などを歴任した元公務員30人余りを諮問団(非常勤)に委嘱し、彼らが各プロジェクトチームに担当諮問委員として参加することで、本人の専門性及び政策経験などをもとに積極的に助力することができるようになった。

規制改革推進団の体制



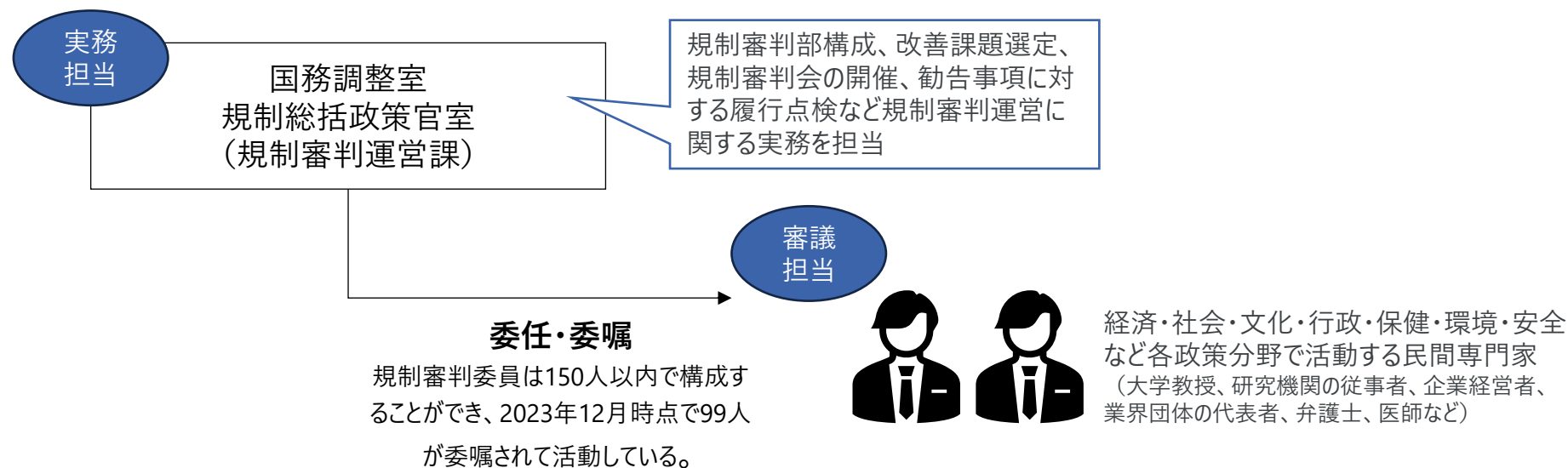
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ⑤規制審判部

- 民間主導規制改善審議会制度（規制審判制度）は、ユン・ソクヨル政府の発足とともに導入された規制改革プラットフォームで、国民・企業など政策需要者の立場から規制改善を推進するために2022年8月に導入された。国民生活や企業活動に不便または負担を招く規制に対して全員民間専門家で構成された規制審判部がバランス的・中立的な視点でその改善の必要性を判断する制度である。
- 既存の政府主導規制改革方式から抜け出して民間専門家で構成された規制審判部が利害関係者・所管省庁の意見聴取、国民世論収束結果などに基づき、当該規制の適正性を判断し、所管省庁が規制の必要性・妥当性を証明できなければ、当該規制を改善するよう勧告する、民間が中心となる規制改革手段である。
- なお、規制審判部の設立は、2022年8月3日に施行された「民間主導規制改善審議会の設置及び運営に関する規定」で定めており、その構成および運営等に必要な細則である「民間主導規制改善審議会運営細則」第2条において、「民間主導規制改善審議会の名称は、『規制審判部』とする。」とある。

規制審判部の体制



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | ⑥規制改革委員会

- 行政規制基本法第23条に基づき、政府の規制政策を審議・調整し、規制の審査・整備などに関する事項を総合的に推進するために大統領所属で規制改革委員会を設置・運営している。
- 規制改革委員会は行政規制基本法第24条に基づき新設・強化規制及び既存規制の管理及びその他の規制改革機能を遂行している。
- 委員会は**本委員会**及び**分科委員会**として運営されており、分科委員会は**経済分科委員会**と**行政・社会分科委員会**に区分され、委員会の専門性強化のため諮問機関（行政規制基本法第21条3項に規定）として**費用分析委員会**、**新産業規制改革委員会**、**技術規制委員会**、**地方規制革新委員会**を置いている。

規制改革委員会の機能

- 1 規制政策の基本方向と規制制度の研究・発展に関する事項
- 2 規制の新設・強化等に対する審査に関する事項
- 3 既存規制の審査、規制整備総合計画の樹立・施行に関する事項
- 4 規制の登録・公表に関する事項
- 5 規制改善に関する意見収束及び処理に関する事項
- 6 各行政機関の規制改善実態に対する点検・評価に関する事項

規制改革委員会の運営

委員会種別		構成・目的
分科委員会 本委員会が委任した事項を審議・議決し、委員会で想定される案件の事前検討・調整、委員会で想定される案件の専門的な調査・研究を実施	経済分科委員会	企画財政部、科学技術情報通信部、通商産業資源部、農林畜産食品部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、放送通信委員会、国税庁、関税庁、調達庁、統計庁、農村振興庁、山林庁、特許庁、行政中心複合都市建設庁、セマングム開発庁、海洋警察庁（20機関）
	行政・社会分科委員会	教育部、外交部、統一部、法務部、国防部、行政安全部、文化体育観光部、保健福祉部、環境部、雇用労働部、女性家族部、国務調整室、国家保健処、人事革新処、法制処、食品医薬品安全処、国民權益委員会、原子力安全委員会、検察庁、兵務庁、防衛事業庁、警察庁、消防庁、文化財庁、気象庁、疾病管理庁、個人情報保護委員会（25機関）
諮問機関 新産業など高度な専門性を必要とする分野に事前検討・調整及び専門的な調査・研究等を支援するために設立	費用分析委員会	新設・強化規制の費用管理制適用可否、費用検証の適正性判断、費用・便益分析結果、波及効果等の分析を行う。国務調整室規制審査 管理官（委員長）及び4人の民間専門家（KDI・KIPAセンター長）など計5人の委員で構成され、国務調査室が主管して運営。
	新産業規制改革委員会	新産業分野など高度な専門性を必要とする分野について規制改革委員会の専門性強化のために新設された諮問機関で、産業界、学界など民間専門家120人余りで構成されており、無人移動体、ICT融合、バイオ・ヘルスケア、エネルギー・新素材、新サービスなど5つの分科委員会で運営されている。
	技術規制委員会	産業融合など産業全般の複雑・多様化する技術規制を検討・調整するために、民間専門家20人余り以内で構成し、技術規制影響評価、技術 規制企業愛で発掘・改善、認証制度整備・改善方策などの専門的諮問・検討を行う。
	地方規制改革委員会	地域現場の規制に対する専門的検討・調整のための地方規制諮問機関で、民間専門家及び主要中央省を含む20人余りで構成し、自治体件の政府規制又は地域経済活性化を阻害する行動規制等の審議・調整及び自治法規規制整備方針等を検討する。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国における規制改革行政体系 | 行政規制基本法

- 韓国の規制改正のための基本法は、行政規制基本法である。同法は1997年に制定、1998年に施行された法律で政府が規制管理をより体系的に遂行するための目的を持っている。

行政規制基本法

章	条	概要
第1章：一般原則	第1条	目的
	第2条	定義
	第3条	適用範囲
	第4条	規制の適法性
	第5条	規制の原則
	第5条第2項	事後優先規制の原則
	第6条	規則の登録及び公布
第2章：規制の新設・強化に対する原則と審査	第7条	規制影響分析及び自己検証
	第8条	条例の存続期間及び審査期限の指定
	第8条の2	規程の見直し
	第8条の3	中小企業経営者等に対する規制持分
	第9条	意見の収集
	第10条	審査請求
	第11条	予備審査
	第12条	審査
	第13条	緊急規程の制定及び強化の審査
	第14条	改善のための勧告
	第15条	再審査
	第16条	審査手続の遵守

章	条	概要
第3章：既存規則の整備	第17条	規制維持の要求
	第17条の2	他の行政法人の所掌に係る規程に関する意見の提出
	第18条	既存規程の審査
	第19条	既存条例の自己改善
	第19条の2	既存規程の存続期間及び再検討期限の指定
	第19条の3	新技術サービス製品に関する制定及び特例
	第19条の4	新産業規制改善基本計画の樹立及び実施
	第20条	総合規制整備計画の策定
	第21条	規制影響分析及び自己検証
	第22条	条例の存続期間及び審査期限の指定
	第23条	設置
	第24条	機能
第4章：規制改革委員会	第25条	構成等
	第26条	決議定足数
	第26条の2	会議事録の作成及び開示
	第27条	会員の身元保証
	第28条	分科会
	第29条	専門委員等

章	条	概要
第4章：規制改革委員会	第30条	調査及び意見聴取等
	第31条	委員会の事務等の取扱い
	第32条	罰則適用の場合の公務員の議題
	第33条	組織及び運営
第5章：補則	第34条	規制改善の点検及び評価
	第35条	規制改善の点検及び評価
	第36条	規制改革白書
	第37条	行政支援等

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | キラー規制改革タスクフォース

韓国 規制の戦略的改善 キラー規制タスクフォース

概要

- キラー規制改革タスクフォース（킬러규제혁신TF）は、関係省庁や経済団体とともに、企業投資を阻害する現場の規制を改革するためのタスクフォースである。

背景

- ユン・ソクヨル大統領は、第18回緊急経済・国民生活会議(2023年7月4日)において、「民間投資を活性化するために、企業投資を阻害するキラー規制を撤廃すべきだ」と強調した。
- その後7月14日には、韓国経済に活力を与えるために、関係省庁と経済団体を通じてTOP15のキラー規制を選定し、各分野ごとにタスクフォースを結成して改善計画を議論し、レビューしたことが始まりとなる。
- 12月28日の第3次TF会議では、追加の改革が必要なキラー規制10分野を選定し、分野別専担作業班を中心に迅速に改善案を設けることにした。

キラー規制15分野

立地	①業種規制等の工業団地立地規制 ②農地・山間地域などの土地利用規制 ③自治体条例のシャドー規制（法律や規制に基づかない慣行）
参入	④金融分野参入規制 ⑤プラットフォーム産業参入規制 ⑥企業規模・業種別参入規制 ⑦小商工人・自営業者生活の路地規制
新産業	⑧新医療技術規制 ⑨ベンチャー・スタートアップの成長を阻害する規制 ⑩観光分野新産業活性化を阻害する規制
環境	⑪化学物質の登録・管理に関する規制 ⑫民間投資分野など環境影響評価規制 ⑬カーボンニュートラル・循環経済に関する規制
労働	⑭外国人雇用規制 ⑮労働安全規制

+

【追加】キラー規制10分野

立地	①国境地域立地規制 ②海洋・島地域規制
参入	③認証規制 ④調達規制 ⑤不合理な市場構造規制 ⑥水素など環境配慮エネルギーの使用規制 ⑦遺伝子活用技術規制
環境	⑧廃棄物リサイクル規制 ⑨環境排出規制
労働	⑩産業専門人材養成・活用規制

成果

- 各アジェンダの提示後、企業、経済団体、ステークホルダーの参加を得て、ビジネス上の課題解決に向けた追加ニーズの抽出や改善策の議論を行った。
- 政府内の措置で完成できる法令については、直ちに対応し、法律の改正が必要な事項については、国会と緊密に協議して速やかに成立させることを目指している状況である。

韓国 | 規制のサンドボックス制度 (1/5)

韓国

新産業規制改革

Regulatory Sandbox (規制のサンドボックス制度)

概要

- ・ 現行の規制の全部または一部を適用しない制度で、企業が一定の条件(期間、場所、規模の制限)の下で新技術を用いた新製品・新サービスを市場に投入し、試験・検証し、その過程で収集したデータに基づいて合理的に規制を改善するための制度

特徴

1. 優先許容・事後規制原則の導入

新技術を活用した新しい製品及びサービスを優先的に許可し、必要であれば事後に規制するという、いわば「優先許容・事後規制方式」を明確にしている。

当該新製品やサービスが国民の生命や安全を害したり、環境を著しく害したりすることがない限り、優先許容するという政策を基本としており、制限される権利や課される義務は限定的に列举し、その他の事項は原則的に許容されるという規定方式として、ポジティブ規制方式から包括的なネガティブ規制方式へと転換を行っている。

2. 委員会規定の新設

各省庁は、規制のサンドボックスに関する事項を審議・決定するために、大臣を委員長とする官民合同の「特例審議委員会」を設置・運営しており、規制の無い分野では、首相を委員長とする「規制フリーゾーン委員会」が追加で設置される。

3. 規制迅速確認（処理）及び一括処理制度の導入

国民からの新技術サービス・製品に関する規制の適用またはその存在について確認の要請を受けた関係中央行政機関は、上記委員会を設け、特例等を認めるかの判断を行い、法律で定められた期限までに回答することが求められる。また、新たに事業をしようとする者が、2つ以上の関係機関の許可等が必要な事業に一括処理を申請すると、許可等のための審査をすぐに開始して、審査開始の事実や審査期間を科学技術情報通信部長官および申請者に通知することを定めている。

4. 暫定的許可制度

既に商業化できる程度に新技術やサービスを完成させている事業者に対し、根拠法令に不備がある場合でも事業が可能となるように暫定的な許可を与え、各種規制により事業を行うのが困難な事業者が当該新技術やサービスを市場に参入させることができるようにする。

5. 実証のための規制特例制度の導入

事業者が、許可の根拠法令に新製品やサービスに適合する基準等がないか、許可の根拠となる法令による基準等が当該新製品やサービスに適合しないと考える場合に、産業通商資源部長官に対し、このような新製品やサービスを対象に制限された区域内で実証のために規制特例を申請することができる。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制のサンドボックス制度(2/5)

韓国

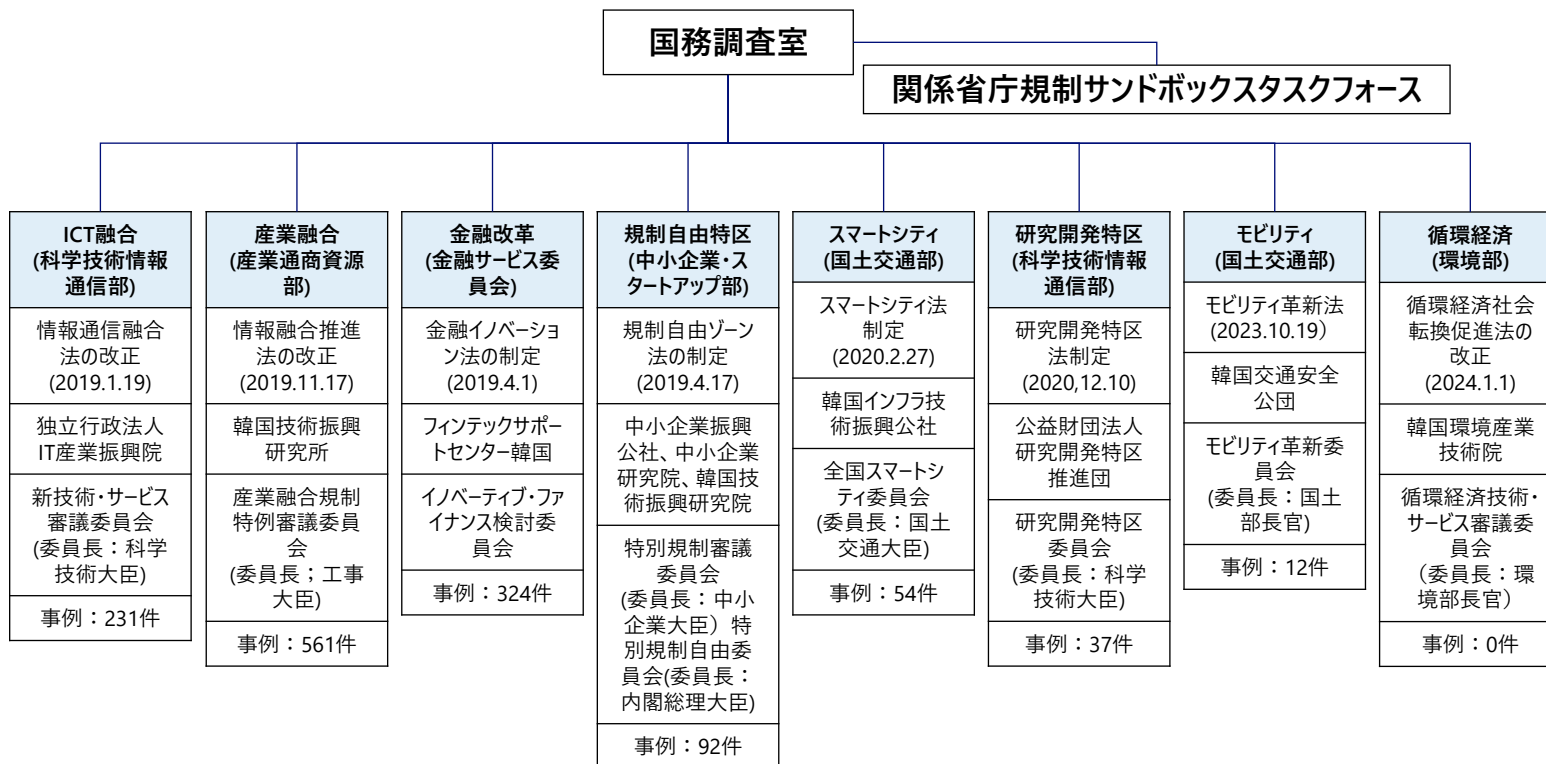
新産業規制改革

Regulatory Sandbox (規制のサンドボックス制度)

- ・ サンドボックス制度は現在 **8 分野**で導入されており、今後も新たな分野での制度の導入を検討している。
- ・ システムの運営の企画・監督を担当する**国務調整室**が**各分野の担当省庁**と連携したシステムとして運用されている。
- ・ 担当省庁は、各分野の専門性に基づき、関係法令に基づき運用しており、各省庁間で意見の相違がある場合には、国務調整室の所管下にある「**関係省庁規制サンドボックスタスクフォース**」を通じて点検・調整を行っている。
- ・ 各省庁は、規制のサンドボックスに関する事項を審議・決定するために、大臣を委員長とする官民合同の「**特例審議委員会**」を設置・運営しており、規制が無い分野では、首相を委員長とするハイレベル委員会である「**規制フリーゾーン委員会**」が追加で設置されている。

オペレーティング
システム

分野
(所管省庁)
・
根拠規則
・
官民合同の
専門機関
・
委員会
・
規制のサンド
ボックス制度
対応実績



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制のサンドボックス制度(3/5)

韓国

新産業規制改革

Regulatory Sandbox (規制のサンドボックス制度)

創設経緯

- 2017年12月に規制サンドボックスの導入が確定した後、1年余りの準備を経て、2019年1月に情報通信融合(ICT)、産業融合分野を皮切りに制度を施行し、その後、革新金融、規制自由特区(2019年4月)、スマートシティ(2020年2月)、研究開発特区(2020年12月)、モビリティ(2023年10月)、循環経済(2024年1月)の合計8分野に拡大された。
- 技術力はあるが、資本力と行政力が不足している中小、スタートアップ企業などの規制サンドボックス申請を支援するため、制度施行と同時に各分野別に専門機関を設置した。また、2020年5月には、企業のアクセス性と利便性を高めるために大韓商工会議所サンドボックス支援センターを設置・運営し、制度の運営過程で企業の追加的な要請事項を持続的に反映し、韓国型規制サンドボックス体系を完成させている。
- ユン・ソクヨル政府では、行政規制基本法の改正(特例委員会議案上程期限の設定、再審議手続きの新設、規制法令整備計画の策定通知など)を通じて制度の実効性を高め、今後、迅速処理手続きの導入、積極的な行政に対する免責・褒賞規定の新設などの制度改善も持続的に推進していく予定である。

プロセス

- 事前コンサルティング**
規制サンドボックス受付機関は、各企業の要請に応じ、ビジネスモデルを具体化し、法律諮問、申請書類の作成などを支援。
- 申請**
申請事業者はコンサルティングを受けた後、分野別の専門機関を通じて規制サンドボックス担当部署に特例を申請する。
2020年5月からは大韓商工会議所に「規制サンドボックス支援センター」を設置・運営しており、企業は既存の専門機関はもちろん、大韓商工会議所を通じて申請・受付することができる。
- 審議**
専門分科委員会で関係部署との論点協議・調整後、民間専門家が過半数で構成される規制特例審議委員会で最終審議・議決する。委員会は、申請事業の革新性、利用者の便益とともに、事業によって発生する可能性のあるリスクなども合わせて審議し、特例付与の可否を決定する。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制のサンドボックス制度(4/5)

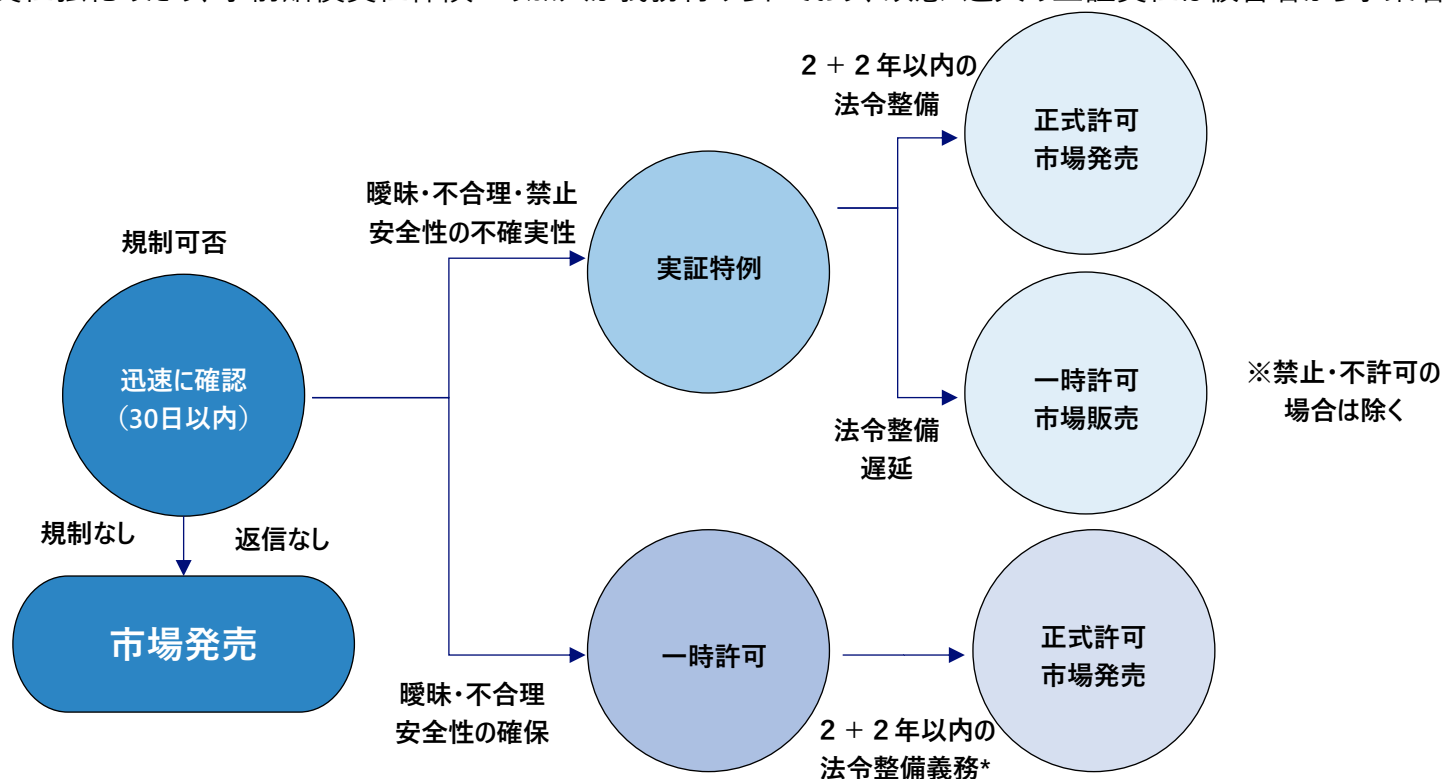
韓国

新産業規制改革

Regulatory Sandbox (規制のサンドボックス制度)

- 新技術の適用により民衆の生命や安全への懸念や環境破壊が発生するのを防ぐため、安全対策が講じられている。
- 民衆の生命または安全に大きな懸念がある場合、例外は制限される場合がある。
- 特別な例外の適用中に問題が発生した場合、または問題が予想される場合は、例外を取り消すことができる。
- 責任強化のため、事前賠償責任保険への加入が義務付けられており、故意・過失の立証責任は被害者から事業者に移される。

リスクマネジメント



*産業融合促進法、地域特区法は
法令改正時まで臨時許可有効

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制のサンドボックス制度(5/5)

韓国

新産業規制改革

Regulatory Sandbox (規制のサンドボックス制度)

実績

- ・ 国務調整室の調査によると、韓国の規制サンドボックス制度は2019年1月に制度開始後、実証テストを通じて事業化の可能性が立証される事例が増加し、有望事業への投資誘致も急増している。**規制自由特区15兆6,496億ウォン、産業融合分野1兆2,537億ウォンなど現在まで5年間で合計23兆1,827億ウォンの新規投資が行われた。**
- ・ コロナパンデミックの長期化や景気低迷などの困難な状況の中でも、承認企業の新製品販売およびサービス利用が着実に増加している。その結果、産業融合分野5,164億ウォン、規制自由特区2,149億ウォンをはじめ、**売上が合計9,116億ウォン増加した。**
- ・ 規制サンドボックスを機に**1万8,289人の雇用が創出**された。
- ・ 承認件数は、1,000件（2024年10月時点で計1,311件）を突破した。政府は「承認件数1,000件突破は、規制サンドボックス制度が韓国の新産業における規制改革を代表するプラットフォームとして定着した証である」と評価した。
- ・ 規制サンドボックス制度の運営を支えるため、2020年5月から申請処理窓口として、**大韓商工会議所サンドボックス支援センター**が立ち上がったが、ここでは**計308件**(2024年6月時点)の申請を処理し、規制サンドボックス制度の定着に大きく貢献している。

制度発展に向けた取組

- 1. 規制特例委員会案件想定期限の導入**
受理された課題に対する審議期間が規定されていない状況で審議期間を統一し、利害調整による承認遅延を解消するために、行政規制基本法改正を通じて期間の上限を導入した。
- 2. 再審申請制度の導入**
受理された課題が規制特例委員会で否決された場合、申請人が異議を申し立てる方法がなく、申請人が不便を訴える場合があった。そこで、規制特例委員会に受理された課題が否決された場合、60日以内に主管省に再審議を申請できるよう、行政規制基本法を改正した。
- 3. 付加条件変更要請制度の導入**
規制特例施行過程で正当な事由がある場合、規制特例主管機関の長に規制特例の内容・条件等の変更を申請できるよう、行政規制基本法を改正した。
- 4. 規制法令改正計画通報義務の新設**
実証特例承認後、実証テスト結果を検討して事業の革新性と安全性に問題がないと判断される場合、当該事業者は実証特例終了とともに関連法令の整備を要請することができる。当該事業者が規制特例事項に係る法令の整備を要請する場合、規制部署は、関連法令の整備の有無及び事由、整備計画等を規制特例事業者と特例主管機関の長に60日以内に通知するよう行政規制基本法を改正した。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制改革推進団による岩盤規制改革(1/2)

韓国

規制の戦略的改善

規制改革推進団による岩盤規制改革

概要

- 規制改革推進団による、波及効果の大きい規制課題（＝岩盤規制）を発掘し、改善方案を議論し、関係省庁と協議及び調整後に確定した改善案を発表するように業務を推進すること

プロセス

- まず、業界や学界などから積極的な意見収束を経て波及効果の大きい岩盤規制課題を選定した後、課題別に担当チームを構成して規制便益・費用を分析し、履行実態の検証や国際基準との比較などを総合的に実施することで改善案を設ける。その後、現場訪問、利害関係者討論、関係省庁会議などを通じて改善案に対する深い検討及び事前調整を経て、国務総理を団長とする全体会議で改善案を議論した。省庁間の意見の相違などで調整が難しい場合には、規制改革戦略会議に想定して最終案を確定する。



オペレーティングシステム

- 前述の【韓国における規制改革行政体系 | ②規制改革推進団】を参照

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制改革推進団による岩盤規制改革(2/2)

韓国

規制の戦略的改善

規制改革推進団による岩盤規制改革

成果

- 規制改革推進団は、教育・文化、ICT・科学技術、保健・医療など幅広い分野で岩盤規制を改革してきたことで、国民生活の不便解消および経済活性化に寄与した。2023年は、合計17の岩盤規制に対する改善を行った。

#	解消済み課題
1	地域間の医療格差緩和
2	建築行政の合理化
3	医療へのアクセスと健康医療産業の発展のためのデジタルヘルスケアの育成
4	国民生涯職業能力開発活性化のための職業訓練の柔軟化
5	正社員数基準規制の改善
6	国家研究開発成果の向上
7	港湾物流規制の合理化
8	沿岸利用活性化による人々の海へのアクセス向上
9	工業団地の立地規制の改善
10	外国人雇用規制の整備
11	産業安全規制の合理化
12	地方大学の競争力強化
13	シャドー規制（法律や規制に基づかない慣行）改革
14	国際観光バランス改善のための規制緩和
15	敗者復活スタートアップ支援
16	ゴルフ場の規制緩和
17	新医療技術評価制度の改善

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制審判制度(1/2)

韓国

民間主導の規制改革

規制審判制度

概要

- 民間主導規制改善審議会制度（以下、規制審判制度）は、ユン・ソクヨル政府の発足とともに導入された規制改革プラットフォームとして、国民・企業など政策需要者の立場から規制改善を推進するため、2022年8月に導入された。国民生活や企業活動に不便または負担を招く規制に対して全員民間専門家で構成された規制審判部がバランス的・中立的な視点でその改善の必要性を判断する制度である。
- 既存の政府主導規制改革方式から抜け出して民間専門家で構成された規制審判部が利害関係者・所管省庁の意見聴取、国民世論収束結果などに基づいて当該規制の適正性を判断し、所管省庁が規制の必要性・妥当性を証明できなければ当該規制を改善するよう勧告する、民間が中心となる規制改革手段である。

プロセス

- 規制審判制度は、次のように4段階の手続きに進む。
- ① 課題選定段階では規制審判課題は、規制改革推進団要請、中央行政機関及び自治体要請、経済団体要請など多様なオン・オフライン窓口を通じて受け取った規制改善課題の中から選定する。規制総括政策官は、受理された課題の中で、△国際的な基準に比べて過度な不合理な規制か、△市場参入や公正な競争を明らかに制限している規制か、△利害関係者間の課題感の程度、△国民に及ぼす波及効果などを総合考慮して課題を選定する。
- ② 意見聴取段階では当該規制審判課題と直接利害関係のある団体、関連規制を担当している所管省庁、一般国民などから当該規制についての意見を聴取する。必要な場合、対国民のオンライン討論を通じて意見を収束することもある。
- ③ 規制審判段階では、5人程度で構成された規制審判委員が意見聴取の結果、当該分野について持っている専門的知見などを基に審議対象である規制の改善の有無について決定する。規制審判部の決定は改善勧告形式で行われ、行政審判、裁判所訴訟などの法的拘束力はないが、規制改善意見の当位性・妥当性が所管省庁に実質的な影響力を及ぼす。
- ④ 履行点検段階では、国務調整室が、規制審判部の改善勧告内容を省庁に通知し、一定期限内の履行計画を提出するようにして履行状況を点検する。関係省庁の履行実績は、毎年実施される規制改革の評価にも反映される。改善勧告を受けた省庁がこれを受容しない場合には、規制改革委員会、規制改革戦略会議において再度議論するという手順がある。

オペレーティングシステム

- 前述の【韓国における規制改革行政体系 | ③規制審判部】を参照

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制審判制度(2/2)

韓国

民間主導の規制改革

規制審判制度

実績

- 政府は規制審判制度施行以後、コンビニエンスストアのタバコ広告規制の合理化、医薬品製造施設におけるペット用医薬品の生産の許容などの長期的課題や、金融取引限度額制限合理化など制度的矛盾のある課題を解決し、合計13件の規制を改善した。
- 今後、政府は規制審判制度を通じて国民的関心が大きく、利害関係が大きい問題、民間と直接的に関係する問題などを積極的に発掘する計画だ。関係省庁、利害関係者、国民とのコミュニケーションも強化し、時期を捉えた結果を導き、国民が直接利便性を体感できる成果を出すことができるように規制審判部活動を支援する計画である。
- 2023年の活動では、下記の9つのテーマが取り上げられた。

#	テーマ
1	自動車検査サイクルの合理化
2	医薬品（人体用・動物用）製造施設共同使用許可
3	貨物用電動自転車規制
4	コンビニエンスストアにおけるタバコ広告規制の合理化
5	外国人ネイティブスピーカー講師の学力規制
6	金融取引限度額制限規制
7	土壌中のフッ素浄化基準規制の合理化
8	スタートアップ支援センターの入居業種制限の解消
9	流水施設内の建築規制の合理化

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制改革新文庫制度(1/2)

韓国 民間主導の規制改革 規制改革新文庫制度

概要	- 規制改革新文庫（규제개혁신문고）は、国民・企業・自治体などが規制による懸念事項を直接提案し、解決できるオンライン基盤の政府規制改革件の窓口である。 - 規制改革新文庫は「行政規制基本法」第17条に基づいて運営されている。
特徴	- 国民の問い合わせの利便性を向上する工夫だけでなく、地方自治体との協働が行われていることが特徴である。 ✓ 規制改革新文庫運営の法的根拠を設け、行政規制基本法改正(2018.4)を通じて「規制整備要請制（규제정비 요청제）」を導入した。国民が規制整備を要請すれば、政府は誠実に回答する義務を法令に明示することで、国民の権利を積極的に保障することになった。 ✓ これまで規制情報ポータルの一部として運営されていたが、規制改革新文庫専用ホームページ（www.sinmungo.kr）を開設(2017.10)し、国民が規制のアクセスが容易になるようにし、PCだけでなくモバイルなど様々な機器で接続してサービスを利用できるように、ユーザーがカスタマイズ可能なホームページを構築(2021.1)して利用の利便性を高めた。 ✓ 中央省庁や自治体のホームページなどを通じて規制改革提案を個別に受け付けてきたが、規制改革新文庫に連携・統合し、受付窓口を単一化した。 ✓ 制度と現場の境界にある行政機関である自治体が規制改革新文庫を通じて常時・直ちに規制提案ができるように自治体専用窓口を設けた（2020.1）。中央政府の画一的な法令・手続きなどを自治体など地域ニーズに合わせて改善することで、規制改革の現場の体感の向上に寄与している。 ✓ 地方自治体の規制革新活動が評価に反映されるように、規制改革新文庫活用度を「地方自治合同評価（지자체 합동평가）」に反映（2021.10）し、2022年から自治体の提案・改善実績を評価している。2022年には国務調整室が16の自治体に直接訪れ、規制革新現場懇談会を開催し、規制改革新文庫制度を紹介した。 ✓ 2023年には、規制関連の懸案を抱える5つの自治体（河内市・光陽市・大邱市・安東市・亀尾市）との懸案懇談会を開催するなど、「訪ねていく規制改革新文庫」を超え、「一緒に行う規制改革新文庫」で自治体との協力をより強化した。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 規制改革新文庫制度(2/2)

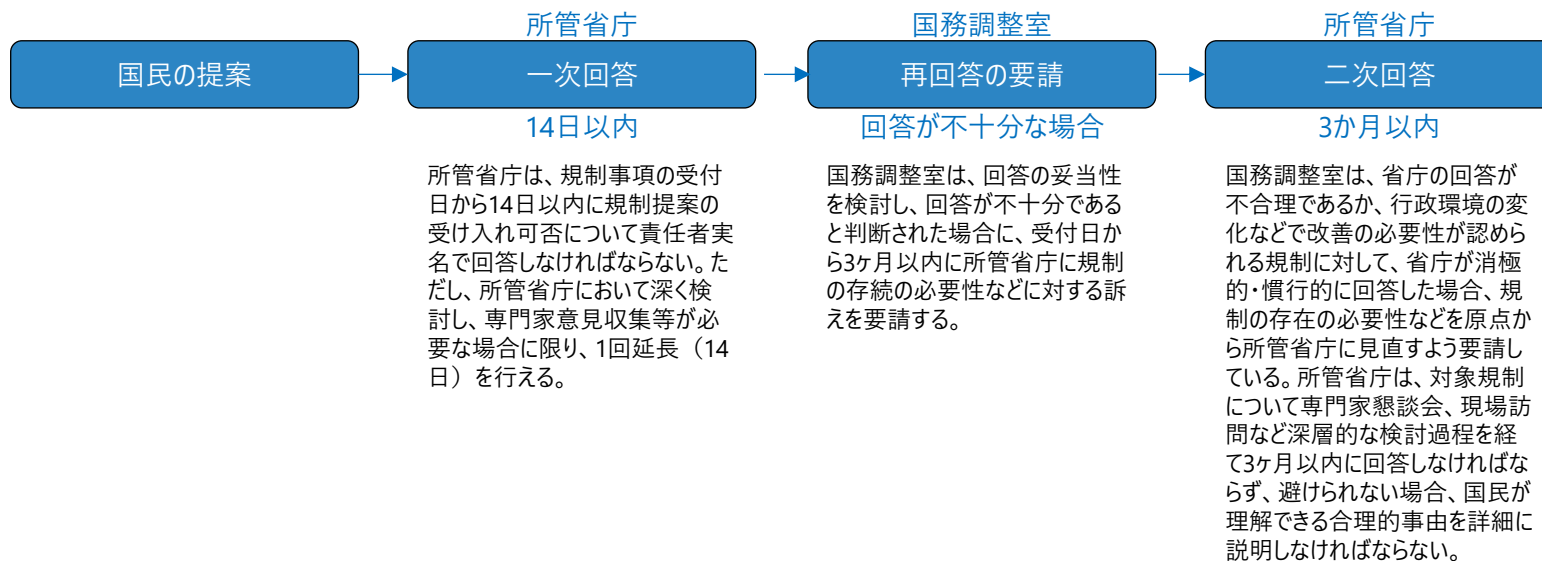
韓国

民間主導の規制改革

規制改革新文庫制度

プロセス

- 規制改革新文庫は「省庁の一次回答→再回答の要請→省庁の二次回答」の過程を経ることで所管省庁の恣意的判断を排除し、合理的な規制提案に対して積極的な改善策を設けている。



実績

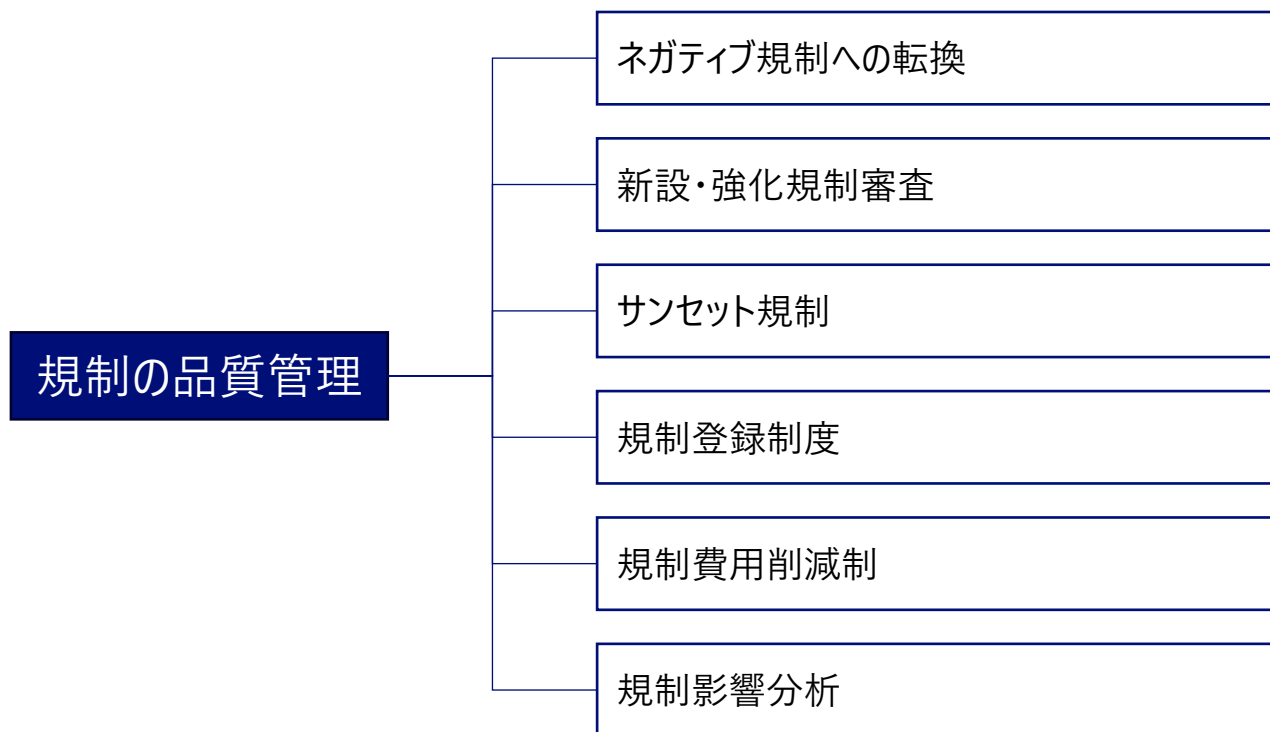
- 2014年3月、規制改革新文庫開設以後、2023年末までに合計29,726件（重複を含む）の規制改善の提案を受け、6,277件を改善した。
- 2023年一年規制件の処理状況を見てみると、計3,169件（重複を含む）の規制提案を受付・処理した。

総数	処理	全て受け入れ	いくつか受け入れ	代替提示	既に施行	受け入れ困難	中長期的に検討
		203	209	—	511	2,133	113

韓国 | 各種規制の管理制度

- 韓国では各種規制の品質管理（実態に即していない不要な規制の撤廃や、新しく策定する規制の評価等の取組）を行う制度として、以下の取組を行っている。
- 以降のページでは、各制度の概要について紹介する。

韓国における規制の管理制度一覧



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：ネガティブ規制への転換

韓国 規制の品質管理 ネガティブ規制への転換

概要

- ネガティブ規制とは、法律や政策で禁止されていない限り許可する規制を指す。
- 韓国では政策や法律で許可されているものをリストアップし、それ以外は全て許可しないポジティブ規制を概ね採用していたが、国務調整室は2023年1月に規制改革委員会に一般分野課題別改善方案を盛り込んだ「2023年ネガティブ規制転換推進法案」を報告し、規制改革体感向上のための転換課題1000件に対して迅速な後続措置を推進した。

特徴

- ネガティブ規制への転換によるトップダウンでの規制の改善箇所の発見は、既存の規制のボトムアップによる見直しと並行して継続的かつ体系的に行う必要があり、新たに制定された法令の場合、その規制・規定が公布される前に、その規制・規定がネガティブな規制転換にあたるかどうかを事前に検討し、可能な限り転換することが望ましいとしている。

実績

- まず所管省庁と協力し、転換課題のうち政府立法事項について一括改正を推進した。2023年3月に観光振興法施行令など9つの施行令を同時に改正完了し、規制改善効果を高めた。また、移行課題全体を規制管理システムに登録し、四半期ごとに省庁別実施状況を確認した。その結果、2023年12月末基準で89件が改善完了し、残りの11件はスケジュールに従って推進中となっている。

手段	具体例	実績
ネガティブリストの適用	知識産業センター支援施設入居業種のネガティブリストの適用、免税品販売時のすべてのオンラインプラットフォーム許可など	16件
概念・定義の拡大	加入者識別モジュール（SIM）の概念包括規定、農業機械定義の拡大など	13件
分類体系及び規定方式の柔軟化	金融消費者の確認を受けることができる電子的方式の拡大、コーヒーかすのリサイクルタイプの拡大など	59件
事後評価・管理の導入	外国為替資本取引事前申告制改善、廃水排出施設新規汚染物質発生事後申告など	12件

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：新設・強化規制審査

韓国

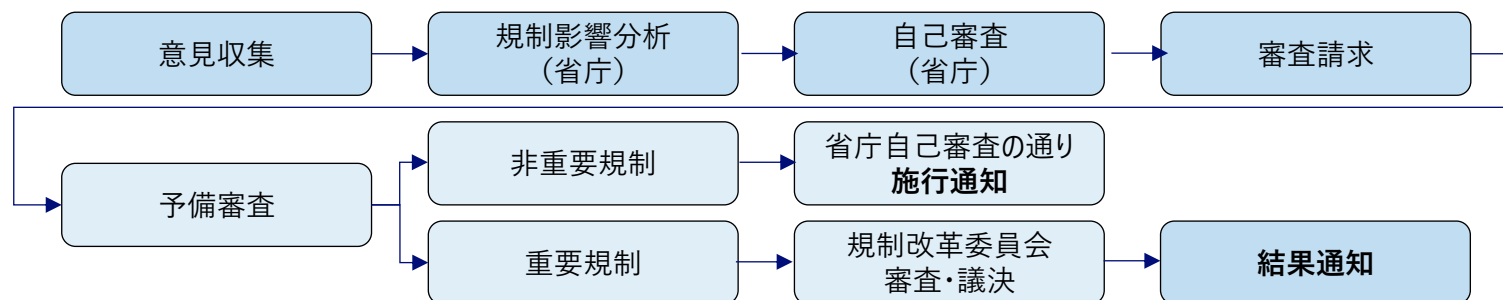
規制の品質管理

新設・強化規制審査

概要

- 中央行政機関の長は、規制を新設又は強化しようとする場合には、規制改革委員会に審査を要請しなければならない（行政規制基本法第10条）、委員会は審査を要請された日から10日以内に当該規制が国民の日常生活そして社会・経済活動に及ぼす波及効果を考慮して、委員会の本審査を受けなければならない規制（重要規制）であるか否かを決定する（同法第11条）。
- 予備審査の結果、重要規制でないと決定した場合は、予備審査で審査を終結（委員会審査を受けたものとみなす）し、重要規制と決定した規制は、委員会に対して本審査を行う（同法第12条）。委員会は、審査の結果必要と認めると、中央行政機関の長に規制の新設又は強化を撤回又は改善するよう勧告することができる（同法第14条）。委員会は、業務を効率的に遂行するために分野別に分科委員会を置くことができ、分科委員会が委員会から委任され、審議・議決したものは、委員会が審議・議決したものとみなす（法第28条）。
- 重要規制に対する審査は審査要請日から45日以内に完了しなければならない、審査期限の延長が避けられない場合、委員会の決定で1次に限り15日の範囲内で延長が可能である（同法第12条）。

プロセス



実績

- 規制改革委員会は、分科委員会（経済1分科、経済2分科及び行政社会分科）及び本委員会を経て各省庁が新設又は強化しようとする規制総612件（重要規制80件、非重要規制532件）を審査。
- このうち、4件は撤回勧告、54件は改善勧告等を行った。各省庁では、規制改革委員会の勧告により、当該規制を改善した。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：サンセット規制(1/2)

韓国

規制の品質管理

サンセット規制

概要

- サンセット規制は、国民の権利を制限したり義務を課す法令（法律・大統領令・総理令・部令及び告示等）について、行政規制に存続期限又は見直し期限を設定し、期限到来時に廃止又は改善を検討する制度である。
- 経済・社会環境変化による規制の妥当性を再考し、国民と企業の規制負担を緩和するために行われ、行政規制基本法第8条及び第19条の2においてその内容が規定されている。
- なお、中央行政機関の長は、規制の存続期限又は見直し期限を延長する必要があるときは、規制の存続期限又は見直し期限の6ヶ月前までに規制改革委員会に審査を要請するようにしている（行政規制基本法第8条第3条項）。

特徴

- サンセット規制は、効力喪失型と見直し型の2つの形態に分けられる。
 - (ア) 効力喪失型
規制に存続期限を設定し、期限到来時に当該規制が自動的に廃止される。
 - (イ) 再検討型
規制に再検討期限を設定し、期限到来時の規制の必要性和妥当性を見直し、その結果に応じて規制の廃止、改善の有無等を決定する。
- 規制の存続期限または見直し期限は、規制の目的を達成するために必要な最小限の期間内で設定しなければならない、その期間は原則として5年を超えることはできない（行政規制基本法第8条第2項）。

適用対象

- 中央行政機関の長は、継続的に存続させなければならない明白な事由がない限り、すべての新設・強化規制に対してサンセット条項を設定しなければならない、既存の規制も規制目的が一時的であったり、規制施行状況に対する点検結果により廃止・緩和などの措置の必要性が認められる規制については、サンセット条項を設定しなければならない。
- 原則的なサンセット条項適用にもかかわらず、存続させなければならない事由が明らかであったり、見直しの余地がなくサンセット条項を設定することが適切でない規制などについては、サンセット条項適用を除外することができる。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：サンセット規制(2/2)

韓国

規制の品質管理

サンセット規制

実績

- 2023年には規制改革委員会に審査を要請した計29の省庁の見直し、期限が到来した規制375件に対して規制存続及び見直しの必要性を審査し、審査過程で国民・経済団体対象意見収集を3週間行った（2023.4.20～2023.5.10）。
- 審査の結果、3件の規制を廃止し、106件の規制を改善した。具体的な審査結果は以下の通りである。

総数	規制廃止	規制改善				規制の存続				非規制
		小計	期限延長	期限解除	期限変更	小計	期限延長	期限解除	期限変更	
375	3	106	102	3	1	258	215	43	0	8

- 規制改革委員会は今後、2024年にも再検討期限が到来する規制約800件余りに対して、規制の存続必要性を原点から見直し、規制廃止・改善など整備をしていく計画である。
- 特に、企業の投資を阻害したり、民間への不都合・負担を引き起こす規制がないかなどに重点を置いて検討する。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：規制登録制度

韓国

規制の品質管理

規制登録制度

概要

- 行政規制基本法第6条と同様の法施行令第4条、第5条により中央行政機関の長は、所管規制を新設又は登録された規制を変更・廃止する場合には、当該規制に関する法令・行政規則が公布又は発令された日から30日以内に所管規制の名称・内容・根拠等を規制改革委員会に登録しなければならない。また、規制改革委員会は、登録された規制をインターネットホームページなどを通じて国民に知らせ、毎年6月末までに規制事務リストを国会に提出しなければならない。
- 政府は国民や企業など政策需要者に規制の内容をわかりやすく提供するため、1998年行政規制基本法施行とともに規制登録制度を導入した。

背景

- 規制登録制度の導入以来、2015年の全面的な制度改編以前まで、政府は規制登録時に「規制事務」を1つの登録単位として制度を運営してきた。「規制事務」別に規制情報カードを作成するようにし、1つの規制情報カードを1件の登録規制とみなした。この時「規制事務」は、法律、施行令、施行規則などで互いに連結された内容を1つの「規制事務」に定めた。担当公務員の主観的な判断により「規制事務」が定められたため、客観的基準を提供することができず、省庁ごとの規制数と総規制数が一致しなかった。
- また、主観的な「規制事務」が実際に法令にどのように規定されているかを国民が1度に確認することが難しかっただけでなく、規制が新設または変更された場合に省庁が登録しない場合、規制改革委員会がこれを確認するのは難しい登録体系だったため、国民に正確な情報提供が行われないという問題も指摘された。
- このような問題点を改善するため、政府は2015年に規制登録制度を全面的に改編した。まず登録単位を「規制条文」に変更して登録者の主観的判断を排除し、登録の客観性と一貫性を確立した。そして、規制登録システムと法令情報システムを連携して改正法令が施行されると、規制登録システムに転送され、各省庁規制担当者が当該規制情報を直ちに更新できるようにした。
- 登録された規制条文は、規制情報ポータル（www.better.go.kr）と法令情報システム（www.law.go.kr）を通じてリアルタイムで国民に公開される。省庁別所管法律と関連する下位法令で規定した規制条文を規制登録カードとともに体系的に確認することができる。

최신법령	자치법규	행정규칙	판례	한눈보기	+
· 식품· 의약품분야 시험· 검사 등에 관한 법률 시행...			총리령	2025. 2. 16.	
· 개발이익 환수에 관한 법률 시행령			대통령령	2025. 2. 14.	
· 고도 보존 및 육성에 관한 특별법 시행령			대통령령	2025. 2. 14.	
· 국가유산청장단법			법률	2025. 2. 14.	

◀最近法改正や新規に制定された法律が
ニュースリリースのように表示されている。

クリックすると、法令全文に移動する。

出所) 法令情報システムより、2025年2月16日時点

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：規制費用削減制(1/2)

韓国

規制の品質管理

規制費用削減制

概要

- 規制費用削減制(Cost-In, Cost-Out)は、規制新設・強化の際、これに相当する水準以上の費用の規制廃止・緩和を通じて被規制者の負担を軽減できるように規制費用を削減する制度である。
- 規制を導入する際、被規制者にどのような費用と便益が発生するかを分析し、純費用が発生する場合には既存の規制の中から改善が必要な規制を見つけて整備（廃止・緩和）しようとする努力を誘導することが目的である。

背景

- 規制費用削減制の前身である規制費用管理制は2年間（2014年7月～2016年6月）のパイロット事業を経て、首相訓令制定（「国民負担軽減のための行政規制業務処理指針」（2016年7月））を通じて、30の省庁を対象に全面的に施行された。
- 2022年7月には規制費用削減制推進案を設け、24省庁で対象を調整し、規制費用管理制から規制費用削減制に切り替えた。全省庁基準として新設・強化される規制費用の2倍に相当する既存の規制を削減する、規制費用200%（One-In, Two-Out）削減を目標に制度を運営している。前省庁規制費用を200%削減するための省庁別・年度別目標を設定し、省庁別削減成果に伴う還流を強化する狙いがある。

適用対象

- 規制費用の削減対象は、新設・強化される規制のうち、規制対象企業・及び個人の事業活動に費用負担を発生させる規制である。
- ただし、国民の生命・安全関連規制、国家危機状況対応のための規制、環境危機対応のための規制は、規制費用削減制適から除外されており、社会的に必要な規制が導入されない状況を防止している。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：規制費用削減制(2/2)

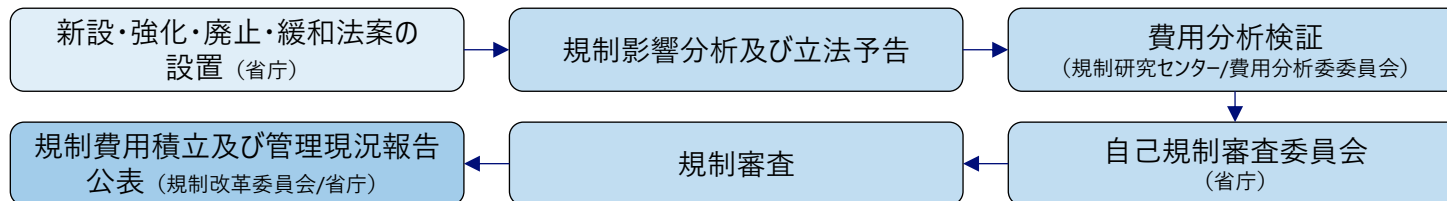
韓国

規制の品質管理

規制費用削減制

プロセス

- 規制費用削減制は、規制審査過程において行われる費用管理制適用可否検討に、費用分析検証を通じた費用積立を追加することで運営されている。実際の廃止・緩和規制を同時に提出することが困難な現実を勘案し、規制新設・強化による規制費用の増加分と廃止・緩和による規制費用の減少分は、省庁別勘定（Account）に積立（Banking）して管理している。
- 規制費用削減制は、規制研究センターの検証と費用分析委員会の諮問を通じて運営されている。
- 年間規制純費用が100億ウォン以上の規制のうち、深い検討が必要な場合には、規制研究センターの検証が完了した後、費用分析委員会の検討及び諮問を受けるようにしている。規制費用削減制の運営手順は以下の通り。



オペレーティング システム

- (ア) 規制研究センター
 - 2014年6月、規制費用削減制の運営のためにKDIと韓国行政研究院の傘下に規制研究センターを設置し、規制研究センターは費用便益分析検証を行っている。KDIと韓国行政研究院はそれぞれ経済省と社会省の費用便益分析検証を担当している。費用分析業務は、KDIの場合は分析評価チームで、行政研究院（KIPA）では費用分析チームで実施している。
- (イ) 費用分析委員会
 - 2014年8月、規制改革委員会の傘下に規制費用の適正性判断のための費用分析委員会を設置した。委員会は計5人で、委員長1人（規制審査管理官）と規制研究センター長2人、教授など民間専門家2人で構成されている。

実績

- 2023年、24の中央行政機関の運営実績を集計した結果、合計766億ウォンの規制純費用を削減した。
- 同期間中、新設・強化（Cost-In）規制により合計689億ウォンの規制費用が増加し、廃止・緩和（Cost-Out）規制で合計1,455億ウォンの純費用削減が行われた。
- 機関別では、24の機関のうち15の機関において規制純費用が削減し、3機関において純費用が増加し、6機関は変化がなかった。
- 削減規模別には産業部（332億ウォン）、国土交通部（327億ウォン）、農林畜産食品部（138億ウォン）等で規制純費用を削減し、保健福祉部（254億ウォン）、環境部（89億ウォン）、女性家族部（1億ウォン）などは、規制純費用が増加した。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：規制影響分析(1/3)

韓国

規制の品質管理

規制影響分析

概要

- 「規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）」とは、規制により国民の日常生活と社会・経済・行政などに及ぼす様々な影響を客観的かつ科学的な方法を用いて予め予測・分析することにより規制の妥当性を判断する基準を提示することをいう（行政規制基本法第2条）。
- これは、規制担当者が問題解決のために政策案を探索し、設計時に複数の規制代案及び非規制代案を幅広く比較・検討し、規制の導入が避けられない場合でも、規制の費用・便益、波及効果、執行の実効性などをバランスよく考慮し、最善の規制案を選択・提示することにより、合理的意思決定を図り、規制の質を高める手段とみなすことができる。

特徴

- 規制の影響分析の目標は下記の通り
 - 合理的政策決定による規制の品質向上**
規制の内容によって経済・社会への影響は非常に異なるため、様々な規制および非規制案の広範な比較・検討を通じて副作用を最小化する品質の高い最善の規制案を選択する
 - 民間の革新と創意を阻害する不要な規制の事前予防**
問題を解決できず、規制負担だけを量産し、民間の革新的で創意的な経済活動に係る非効果的な規制を防止する
 - 規制者の民主的・合理的な能力強化**
政策目標の効果的な達成のために、利害関係者の意見収集、非規制案を含む様々な代替手段の検討、客観的かつ科学的根拠に基づく規制案を設計を可能にするような規制者の能力を強化する
 - 成功した国政運営の基盤となる良好な規制の提示**
規制案の費用と便益をはじめとする各種影響を客観的かつ科学的に分析し、コミュニケーションと政策決定の根拠資料として提供する

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 II 調査結果：韓国の規制改革制度

韓国 | 各種規制の管理制度：規制影響分析(2/3)

韓国

規制の品質管理

規制影響分析

作成項目と要素

- 規制影響分析書は、規制概要、規制の必要性および代替選択、規制の適正性、規制の実効性、推進計画と結論の順で構成され、構成要素別の詳細項目は下表の通りである。

項目	詳細
規制概要	規制事務名、規制条文、委任法令、種類、立法予告、推進背景及び政府介入の必要性、規制内容、被規制対象及び利害関係者、導入目標及び期待効果、費用便益分析、影響評価可否、サンセット条項設定可否、優先許容・事後規制適用可否、費用削減制、規制整備計画
規制の必要性と代替選択	推進の背景と政府の介入の必要性、規制対策の検討と選択、規制の目標
規制の適正性	目的・手段間の妥当性、競争制限・技術・中小企業規制影響評価の必要性などの考慮事項、海外及び類似立法事例、費用・便益分析
規制の実効性	規制の遵守度、規制の執行可能性
推進計画と結論	推進経過、今後の評価計画、規制整備計画、結論

作成対象

- すべての新設・強化規制は、規制影響分析書の作成対象となる（行政規制基本法第7条1項）。
- 規制の社会・経済的波及効果及び争点となる事項等により、分析書は標準型もしくは簡易型のいずれかとなる。

作成手順

- 規制影響分析書の作成**
中央行政機関の長は、規制を新設または強化しようとする場合には、政策立案段階から所管中央行政機関の長の責任の下に規制影響分析を実施しなければならない。分析書はe-規制影響分析システムを活用して作成する。
- 規制影響分析書の公開及び意見収集**
中央行政機関の長は、立法予告期間中に規制影響分析書をインターネットホームページ等に掲載する方法で国民に公表しなければならない。このとき提出された意見を検討して規制影響分析書を補完し、意見を提出した者に提出された意見の処理結果を知らせなければならない。
- 自己審査**
中央行政機関の長は、規制影響分析の結果をもとに規制の対象・範囲・方法を定め、その妥当性について自己審査をしなければならない。
- 予備審査**
中央行政機関の長は、自己審査を経て補完された規制影響分析書を添付し、規制改革委員会に規制予備審査を要請する。
- 規制審査**
規制改革委員会は、審査を要請された日から10日以内に、その規制が国民の日常生活と社会・経済に及ぼす波及効果を考慮して重要規制か否かを決定し、重要規制ではないと決定された規制は委員会の審査を受けたものとみなす。

韓国 | 各種規制の管理制度：規制影響分析(3/3)

韓国

規制の品質管理

規制影響分析

実績

- 規制改革委員会は、各省庁の新設・強化規制審査において、競争影響、中小企業影響、技術影響などについてより深い分析が必要な場合、規制改革作業団に分野別規制影響評価を要請し、規制改革委員会は、規制審査時の作業団の意見を検討・反映する。
- 規制改革白書2023ではそれぞれのより深い分析について、実績を取りまとめている。

1. 競争影響評価

- 競争影響評価とは、政府や様々な規制機関が特定の目的を達成するために導入しようとする新たな規制または強化される規制が競争にどのような影響を及ぼすかを分析・評価し、競争に対する否定的な影響を最小化しながらも目的を効果的に達成できる代替案を模索する評価をいう。
- 国務調整室は公正取引委員会「競争制限規制改革作業団」に509の法令(783件規制)の新設・強化規制案に対する競争影響評価を要請した。作業団の検討により、計18の法令20件の規制について「競争制限性あり」という意見を提示した。

2. 中小企業影響評価

- 中小企業影響評価とは、新設・強化される規制が中小企業の経営および企業活動に及ぼす諸般の影響を評価し、中小企業の規制負担を緩和できる方案を提示し、中小企業に不合理または過度な負担を与える規制新設・強化を事前に防止する評価をいう。
- 国務調整室は「中小企業規制改革作業団」に520の法令の中小企業影響評価を要請した。作業団は25件について検討した意見を提示した。

3. 技術影響評価

- 技術影響評価とは、政府省庁の技術規制導入により企業の経営が萎縮しないよう、規制の費用、便益、波及効果、規制の適合性などを考慮して最善の規制代替案を提示するための評価をいう。
- 国務調整室は16の省庁の114の法令、169の規制事務の技術影響評価を要請し、国家技術標準院で検討を行い、合計121件(71.6%)について検討した意見を提示した。

1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

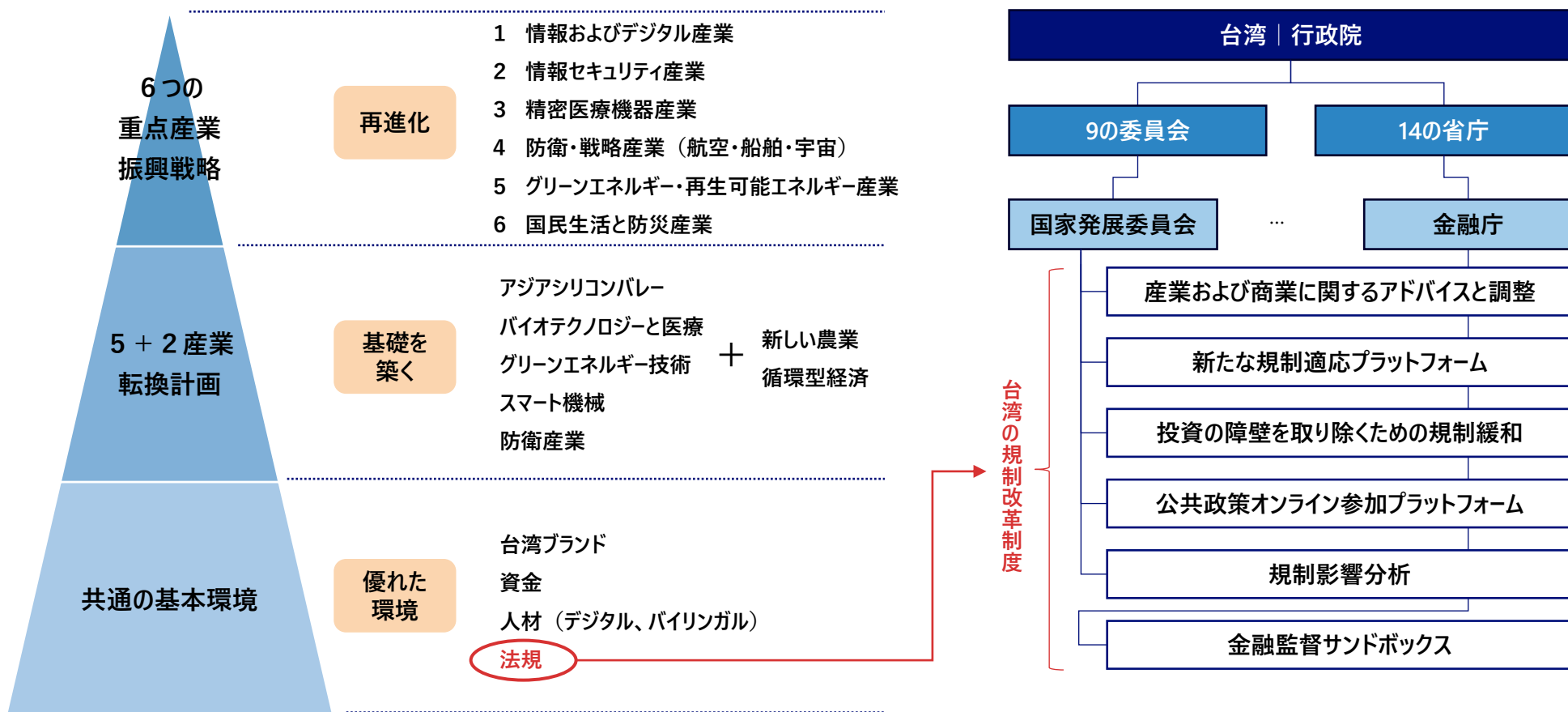
VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾における産業政策と規制改革行政体系 | 全体像

- 2021年から2024年の台湾の国家開発計画は、「安定的な成長を追求し、変化の機会をつかむ」というコンセプトを持ち、3段階の階層で定められている。
- 産業政策の根底にある共通の基本環境を優れたものにする取組の一つとして、国家発展委員会主導の5つの規制改革制度と、金融庁によるサンドボックス制度が存在する。



台湾産業政策 | 5 + 2 産業発展計画

- 台湾の現在の経済と産業の発展は、対外的な世界経済の回復の鈍化、先進国の再工業化、中国大陆のサプライチェーンの台頭、および内部の産業構造の影響を受けており、その結果、外国輸出の勢いが鈍化し、国内消費が不十分になり、国内外の投資が低迷し、賃金の伸びが停滞している。
- この背景から、ICT製品のOEMと輸出を柱とした経済発展モデルからイノベーション主導型の経済成長モデルへの転換により、台湾内産業の活性化と持続可能な発展を目指すために行政院が5 + 2 産業計画を打ち出した。
- 計画では「地域連携（地元産業の発展とそれらの連携）」、「未来連携（今と未来をつなぐ連携（未来への進化）」、「国際連携（グローバルな連携）」の三つの連携を原則としている。

5	アジアシリコンバレー	1. 革新と起業家精神のエコシステムの改善 2. 国際研究開発機関への接続 3. IoTバリューチェーンの構築 4. スマート実証フィールドの確立
	バイオテクノロジーと医療	台湾をアジア太平洋地域の生物医学研究開発産業の拠点として構築。
	グリーンエネルギー技術	グリーン需要に基づいて、国内外の大規模投資の導入により、グリーンエネルギー技術産業の発展を推進。石油化学エネルギーと温室効果ガス排出量の削減を推進。
	スマート機械	スマートテクノロジーを活用してスマート製造を開発し、革新的製品とサービスを提供。台湾産業のイノベーションとアップグレードを促進。
	防衛産業	衛星技術を活用した関連産業の発展の促進。
+		
2	新しい農業	「イノベーション、雇用、流通、持続可能性」の原則に基づき、長期的に新たな農業安全システムを構築し、農産物のマーケティング能力を強化。
	循環経済	製品とビジネスモデルを再設計することで、資源効率の向上の促進・無駄を排除し、自然環境の汚染を回避。

台湾産業政策 | 6つの重点産業振興戦略

- 前頁で記載した「5 + 2 産業革新の推進」に基づき、業界の高度化を通じてポストコロナ時代のグローバルサプライチェーン再構築を目指した6つの重点産業振興戦略が2021年に執行機関によって承認された。
- 本計画は、經濟部、国家科学会議、デジタル省、通信省、衛生福祉省、国家発展委員会、およびその他の機関によって積極的に推進される。

1 情報およびデジタル産業	次世代の半導体技術を開発し、IoTアプリケーション分野を推進し、台湾の主要なICT技術を維持し、IoTソリューションを輸出し、国際的な5Gサプライチェーンに参入するための5Gナショナルチームを組織する
2 情報セキュリティ産業	5Gや半導体などの保護技術を開発し、5つのIoTと医療ソリューションを開発し、情報セキュリティ攻防および国境を越えた協力組織を設立し、新興分野での保護を強化し、ハイエンドの現実世界の戦場を構築する
3 精密医療機器産業	遺伝子と健康保険の巨大なデータベースを構築し、精密な予防、診断、治療ケアシステムを開発し、精密なエピデミック予防製品を開発し、国際的な生物医学ビジネスの機会を拡大し、台湾のエピデミック予防ブランドを世界に宣伝する
4 防衛・戦略産業（航空・船舶・宇宙）	航空・艦船産業が国防の自立を促進し、航空エンジンなど10の技術、船舶推進システムな8のコア技術を開発し、防衛産業のサプライチェーンを確立する。宇宙産業は、低軌道衛星と地上設備を開発し、宇宙の国家ブランドを売り込む
5 グリーンエネルギー・再生可能エネルギー産業	再生可能エネルギー産業ゾーンと研究開発拠点を構築し、グリーン電力参加システムを改善し、洋上風力発電ナショナルチームを構築して、アジア太平洋地域の風力発電産業チェーンに切り込み、台湾の風力発電産業を世界に輸出する
6 国民生活と防災産業	エネルギー自立、食料安全保障、物資、医療品、災害救援、砂利など5つの主要なサプライチェーンを統合して生活必需品の供給と、半導体材料・装置、自動車用電池、API、15の重要な産業原材料を確保する

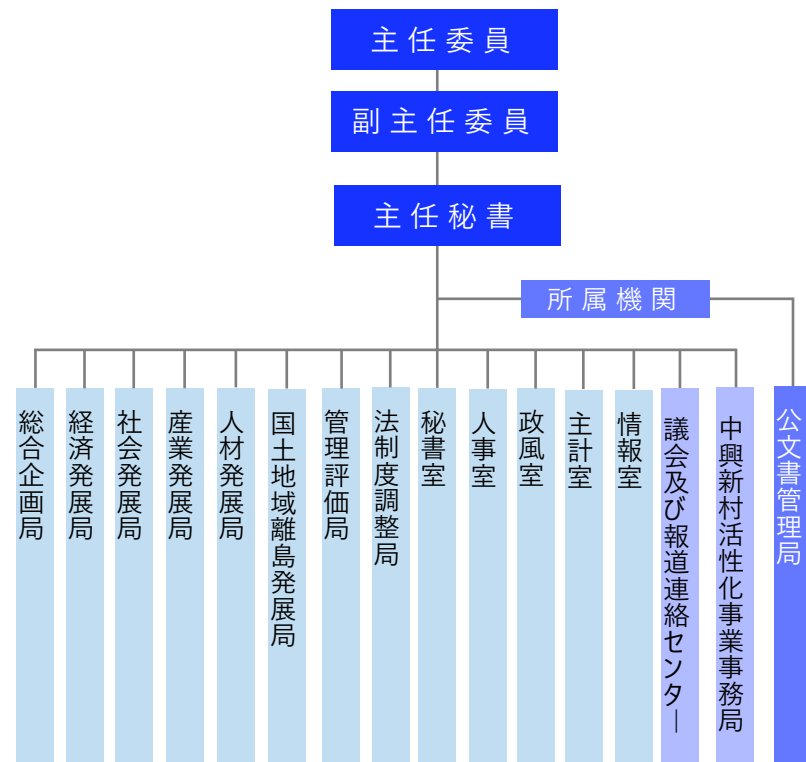
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾の規制改革の行政体系 | 国家發展委員會

- 国家發展委員會（國家發展委員會：National Development Council）は、「国家發展委員會基本法」に基づき、国家發展の計画・調整・審議・資源配分を処理するために設置されている。

ミッション	- 国家發展委員會は行政院の重要な政策企画機関であり、国家發展全体の計画、設計、検討、管理を担当。 - 国内外の情勢が急速に変化する中、国家發展委員會は、「勇敢に革新し、果敢に挑戦する」という理念を堅持し、国家の持続可能な開発資源の総合計画の観点から、経済、社会、産業の振興を調整する。「突破力、率先力、効率性」を重視し、人材、土地、政府統治、その他の主要な政策を活用し、国家發展の新たなパターンを創出する。
ガバナンスの方向性	フォワードプランニング - 国の持続可能な發展の方向性を見据え、国家開発関連政策を計画 - 国内外の情勢を理解し、経済活性化と社会發展に向けた戦略を立案
	ダイナミックな経済 - 経済構造調整を促進し、産業の革新と変革を加速 - 規制緩和の推進とビジネス環境の国際化の推進
	公正な社会 - 世論に近い社会開発政策を計画・推進し、貧富の差を縮小し、国民の経済安全を確保 - 人材育成に関する計画の推進と人材活用の効率化
	持続可能な土地 - 地方・離島建設の促進と均衡ある地域發展の推進 - 土地資源の持続可能な利用を促進するための土地計画および土地修復関連プロジェクトの推進
	ガバナンスの最適化 - パフォーマンスと情報管理を強化し、ガバナンスと経営の相乗効果を最大化 - 政府サービスの品質とプロセスを改善してサービス効率を向上



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 産業および商業に関するアドバイスと調整

台湾 規制調整 産業および商業に関するアドバイスと調整（工商建言及協調）

概要

- 産業の発展を促進し、法規制をより健全で時代に即したものとするため、在台湾米国商工会議所、在台湾欧州商工会議所、在台北日本商工会議所、全国工業連合会が長年にわたって行ってきた提言に対して、国家發展委員会が関係省庁に具体的な対応を呼びかけ、関連法規の適切性を見直す制度
- なお、法令上の根拠はなく、事実上の取組となっている。

特徴

- 毎年、各商工会議所が提言した様々な分野における改善要望に対して、関係省庁が対応方針を返答したものをホワイトペーパーとして取りまとめている。（例：台北日本人商工会議所2023年版白書）

論点

商工会議所
による提案

台北市日本工商會 2023 年白皮書議題之部會辦理情形暨未來處理方向			
目 錄			
一、與主要政策建議相關之全體議題 (人才、基礎建設)		0	
二、與主要政策建議相關之全體議題(制度)		13	
三、關於基礎建設投資及改善投資環境		38	
四、關於能源政策		45	
五、關於汽機車業界振興策略		85	
六、關於醫藥制度		90	
七、關於菸酒食品等規定		102	
八、關於建設工程相關事項		112	
九、關於金融財務相關事項		128	
十、關於智慧財產權		142	
十一、其他事項		145	

一、與主要政策建議相關之全體議題 (人才、基礎建設)			
序 號	議 題	建 議	主管單位 辦理情形暨未來處理方向
1.	有關勞動基準法第 35 條之給予休息時間方式之變更 (延續事項)	勞動基準法第 35 條雖規定「勞工繼續工作 4 小時，至少應有 30 分鐘之休息」，但該規定卻阻礙彈性工作方式，懇請變更給予休息時間之方式以使勞工得以選擇具有自由度之工作方式。	勞動部 1.目前進度及未來規劃 因應不同作業型態與實務需求，本部將期透過明確的行政指引，讓本國或外資事業單位之勞資雙方，在休息時間有彈性調整做法。另本部將持續加強勞動檢查員之教育訓練與宣導，以減少爭議。 2.涉及法規
		補充說明	

分野ごとに列挙

所管省庁による回答
(処理状況と、今後の
方向性)

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 新たな規制適応プラットフォーム(1/2)

台湾

グレーゾーン解消

新たな規制適応プラットフォーム（新創法規調適平台）

概要

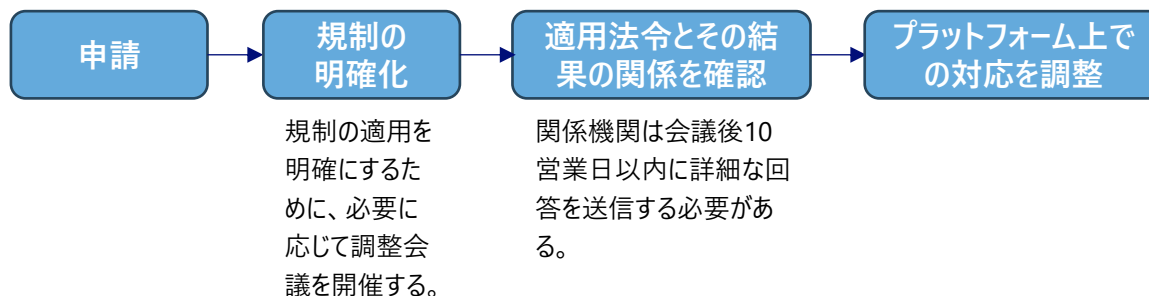
- 窓口を通じて、起業家が規制の適用に関する疑問や新規ビジネスモデルに対する規制調整のニーズをオンラインまたはオンラインで提出する制度。（日本のグレーゾーン解消制度にあたる制度）
- デジタル技術の急速な発展による新たなビジネスモデルの実施にあたり、規制の適用における不確実性を軽減し、規制の余地を与えることを目的として、2016年10月に設立された。

特徴

- 本プラットフォームは、規制の適用に関する疑問を解消し、規制調整事項を処理する規制調整窓口として機能している。
- 役割は、主に下記のつ。
 - 新しいイノベーション規制のグレーゾーンを明確にし、ビジネスモデルの合法性を確認する。
 - 新たなイノベーションのための法的イノベーションを促進し、新たなイノベーションのための規制環境を最適化する。

手順

- 新規起業家が「新たな規制適応プラットフォーム」を通じて、提案を行う。
- 国家発展委員会は、提案の受付後、必要に応じて調整会議を開催、又は所轄官庁に回答を求めた上で調整会議を開催する。
- 関係当局は調整会議後、規制の適用関係と結果を確認するため、具体的な回答を提出する必要がある。
- 国家発展委員会はプラットフォーム上での対応をアレンジメントする。



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 新たな規制適応プラットフォーム(2/2)

台湾

グリーゾーン解消

新たな規制適応プラットフォーム（新創法規調適平台）

法的根拠

- 「プラットフォームの経済発展に対応した行政院当局の規制適応に関する参考原則（行政院所屬各機關因應平臺經濟發展法規調適參考原則）」が策定された。
(<https://ws.ndc.gov.tw/Download.ashx?u=LzAwMS9hZG1pbmlzdHJhdG9yLzEwL3JlbGZpbGUvMC8xMTI3Mi81OTYwZDc0Ni00ZjEzLTQ5ZDYtOTRiO3MzRmNTlkNjMyZmUucGRm&n=5Y%2bD6ICD5Y6f5YmH44CB57i96KqQ5piO44CB6YQC6bue6KqQ5piOLnBkZg%3d%3d&icon=.pdf>)
- 国家発展委員会はプラットフォームに提出された提案に対し、様々な関係機関への調整を求める窓口の役割を担当し、全ての機関は国家発展委員会と協力して、以下しの6つの指針に従って規制を見直し、必要に応じて改訂する必要があるとしている。
 - 自己規律、柔軟性、革新の原則を堅持し、プラットフォームの発展を促進
 - 不要な制御を解除
 - 国際的な立法動向との統合
 - 公正な競争環境を維持
 - 消費者の権利と利益を保護
 - 国民の健康を維持

実績

- 2017年10月の設立以来、新たな規制適応プラットフォームでは46件の対応をコーディネートし、その主な成果は以下の通り。
 - なお、提案に対する回答は右記のページにて公表されている。(https://www.ndc.gov.tw/Laws_List.aspx?Type=2&n=CCC65EFDA8682F13)
- | | |
|---|---|
| 1. 地域体験活動を運営する地域創生団体への疑問の解消 | 地元の事業者が農業や部族の接待やガイドツアーを行う際に観光事業に関与する可能性があるという問題を解決するため、国家発展委員会は運輸省と連携して、観光事業の適用範囲と実現可能な事例を説明するガイドンスを発行した。事業者は観光案内目的で、生態、文化体験、教育学習コースやその他の活動を提供する必要はないが、付随する食事、宿泊施設、現地交通機関、その他の体験活動を事業所で提供する場合があることを観光開発条例で明確にする。地方自治体の法執行上の懸念を解決し、法的運用などについて事業者を指導するために、観光産業における独占的な法定事業を運営することが含まれる。 |
| 2. 共用駐車場に適用される税制に関する疑問の解消 | 空き駐車スペースのリソースを持つ所有者が賃貸需要のある者とマッチングできるようにマッチングプラットフォームを提供することを計画しており、国家開発委員会に対し、賃貸駐車場がある場合、自家用住宅に対する従来の優遇税率が引き続き適用されるのか、あるいは事業税が適用されなければならないのか、明確にするよう要請した。国家発展委員会は運輸省と協力して「所有・所有駐車スペースの共有に関する原則」を策定し、共有駐車スペースのビジネスモデルの階層的管理を採用し、財務省も「共有駐車スペース」の提供を承認した。この原則では自己所有の住宅用駐車スペースであっても、一定の条件が満たされる場合（共有時間が月240時間、年間2,880時間未満）、住宅税の課税に引き続き自己居住用の住民税税率が適用される。 |
| 3. 電子チケット端末装置の感知距離制限の緩和 | 「NFCスマートリング」と呼ばれる革新的な電子チケット端末機器製品を開発する業界関係者は、製品の応用シナリオを増やすために検知距離の制限を緩和したいと提案した。金融監督委員会は国家発展委員会の調整を通じて「電子チケット申請の安全強度ガイドライン」の関連規定を改正し、電子チケット端末装置の感知距離を現在の4cm、6cm、10cmという異なる制限から、一括して10cm未満に緩和した。本緩和は事業者が事業計画に応じてセキュリティ管理を設計し、支払いの利便性を向上させることを目的としている。 |
| 4. 糖尿病サービス管理プラットフォーム事業者と保険会社との協力を妨げる規制上の障壁を解決 | 糖尿病管理サービスを提供するアプリプラットフォーム運営者は、消費者がアプリを通じて関連する健康保険を直接購入できるよう、保険会社の業界横断的協力を要請した。金融監督委員会は国家発展委員会の調整を通じて、「保険業界の保険代理店とブローカーが他業界と協力して付帯保険商品業務を推進することに関する通知」を改訂し、保険会社が他業界と協力して「糖尿病サービス管理プラットフォームを提供する事業者のオンラインプラットフォームまたはアプリを通じて糖尿病患者の健康保険の推進に協力する」ことを許可した。 |
| 5. 観光業における事業所の共用制限の緩和 | 新しい観光モデルは主に外国人観光客を誘致・受け入れを主眼としており、オンライン取引に基づいているため、旅行業管理規則第16条の旅行業事業所の共有を禁止する制限を緩和し、新しい旅行業企業が共有ワークスペースに移転できるようにすることを提案した。交通部は国家発展委員会との調整を経て、「旅行業管理条例」第16条を改正し、「旅行業の営業敷地は他の営利事業と共用できるが、明確な分離スペースを設けなければならない」と規定した。 |

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 投資の障壁を取り除くための規制緩和(1/3)

台湾 規制緩和 投資の障壁を取り除くための規制緩和（啟動法規鬆綁排除投資障礙）

概要

- 国家發展委員会が、利益の増進、行政の合理化、国民の利便性の提供という原則を堅持し、国民が納得できる規制緩和を推進することを目的として、金融・経済分野の規制を優先的に見直しを行う制度。
- 国民からの意見を吸い上げ、規制緩和を行うことで、文書と解釈、行政規則、法律と規制を遵守し、企業投資の障害を排除し、人々にとって便利で効率的な法的環境を確立することを目指している。

規制緩和の原則

- 法令順守を前提として、法律で禁止または制限されていない新興ビジネスモデルに対し、管理以外の措置を優先すべきである。
- 行政機関が法令の施行のため、具体的な事例について解釈を行う場合には、個別の事例の事実との差異を考慮する必要がある、個別の事例の解釈を一般的な事例として扱ってはならない。
- 法的権限を超え、過剰な管理基準を設定する解釈は直ちに廃止されるべきである。
- 法律により認可された「その他の管理に関する事項」に基づいて省庁が制定している管理規定が多いため、再検討し、立法趣旨に反する内容を削除する必要がある。
- 法律に定められた内部管理規程等を運用するため、柔軟に対応しなければならない。
- 事務手続き（申請・審査等）の簡素化を推進する。

推進体制

- 2017年10月26日の第3573回行政院会議において、行政院の指示に基づき、各省や委員会の長官や副長官が直接監督しながら対応を開始した。
- 国民はプラットフォーム窓口（右図）を通じて意見を投書することができる。回答の登録後、所管省庁から回答を得るか、必要に応じて審議会が組成される。
- 特定省庁及び委員会（金融監督委員会、經濟部、財務部、労働部、技術審議会）は2週間ごと、その他の省庁は3ヵ月ごとに、国民が納得できる規制緩和の結果を提案する。
- 国家開発委員会は、各省庁から報告された規制緩和の成果を四半期ごとに取りまとめ、審査し、公表をしている。



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 投資の障壁を取り除くための規制緩和(2/3)

台湾 規制緩和 投資の障壁を取り除くための規制緩和（啟動法規鬆綁排除投資障礙）

実績

- これまでに累計2,076件の結果がさまざまな省庁および会議から提出された。なお、毎年の成果は出所のリンク先にて公表されている。（財政部は1,045件、その他の省庁と委員会では1,031件）。
- 2024年の第3四半期に、各省庁および会議は94件の新しい結果が提出された。
内訳は、財政部が44件、その他の省庁と委員会が50件。主要な成果は下記の通り。

人材活用の強化

- A) 中小企業の雇用拡大と賃金引き上げの奨励：中小企業の草の根雇用の拡大と従業員の賃金引き上げを奨励するため、經濟部は従業員増員や賃上げに対する税制優遇措置の対象を緩和する「中堅企業育成条例」を改正した。好況期の創業基準値や投資金額基準値を引き上げ、値上げ率や控除率を引き上げ、130%からそれぞれ175%と200%の割合とした。
- 1 B) 観光・宿泊業界における人的資源の不足を解消：観光・宿泊業界における人的資源の不足を補うため、人材確保・採用政策目標に沿って、労働部「第46条第1項」を改正した。「雇用サービスに従事する外国人に関する法律第46条第1項第8項」および「第11条の職業資格および試験基準」、その他の関連規定に従い、ホテル経営者は、外国人留学生、留学生、またはその他の台湾人学生を雇用することができる。
- C) 中高年の労働参加の拡大：より多くの公共機関が引き続き高齢者を雇用し、人材の充実を図るため、労働部は、「高年齢者雇用継続助成制度」を緩和し、公的機関における高齢者の定着率の基準を従来の一律のものから三段階制に変更した。

金融産業の発展促進

- A) 証券会社への貸株業務の開放：金融監督委員会は、証券会社の業務範囲を拡大し、上場企業の資金調達業務を支援するため、証券会社による貸株業務の取扱いを開始した。上場企業の従業員や元株主が現金で新株を引き受ける際の資金ニーズに応えるため、新株引受の際に保証付き融資を提供する。
- 2 B) 保険代理店の関連業務手続きの簡素化：監督規定の改正を受けて、金融監督委員会は保険代理店と銀行に対する監督を強化し、署名制度を調整することで合意し、署名を検査に置き換えた。「保険代理店及び保険仲立人」「個人管理規程」等の改正により、保険代理店や銀行を通じて書類を送付する場合の署名手続きが不要となり、保険代理店の業務範囲が拡大された。

研究開発とイノベーションの促進

- A) 技術開発研究者が、新興企業の創設者になることに関する制限の緩和：科学研究成果の産業化への研究者の投資を促進するため、国家科学技術委員会は「非常勤研究員管理規定」を改正し、新興企業の主要技術を開放する「技術価格投資企業」を設置。研究者は新興企業の創業者となることができるほか、研究者の保有株式数に関する上限が撤廃された。
- 3 B) リミテッド・パートナーシップに適用される研究開発税制優遇措置の緩和：中小企業が革新的な研究開発への投資を継続し、イノベーションとバージョンアップの課題に対処し、知的財産権の価格設定と流通を奨励するために、經濟部は、「中小企業発展条例」に、中小企業の組織形態に「有限合名会社」を含め、「有限合名会社」についても研究開発投資税額控除の対象となりうるように修正を行った。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 投資の障壁を取り除くための規制緩和(3/3)

台湾	規制緩和	投資の障壁を取り除くための規制緩和（啟動法規鬆綁排除投資障礙）
----	------	---------------------------------

実績

農家や漁師の営農支援

- | | |
|---|---|
| 4 | <p>A) <u>農業資金を支援するための農業融資規制の緩和</u>：農業者や漁民に緊急の生活資金を提供し、業界の現実的なニーズに応え、農家や漁師の安心して営農を支援するため、農業部は「農業者救済融資」を新設。融資処分規制や融資不許可規制が緩和され、農家や漁師を支援する融資を申請することができる。</p> <p>B) <u>農業者融資の保険加入促進と融資条件の優遇</u>：農業者、漁師の農業保険への加入を促進するため、農業部の政策農業プロジェクト融資では、農業融資の年利をより優遇した融資条件を設けている。良好な農業経営環境の形成を図るため、若年・中年農業者向けの農業生産者負担率を「マイナス0.055」から「マイナス0.305」に改定するとともに、農業保険融資の無利子期間を2026年12月31日まで延長した。</p> <p>C) <u>農民の職業災害保険の強化</u>：農業部は、経済と生活の安全を向上させるため、農民の職業災害保険の職業傷病審査項目を緩和し、「紫外線曝露による皮膚がん」などの職業病を追加した。紫外線曝露によって皮膚がんを発症した農民の健康被害を軽減し、労働災害に苦しむ農民とその家族の経済的および生活の安全を向上させるため、傷病手当金を増額した。</p> |
|---|---|

災害からの復興

- | | |
|---|--|
| 5 | <p>A) <u>災害復興融資</u>：「最適化、簡素化、高速化」の原則に基づき、企業の復興に必要な資金の調達を支援するため、経済部は「中小企業向け融資の要点」を改定した。中小企業災害復旧事業」と「中小企業融資のポイント」を策定し、融資金利の引き下げ、保証率の引き上げ、融資期間と猶予期間の延長を行い、被災企業の返済圧力を軽減した。</p> <p>B) <u>被災地の失業者の早期就職支援</u>：労働部は「災害臨時就労手当申請の要点」を改定し、「被災地失業者」の要件を緩和した。被災地で現在仕事のない失業者には、臨時就労手当も支給される。</p> <p>C) <u>0403花蓮地震緩和・雇用安定訓練報奨金</u>：労働部はこれまで、地震で深刻な被害を受けた花蓮県の機関が常勤職員を安定的に雇用できるよう支援するための特別プロジェクトを立ち上げ、今回はその規模を拡大した。パートタイム労働者の雇用安定を支援する「安定雇用訓練奨励制度」にも含まれており、訓練時間数に応じて労働者1人あたり月最大13,725台湾ドルの補助金が支給される。</p> |
|---|--|

簡素な行政と国民の利便性の実現

- | | |
|---|--|
| 6 | <p>A) <u>上場会社の有価証券報告書の記載事項の簡素化</u>：国際基準に合わせるため、金融監督委員会が「公募有価証券報告書記載事項基準」を改正。アニュアルレポートの作成業務の効率化と簡素化を図ることを目的としている。</p> <p>B) <u>化粧品管理の新制度の推進</u>：化粧品は2024年7月から分類を廃止し、化粧品管理を簡素化し、製品情報の透明化を図るため、化粧品製品登録制度を全面的に推進する。特定用途化粧品の検査・登録規制の廃止に伴い、化粧品製造・輸入事業者は製品の製造・輸入に際し許可申請が不要となり、旅客は個人使用目的での製品の持ち込みが可能となる。</p> <p>C) <u>パスポート更新の条件付きオンライン申請の試行</u>：感染症流行後、海外旅行とパスポート申請の需要が急増したため、パスポート更新申請に複数の便利なチャネルを提供するため、外務部は国内在住者向けのオンラインパスポート申請の試験運用を行った。有効期限が切れたパスポートを持っており、かつ戸籍があり、パスポートの個人情報を変更する必要がない人は、オンラインでパスポート交換申請が可能となる。</p> |
|---|--|

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 公共政策オンライン参加プラットフォーム(1/2)

台湾 市民による監督 公共政策オンライン参加プラットフォーム（公共政策網路參與）

概要

- ・ オープンガバメントを推進するため、国家發展委員会が2015年に公共政策参加プラットフォームを設立し、国民が公共問題に参加するための定期的なチャンネルとして、起草段階と実施段階で国民が政策問題について議論し、アドバイスできるようにしている。
- ・ 公共政策オンライン参加プラットフォームは、主に以下の4つの機能を提供している。
 - ①「トーク」：策定中の政策について国民が質問するための政策ディスカッションセクション
 - ②「監督」：主要な政府政策とプログラムを国民が監視できるセクション
 - ③「提案」：国民に新しい政策アイデアの提出を求める提案セクション
 - ④「連絡」は国民が政府機関の長に直接電子メールを送信できるフィードバックセクション

背景

- ・ 情報通信分野の発展に伴い、インターネットを通じた公共政策への国民の参加が大幅に増加しており、台湾におけるオンライン参加が徐々に無視できない国民参加の手段となりつつあった。
- ・ 優れた公共ガバナンスには、透明性、国民の参加、説明責任が含まれており、国民に対する政府サービスの有効性を促進するために、公開された政府情報を通じて民間の参加と監督が導入されることが期待されている。こうした要請に応え、国家發展委員会はすべての国民が参加できる常設チャンネルとして「公共政策オンライン参加プラットフォーム」（<https://join.gov.tw>）を2015年2月10日に開設した。

特徴

- ・ すべての人々からの意見を集約するために携帯電話のテキストメッセージ認証を追加。
- ・ 多様な意見が飛び交う新たな議論フォーラム機能を追加し、
- ・ 合理的な議論、特定の問題に関するオンライン調査、本人確認などの弁証法的プロセス、報酬メカニズムの確立により、公共政策へのオンライン参加の促進を行っている。
- ・ このプラットフォームは中国の公共政策ネットワークに参加するための唯一の入り口となっており、総統府、行政院とその付属機関、地方自治体等、あらゆる行政レベルに対し提案が可能。



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

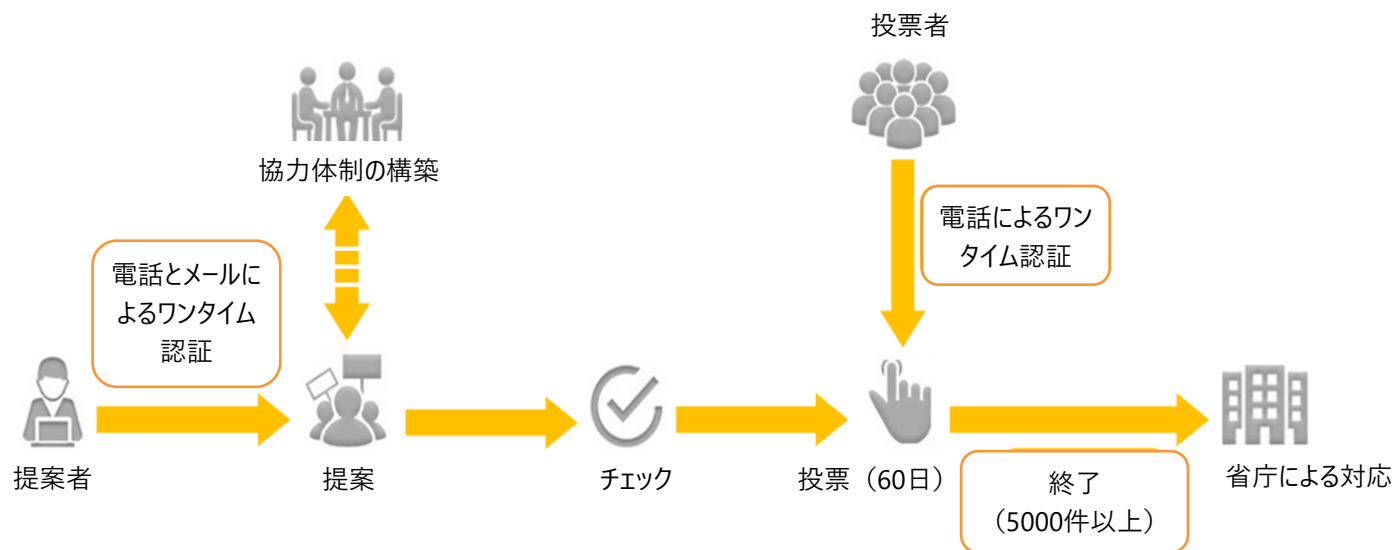
台湾 | 公共政策オンライン参加プラットフォーム(2/2)

台湾 市民による監督 公共政策オンライン参加プラットフォーム（公共政策網路參與）

法的根拠

- 「公共政策へのオンライン参加の実施に関する指示（公共政策網路參與實施要點）」
(<https://theme.ndc.gov.tw/lawout/EngLawContent.aspx?lan=C&id=62>)
- 「行政院及び傘下機関における参加官の役割の実施に関する指針（行政院及所屬各機關開放政府聯絡人實施要點）」
(<https://theme.ndc.gov.tw/lawout/EngLawContent.aspx?lan=C&id=57>)

要望提案と 審議フロー



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 規制影響分析

台湾

規制分析

規制影響分析（法規政策影響評価）

概要

- OECDの多くの加盟国が規制影響分析を行ってきたが、台湾においても、行政手続き法に基づき規制影響分析を行っている。
- さまざまな重要な関連政府政策における規制ツールの使用の必要性または合理性を積極的に見直すことにより、国際貿易と国内経済の自由化を促進することを目的としている。

実施目的

(1)政府法規の合理性・正当性の強化

行政当局が本分析を用いて、策定したい法律や規制の内容の必要性和合理性を深く検討すると同時に、政府が経済社会活動を管理するために使用する理由の正当性、および国内外の受容性を熟考するのを支援し、市場経済への過度の政府の介入と市民社会の自律性を減らすこと。

(2)法令・政策の策定や意思決定プロセスの透明性の向上

規制影響分析プロセスに規制と政策を含めること、および影響を受ける主要な利害関係者が政府の政策慣行について事前に学び、意見を表明し、行政府との合理的な対話に関与し、必要な調整を行う機会を提供することは、政策プロセスの透明性に対する民主的なアプローチであり、政策の実施に対する抵抗を減らすことができる。

国家発展委員会による支援体制

- 2014年1月15日の行政院政務協議の決議に従い、国内の法的環境を改善するため、国家発展委員会は、各省庁や委員会のガバナンスの強化を支援するよう要請されている。行政院が2013年に「法案とジェンダー影響評価チェックリスト（法案及性別影響評価檢視表）」を策定し、問題定義、政策目標、公共性など規制影響分析報告書に記載すべき事項を盛り込んだ。
- 公務員の関連評価能力の向上を支援するため、国家発展委員会は2014年から研修コースを実施しており、2015年には行政院人事行政局がこの研修を公務員の定期的な法律研修コースに組み入れた。
- 最近では業務の質をさらに向上させるために、国家発展委員会は他国（オーストラリア、ニュージーランド、カナダなど）の慣行を参考に、2017年8月に「規制と政策の影響評価業務マニュアル」を提案した。これは、行政機関の政策責任者および業務（法務）担当者が規制影響分析の基本的な手順と運営方法を理解し、各省庁や委員会が関連手続きを実施および強化するのを支援し、台湾の法務事務の質を向上させることを目的としている。

出所）国家発展委員会公表資料 https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=0CF7EEAD9B7962E3

行政手続法 <https://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030055>

よりNRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 金融監督サンドボックス(1/2)

台湾

サンドボックス制度

金融監督サンドボックス（金融監理沙盒）

概要

- 金融技術の研究開発と試行のための安全な環境を提供するために、業界のプレーヤーが既存の法律や規制にすぐに制限されることがなく、低レベルの監督空間で革新的な商品、サービス、またはビジネスモデルをテストでき、制御可能なリスクの条件下で金融サービスにおける技術の実現可能性と有効性を検証できるようにするために、2017年に「金融監督サンドボックス」が開始した。
- 金融監督委員会（Financial Supervisory Commission：FSC）が実験段階における申請の審査、コンプライアンスの監視、消費者保護の確保を担当している。
- これまでイギリス、シンガポール、香港、オーストラリアなどの国・地域において事実上の取組として金融分野のサンドボックス制度が施行されていたが、台湾は特別法に基づいて法的に金融監督サンドボックス制度を確立した世界初の国となっている。

特徴

- 金融監督委員会の許可が必要な技術革新を利用した金融サービスを行う実験者に適用：**
提案された革新的技術が金融監督委員会の認可を受けた公認金融業に属する限り、適用の対象となる。
- 無制限の申請者：**
台湾非居住者も申請可能である。
- 規制の免除を受ける実験期間は最長 3 年間：**
実験期間は 1 年間に制限されるが、さらに期間が必要な場合は、1 回限り延長を申請することが可能。なお、法律を改正する場合は延長回数は 1 回に制限されず、実験期間中は合計 3 年間まで法律、規制、命令、行政規則の適用が除外される。
- 実験終了後、各業界の法規制に従って営業許可を申請：**
企業が革新や実験を行い、実験に関連する事業を運営する計画を立てた後も、「同じビジネスを扱い、同じ「規範」の公平性の原則に従う」ことを遵守するために、現行法または改正法に従って申請する必要がある。
- 金融規制を積極的に見直し、改正し、紹介カウンセリングを提供：**
実験の結果、それが実際に革新的であり、金融サービス料金の向上、コストの削減、または金融消費者の権利と利益に利益をもたらすことが示された場合、金融監督委員会は、イノベーション実験の状況に基づいて革新的実験の取り扱いを見直す取組を行い、金融規制を改正し、起業家精神や戦略的協力を支援し、金融の革新的な発展を促進するために適切なタイミングで指導と起業家精神の支援を提供する。
- 金融テクノロジー関係者に指導と支援の仕組みを提供：**
金融監督委員会は、金融テクノロジー関係者のニーズを積極的に理解し、必要な支援、コーチング、コンサルティングサービスを提供する。
- 消費者の権利と金融の安定の両立に配慮：**
実験参加者の権利利益を保護するため、「金融消費者保護法」を準用し、様々な権利利益の保護措置を講じている。さらに、金融の安定を維持するために、革新的な実験プロセスが金融市場に重大な悪影響を及ぼしたり、参加者の権利と利益を危険にさらしたりする場合、金融監督委員会は実験の承認を取り消すことができる。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 III 調査結果：台湾の規制改革制度

台湾 | 金融監督サンドボックス(2/2)

台湾

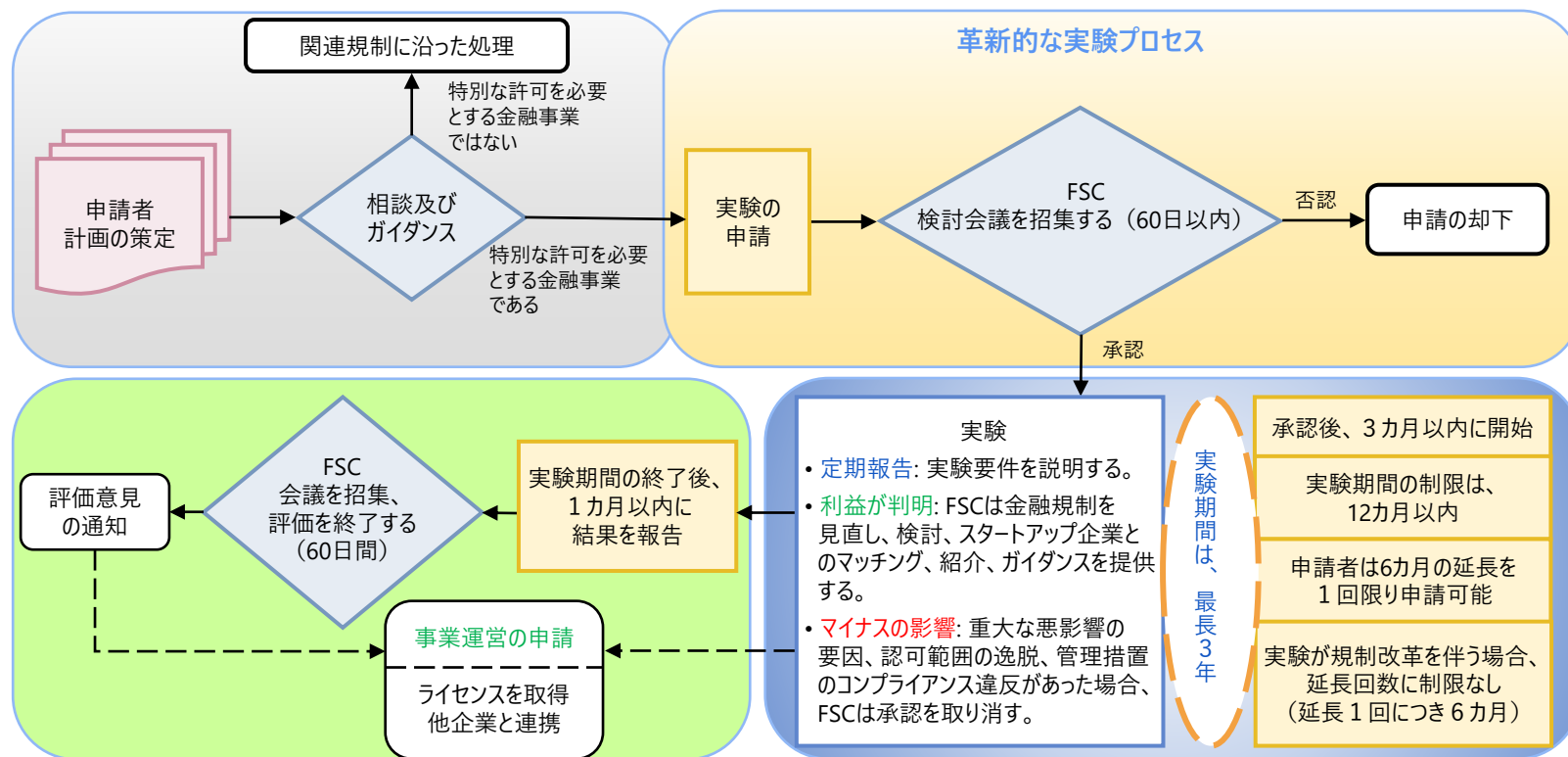
サンドボックス制度

金融監督サンドボックス（金融監理沙盒）

法的根拠

- 「フィンテック開発・イノベーション実験規則（金融科技發展與創新實驗條例）」
(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=G0380254>)

プロセス



出所) Regulatory Sandbox Guidance and Application GuidelinesよりNRI作成

<https://www.fsc.gov.tw/userfiles/file/Regulatory%20Sandbox%20Guidance%20and%20Application%20Guidelines.pdf>

1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

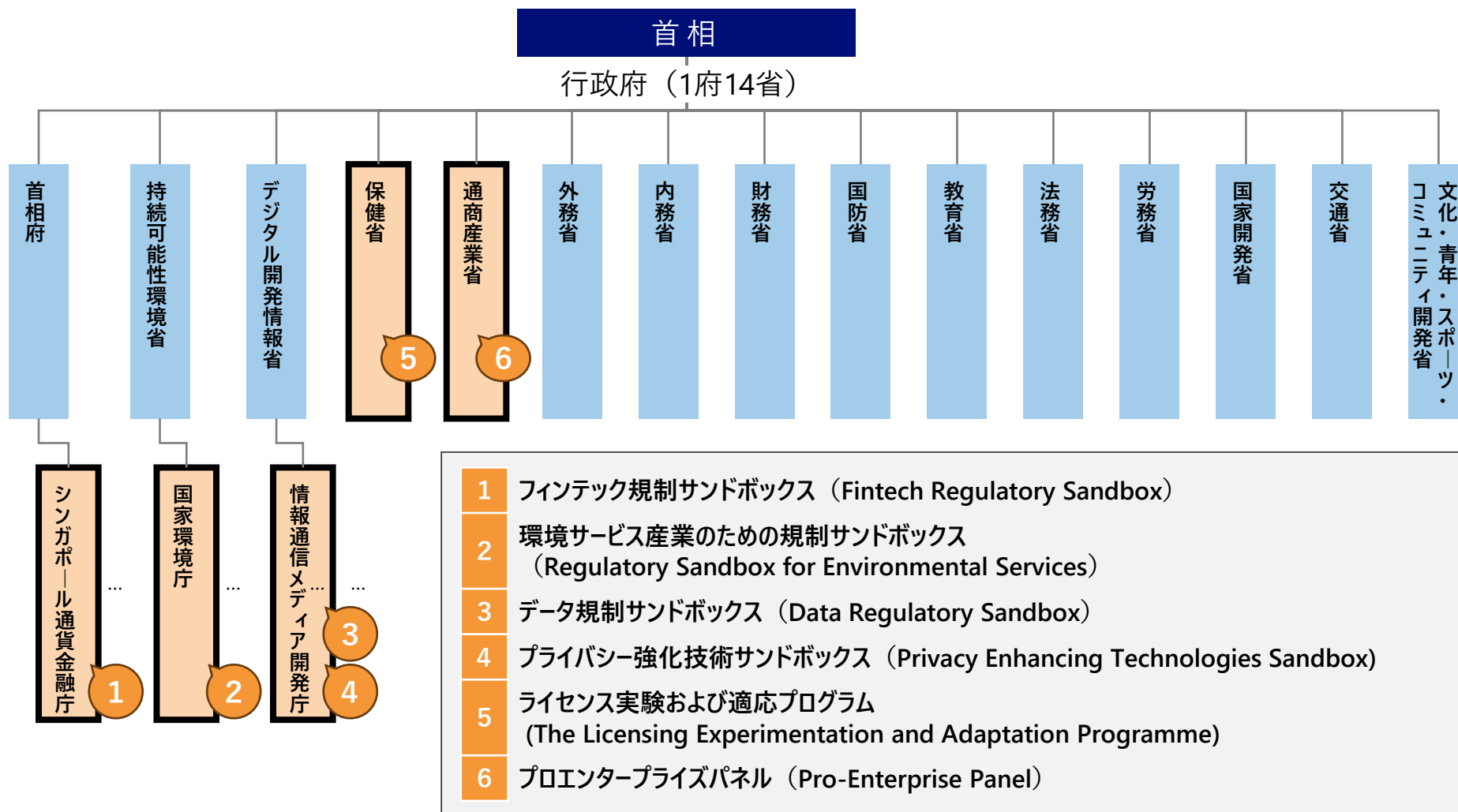
VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポールにおける規制改革行政体系 | 全体像

- シンガポールではサンドボックス制度を通じて新しい技術やビジネスモデルの実証を行い、産業の高度化やイノベーション促進を支援しシンガポールの競争力を高めることを目指している。



シンガポールにおける産業政策と規制改革制度の位置づけ

- シンガポール経済は、労働集約型の輸出製造業から資本・技術集約型の製造業、高付加価値サービスへと産業構造を変化させることで、輸出製造拠点、外国多国籍企業の地域本部、金融センター、貿易、輸送、通信の中心地となった。
- シンガポールの経済発展戦略の一つとして「Research Innovation Enterprise 2025 Plan」が定められており、下記の3つの横断的な分野によって支えられる4つの戦略領域に沿って構成されている。
- また、新興技術が世界中の産業に変化をもたらす中、特にシンガポールではイノベーションと公共の安全のバランスをとるための重要な政策を更新し、導入している。具体的には2024年10月に「スマート国家戦略2.0」を発表し、人工知能の導入を一層推進するとともにオンラインの信頼性強化に取り組んでいる。
- シンガポールにおける規制改革制度は、国民と企業を守りながら、シンガポールが競争力と安全性に優れた技術拠点であり続けることを目指すことの一環として、各省庁におけるサンドボックス制度やプロエンタープライズパネル（詳細は後述）を通じて標準化・共通化や規制への柔軟な対応などを推進していると推察される。

製造、貿易、コネクティビティ

R&Dを活用して、先進的な製造とコネクティビティにおけるグローバルなビジネスとイノベーションのハブとしてのシンガポールの地位を強化

人間の健康とポテンシャル

健康をより良く変革し、保護し、人間のポテンシャルを高め、シンガポールの経済的価値を創造

アーバンソリューションと持続可能性

明日のために、住みやすく、回復力があり、持続可能で、経済的に活気のある都市を再生し、構築する

スマート国家とデジタル経済

スマートネーションの目標を推進するためのテクノロジーリーダーシップを育成し、信頼できるデジタルイノベーションハブとしてのシンガポールの地位を確立

アカデミックリサーチ

研究能力の強固な基盤と国際的に卓越した研究能力の頂点を築く

人材

強力な研究とイノベーションの人材パイプラインを育成

イノベーションと企業

企業のイノベーションを加速

シンガポール | フィンテック規制サンドボックス(1/3)

シンガポール

サンドボックス制度

フィンテック規制サンドボックス (FinTech Regulatory Sandbox)

概要

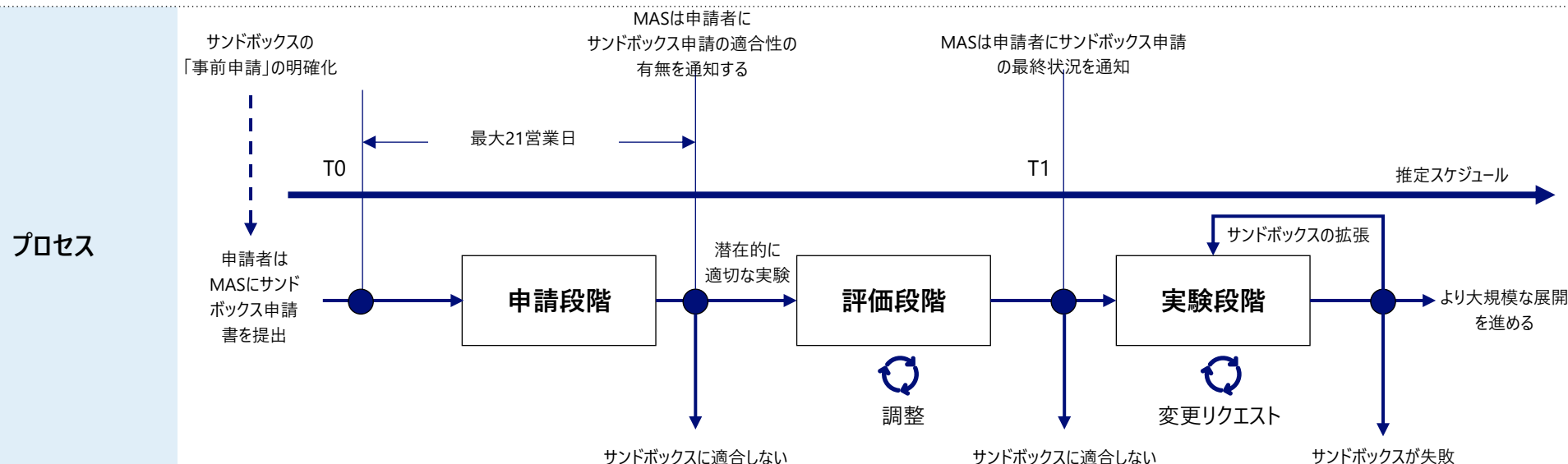
- シンガポール通貨金融庁 (Monetary Authority of Singapore : MAS) のFinTech & イノベーショングループ (Fintech and Innovation Group : FTIG) において、金融機関やフィンテック企業が明確に定義された空間と期間内で、実際の環境で革新的な金融商品やサービスを実験することができる制度。
- 実験に応じて、Singapore通貨金融庁はサンドボックスの期間中、シンガポール通貨金融庁が規定する特定の法的小および規制上の要件を緩和することにより、適切な規制サポートを提供する。また、サンドボックスには、障害の影響を抑制し、金融システム全体の安全性と健全性を維持するための適切な安全対策が組み込まれる。
- なお、実験が成功しサンドボックスが終了すると、当該サービスは関連する法的小および規制上の要件を完全に遵守する必要がある。

特徴

- フィンテック規制サンドボックスには、通常のFinTech Regulatory Sandboxの他、Sandbox Express やSandbox plusのオプションがある。
 - Sandbox Express** : 事前に決定されたルールに準拠することで、サンドボックスへのエントリーの承認プロセスを短縮している制度。資格のある申請者は、MASに申請してから21日以内に、Sandbox Expressの事前定義された環境で市場テストを開始することができる。
 - Sandbox plus** : MAS の規制対象となる革新的な製品やサービスの導入を検討している企業に、より効果的なワンストップ支援を提供するために機能強化を行った制度。具体的には、①資格基準を拡大し、技術革新の早期導入者も対象に含め、適格性 (提案された技術はシンガポールの金融サービスにまだ適用されておらず、先駆者であり、サンドボックス アプリケーションは MAS によって承認されていること) のある申請者は、資金援助 (対象となる費用の 50%、上限は400,000 ドル。助成金は、サンドボックス期間中および期間終了後に一定の条件を満たした場合に 3 回に分けて支給。) を受けることができる制度。
- フィンテック規制サンドボックスは新しい金融サービスを提供するために、革新的な方法でテクノロジーを適用しようとしている企業であれば誰でも応募可能である。

1. 海外規制改革制度の調査

シンガポール **サンドボックス制度** ▶ **フィンテック規制サンドボックス（FinTech Regulatory Sandbox）**



- 「FINTECH REGULATORY SANDBOX GUIDELINES」では、申請者のサンドボックスへの適合性について、下記の通り定めている。
<https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/development/regulatory-sandbox/sandbox/fintech-regulatory-sandbox-guidelines-jan-2022.pdf>

適合性の要件

- | | |
|---|--|
| A | 新しい技術や新興技術が含まれているか、既存の技術を革新的な方法で用いていること |
| B | 既存の問題に対処するか、消費者または業界に利益をもたらすこと |
| C | 申請者は、サンドボックスを終了した後、提案された金融サービスをシンガポールでより大規模に展開する意図と能力を持っていること |
| D | サンドボックス実験のテストシナリオと予想される結果は明確に定義され、サンドボックスエンティティは、合意されたスケジュールに基づいてテストの進捗状況をMASに報告すること |
| E | 消費者の利益を十分に保護し、業界の安全性と健全性を維持しながらサンドボックスを有意義に実行するために、適切な境界条件を明確に定義すること |
| F | 提案された金融サービスから生じる重大なリスクを評価し、軽減すること |
| G | 提案された金融サービスを中止する必要がある場合、またはサンドボックスを終了した後により大規模な展開を進めることができる場合に備えて、受け入れ可能な終了および移行戦略を明確に定義すること |

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | フィンテック規制サンドボックス(3/3)

シンガポール

サンドボックス制度

フィンテック規制サンドボックス (FinTech Regulatory Sandbox)

実績

- MASのHP上では1件のリストが公表されており、当該企業のHPや所在地、住所、電話番号も併せて記載されている。

企業名	DigiFT Tech (Singapore) Pte Ltd
期間	2022年6月1日 - 2023年11月30日
事業者タイプ	公認市場運営者、資本市場商品の取引
備考	- DigiFT Tech (Singapore) Pte Ltd は実験を完了し、2023 年 11 月 30 日にサンドボックスを終了した。 2023年12月1日より、DigiFT Tech (Singapore) Pte Ltdは、証券先物法第 86 条に基づく集団投資スキームの証券またはユニットである資本市場商品を取引するための資本市場サービス ライセンスを保有する。 2023年12月1日より、DigiFT Tech (Singapore) Pte Ltdは、証券先物取引法第9条(1)項に基づく認定市場運営者となる。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | 環境サービス産業のための規制サンドボックス(1/2)

シンガポール サンドボックス制度 環境サービス産業のための規制サンドボックス (Regulatory Sandbox for Environmental Services)

概要

- シンガポール国家環境庁（National Environment Agency：NEA）が主導する、シンガポールの環境サービス産業におけるイノベーションを促進するために、設立された規制のサンドボックス制度。

特徴

- 関心のある当事者は、環境、公衆衛生、安全の側面を損なうことなく、一定期間内に制御された環境で革新的な環境サービス関連のテクノロジーとソリューションを実験するために、サンドボックスへの参加を申請できる。
- サンドボックスは申請者によって導入および運用され、サンドボックスの期間中、申請者が従うべきNEAが規定する特定の法的小および規制上の要件を緩和することにより、NEAが適切な規制サポートを提供する。
- サンドボックスが完了したまたは、期限が終了した後は、申請者は現行の関連法規制の要件を完全に遵守する必要がある。
- 対象としては、テクノロジー企業、環境サービス業界の利害関係者やライセンサー、施設所有者、およびそのような企業と提携またはサポートを提供している企業が想定されるが、これらに限定されない。

実績

- NEAのHP上では2件のリストが公表されており、当該企業のHPや所在地、住所、実施期間、実施概要が併せて記載されている。

事例①

企業名

SP Group (<https://translate.google.com/website?sl=auto&tl=ja&hl=ja&client=webapp&u=https://www.spgroup.com.sg/>)

期間

2019年5月30日-2021年5月29日

備考

- ガーデンズ・バイ・ザ・ベイでの現地コンパクト廃棄物ガス化パイロット試験。
- SP Groupは2021年5月29日に実験を完了し、サンドボックスを正常に終了した。

事例②

企業名

Alpha Biofuels Pte Ltd (<https://translate.google.com/website?sl=auto&tl=ja&hl=ja&client=webapp&u=https://alphabiofuels.sg/>)

期間

2019年6月3日-2022年1月14日

備考

- リバーズロジスティクスと共有リソースによる使用済み食用油 (UCO) の収集。
- Alpha Biofuels Pte Ltdは2022年1月14日にサンドボックスから撤退した。

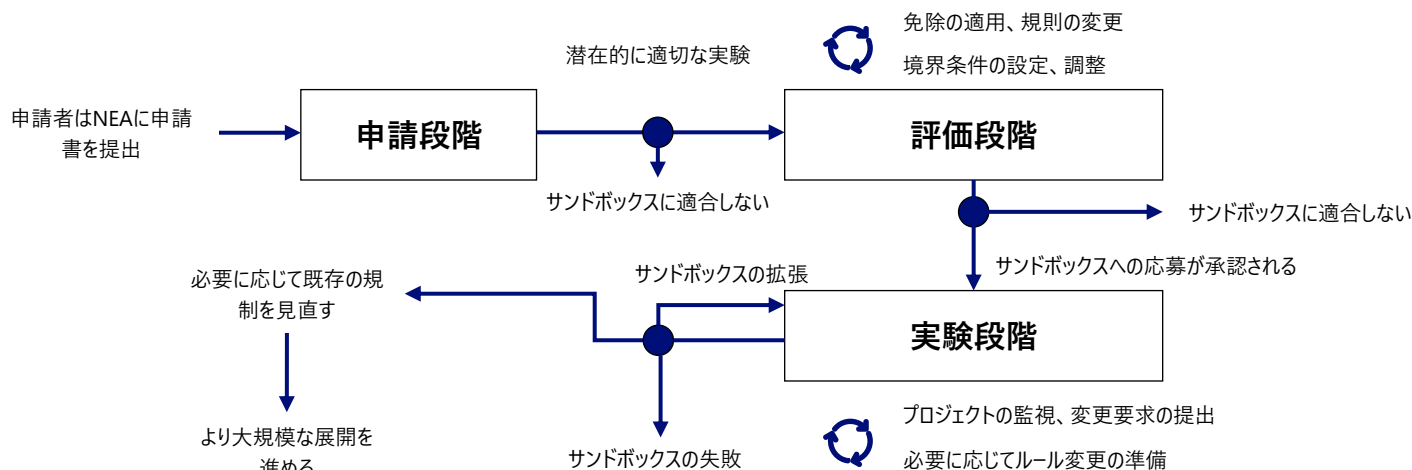
(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | 環境サービス産業のための規制サンドボックス(2/2)

シンガポール サンドボックス制度 環境サービス産業のための規制サンドボックス (Regulatory Sandbox for Environmental Services)

プロセス



適合性の要件

- 「Guidelines – Regulatory Sandbox for Environmental Services」では、サンドボックスの目的と原則を定め、申請プロセスとNEAに提供すべき情報について申請者にガイダンスを提供している。

<https://www.nea.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/guidelines---nea-regulatory-sandboxf0ad0540da764598b9b58dd94573190b.pdf>

A	真のイノベーション：新しい技術やソリューションが含まれているか、既存の技術やソリューションが革新的な方法でどのように展開されているかを示すこと
B	利害関係者への利益：技術/ソリューションが環境サービス業界（生産性の向上など）や一般市民にどのような利益をもたらすかを示すこと
C	テストの準備：申請者が実験のための関連資産およびリソースを確保しているか、確保する予定であり、テストのシナリオと結果を明確に定義していること
D	定義された境界条件：利害関係者の利益を十分に保護し、環境サービス産業の安全性と健全性を維持するために、提案は可能な限り明確に定義すること
E	定義された監視および評価手順：申請者は、合意されたスケジュールに基づいて、サンドボックスプロジェクトの進捗状況レポートをNEAに提出すること
F	リスク評価と低減：提案された技術/ソリューションから生じる重大なリスクを予測し、評価し、軽減すること
G	終了条件/移行条件の定義：サンドボックスプロジェクトが特定の理由（プロジェクトの目的を達成できない、安全上の欠陥など）により中止される場合、延長される場合（不具合を修正するために必要な追加時間など）、またはサンドボックス期間の終了時に大規模な展開に進むことができる場合の、受け入れ可能な終了条件および移行条件を明確に定義すること

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | データ規制サンドボックス

シンガポール		サンドボックス制度		データ規制サンドボックス（Data Regulatory Sandbox）	
概要	データ規制サンドボックスは、デジタル開発情報省（Ministry of Digital Development and Information：MDDI）の情報通信メディア開発局 (Infocomm Media Development Authority：IMDA) によって管轄されており、データ駆動型テクノロジーで革新を起こす際に規制の境界を明確にし、データ保護ポリシーへの準拠を保証するためのガイダンスを提供することで、企業をサポートすることを目的として設立されたサンドボックス制度である。				
特徴	- データ規制サンドボックスを活用するための重要な考慮事項は下記のとおり。 ✓ 革新的：ユースケースでは現在の規制では不可能な、データを使用して新しい価値を引き出したり、新しい製品を作成したりする方法を示す必要がある。 ✓ 公共の利益：ユースケースは消費者に悪影響を与える可能性が低いことが求められる。 ✓ 準備が整った具体的なユースケース：ユースケースは仮説的な需要に基づくものであってはならず、関連する利害関係者から十分な関心を集め、明確な成果が得られるものである必要がある。 ✓ リスク評価と軽減：リスクと影響を評価し軽減する必要がある、個人の利益を保護するために合理的な努力を払う必要がある。				
プロセス	データ規制サンドボックスには「エンゲージメント」「ガイダンスの提供」「ポリシープロトタイピング」の3つの段階があるが、段階は必ずしも順番に行われるわけではなく、企業のユースケースと準備状況によって異なる。 ステージ 1：エンゲージメント ステージ 2：ガイダンスの提供 ステージ 3：ポリシープロトタイピング - 企業は関与分野を特定し、データ活用によりイノベーションを起こすための計画を提供する。 - IMDAと個人データ保護委員会は計画をレビューし、規制に関するアドバイスをを行う。 - 企業は具体的なユースケース、概念実証、トライアルの要件を詳細に説明する。 - IMDAと個人データ保護委員会はデータの革新的な利用に関する明確さと理解を高め、不確実性を軽減するための一般的なガイダンスを実践または提供する。 - 新しいポリシーの意図を詳細に説明できるユースケースを持つ企業は、規制の免除を求めることが可能。 - 企業はリスク影響評価を実施し、リスク軽減措置を講じる。				

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | プライバシー強化技術サンドボックス(1/2)

シンガポール サンドボックス制度 プライバシー強化技術サンドボックス (Privacy Enhancing Technologies Sandbox)

概要

- プライバシー強化技術 (Privacy Enhancing Technologies : PETs) とは、企業が個人データの保護、データのプライバシー、商業的に機密性の高い情報の保護を確保しながら、データから貴重な洞察を得る技術である。PETsにより、BtoBデータのコラボレーション、国境を越えたデータフロー、AI開発のためのデータ収集が可能となる。
- PETsは開発段階にあり、実際の環境でこれらのテクノロジーを使用することはリスクが伴うことから、PETsの実験を容易にするためにIMDAと個人データ保護委員会 (Personal Data Protection Commission : PDPC) は、企業が信頼できるPETsデジタルソリューションプロバイダーと連携してユースケースを開発し、PETsを試験的に導入する機会 (= プライバシー強化技術サンドボックス) を提供している。

特徴

- PETサンドボックスの特徴は下記の通り。
 - ✓ ユースケースの所有者をPETsデジタルソリューションプロバイダーのパネルにマッチメイクする。
 - ✓ ユーザー企業にパイロットプロジェクトの範囲を定めて実装するための助成金サポートを提供する。
 - ✓ PETsが法令に準拠した方法で導入されるように規制に関するサポートを提供する。
- PETサンドボックスは、IMDAの技術、財務、規制のサポートを受けながら、企業がPETsのユースケースを試験的に実施するための実証の場を提供する。実証内容は、(a) 複数のデータセットの中から共通する顧客を特定する、(b) 複数のデータセットを組み合わせることで顧客に関する更なる情報を導き出す、(c) より多くのデータをAIで利用できるようにする、(d) より多くのデータを生成AIでデータを利用できるようにするのいずれかのパターンに当てはまる。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | プライバシー強化技術サンドボックス(2/2)

シンガポール サンドボックス制度 プライバシー強化技術サンドボックス (Privacy Enhancing Technologies Sandbox)

実績

- PETサンドボックスへ参加した企業のケーススタディが6件公表されている。

企業名	事業内容
Ant International	自社のリワードプログラムとデジタルウォレットの顧客データを突合し、プライバシー保護AIを用い顧客ニーズに適したプロモーションを行うことで顧客エンゲージメントの強化を図る。
GPAI	プライバシー強化技術を使用して過去のパンデミックのデータを共有し、将来の流行に対する社会の回復力を向上させる方法を実証。機密性と信頼性のあるチャネルを介してデータを循環させることの重要性を明確にした。
Grab	手動のデータタグ付けとクリアランスのプロセスを、LLM ベースのメタデータタグ付けと自動データ匿名化によって自動化し、個人データを危険にさらすことなく迅速なデータアクセスを実現した。
非公開（医薬品小売業）	Trusted Execution Environment (TEE) ベースのソリューションを設計し、データパートナーからの元のデータが環境のホストによっていかなる形式でも読み取られたり、変更されたり、アクセスされたりしないようにするための保護策を含めた。POC を通じて、製薬会社はデータパートナーからより多くのデータにアクセスし、エコシステム パートナーに利益をもたらす新しいデータモデルを作成できた。
Mastercard	現行の規制に準拠しながら、国境を越えて、具体的にはシンガポール、米国、インド、英国間で金融犯罪情報を共有するための、サードパーティサプライヤーが提供する完全準同型暗号化 (FHE) に基づく製品を調査するために、PoCを開発した。
Meta	アプリやウェブサイト間でリンク可能なユーザー/デバイス識別子の収集が実行不可能であり、デジタル広告エコシステムへの信頼性が低いという現状に対し、「相互運用可能なプライベートアトリビューション」またはIPAというソリューションを提案した。これは、マルチパーティ コンピューティング (MPC)、集約、差分プライバシー (DP)、書き込み専用識別子の組み合わせを使用して、アトリビューション測定を可能にする。このソリューションは、パブリッシャーの Web サイト/アプリに表示されるインプレッションと、広告主の Web サイト/アプリで発生するコンバージョンに基づいて広告の結果を測定することを目的としている。

シンガポール | ライセンス実験および適応プログラム

シンガポール サンドボックス制度 ライセンス実験および適応プログラム (The Licensing Experimentation and Adaptation Programme)

概要

- ライセンス実験および適応プログラム（The Licensing Experimentation and Adaptation Programme：LEAP）は、シンガポール保健省（Ministry of Health：MOH）が主導する、業界パートナーと協力して新しい革新的な医療サービスのための規制サンドボックスである。
- 革新的なヘルスケアサービスの立ち上げに興味がある事業者はオンラインフォームを通じて応募すると、5営業日以内に保健省による確認が受けられる。

事例

背景

- 地域の薬剤師にワクチン接種の権限を与えることで、インフルエンザ予防接種をより受けやすくし、より健康的なシンガポールに向けて積極的な措置を講じる。

事業概要

- 保健省は、地域の薬剤師が参加する小売薬局で、特定の病状を持たない18歳以上の対象者にインフルエンザワクチン接種を提供できる安全で規制された環境を作り出す規制サンドボックスを設立した。
- このサンドボックスは、公共の利益を保護しながら新しい医療サービスを提供する際の規制上の障壁を減らすことで、医療分野のイノベーションを促進するのに役立つ。薬剤師はスキルアップし、コミュニティにさらに貢献できるようになる。

期間

- 2024年10月28日から開始された。
- サンドボックスは、2020年の医療サービス法に基づいて地域の薬剤師ワクチン接種サービスのライセンスを付与する前に、最低1年間実行されることを目標としている。

補助金制度 との連携

- サンドボックス薬局でインフルエンザワクチン接種を受ける適格シンガポール国民は、Community Health Assist Scheme (CHAS) のGPクリニックを受診する場合と同じ政府補助金が支給される。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

シンガポール | プロエンタープライズパネル

シンガポール 規制緩和・グレーゾーン解消・サンドボックス プロエンタープライズパネル (Pro-Enterprise Panel)

概要	プロエンタープライズパネル (Pro-Enterprise Panel : PEP) は、通商産業省 (Ministry of Trade and Industry Singapore : MIT) が運営し、首相府の公共サービス部門 (Public Service Division) の事務次官が議長を務める官民合同のパネルで、<u>イノベーションを促進するために規則や規制を定期的に見直し、企業のコンプライアンスコストを最小限に抑えるために規制を合理化し、新しいビジネスモデルをサポートするために規制のイノベーションを促進することで、プロエンタープライズ環境を実現することを目指している制度。</u>
特徴	- 企業が活用できるイニシアティブは下記の3つである。一般的に、複数の機関が関与する提案は、評価を完了するのにさらに時間がかかる。評価期間はさまざまで、提案の複雑さに応じて3か月から6か月の範囲になる。 <u>PEP 提案 (PEP Suggestion)</u> : 政府の規則や規制がビジネスの妨げになっている場合や、テクノロジーや新しいビジネスモデルによって混乱するビジネスや業界向けに、既存および新しい規制をどのように設計すればより良くなるかについて提案する制度。PEPメンバーは、政府機関と協力して規制を体系的に見直しを実施する。 <u>先発フレームワーク (First Mover Framework : FMF)</u> : 画期的で革新的なビジネスアイデアを持つ起業家に公共の土地やスペースの利用を認め、有利なスタート環境を与えることで、優れた製品を開発することを目的としている。 <u>新アイデアスキーム (New Idea Scheme : NIS)</u> : シンガポール国内で明確な規制枠組みが存在しない分野において、制御された環境内で新しいビジネスモデルをテストすることができる。(なお、他の機関によるサンドボックスプログラムへの参加は不可となる) 参加者のメリットとして、新しいアイデアを市場に投入するための適切な規制サンドボックスフレームワークを共同開発できること、関連する規制当局と協力してビジネスコンセプトを開発できること、トライアル中にリアルタイムのFBを得て、ビジネスアプローチやソリューションを改良し、より広く受け入れられるよう支援が受けられることがある。 <u>グリーンエコノミー規制イニシアティブ (The Green Economy Regulatory Initiative : GERI)</u> : 既存のサンドボックスプログラムのネットワークを基盤としており、企業が新しいグリーン成長の機会をつかみ、グリーン製品やサービスを開発し、地球規模の気候対策に貢献できるよう支援する制度。
実績	2000年の発足以来、PEP は2,000件を超える提案を受けており、さまざまな業界や分野で1,100件を超える規則や規制の有効な変更が行われている。

1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

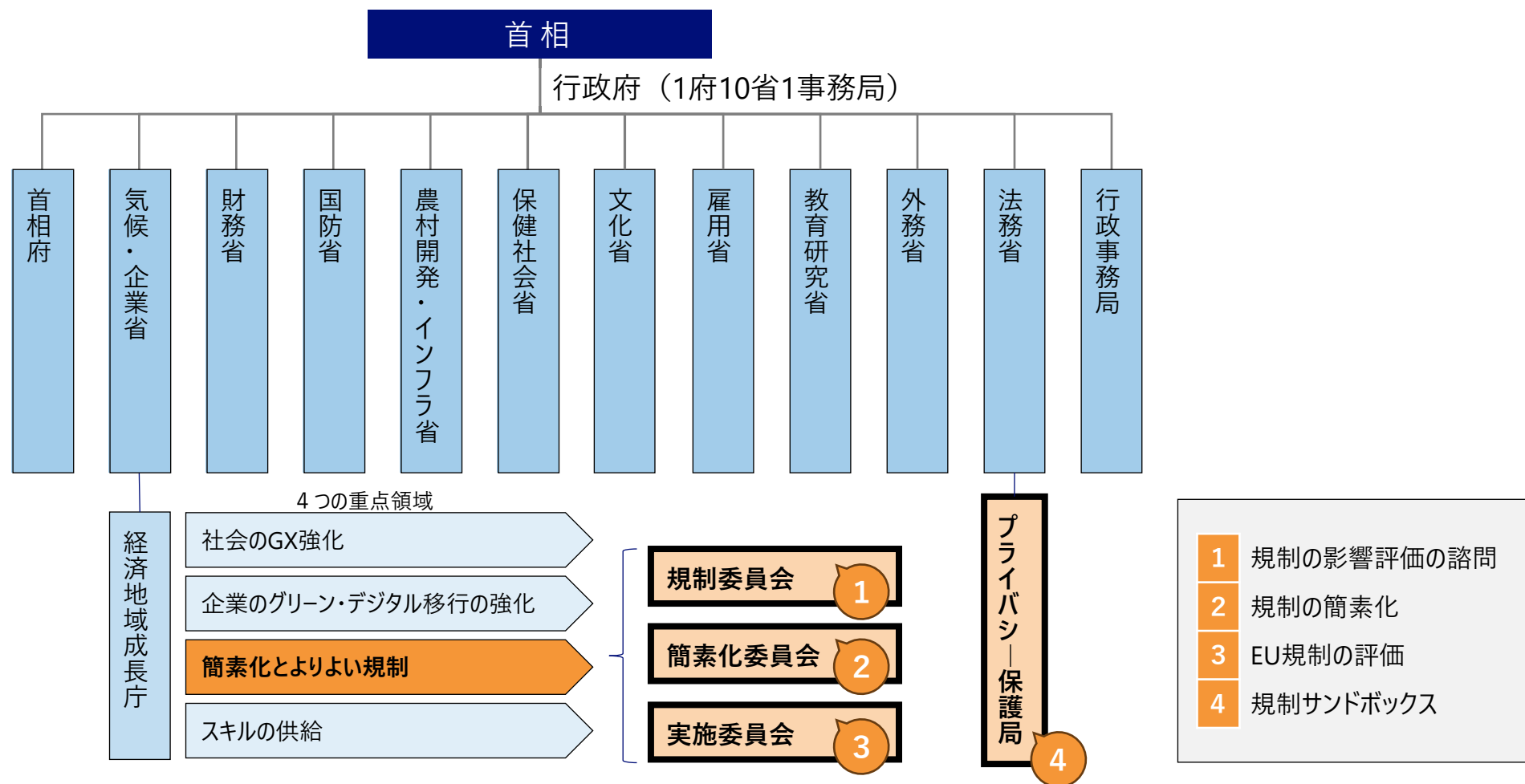
VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

スウェーデンにおける規制改革行政体系 | 全体像

- スウェーデンでは規制策定のプロセスに影響評価の枠組みを活用している他、個人情報に関する規制サンドボックスのパイロット版を実施している。



出所) スウェーデン政府機関年鑑2023および各種公開資料よりNRI作成

<https://www.government.se/contentassets/6c40223084e1475c888740ea5658a5d0/swedish-government-offices-yearbook-2023.pdf>

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

スウェーデンにおける産業政策と規制改革制度の位置づけ(1/2)

- スウェーデンは約1,000万人の人口規模でありながら、近年、高い労働生産性を背景とした国際競争力を武器に高い経済成長を実現してきた。
- 財務省の分析によると、下記の①～③の要素により高い労働生産性を維持し高い競争力を維持してきたと考えられている。

- ① スウェーデンでは同一労働・同一賃金の考え方のもと、産業横断的に生産性上昇率等を勘案した賃上げ率を実現することで、生産性向上が図れない産業・企業が市場から退出することを促している。
- ② これらの産業・企業が淘汰されることで発生する失業者については、効果的な職業訓練や再就職への動機づけを保ちつつ失業中の生活を保障する給付制度等の積極的な労働市場政策を用いて、より生産性の高い産業・企業へのスムーズな再就職を促している。
- ③ 1980年代以降の積極的な外資導入政策により、生産性の高い外資企業の参入が増加したことで、競争力の高い産業や企業が幾つも誕生した。そして現在に至るまで、多数のグローバル企業やスタートアップ企業を輩出するなどし、人的資本の質が高い労働力の受け皿となっている。

－財務省 2019年 『スウェーデンの経済成長と労働生産性』より

https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2019/jinkou_report09.pdf

- スウェーデンでは現在、8つの項目を政府として優先的に取り組むべき事項として定めている。

成長と家計	・ インフレによる家計への経済的圧力を緩和
犯罪	・ 刑事政策の見直し、刑罰の厳重化 ・ ギャング犯罪と戦うための追加のリソースとより優れたツールの開発
移民	・ 移民政策の全面的な見直し
気候とエネルギー	・ 2045年までに排出量を実質ゼロにするという気候目標を達成するために、野心的で効果的な気候政策を追求
健康と医療	・ 医療待ち行列の削減、利用可能性の向上、保健医療の効率性と平等性の向上、医療従事者の労働環境とスキル供給の改善に向けた改革
教育	・ 読み書きや算数などの知識と能力に焦点を当てた、知識に基づいた強力な学校制度を再構築
安全保障	・ 対ロシア対策・ウクライナ支援
EUの協力	・ スウェーデンが積極的かつ積極的に関与する加盟国となり、EUをより安全で、より環境に優しく、より自由なものにするを目指す

スウェーデンにおける産業政策と規制改革制度の位置づけ(2/2)

- 重点政策、および2023年9月に発表された政府の政策に関する声明において、特段規制改革・規制の簡素化に関する言及は無いものの、過去2021年9月には当時の商務省より【競争力、成長、イノベーションを強化するための簡素化政策】が打ち出されており、下記の5つの目標を掲げている。

- 1 規制は影響度合いの大きさに応じて、スウェーデン企業の成長、競争力、革新と適応能力の促進に貢献するように設計されなければならない。
- 2 規制に起因するスウェーデン企業のコストは、GDPに占める割合として時間の経過とともに減少する必要があり、そのコスト傾向は他の国々よりも低くなければならない。
- 3 企業は手続きの透明性をより高め、より多くのカテゴリで予想される処理時間を短くして、申請者に見えるようにする必要がある。
- 4 行政当局の企業に対する扱いやサービスは、ビジネスに適したものであり、適切に機能するものでなければならない。
- 5 企業の情報提出や当局とのその他の接触を簡素化することを目的として、企業と一般の人々との接触におけるデジタルサービスの割合と、デジタルで処理できる個別の手続きの割合を増加させる必要があります。目標は、企業が情報を一度に1か所に提出するだけ済むようにすることである。

- 簡素化政策はビジネス政策の重要な部分であり、スウェーデンの競争力を強化し、より多くの成長企業でより多くの雇用を創出すること、および他のいくつかの政治目標、欧州連合の政策にも貢献するとして、重要な位置づけにある。
- 規制に伴うコストの遵守と削減に関する目標は2006年から存在しており、政府の簡素化政策の目標は、現在と同様の形式で政府によって決定され、2013年依頼予算案にも示されている。
- 政府は、2016年まで適用される簡素化作業の7つの目標を設定。2016年以降は、2020年までに適用される4つの目標を定め、2021年に上記5つの目標が定められた経緯がある。
- 現在は気候・企業省直下の経済地域成長庁が規制分析を実施し、簡素化のための具体的な提案を作成し、ルールを策定する際の影響評価において規制当局を支援している。

スウェーデン | 規制委員会による規制影響評価の諮問(1/3)

スウェーデン	規制評価	規制委員会による規制影響評価の諮問
概要	- 立法が企業に重大な影響を与える可能性がある場合、省庁および当局は提案および関連する影響評価を、経済地域成長庁（Tillväxtverkets：Agency for Economic and Regional Growth）直下の規制委員会（Regelrådet：The Regulatory Council）に送付する必要がある。規制委員会は影響評価を検討し、「影響評価に関する規則（Förordning (2024:183) om konsekvensutredningar）」に従って定められた要件（詳細は次頁）を満たしているかどうかについて意見を出す。 - 参照された提案の影響評価が考慮されるためには、要件を満たしている場合、提案者は、とりわけ、その提案によって影響を受ける企業、影響を受ける企業のコスト効果、中小企業に特別な配慮が必要かどうかなど、代替ソリューションを提示しなければならない。	
特徴	規制委員会は、提案を拒否または承認するのではなく、影響評価が「影響評価に関する条例(2024:183)」に定められた要件を満たしているかどうかを評価するという点で、特徴的である。	
規制	【行政当局*の影響評価】 - 政府または政府機関に対して、新しい規制または規制の見直しの提案・決定するための提案を提出する際に、影響評価を報告しなければならないことが「影響評価に関する規則(2024:183)」にて定められている。 【政府機関の影響評価】 - 政府機関における影響評価分析は「影響評価を伴う作業のガイドライン」に基づき実施されている。 - 新しい規制または規制の見直しの提案を作成する際に、できるだけ早く影響評価を実施する必要がある。影響評価を実施する理由がない場合、当該評価を省略することができる。 【委員会の影響評価】 - 委員会では、報告書に新しいルールまたは修正されたルールの提案が含まれている場合、影響評価を実施する必要がある。これは、委員会規則（Kommittéförordning (1998:1474)）において規定されている。	

* スウェーデンでは、政府が決定したことを履行する機関を行政当局（myndigheter）と表現している。税務庁・移民局等が該当する。
出所）経済地域成長庁「ビジネスのためのよりよいルール」よりNRI作成

<https://tillvaxtverket.se/tillvaxtverket/omtillvaxtverket/varauppdrag/allauppdrag/battre reglerforforetag.2862.html>

スウェーデン | 規制委員会による規制影響評価の諮問(2/3)

スウェーデン

規制評価

規制委員会による規制影響評価の諮問

含めるべき項目

【行政当局の影響評価】

- 問題の説明と達成すべき内容、代替解決策、影響を受ける対象の特定、規制当局の意思決定権が紐づく認可の内容、コストやその他の結果に関する情報、スウェーデンのEU加盟から生じる義務に準拠することへの確認、発効に関して必要な考慮の有無、特別な情報収集の必要性の有無を評価において明確にしなければならない。
- 検討中の規則が企業に影響を与える可能性がある場合、影響を受ける企業の数、事業を行っている業界、企業の規模、時間の消費と管理コストへの影響、ルールが企業にもたらすその他のコスト、ルールの結果として行う必要がある可能性のある運用の変更、企業の競争条件への影響、ルールを設計する際の中小企業への特別な配慮の必要性の有無を検討する必要がある。
- 規制が市町村または郡議会に影響を与える可能性がある場合、当局は該当団体へ考慮事項の説明を行う必要がある。

【政府機関の影響評価】

- 規制事項における影響評価に関する規則（Förordning (2007:1244) om konsekvensutredning vid regelgivning）を、影響評価の内容のガイドラインとする。
- 含めるべき項目は【行政当局への規制評価】と同一内容である。

【委員会の影響評価】

- 提案が州、市町村、郡議会、企業、またはその他の個人の費用または収入に影響を与える場合、これらの結果の計算を報告する必要がある。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

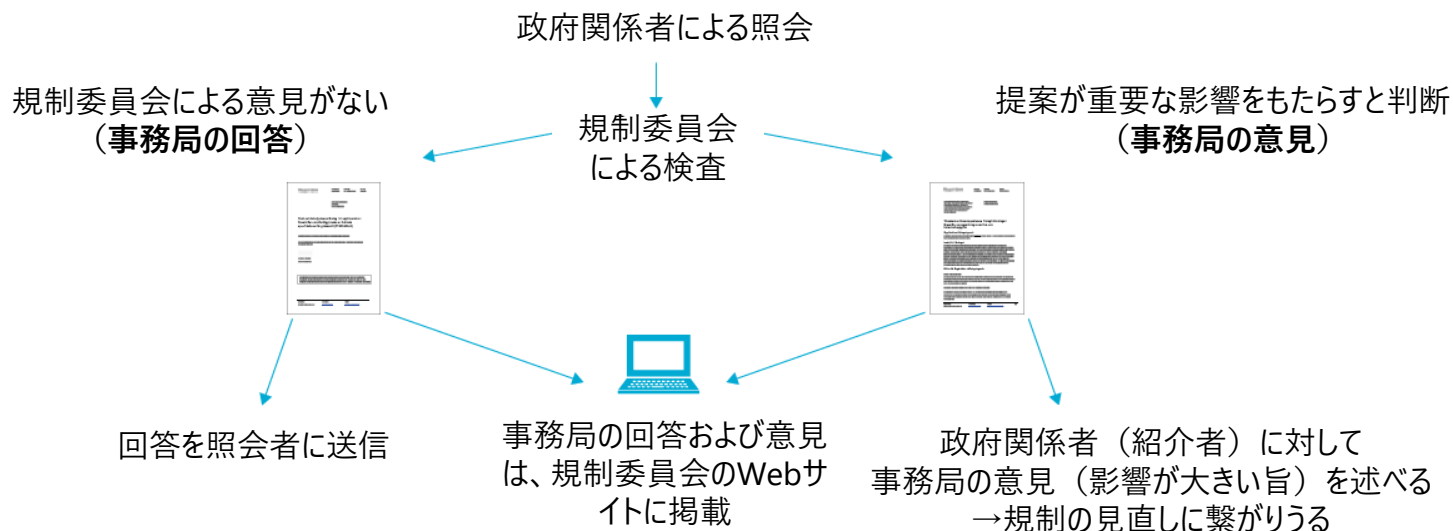
スウェーデン | 規制委員会による規制影響評価の諮問(3/3)

スウェーデン

規制評価

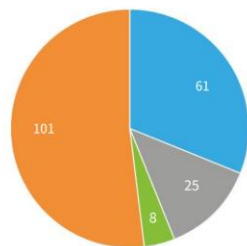
規制委員会による規制影響評価の諮問

手順



実績

- 2023年は、265件の照会を処理した。このうち195件が事務局の意見につながり（74%のシェアに相当）、70件が首相の回答（首相レベルでの見解の整理）につながった（全体の26%のシェアに相当）。
- なお、照会の対象となった265件の内訳は下記の通り。



- 政府機関から照会された覚書およびその他の内部で作成された報告書（61件）
- 委員会によって作成され、政府機関によって照会された委員会報告書（25件）
- 政府機関・行政当局によって作成された報告書（8件）
- 行政当局によって作成され、政府機関への規制の提案を含む照会（101件）

スウェーデン | 簡素化委員会・実施委員会による規制影響評価

スウェーデン	規制評価		簡素化委員会・実施委員会による規制影響評価	
	簡素化委員会（Förenklingsrådet：Simplification Council）		実施委員会（Implementeringsrådet：Implementation Council）	
概要	2024年4月設立 - 簡素化委員会は、規制簡素化の観点から経済界が特に関心を持つ分野を特定し、簡素化措置について根拠があり、具体的かつ準備が整った提案を政府に提出する必要がある。 - 同委員会は、現行のルールの簡素化と、企業が既存の規制を遵守しやすくするためのその他の簡素化措置の両方について提案することができる。 - 委員会は、政府が任命した議長と4人の委員で構成されている。元政府特別調査官や経済団体がメンバーとして入っている。		2024年5月設立 - 実施委員会は、スウェーデン企業の競争力を強化するための政府の活動を支援する委員会として設立された。 - EUの立法プロセスの短縮と、スウェーデンでEUの法的行為が施行される時期の早期化の両方に貢献することができる。 - 実施委員会は将来のEU交渉に関する政府の全体的な評価の重要な部分を形成し、交渉作業前および交渉作業中に重要な知識を提供することができる。 - 議長及び委員は、政府が任命するが、メンバーはとりわけビジネスコミュニティの人々で構成されている。	
特徴	- 簡素化委員会と実施委員会は互いに補完する関係であり、さまざまな立法機関と協力とする。 - 簡素化委員会は、既存のスウェーデンの法律の簡素化に関する提案を政府に提供し、スウェーデンですでに施行されているEUの法律も含まれる。一方、実施理事会は、スウェーデンの法律でまだ実施されていないEU法に関する文書と勧告を提供する点で異なる。			

出所）下記公表資料よりNRI作成
・<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2024/04/nytt-forenklingsrad-ska-minska-foretagens-regelborda/>
・<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2024/05/regeringens-nya-implementeringsrad-ska-starka-svensk-konkurrenskraft/>

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

スウェーデン | 規制サンドボックス（パイロット版）

スウェーデン

サンドボックス

規制サンドボックス（パイロット版）

概要

- スウェーデンプライバシー保護局（Integritetsskyddsmyndigheten：IMY）が個人情報やAI技術を用いた規制サンドボックスを行っている。
- なお、本制度は体系的に確立された制度ではなく、広く募集を行っていないパイロット版であることに留意。

実績

データ保護に関するデータ保護局の規制サンドボックス

- 2022年秋、規制サンドボックスを使用した最初のパイロットを実施。規制サンドボックスに対するIMYのアプローチは、データ保護法の解釈と適用方法に関する詳細なガイダンスを新しい取組を行う事業者に提供するというもの。その後、数か月にわたってワークショップやその他の対話形式の形で、数回にわたってガイダンスが提供された。

「AI法サンドボックス」プロジェクト

- AI法の規制サンドボックスは、EUのAI法に基づき、AIシステムのサプライヤーまたは潜在的なサプライヤーに、革新的なAIシステムが導入される前の限られた期間、開発、トレーニング、検証、テストの機会を提供する管理された環境を提供することで、AIイノベーションを促進することを目的としている。
- 目標は、イノベーターに対する法的確実性を高め、管轄当局による監督の機会を改善し、AI使用の機会、リスク、効果についての理解を促進することにある。
- AI法はハイリスクなAIシステムを提供する場合には、市場投入前にアセスメントを受け、要求事項が課されることとしており、違反した場合には、厳しい罰則を受けることを定めている。ハイリスクなAIシステム等を監視しながら、開発を行うことができる実験環境の整備が求められている。

1. 海外規制改革制度の調査

I デスクトップ調査実施方法

II 調査結果：韓国の規制改革制度

III 調査結果：台湾の規制改革制度

IV 調査結果：シンガポールの規制改革制度

V 調査結果：スウェーデンの規制改革制度

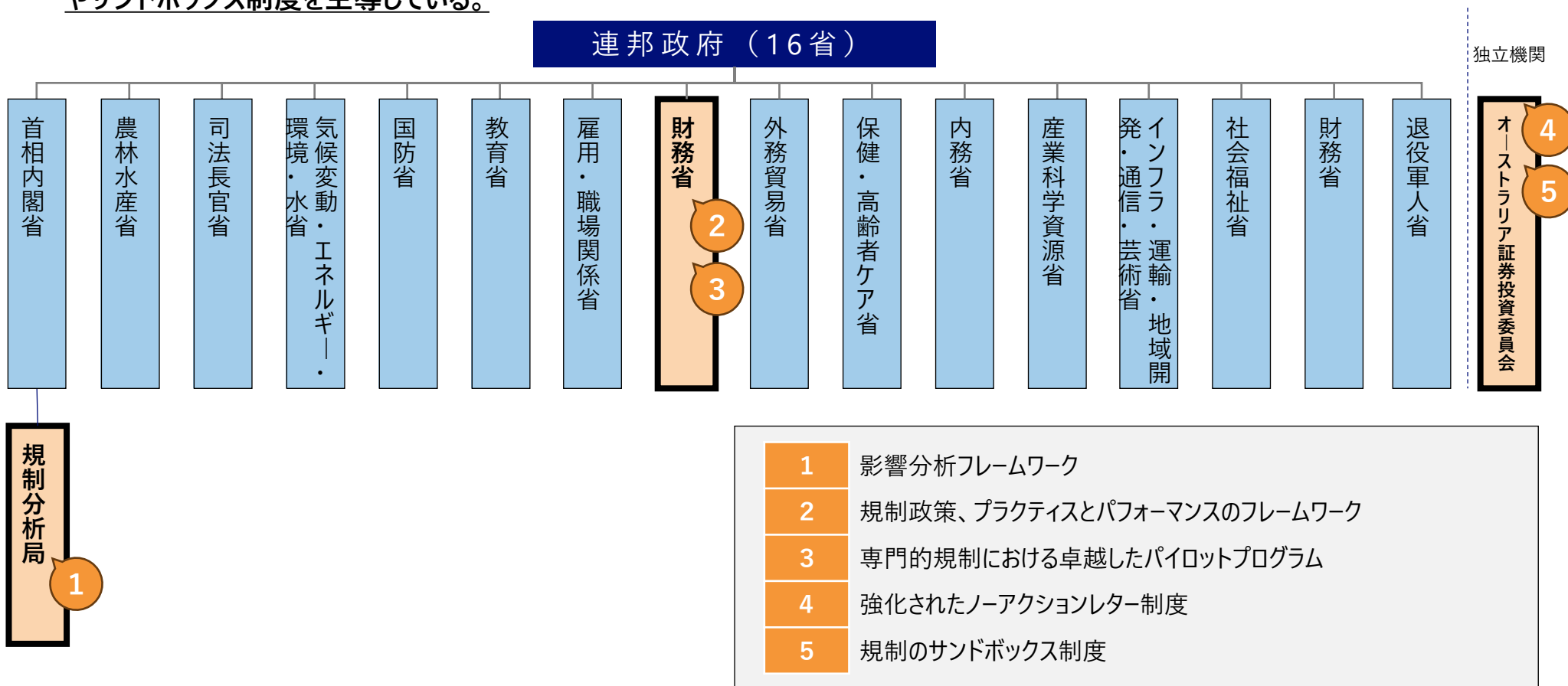
VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリアにおける規制改革行政体系 | 全体像

- オーストラリアの規制政策は、改革・管理を通じて規制の近代化、規制当局のパフォーマンスの改善、デジタル時代における規制の目的適合性の確保、規制に関する失敗の防止、生産性向上を主眼としている。
- 規制分析局が影響分析フレームワークに関するガイダンスの責任を、財務省が規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワークに関するガイダンスの責任を負っている他、オーストラリア証券投資委員会が金融分野の各種規制に関してノーアクションレター制度やサンドボックス制度を主導している。



(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリアにおける産業政策と規制改革制度の位置づけ

- オーストラリア政府は2024年の重点投資プランとして「Investing in a Future Made in Australia」を定めており、「クリーンエネルギーを動力源とするより強力で、より多様で、より回復力のある経済を構築し、より安定的で高給の雇用を創出し、この機会を最大限に活用するために必要な民間部門の投資を奨励し、促進すること」を掲げている。（下記表が重点領域）
- 特に、**【投資の融資と促進】**については、**後述の通りオーストラリア証券投資委員会を中心に規制プロセスの改革を実行している。**
- また、**オーストラリアでは財務省を中心に規制システムに対する総合的かつ協調的なアプローチを提供している。**
 - 2024年1月4日の財務大臣のメディアリリース「官僚主義の削減による経済全体の生産性向上」では、政府サービスの提供におけるデータとデジタル技術の活用拡大など、規制の近代化と規制当局のパフォーマンス向上に重点を置いていると述べている。
- **財務省は、規制当局と独立した規制分析局の両方をサポートし、すべてのオーストラリア国民の利益のために、規制ライフサイクル全体にわたって原則に基づいたアドバイスとガイダンスを提供し、優れたガバナンスと最新のベストプラクティス規制を確立および維持する役割を担う。**

Investing in a Future Made in Australiaで定められた重点領域

投資の誘致と促進	- 投資を誘致し、展開する方法を変えていく。政府は、オーストラリアが必要とする投資を誘致し、可能にするために、投資環境、機関、規制プロセスを改革している。 - また、「Future Made in Australia Act」を制定し、National Interest Frameworkを確立して優先産業を特定し、これらの産業に関連する投資を導く。
オーストラリアを再生可能エネルギー大国とする	- オーストラリアを再生可能エネルギー大国にするために多額の投資を行う。 - より安価でクリーン、かつ信頼性の高いエネルギーの機会を最大限に活用し、ネットゼロへの移行を進めることは、オーストラリアの未来を築く上での基礎となる。
資源に付加価値を与え、経済の安全を強化	重要鉱物は、多くのクリーンエネルギー技術にとって重要な材料であり、重要鉱物の供給量を拡大することは、2050年までに世界の実質ゼロへの移行を支援するために不可欠である。オーストラリアは、重要鉱物を加工・精製することで、サプライチェーンの回復力を高め、資源の価値を高めることができる。
人と場所への投資	2024～2025年予算では、スキル、トレーニング、教育に重要な投資を行い、ネットゼロへの変革によって最も影響を受けるコミュニティと地域に支援を提供する。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 影響分析フレームワーク(1/5)

オーストラリア

規制の影響評価

影響分析フレームワーク

概要

- 規制影響分析（Regulatory Impact Analysis：RIA）は、規制が不当に悪影響を及ぼすことなく意図した目的を達成できるようにするために、規制の影響を評価し、コストと利益を分析することを主眼としている。
- オーストラリアにおける規制影響分析は議会に対する報告義務があり、作成した分析結果を規制影響報告（Regulatory Impact Statement：RIS）と呼んでいる。2022年にRIAとRISは、「影響分析（Impact Analysis：IA）」としてまとめられたため本項では以降IAと呼ぶ。

特徴

- オーストラリアのIAは、OECDより「ベストプラクティスのための国際的なベンチマーク」と評価されている。
- あくまで規制分析局はIAの実施のサポートと提供されたIAの評価を行う立場であり、政策提案の拒否権（門番的役割）を保有していない点は留意が必要である。

政策立案の原則

- 規制分析局はオーストラリア政府に対し、規制政策の意思決定の際の原則を6つ定めている。規制に関するすべての主要な決定（新規規制の導入や既存規制の改定が行われる場合、また時限的に規制を廃止するサンセット制度により廃止される規制が再導入される場合を含む）は、IAの対象である点が特徴的である。
 - 政策立案者は、政府の介入を必要とする公共政策上の問題を明確に示し、問題に対処するために、非規制オプションを含む真に実行可能な様々なオプションを検討する必要がある。
 - 規制はデフォルトのオプションであってはならない。規制または非規制のいずれか、最大の純利益をもたらす政策オプションを選択すべきである。
 - 規制に関するすべての主要な決定は、IAの対象である。
 - 政策立案者は、累積的または重複する規制上の負担が生じないように、影響を受ける企業、コミュニティ組織、個人、および他の政策立案者と真摯かつタイムリーな方法で協議する必要がある。
 - 政策立案者が決定の根拠とする情報は、できるだけ早い機会に公開する必要がある。
 - すべての規制は、その継続的な関連性をテストするために定期的に見直されるべきである。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 影響分析フレームワーク(2/5)

オーストラリア

規制の影響評価

影響分析フレームワーク

規制分析局の役割

- **規制分析局**（The Office of Impact Analysis：OIA）は首相内閣省（Department of the Prime Minister and Cabinet：PM & C）直下に位置する**政策の意思決定から独立した機関**であり、IAのフレームワークの管理を行う組織である。（元々は財務省直下の組織であった。）
- 規制当局の要請に応じて、IAの評価と公開/政策課題のスコップ設定や政策オプションの検討、便益分析などの支援/トレーニングの実施/IAを作成するためのガイダンスの提供などを行う。
- 規制分析局のHPでは、IAの結果の公開の他、分析手法や手順に関するガイダンスや、IAの応募フォーム・テンプレート、トレーニング映像を公表している。

評価項目

- IAでは、評価すべき項目が7つ存在する。

1	解決しようとしている問題は何か	解決しようとしている問題を明確に特定して定義し、利用可能なデータとその制限について説明する。
2	なぜ政府の介入が必要なのか	政府が介入する正当な理由がなぜあるのかを明確に特定し、政府介入がもたらす成功イメージを説明する。
3	どのような政策オプションがあるか	真に実行可能な代替政策オプションの範囲を特定する。
4	各オプションの純利益はいくらになるか	各オプションによって影響を受ける可能性のある事業体を特定し、経済的、社会的、環境的コストと利点を評価する。
5	誰に相談し、そのFBをどのように取り込んだか	相談の目的と目標を説明する。
6	検討した選択肢の中で最善の選択肢は何か	特定されたオプションのうちどのオプションに重きを置いているかを示し、そのオプションがどのように実装されるかを説明する。
7	選択したオプションをどのように実装し、評価するか	政府介入がもたらす成功がどのようなものか、そしてどのように達成されるかについて論じる。

出所）規制分析局HPおよび“Australian Government Guide to Policy Impact Analysis”よりNRI作成

<https://oia.pmc.gov.au/sites/default/files/2024-01/australian-government-guide-to-policy-impact-analysis.pdf>

<https://oia.pmc.gov.au/>

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 影響分析フレームワーク(3/5)

オーストラリア

規制の影響評価

影響分析フレームワーク

手順
(1/2)

概要

プロセス



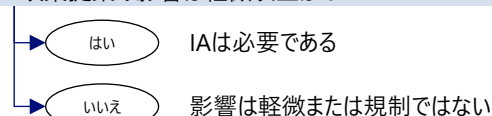
ステップ1 予備評価

影響が軽微以上であるかどうかを、以下の項目に従って規制分析局が評価する。

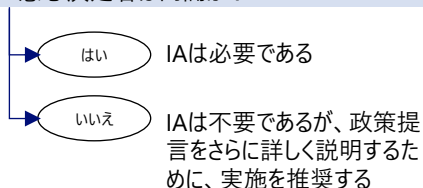
- ❑ 問題の潜在的な規模
- ❑ 提案されたオプションの性質
- ❑ 影響を受ける利害関係者の人数
- ❑ 個人、企業、コミュニティ組織への影響度合い
- ❑ 潜在的なコスト負担や節約額
- ❑ 意思決定者

- ① 規制当局は予備評価フォームを提出し、予備評価を受ける。
- ② 提供された情報に基づいて、IAが必要かどうか、また必要な場合はどの程度の分析深度が必要かを規制分析局が助言する。

政策提案の影響は軽微以上か？



意思決定者は内閣か？



ステップ2 早期評価

早期評価は、上述の7つの評価項目のうち最初の4つを完了し、相談プロセスを計画したときに実行可能。早期評価はオプションであるが、強く推奨されている。

早期評価では、以下の項目を評価する。

- ❑ 提供情報が提案の規模と範囲に対して妥当か
- ❑ 情報は協議や重要な決定（非最終決定）に十分か
- ❑ 利用可能なすべての政策オプションを検討したか

- ③ 7つの評価項目中最初の4つの質問（規制遵守コストの定量化を含む）を完了し、相談プロセスを計画した後に規制分析局へ部分評価を依頼することができる。

オーストラリア | 影響分析フレームワーク(4/5)

オーストラリア

規制の影響評価

影響分析フレームワーク

手順
(2/2)

概要

プロセス



ステップ3 最終評価

最終評価は、7つの影響分析の評価項目に対応しており、副長官または同等の代理人によって承認される。最終評価は、規制政策の最終決定時点または公表前に完了する必要がある。
なお、最終評価は2段階のプロセス(第1段階と第2段階の評価)の2つに分かれており、4つの評価段階に従って評価される。

- Exemplary Practice (模範的な)
- Good Practice (良い)
- Adequate (適切)
- Insufficient (不十分)

- ④ 規制当局は7つの影響分析の質問すべてを網羅したIAを提出する。
- ⑤ 初回パス：5営業日以内に、分析とプロセスの品質について正式なコメントとアドバイスを提供する。

初回パスで改善が求められた場合...

- ⑥ 規制当局は分析内容を更新し、最終評価のために再送信する。
- ⑦ 2回目のパス：5営業日以内に最終評価を提供し、最終的な評価が意思決定者に提供される。



ステップ4 公開

政策または措置の公表後、最終的なIA(プロセス⑥)と規制分析局の評価(プロセス⑦)が公表される。

- ⑧ 規制分析局のHP上の“Published Impact Analyses”というページで、IAとその評価が公表される。
<https://oia.pmc.gov.au/published-impact-analyses-and-reports>



ステップ5 実装後の レビュー

次のいずれかの基準に該当する場合は、実装後レビュー(Post Implementation Review：PIR)が必要である。

- 規制分析局が、当該提案が相当な、あるいは広範囲にわたる経済的影響を及ぼすと評価した場合
- IAが求められていたにもかかわらず未実施/IAのフレームワークの基準を満たしていない(＝不十分)と評価された場合
- 首相の許可により、IAを完了する要件が免除された場合

- ⑧ PIRが必要な場合は、規制分析局よりその旨を通告する。
- ⑨ 規制当局は、規制が当初の目的をどの程度達成しているかに重点を置き、7つの影響分析の評価項目すべてを網羅したPIRを提供する。
- ⑩ 規制分析局が最終評価とPIRを提供する。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 影響分析フレームワーク(5/5)

オーストラリア

規制の影響評価

影響分析フレームワーク

実績

- 2023年、および2024年の10月18日時点の実績を下表に記載する。
- 関係省庁の副長官が影響分析相当 (Impact Analysis Equivalent : IAE) プロセスに基づいて認証することで、IA要件を満たしたとすることができる。規制分析局はIAE認証の品質は評価せず、IAに関する範囲のみを評価する。最終評価まで行ったIAにIAEの件数を加えた「全体的なコンプライアンス」の件数（2024年は13件）が、規制の影響分析の実績数となっている。

タイプ	2023-2024	%	2024-2025 (2024/10/18時点)	%
Insufficient 評価	0/39	0%	0/12	0%
Adequate 評価	14/39	36%	4/12	33%
Good Practice 評価	22/39	56%	6/12	50%
Exemplary Practice 評価	3/39	8%	2/12	17%
IAコンプライアンス	39/39	100%	12/12	100%
独立したレビューとIAE	15	-	1	-
全体的なコンプライアンス(A)	54/54	100%	13/13	100%
例外的な状況(B)	0	-	0	-
規制負担への推定年間影響(C)	\$457 million	-	\$1,925 million	-

A) 独立したレビューとIAEは、全体的なコンプライアンスに含まれる。

B) 例外的な状況とは、IAの完了によって重要な政策の実施が遅れる、真に緊急かつ予期せぬ状況を指す。

C) 正の数字は、規制負担の増加を表す。IAの規制負担は、連邦規制負担測定フレームワークを使用して推定され、10年間に及ぶものと想定される。推定は、最終決定時点で公開されたIAに基づいている。推定される年間影響の合計は、四捨五入のため、この文書の他の数字と異なる場合がある。範囲として提示される規制負担の推定は、規制負担に対する推定される年間影響の合計には含まれない。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク(1/3)

オーストラリア

ガイダンスの提供

規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク

概要

- 規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク(Regulatory Policy, Practice and Performance Framework：RPPPF)は、2024年8月に一連のツールと対象プログラムによって政府全体のフレームワークとして確立され、規制立案者と規制当局が規制環境の変化をより適切に評価し、新たな機会とリスクに継続的に適応できるよう支援するもの。
- 政策立案者は、次の場合にフレームワークの原則を適用することが期待されている。
 - ✓ 規制の必要性を評価する
 - ✓ 新しい政策提案、大臣および内閣の提案を作成する
 - ✓ 規制を設計する
 - ✓ 規制システムの有効性を監視および評価する
- 規制当局は、規制の実施と規制管理を後述の6つの原則に適合させる必要があり、その役割、規制姿勢、特定の立法目的、機能、および環境に合わせて適切に調整することが求められる。

特徴

- 2024年6月11日に1999年公務員法（the Public Service Act 1999）に「スチュワードシップ」の価値が追加されたことを受け、オーストラリア公的サービス（Australian Public Service：APS）に関連する規制当局と政策立案者が、より優れたサービスを提供する有意義な規制改革を推進できるようにするため、本フレームワークが開発された。
- 各機関と緊密に協力してフレームワークの原則を機関の運営に組み込むことで、スチュワードシップアプローチをしている

出所) 下記公表資料よりNRI作成

・<https://www.regulatoryreform.gov.au/sites/default/files/Regulatory-Policy-Practice-and-Performance-Framework.pdf>

・<https://www.regulatoryreform.gov.au/>

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク(2/3)

オーストラリア

ガイダンスの提供

規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク

サポートツール

- このフレームワークは、規制当局のパフォーマンスに関するガイダンス（Regulator Performance (RMG 128)）など、政策立案者と規制当局がフレームワークの目的と原則を達成できるよう支援することを目的とした一連のツールによってサポートされている。
- RMG 128は規制当局がベストプラクティスの3つの原則（1. 継続的な改善と信頼の構築 2. リスクベースとデータ駆動 3. コラボレーションとエンゲージメント）を通じてパフォーマンスを報告することに役立つガイダンスである。
- また、大臣の期待声明（Ministerial Statements of Expectations：SOEs）や規制当局の意向声明（Regulator Statements of Intentions：SOIs）を通じてパフォーマンス目標を設定することや、『2013年公共ガバナンス、パフォーマンス、説明責任法』に基づいて規制当局のパフォーマンス報告を移行することにより、規制の重複を減らし、説明責任と透明性を高めることも期待している。
- なお、SOEsやSOIsの宣言状況は右図の通り財務省のHPに取りまとめられている。

リンク(2025/1/16時点)：

<https://www.regulatoryreform.gov.au/priorities/regulator-best-practice-and-performance/regulator-stocktake>

Home » Priorities » Australian Government regulator stocktake

Australian Government regulator stocktake

The stocktake provides visibility of the spread of regulatory functions across the Australian Government and supports greater transparency on the issuing of Ministerial Statements of Expectations (SOEs) and Regulator Statements of Intentions (SOIs).

Regulatory functions are listed by portfolio with a short summary on regulator function, whether they are internal to a department or an external entity, relevant legislation, regulated community and links to SOEs and SOIs where available.

Found 103 result(s).

Regulator	Type	SOE	SOI
Australian Fisheries Management Authority	External	x	x
Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority	External	☐	☐
Biosecurity	Internal	x	x
Export	Internal	x	x
Illegal logging	Internal	x	x
Imported food	Internal	x	x
Levies	Internal	x	x
Wine Australia	External	☐	☐

出所) 下記公表資料よりNRI作成

・<https://www.regulatoryreform.gov.au/sites/default/files/Regulatory-Policy-Practice-and-Performance-Framework.pdf>

・<https://www.regulatoryreform.gov.au/>

オーストラリア | 規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク(3/3)

オーストラリア

ガイダンスの提供

規制政策、プラクティスとパフォーマンスのフレームワーク

フレームワーク における 規制に関する原則

- 規制が目的に適合していることを保証するため、規制の設計、実装、管理、評価の基準（原則）を下記の通り定めている。

1	ターゲットを絞ったリスクベースアプローチであること	対象を絞り、リスクに基づいて適切なものである必要がある。
2	既存のシステムに統合されていること	適切な場合には、既存の規制システムを統合、活用、改善、近代化することでシステム全体のアプローチを採用する。
3	ユーザー中心であること	ユーザー中心の設計と提供を通じて、人々とビジネスを中心に据えるべきである。
4	証拠とデータに基づいていること	データや入手可能な証拠に基づいており、その有効性とビジネスおよびコミュニティへの影響が十分に理解されている必要がある。
5	デジタル時代を反映していること	デジタルとテクノロジーの能力とパフォーマンスを最大限に活用するとともに、コネクティビティやデジタルリテラシーが低い人々も含めた公平なアクセスを確保する必要がある。
6	継続的に改善し、成果に重点を置くこと	システム全体に渡る管理の実践により規制を評価し、改善すること。規制システムは透明性があり、変化する規制環境や政府、コミュニティからの期待の変化に対応すること。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 専門的規制における卓越したパイロットプログラム

オーストラリア

育成プログラム

専門的規制における卓越したパイロットプログラム

概要

- 専門的規制における卓越性プログラム（Excellence in Professional Regulation pilot program）は、①規制実務の基本プログラム、②規制実務の習得プログラム、③規制システムの主導プログラムという3つの学習プログラムと成果物を提供する施策である。
- 財務省とオーストラリア公務員委員会 (the Australian Public Service Commission : APSC) が共同議長を務め、運営している。
- 政府規制当局の専門能力開発を支援することで、規制当局のパフォーマンス、能力、文化を向上させる取組の一環である。規制当局職員の能力向上と、政府全体での継続的なスキルアップおよび学習プログラムの確立により、ベストプラクティスの規制システムの実現と規制パフォーマンスの向上が促進される。

プログラムの詳細

- 規制実務の基本プログラム
 - 新入社員と現在の規制スタッフに、効果的な規制実務者になるために不可欠なスキル、知識、ツールを提供する。
- 規制実務の習得プログラム
 - 将来有望な規制実務家がキャリアを通じて総合的な能力を身に付け、効果的なリーダーシップと規制管理への道を切り開くことをサポートする。また、専門家として認められる道を見つける機会も提供する。
- 規制システムの主導
 - 規制組織と文化を形成する上級管理職をサポートする。

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | ノーアクションレター制度

オーストラリア 法解釈に係るサポート ノーアクションレター制度

概要	- ノーアクションレター制度（No-action letter）は、オーストラリア証券投資委員会（the Australian Securities and Investments Commission：ASIC）が行っている制度であり、特定の人物に対して、特定の行為に関連する規制措置を講じる意図がないことを表明した書面を提供するものである。 - 事業の促進など、明確な目的がある場合のみノーアクションレターを発行する。
法令	2001年オーストラリア証券投資委員会法(Australian Securities and Investments Commission Act 2001) の第 1 章第2項において、ASICには商業上の確実性を促進し、事業コストを削減し、経済の効率と発展を高める責任があることを規定。
特徴	- ASIC のノーアクションレターは、第三者（検察局長を含む）がその行為に関して法的措置を取ることを妨げるものではない。 - そのため、ASIC がノーアクションレターを発行したとしても、裁判所は依然としてその行為が関連法に違反していると判断した場合、ホワイトカラー犯罪に対する刑事罰を含む罰則を科す可能性があることに留意が必要。
取得方法	- ノーアクションレターの申請は、ASIC 規制ポータルを通じて提出する必要がある。（リンク：https://regulatoryportal.asic.gov.au/） - ノーアクションレターは、ASICが以下の状態において発行を行う。 ✓ ノーアクションレターの正式な申請を受け取った ✓ ノーアクションレターを発行することは明確な目的を果たすと考えられる ✓ 当面、規制措置を講じる考えがない（新たな立法等を行わない）と考えられる
集団ノーアクションポジション	- 集団ノーアクションポジション（class no-action position）とは、ASICが特定の人々にあてはまる状況または行為に関して、何も措置を講じない立場をとること。 - これは、ASICによって開始される場合もあれば、業界または専門家協会がそのメンバーに対してノーアクションポジションを求めるなど、広範なノーアクションリクエストに応じて開始される場合がある。 - ASICがクラスのノーアクションポジションを与えることを決定した場合、ガイダンス形式で公表を行う。なお、ノーアクションレターと同様に、集団ノーアクションの立場を表明しても、ASICまたは第三者が訴訟を起こすことは制限されることはない。

出所）Australian Securities and Investments Commission「REGULATORY GUIDE 108 No-action letters」よりNRI作成

<https://download.asic.gov.au/media/5706637/rg108-published-18-december-2009-20200727.pdf>

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 強化された規制のサンドボックス制度(1/3)

オーストラリア	サンドボックス	強化された規制のサンドボックス制度
概要	2020年9月1日、オーストラリアの金融イノベーションを促進するために、強化された規制サンドボックス（Enhanced regulatory sandbox：ERS）が導入された。 - ERSにより、企業や個人は、オーストラリア金融サービスライセンスやオーストラリアクレジットライセンスを事前に取得することなく、特定の革新的な金融サービスやクレジット活動をテストすることが可能となる。	
特徴	- ERSは、ASICが管理していた従前の規制サンドボックスに代わるものであり、より広範囲の金融サービスと信用活動をより長期間（最長24か月）テストできる。 - 免除は、2020年法人規則（Corporations (FinTech Sandbox Australian Financial Services Licence Exemption) Regulations 2020）もしくは2020年全国消費者信用保護規則（the National Consumer Credit Protection (FinTech Sandbox Australian Credit Licence Exemption) Regulations 2020 (collectively, the ERS Regulations)）に基づいて受けることができる。	
制約	- 強化された規制サンドボックスでテストを行うには、以下の条件を満たす必要がある。 ✓ 提案された金融サービスまたは信用活動のライセンスを取得していない、または以前にテストしたことがないこと ✓ 誠実性、公的便益、革新性に関する最低要件を満たしていること ✓ 24 か月以内のテストを計画していること ✓ 適格な金融サービスおよび商品（※）のみを提供するか、適格な信用活動のみに従事していること ✓ 顧客の総資産が500万ドル以下であること ✓ 特定の商品について、個人の顧客の資産を1万ドルに制限していること ✓ 適切な補償契約があること（専門職賠償責任保険など） ✓ オーストラリア金融苦情処理局のメンバーであること ✓ 開示および行動要件を満たしていること ※適格な金融サービスおよび商品とは、個人または一般的なアドバイスの提供/適格金融商品の取り扱いまたは流通/非現金決済手段の発行/保険の発行（代理店を含む）/クラウドファンディングサービスの提供/消費者への融資であり、その他の金融商品の発行や、独自の管理投資スキームの運営は対象外となる。	

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 強化された規制のサンドボックス制度(2/3)

オーストラリア

サンドボックス

強化された規制のサンドボックス制度

応募方法

- ・ サンドボックスへの申請に関心のある企業は、情報シートである“INFO 248 Enhanced Regulatory Sandbox”を参考に、必要な情報を記載した応募フォームを直接電子メールで送信する必要がある。
リンク：<https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox-ers/info-248-enhanced-regulatory-sandbox/>
- ・ サンドボックスを申請する前に、ASICのイノベーションハブ (innovationhub@asic.gov.au)に連絡をして、非公式の支援とガイダンスを受けることを推奨している。

実績 (現在ERSに参画している企業リスト)

企業名	クライアント	サービス概要	ERS開始日	ERS終了日
ByteFederal Australia Trading Pty Ltd	小売および卸売	・ キャッシュレス機能提供等に関する取引	2024/8/20	2026/8/29
EQUIL Labs Pty Ltd	小売および卸売	・ キャッシュレス機能提供等に関するアドバイスの提供 ・ キャッシュレス機能提供等に関する取引	2024/6/15	2026/6/14
A4 Technology Pty Ltd	小売	以下の金融商品に関するアドバイスの提供： ・ 預金受入機能 (退職貯蓄口座を除く) ・ キャッシュレス機能 以下の申請・取得に関する取引： ・ 預金受入機能 (退職貯蓄口座を除く) ・ キャッシュレス機能 ・ キャッシュレス機能の提供、変更、削除	2024/6/12	2026/6/11

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

1. 海外規制改革制度の調査 VI 調査結果：オーストラリアの規制改革制度

オーストラリア | 強化された規制のサンドボックス制度(3/3)

オーストラリア

サンドボックス

強化された規制のサンドボックス制度

実績
(現在ERSに参画している企業リスト)

企業名	クライアント	サービス概要	ERS開始日	ERS終了日
Subbiefast Pty Ltd	小売および卸売	- 法人のキャッシュレス機能提供等に関するアドバイスの提供 - キャッシュレス機能提供等に関する取引 - 法人自身のキャッシュレス機能提供等の手配に関する取引	2024/2/29	2026/2/28
Finkey Financial Holdings Pty Ltd	小売	期間が4年を超えず、クレジット限度額が2,000ドル以上25,000ドル未満のクレジット契約を提供	2023/9/8	2025/9/7
Odos Group Pty Ltd	小売および卸売	以下の金融商品に関するアドバイスの提供： - 預金受入機能 (退職貯蓄口座を除く) - キャッシュレス機能 以下の金融商品の取引： - キャッシュレス機能の提供等 - 以下の種類の商品に関する金融商品の申請・取得： ✓ 預金受入機能 (退職貯蓄口座を除く) ✓ キャッシュレス機能 - 以下の金融商品の発行、変更、または処分の手配： ✓ 預金受入機能 (退職貯蓄口座を除く) ✓ キャッシュレス機能	2023/8/3	2025/8/2

2. 制度活用事例の調査

【デスクトップ調査】

2. 制度活用事例の調査

韓国 | 産業融合分野の規制サンドボックス制度を用いたエネルギー分野に関連する事例①

事例概要

プロジェクト名	バナジウムイオン電池(VIB)ESS連動型高速電気自動車充電ステーションのデモ		
企業名	スタンダード・エナジー・コーポレーション		
企業概要	- バナジウムイオン電池を開発するスタートアップ企業 - 電池業界の技術革新への取組が評価され、2024年に韓国中小企業規制イノベーション大賞を受賞。		
実施期間	不明（法改正は2023年4月に実施）		
関係省庁	通商産業資源部(エネルギー安全課)	関連法規	1. 韓国電気設備規則 2. 電気事業法施行規則
概要	- スタンダード・エナジー・コーポレーションが開発したバナジウムイオン電池は新しい電池技術であり、正式な許可を取得するために必要な規制がない状況であった。そこで、規制サンドボックス制度を申請し、試験期間の検証データを提出後、許可を得てデモンストレーションを行った。 - サンドボックス応募時の規制状況は下記の通り。 ✓ 電気事業法第67条(技術基準)及び「電気機器の技術基準を定める基準」第4条第298条(特定技術を用いた蓄電装置装置の追加設置の要件)に基づくVIB(バナジウムイオン電池)に関する規制がないため、VIB ESSの性能及び安全性の検証(使用前点検等)ができない。 ✓ 2022年以降は、「電気設備の技術基準の判断基準」の廃止により、「韓国電気設備規則」515号(特定技術を用いた蓄電設備の設備)を遵守する必要があった。		
評価	- 規制のサンドボックス実証特例制度を通じて、世界で初めてバナジウムイオン電池(VIB)技術を使用してVIBとエネルギー貯蔵システム(ESS)を連携させた高速電気自動車充電サービスを推進している。 - 実証後、韓国電気設備規則が改定され、熱暴走の危険が少ないバナジウム系二次電池とフロー電池について、その特性を考慮した施設基準を新設（電解質流出防止、内部食性、換気など）されるなど、サンドボックスを通じて二次電池の種類別特性を考慮した詳細基準を設けられた。		

韓国 | 産業融合分野の規制サンドボックス制度を用いたエネルギー分野に関連する事例②

事例概要

プロジェクト名	電気自動車のバッテリーを再利用した小型のe-Gopang Power Box（充電ステーション）のデモ		
企業名	ヒューレム		
企業概要	・ 新・再生可能エネルギー融合事業、新エネルギー産業、新・再生可能エネルギー発電事業を営む中小企業		
実施期間	不明（法改正は2022年1月～2023年10月頃に実施）		
関係省庁	1. 環境省(資源循環課) 2. 通商産業資源部(国家技術標準庁電気通信製品安全課) 3. 通商産業資源部(エネルギー安全課)	関連法規	1. 電気自動車用バッテリーの返却に関する告示 2. 電気用品及び生活用品安全管理法 3. 電気安全管理法施行規則
概要	- 現行法では、使用済み電池の再利用による安全性が規定されていない中、電気自動車の使用済みバッテリーをエネルギー貯蔵システム(ESS)に活用するためにデモンストレーションを申請。 - サンドボックス応募時の規制状況は下記の通り。 - 電気自動車の使用済みバッテリーの具体的なリサイクル方法(再製造、再利用、物質リサイクル)は整備されているが、再利用バッテリー製品に関する安全性検証制度は未整備 - 法律上、バッテリー(二次電池)は安全性検証制度があるが、使用済みバッテリーに対する安全性検証制度は未整備 - 電気自動車使用済みバッテリーを使用して製作したESSは「使用前検査」が不可		
評価	- 実証を通じて、下記の制度・基準が新設および改正された。 - 廃電池の再使用及びリサイクルを可能とする制度改正 - 電気自動車使用後バッテリーを用いて製造したESSに対する使用前検査に適用できる安全基準を新設 - 再利用電池安全性検査制度施行で不要な規制を解消 - 再利用電池安全性検査制度に関連し、電気用品及び生活用品安全管理法施行令、施行規則を改正 - 再利用電池の安全性検査制度の施行に向けた電気用品及び生活用品の安全管理運用要領の改正及び電気用品の安全基準KC10013の制定		

韓国 | 産業融合分野の規制サンドボックス制度を用いたエネルギー分野に関連する事例③

事例概要

プロジェクト名	電気自動車使用後のバッテリーを活用した独立型太陽光発電街灯		
企業名	デウン		
企業概要	- 太陽光発電およびエネルギー貯蔵システム(ESS)製造会社 2021年には韓国中小企業総連合会の「済州市モデル中小企業」に選定されている。		
実施期間	不明（法改正は2022年1月～2023年10月頃に実施）		
関係省庁	1. 環境省(資源循環課) 2. 通商産業資源部(国家技術標準庁電気通信製品安全課) 3. 通商産業資源部(エネルギー安全課)	関連法規	1. 電気自動車のバッテリー返却等に関する告示 2. 電気用品及び生活用品安全管理法 3. 電気安全管理法施行規則
概要	- 現行法ではソーラー街路灯の電気設備には技術基準がないところ、「使用済みバッテリー」を太陽光発電街灯バッテリーにリサイクルする商品を開発するため、サンドボックスに応募。 - サンドボックス応募時の規制状況は下記の通り。 ✓ 電気自動車使用済みバッテリーの具体的なリサイクル方法(再製造、再利用、物質リサイクル)は整備されているが、再利用バッテリー製品に関する安全性検証制度は未整備 ✓ 法律上、バッテリー(二次電池)は安全性検証制度があるが、使用済みバッテリーに対する安全性検証制度は未整備 ✓ 電気自動車の使用済みバッテリーを使用して製作されたESSは「使用前検査」が不可。使用済みバッテリーの明確な規定がないため、電力源として使用可能かどうか曖昧		
評価	- 実証を通じて、下記の制度・基準が新設および改正された。 - 電気自動車バッテリーの返却に関する告示の改正により廃バッテリーの再使用及びリサイクルが可能に - 電気自動車の使用済みバッテリーを利用して製造したESSに対する使用前検査に適用可能な安全基準を新設 - 再利用電池の安全性検査制度を施行して規制を解消 - 再使用電池の安全性検査制度に関連し、電気用品及び生活用品の安全管理法施行令、施行規則を改正 - 再利用電池の安全性検査制度の施行に向けた電気用品及び生活用品の安全管理運用要領の改正及び電気用品の安全基準KC10013の制定 - 規制特例審査委員会は「電気自動車の普及により使用済み電池の供給が急増すると予想されるため、さまざまな方法で使用可能性を示す必要があり、将来的には使用済み電池関連市場の拡大に貢献することが期待される」と述べている。		

出所) 下記公表資料よりNRI作成

・<https://sandbox.kiat.or.kr/front/pstmng/selectCtlEndLawPage.do?MenuId=8f3a88f25a8a4bee8fb75552e74c5d03>

・<https://www.newsjeju.net/news/articleView.html?idxno=370792>

2. 制度活用事例の調査

韓国 | キラー規制改革タスクフォースに関する事例

事例概要

プロジェクト名	工業団地立地規制の解消		
企業名	ポスコグループ		
企業概要	・ 鉄鋼、素材事業を営む大手企業		
実施期間	タスクフォースの実施は2023年頃		
関係 省庁	1. 通商産業資源部（立地総括課） 2. 国土交通部（産業立地政策課）	関連 法規	1. 産業集積活性化および工場設立に関する法律 2. 産業立地及び開発に関する法律
概要	『工事業団地立地規制の解消』では、企業が工業団地への入居を望んでも業種規制で入居が妨げられる状況を解消するため、製造業中心の工業団地に先端・新産業の入居を許可し、工業団地入居可能業種かどうかを専門家が参加する委員会で迅速かつ柔軟に判断できるようにした。 - ポスコグループでは、光陽製鉄所東莫事業所の港湾や水道などの既存インフラ、事業環境に最適な遊休地や未開拓地を活用し、二次電池材料や水素などの新規事業への投資を検討していた。しかし、現行法では鉄鋼関連事業者しか工業団地に立入できず、政府レベルでの規制改革が必要とされてきた。 - 首相・関係省庁の現場視察を経て、関連法規の迅速な改正と光陽国家工業団地の開発計画の変更に対する支援を実行した。		
評価	- 本TFを通じて既存の法律・制度を見直し、硬直的な入居業種制限の解消、企業の投資障壁撤廃を行った。 - 規制解消により、光陽国家工業団地では関連産業の他に二次電池・水素生産事業も入居が可能となった。既存の鉄鋼と国家のハイテク産業との相乗効果を最大化し、巨大な未来的な産業団地に変えるための基盤を築いたと評価されている。 - ポスコグループでは現地への約4.4兆ウォンの投資を計画。生産による直接的な効果は年間約3兆6000億ウォン、付加価値効果は年間約1兆3000億ウォン、雇用誘発効果は年間約9,000人と試算されている。		

出所）下記公表資料よりNRI作成

・<https://newsroom.posco.com/kr/%ed%8f%ac%ec%8a%a4%ec%bd%94%ea%b7%b8%eb%a3%b9-%ec%8b%a0%ec%82%ac%ec%97%85-%ec%b6%94%ec%a7%84-%ed%83%84%eb%a0%a5-%ec%a0%95%eb%b6%80-%ea%b7%9c%ec%a0%9c-%ed%98%81%ec%8b%a0%ec%9c%bc%eb%a1%9c/>
・<https://korea.kr/briefing/pressReleaseView.do?newsId=156586692>

2. 制度活用事例の調査

台湾 | 金融監督サンドボックスに関する事例

事例概要

プロジェクト名	モバイルID認証による金融口座の開設		
企業名	KGI銀行・中華電信		
企業概要	いずれも大手の金融機関と通信プロバイダー		
実施期間	2018年12月～2019年12月		
関係 省庁	金融監督委員会（FSC）	関連 法規	－（詳細不明）
概要	- FSCに承認された最初のサンドボックスプロジェクトである。 - この実験の目的は、安全で管理された環境で、ローンやクレジットカードの申請時に本人確認を行うために携帯電話番号を使用してよいかどうかをテストすることである。		
評価	- 従前は通帳、クレジットカード、身分証明書により認証していたが、携帯端末を用いて本人確認をする本技術を開発したことにより、銀行がより多くの顧客を吸収し「包括的金融」を促進するのに役立つだけでなく、金融デジタル化のプロセスにおいても有意義であると評価されている。 - FSCはセキュリティ管理基準を改訂し、他の銀行も同様のソリューションを採用できるようになった。 - サンドボックスの成功の要因として、参加者は「サンドボックス開始前にカウンセリングミーティング、関係省庁の複数のユニットを招集して何度もコミュニケーションを行ったこと、サンドボックス開始後にはFSCのフィンテック開発イノベーションセンターや弁護士による丁寧なレビューがあったこと」と語っている。		

2. 制度活用事例の調査

シンガポール | フィンテック規制サンドボックスに関する事例

事例概要

プロジェクト名	ブロックチェーンベースの債券取引所の運営		
企業名	BondEvalue		
企業概要	フィンテック分野のスタートアップ企業		
実施期間	2020年10月にサンドボックスを終了		
関係 省庁	シンガポール通貨庁 (MAS)	関連 法規	－ (詳細不明)
概要	2016年当時のシンガポールには電子債券取引を行うための既存のフレームワークがなかったことから、MASのSandbox Express オプション（迅速な市場投入実験を求める低リスクのビジネス活動を行う企業向けのオプション）を用いて、明確な境界が設けられた実証環境でBondEvalue社のBondbloX（ブロックチェーン債券取引所）の拡張性をテストした。		
評価	- MASにより公認市場運営者 (RMO) として承認された。 - サンドボックス段階だった2020年8月に世界初のブロックチェーンベースの債券取引を、9月にはブロックチェーン上で初のクーポン支払いを成功させた。BondbloXでは、最低20万ドルの通常の債券取引とは異なり、1,000ドルという小額での債券取引が可能となる。これにより市場へのアクセスへの容易性と多様性が向上するとされている。 - ブロックチェーン技術により、取引の透明性とコスト効率が向上する。BondbloXでの決済は通常の2日間の決済サイクルではなく数秒以内に行われるため、投資家の相手方決済リスクが軽減される。 - 紙ベースの取引による詐欺行為を防止するための措置として、シンガポール銀行協会（ABS）は、MAS、Enterprise Singapore（ESG）、会計企業規制庁（ACRA）の支援を受けて、シンガポールの商品融資基準を強化するためのベストプラクティス規範を策定している。		

出所）下記公表資料よりNRI作成

・<https://ctmfile.com/story/bondevalue-gets-approval-to-operate-blockchain-based-bond-exchange-in-singapore>

・<https://www.edb.gov.sg/en/business-insights/insights/how-singapore-s-fintech-regulatory-sandbox-is-helping-fintech-innovators-accelerate-time-to-market.html>

2. 制度活用事例の調査

シンガポール | プライバシー強化技術サンドボックスに関する事例

事例概要

プロジェクト名	安全なデータ連携による異なる管轄区域での金融犯罪の防止		
企業名	Mastercard		
企業概要	大手クレジットカード会社		
実施期間	2022年7月にサンドボックスの実施開始		
関係 省庁	情報通信メディア開発局 (IMDA)	関連 法規	各国の個人情報保護法 等
概要	- Mastercardはサイバーおよびインテリジェンスソリューション事業部門を通じて、マネーロンダリングなどの金融犯罪に対する自社製品の強化を目的としたプライバシー強化テクノロジーの開発を行っていたところで、本サンドボックスプログラムを活用して概念実証 (POC) を実施した。 - POCの内容は、サードパーティのサプライヤーが提供する完全準同型暗号化 (FHE) を活用した、国境を越えて金融犯罪情報を共有するための製品の規制上の課題に関する調査である。 - シンガポール、アメリカ、インド、イギリスの間で、各国の現行規制を遵守しながらの実証を目指している。 - テストデータは、Pythonプログラミング言語を使用して完全にランダムに生成されたデータを用いており、テストデータの生成や検証には実際のデータは使用されていない。また、FHEは、一方の当事者が他方の当事者の質問内容を知ることなく、また、問い合わせ側が基礎データにアクセスすることなく、当事者間でインサイトを共有できることから、このPOCに使用された。		
評価	- 国際銀行口座番号およびそれに関連する情報は、暗号化されている場合であってもシンガポール、インド、米国、英国の個人情報保護法の下で個人情報に相当する可能性があり、国境を越えたデータ転送またはデータローカリゼーションの要件を引き起こす可能性があるという考慮事項に照らして評価された。 - POCにより、MastercardはFHEに将来性があると結論付けた。FHEを利用したAPIによって、便利で効果的なユーザーエクスペリエンスを実現できる一方、FHEキーの管理方法とソースデータの維持方法に対応するために、既存のガバナンスプロセスを更新する必要があるとしている。 - この技術により、組織間および組織内で金融情報が可能になり、その情報の開示と転送に関する規制要件への準拠が保証されるため、マネーロンダリング対策のユースケースや国際組織犯罪グループへの対応に役立つ。 - Mastercardは、POCから得た教訓を活かし、機密性の高いクエリに関するセキュリティ体制を強化して顧客に価値を提供するためにFHEを使用する国内外の一連のユースケースを継続的に検討している。		

出所) IMDA「PREVENTING FINANCIAL FRAUD ACROSS DIFFERENT JURISDICTIONS WITH SECURE DATA COLLABORATIONS」よりNRI作成
<https://www.imda.gov.sg/-/media/imda/files/programme/pet-sandbox/imda-pet-sandbox--case-study--mastercard.pdf>

2. 制度活用事例の調査

シンガポール | プロエンタープライズパネルに関する事例

事例概要

プロジェクト名	個人間の自家用車シェアリングスキームによるシェアードモビリティエコシステムの構築		
企業名	Drive lah		
企業概要	カーシェアリング事業を営むスタートアップ企業		
実施期間	不明		
関係 省庁	1. 貿易産業省（MOT） 2. 陸運局（LTA）	関連 法規	－（詳細不明）
概要	- シンガポールではLTAのPrivate Car Rental Scheme（PCRS）によって個人によるカーシェアリングは週末のみ許可されていたところ、Drive lah社はPro Enterprise PanelのFirst Mover FrameworkとNew Idea Schemeを通じてMOTおよびLTAと協力し、現在の範囲を拡大した場合の影響を検証した。 - 運輸省と陸運局（LTA）から6か月の規制サンドボックスライセンス（さらに6か月延長可能）を取得し、平日にレンタル制度を運営する許可を得た。		
評価	- 本サービスは2019年6月に開始され、6,000人以上のユーザーを獲得し、500台以上の車を登録し、個人所有の車を短期的に貸し出すことができるようになった。試験運用は2021年3月31日まで延長され、その後既存規制の見直しとともにDrive lahは個人間のカーシェアリングのライセンスを取得した。 - 本サービスにより、環境汚染、交通渋滞、自動車所有の削減とともにシームレスな移動手段を提供することが可能となった。 - Tan Wu Meng上級政務官は、「Drive lahのサンドボックスは、新しいモデルを持つ企業がシンガポールで革新し成長することを支援する、より大規模なアプローチの一部である」と評価している。		

スウェーデン | 規制サンドボックスに関する事例

事例概要

プロジェクト名	医療における分散型AI：2つの医療提供者間の連合機械学習プロジェクト		
企業名	Halland州と Sahlgrenska大学病院		
企業概要	—		
実施期間	2020年秋ごろにサンドボックスの実証開始		
関係 省庁	プライバシー保護局（IMY）	関連 法規	情報公開および秘密保持法
概要	2つの医療提供者間の連合機械学習を使用して、最後の入院から30日以内の心不全患者の再入院をより正確に予測することを目的としたパイロットプロジェクト。 2022年秋に規制サンドボックスを導入し、機械学習モデルの共同トレーニングとデータ交換の可能性を評価した。		
評価	- IMYが主導するサンドボックスは、ガイドラインの提供を主眼としている。まず、参加者と協力して、ガイダンスが重点的に取り組むべき法的問題を特定。次に、ワークショップやその他の対話ベースの形式を通じて、数か月にわたって法令に関するガイダンスを提供する。最後に、より幅広い聴衆の学習を促進するために、評価を公開レポートにまとめる、この3段階によって進められる。 - 本プロジェクトはIMYの最初のパイロットであり、パイロットを通じて連合機械学習とそれに関連する法的課題に対する理解を深めることにつながったと評価している。		

2. 制度活用事例の調査

オーストラリア | 強化された規制のサンドボックスに関する事例

事例概要

プロジェクト名	ブロックチェーン技術を活用して暗号通貨と法定通貨の購入を容易にするBNPLのソリューションの構築		
企業名	AtPay Trading Pty Ltd		
企業概要	フィンテック分野のスタートアップ企業		
実施期間	規制の免除予定期間は2023年1月～2025年1月		
関係 省庁	オーストラリア証券投資委員会（ASIC）	関連 法規	－（詳細不明）
概要	- AtPayは分散型金融（DeFi）プロトコルであり、オーストラリアでブロックチェーン技術と暗号通貨を統合するために構築された最初のBuy Now Pay Later（BNPL）プラットフォームである。このプラットフォームにより、店舗は店舗内およびオンライン取引の両方で承認された方法で顧客からの支払いをシームレスに受け取ることができる。 - AtPayはオーストラリア証券投資委員会（ASIC）から付与された「強化された規制サンドボックス」ライセンスの下で運営され、暗号通貨決済/法定通貨決済および法定通貨決済/暗号通貨決済の取引を実証した。		
評価	サンドボックスプログラムは無事終了し、AtPayプラットフォームはオーストラリアで2024年第1四半期に商用リリースされる予定である。また、2024年後半にはGCC地域や北米などの他の管轄区域にも進出する予定であるとのこと。		

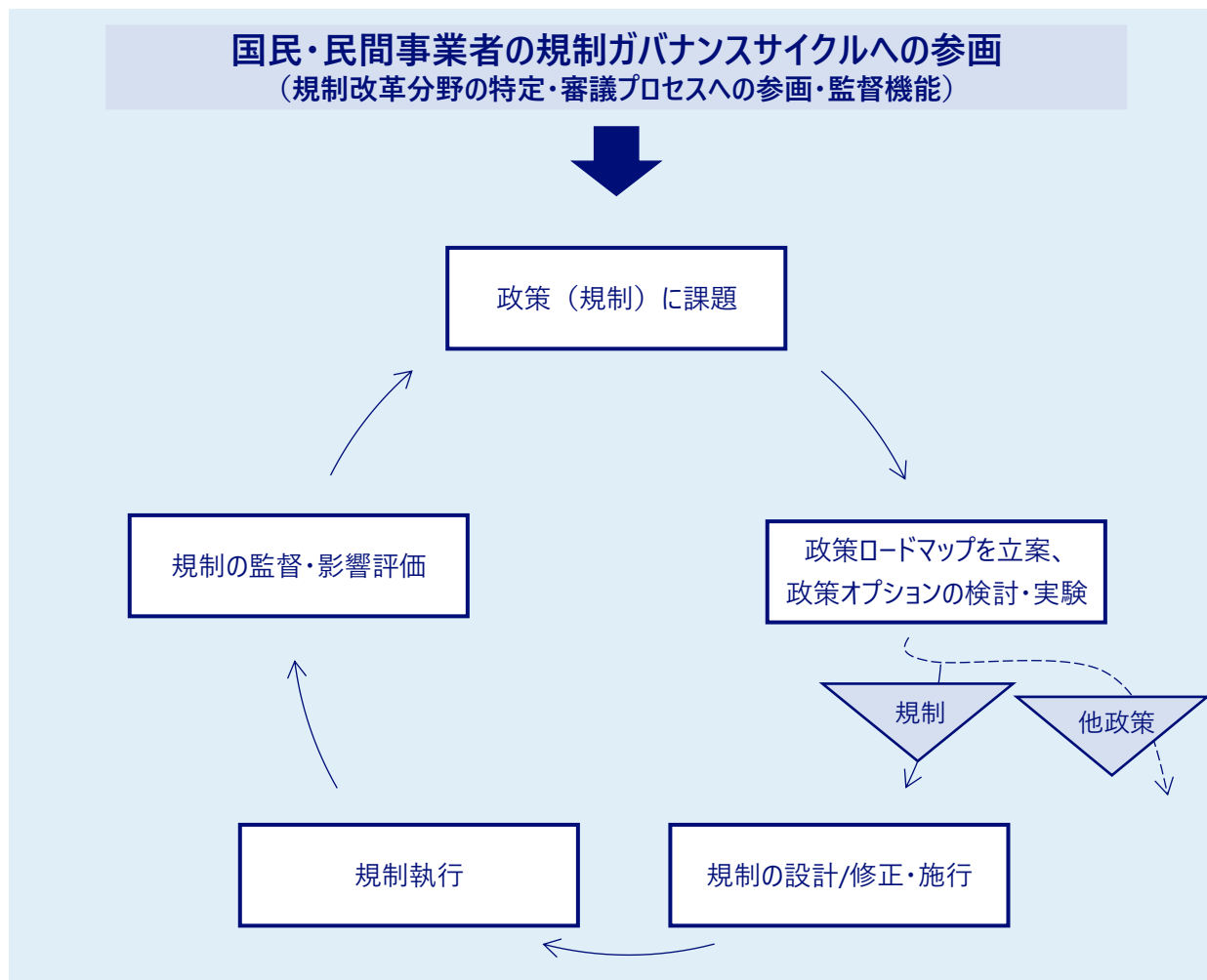
3. 取りまとめ

諸外国における規制改革制度の特徴

- 諸外国で規制改革・よりよい規制を推進する上での、
①規制ガバナンスサイクルを回すための規制改革制度・
②国民・民間事業者が「政策（規制）の課題発見」
を通じて規制ガバナンスサイクルに参画することができるような規制改革制度
が確認された。

- 健康、安全、プライバシー、個人の自由を保護しながら、社会的および環境的課題に対処するのに役立つイノベーションを促進するために、より機敏で柔軟かつ回復力のある規制慣行の確立、規制改革の推進を行うことが求められている。
- 本年度は韓国・台湾・シンガポール・スウェーデン・オーストラリアを対象に、規制改革・よりよい規制を志向する組織や規制影響評価を始めとしたツール等、規制ガバナンスサイクルの各段階で当てはまる政策アプローチを広く探索した。
- 各国の規制改革制度の在り方をみると、市民や民間事業者が規制の審議プロセスに参加することや、政府の協議の結果が明確に公表されるケースがあり、規制に関する議論がオープンに行われることで、政府の信頼と透明性が向上し、より強固な規制ガバナンスの構築に繋がっていることが考えられる。
- 一方、OECDの調査では、代替となる政策オプションを特定するために、プロセスの初期段階で市民と民間事業者と政府が体系的に協議しているOECD加盟国は4分の1未満となっている。さらに、政策立案者の約5分の3は、協議中に受け取ったコメントに対して公に回答していないなど、規制改革の在り方への改善余地が残る状況とされている。

規制ガバナンスサイクルと政策アプローチ



出所) OECD「OECD Regulatory Policy and Governance」および「Regulatory Policy Outlook2021」を基に
NRI作成

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

3. 取りまとめ

調査対象国における規制改革制度の全体像

- 政策アプローチ毎に各国の制度を整理した結果、①日本にない取組*、②各国共通の取組が確認された。
- 本調査では、日本の規制改革制度の在り方に向けた示唆として、【日本にない取組】である民間起点の規制改革推進、【各国共通の取組】である規制のサンドボックス制度・規制影響分析について取り上げる。

政策アプローチ別調査対象国における規制改革制度

分類	政策アプローチ	日本	韓国	台湾	シンガポール	スウェーデン	オーストラリア
民間起点の 規制改革推進	政府回答が求められる 規制改革提案窓口		・ 規制改革新文庫 制度	・ 公共政策オンライン 参加プラットフォーム	観点① 日本にない 取組		
事業者への 規制対応・ 規制改革参画 ツールの提供	法解釈に係るサポート	・ グレーゾーン解消制度 ・ ノーアクションレター 等		・ 新たな規制適応 プラットフォーム			・ 強化されたノー アクションレター制度
	規制に関する アドバイザー支援	・ スタートアップ新市場 創出タスクフォース ・ 内閣官房一元窓口 等				観点② 各国共通 の取組	
	特例措置の創設・活 用／実証環境の整備	・ 新事業特例制度 ・ 国家戦略特区制度 ・ 規制のサンドボックス 制度 等	・ 規制サンドボックス 制度	・ 金融監督 サンドボックス	・ 各規制所管省庁によ る規制サンドボックス 制度 ・ プロエンタープライズパ ネル	・ 規制サンドボックス 制度	・ 規制サンドボックス 制度
規制所管省庁 による 規制改革促進	規制所管省庁に 対する提言・勧告	・ 規制改革推進会議 ・ 新技術等効果評価 委員会 等	・ 規制改革推進団に よる塊規制改革等	・ 投資の障壁を取り 除くための規制緩和		観点② 各国共通 の取組	
	規制の影響評価*	・ 規制の政策評価	・ 規制影響分析 ・ 新設・強化規制審査 等	・ 規制影響分析	・ - (規制影響分析の ガイドラインを提示)	・ 規制影響分析 ・ 規制の簡素化 ・ EU規制の評価	・ 規制分析フレーム ワーク ・ 規制政策、プラクティス とパフォーマンスの フレームワーク 等
	省庁間のネットワーク	・ 規制改革関係府省 庁連絡会議					

* 日本でも、規制改革ホットラインで誰でも規制改革に関する提案を行うことができるが、その提案に対して政府回答が求められ、規制改革推進自体に民間が影響力を持つという点で日本にない取組としている。

出所) 各種公開情報を基にNRI作成

3. 取りまとめ

観点①：日本にない取組 | 民間起点の規制改革推進

- 日本においても「規制改革ホットライン」等、規制・制度の見直しに関して誰でも提案できる仕組みは存在するが、韓国や台湾において、より発展した民間起点の規制改革を推進する制度が確認された。
- 韓国においては、国民・企業・自治体などが規制による懸念事項を直接政府に提案し、規制所管省庁より回答が得られるオンラインのプラットフォームを整備している。この制度は行政基本法という法律に基づいて行われており、省庁の回答が不合理である場合、または、行政環境の変化などで改善の必要性が認められる規制に対して省庁が消極的・慣行的に回答した場合に、規制の存在の必要性などを原点から見直すよう国務調整室から規制所管省庁に要請が行われるなど、規制所管省庁の恣意的な判断の排除に努めている。
- また、台湾においてはプラットフォームを通じて国民・民間事業者より挙げた規制の不備や負担の大きさに関する指摘・規制改革要望に対して、オンラインでの投票を行い、一定以上の票数を得られた場合は所管省庁による対応が行われる制度が存在した。
- 日本においてもプラットフォーム等を通じ、規制所管省庁が国民・民間事業者とより積極的に対話することにより、既存規制の課題を把握しやすくなり、“よりよい規制”の実現に繋がることが考えられる。

民間起点の規制改革の事例

韓国における事例

規制改革新文庫制度

- ・ 規制改革新文庫は、国民・企業・自治体などが規制による経済・民生現場の懸念事項を直接提案し、解決できるオンライン基盤の政府規制改革の窓口である。
- ・ 制改革新文庫制度は「行政規制基本法」第17条に基づいて運営されている。
- ・ 規制改革新文書は「省庁の一次回答→（回答が不十分な場合）国務調整室による再回答の要請→省庁の二次回答」の過程を経ることで所管省庁の恣意的判断を排除し、合理的な規制提案に対して積極的な改善策を設けている。

台湾における事例

公共政策オンライン参加プラットフォーム（公共政策網路參與）

- ・ オープンガバメントを推進するため、国家発展委員会が2015年に公共政策参加プラットフォームを設立し、国民が公共問題に参加するための定期的なチャネルとして、起草段階と実施段階で国民が政策問題について議論し、アドバイスできるようにしている。
- ・ 本プラットフォームは「公共政策へのオンライン参加の実施に関する指示」および「行政院及び傘下機関における参加官の役割の実施に関する指針」に基づいて行われている。

3. 取りまとめ

観点②：各国共通の取組 | 規制のサンドボックス制度の在り方の違い

- 規制のサンドボックス制度は調査対象国全てでその存在が確認され、既存規制の見直しを想定する国がほとんどであったが、制度の主目的は国毎に異なっていた。
 - 日本では既存規制との関係で実施困難な事業について実証を行い、規制の見直しに繋げていくことを主目的とするのに対し、韓国では既存規制の有無により、適用される制度が異なり、既存規制の見直しだけでなく新たな規制・基準の策定を含めた規制の合理化を主目的とする。
 - その他の国では規制の適用を受けない実証環境の提供・新しい事業・サービスを実施するためのライセンス付与・法令に対するガイダンスの提供を主目的としている場合もあった。そもそも新しい事業・サービスがどのような規制に該当するか・規制以外の手段も含めてどのように安全管理を行うべきか、を実証を通じ、確認する意味合いが、既存規制の見直し以上に強いと考えられる。
- 政府や専門機関による支援や審査期間の迅速化、インセンティブの付与等、事業者が活用しやすい制度とするための工夫が各国毎に確認されており、日本においても取り入れる余地があると思料する。

規制のサンドボックス制度の在り方の違い

	日本	韓国	台湾	シンガポール	スウェーデン	オーストラリア
分野	・ 全般	・ 金融 ・ ICT ・ 産業全般 等、合計8分野	・ 金融	・ 金融 ・ 個人情報 等	・ 個人情報	・ 金融
主な実施目的	・ 既存規制の見直し	・ 規制の合理化 (既存規制の見直し・ 新たな基準の策定 等)	・ 規制が免除される 実験環境の提供	・ 規制が緩和される 実験環境の提供 等	・ 規制に関する ガイダンスの提供	・ 事業実施ライセンスの 付与
既存規制の見直し	・ 想定する	・ 想定する	・ 想定する	・ 想定する	(不明)	・ 想定する
所管組織	・ 内閣官房	・ 金融サービス委員会 ・ 科学技術情報通信部 ・ 通商産業資源部 等、合計6省庁	・ 金融監督委員会	・ 金融管理局 ・ 情報通信メディア 開発局 他	・ プライバシー保護局	・ 証券投資委員会
事業者支援	・ 事前の相談受付	・ 事前コンサルティング ・ 迅速な手続き ・ 専門機関による アドバイザー支援	・ 事前コンサルティング ・ 専門機関による アドバイザー支援	・ 資金援助* ・ 公共スペースの貸出* ・ 迅速手続き*	—	・ 専門機関による アドバイザー支援

出所) 各国公開情報を基にNRI作成

*一部のサンドボックス制度に限る

(3) 事業者単位の規制改革制度に関する国内外の実態調査②諸外国の規制改革制度

3. 取りまとめ

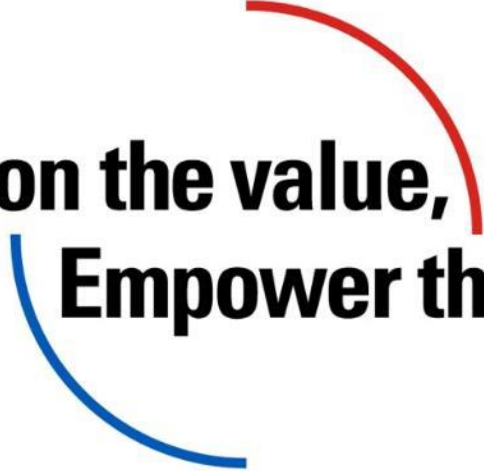
観点③：各国共通の取組 | 規制影響評価の活用状況の違い

- 諸外国では“規制管理”という概念が推奨されており、既存の規制があることを是とせず、規制影響評価、ステークホルダーエンゲージメント、事後評価等の規制管理ツールを有効に活用することで、規制策定・見直しにおける機敏性、品質、一貫性を向上し、“よりよい規制”を目指す姿勢が確認された。
- 特にオーストラリアでは規制管理が重要視されており、規制影響評価の実行を支援する独立組織を行政機関に設置し、各規制所管省庁から集めた規制影響評価を監督・評価・開示することで、策定プロセスの透明性を高めている。また、第三者的立場からのコンサルテーションやステークホルダーの関与が厚いことも、規制影響評価の信頼性を高める要素となっている。
- 日本においても、法令策定時にステークホルダーの関与を強める仕組みの導入や規制影響評価のためのフレームワークやガイドライン等の整備・規制影響評価のガバナンス（実施状況の検証等）により、規制管理の質を高めることで、“よりよい規制”に繋がるのではないかと期待されている。

規制影響評価へのステークホルダーの関与

	体系的なアプローチ				一部の規則あり		枠組みなし
	問題の性質に関する情報の提供 および解決策についての議論を行う ためのステークホルダーの関与		規制案または規則案に関する協議		規制影響評価の文書をパブリック コンサルテーションが可能な状態で公開		事後評価における ステークホルダーの 関与
	主要な法律	下位規則	主要な法律	下位規則	主要な法律	下位規則	
オーストラリア							
韓国							
スウェーデン							
台湾							
シンガポール							
日本							

出所) オーストラリア、韓国、スウェーデン、日本については、OECD「Regulatory Policy Outlook2021」の評価を引用、台湾・シンガポールについては各種公開情報を基にNRIで独自評価



**Envision the value,
Empower the change**